

隠岐の島町地域防災計画

平成 26 年 6 月

隠岐の島町防災会議

隠岐の島町地域防災計画

風水害等対策編

平成 26 年 6 月

隠岐の島町防災会議

目 次

	頁
第1編 総 則	
第1章 計画の目的・性格等	1
第2章 防災関係機関等の処理すべき業務の大綱	4
第3章 地域概況と特性	13
第4章 災害被害想定	17
第5章 防災対策の基本理念	19
第6章 計画の運用等	22
第2編 風水害対策計画	
第1章 災害予防計画	
第1節 浸水・地盤災害等の予防	23
第2節 建築物・公共土木施設災害の予防	28
第3節 農林漁業施設災害の予防	36
第4節 防災活動体制の整備	38
第5節 災害通信環境の整備・運用	42
第6節 広報体制の整備	44
第7節 広域応援協力体制の強化	46
第8節 避難予防対策	48
第9節 救急・救助体制の整備	59
第10節 医療体制の整備	61
第11節 交通確保及び規制体制・輸送体制の整備	62
第12節 防災施設・装備等の整備	66
第13節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備	68
第14節 廃棄物等の処理体制の整備	75
第15節 防疫・保健衛生体制の整備	77
第16節 消防団及び自主防災組織の育成強化	78
第17節 企業(事業所)における防災の促進	81
第18節 災害ボランティア活動環境の整備	83
第19節 防災教育	85
第20節 防災訓練	90
第21節 要配慮者等安全確保体制の整備	93
第22節 孤立地区対策	99
第2章 災害応急対策計画	
第1節 組織および配備動員	101
第2節 災害情報収集・伝達	111

第3節	災害通信	124
第4節	災害広報	127
第5節	広域応援体制	130
第6節	自衛隊災害派遣要請	133
第7節	災害救助法の適用及び災害救助体制	139
第8節	避難活動	144
第9節	消防活動	160
第10節	救急・救助活動	163
第11節	医療及び助産救護	166
第12節	警備活動	169
第13節	交通対策	170
第14節	緊急輸送	175
第15節	浸水・土砂災害対策	179
第16節	ライフライン施設等の応急復旧	183
第17節	要配慮者の安全確保と支援	188
第18節	孤立地区対策	193
第19節	食料・飲料水・生活必需品等の供給	194
第20節	災害ボランティアとの連携・支援	201
第21節	文教対策	203
第22節	廃棄物等処理対策	207
第23節	防疫・保健衛生・環境衛生対策	210
第24節	行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋・火葬	215
第25節	住宅応急対策	218
第26節	農林漁業関係被害の拡大防止	221
第27節	被災者相談	224

第3章 災害復旧・復興計画

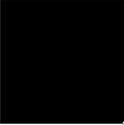
第1節	災害復旧事業の実施	225
第2節	生活再建等支援対策の実施	229
第3節	救援物資、義援金の受入れ及び供給・配分	236
第4節	激甚災害の指定	239

第3編 事故災害等対策計画

第1章 流出油等事故対策計画

第1節	災害予防	243
第2節	災害応急対策	246
第3節	災害復旧	251

第2章 海難等事故災害対策計画	
第1節 災害予防	252
第2節 災害応急対策	254
第3章 航空災害対策計画	
第1節 災害予防	257
第2節 災害応急対策	258
第4章 道路災害対策計画	
第1節 災害予防	262
第2節 災害応急対策	265
第3節 災害復旧	267
第5章 危険物等災害対策計画	
第1節 災害予防	268
第2節 災害応急対策	271
第3節 災害復旧	275
第6章 大規模な火事災害対策計画	
第1節 災害予防	276
第2節 災害応急対策	280
第3節 災害復旧	283
第7章 林野火災対策計画	
第1節 災害予防	284
第2節 災害応急対策	288
第3節 災害復旧	291
第8章 雪害対策計画	
第1節 災害予防	292
第2節 災害応急対策	297
第3節 災害復旧・復興	302
第9章 ライフライン災害対策計画	303
第10章 農業災害対策計画	
第1節 災害予防及び対策	304



第1編 総 則



第1章 計画の目的・性格等

第2章 防災関係機関等の処理すべき業務の大綱

第3章 地域概況と特性

第4章 災害被害想定

第5章 防災対策の基本理念

第6章 計画の運用等

第1編 総則

第1章 計画の目的・性格等

1. 計画作成の目的

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあつて、地域並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

本計画は、災害対策基本法第5条及び第42条の規定により、隠岐の島町防災会議が策定する計画であつて、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害の防止及び被害の軽減並びに災害復旧のための諸施策に関する基本的事項を総合的に定め、もつて防災活動の効果的な実施を図ることを目的とする。

2. 計画の方針

本計画は、本町、関係機関、町民、事業所等がその有する全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町域及び町民の生命、身体及び財産を風水害から保護するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは、不可能であるが、町民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

3. 計画の範囲

本計画においては、町及び消防本部並びに隠岐病院、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他公共的団体等の関係機関、その他防災上重要な施設の管理者、町内の事業所、町民のとるべき措置を定める。県の機関、指定地方行政機関のとるべき措置については、島根県地域防災計画及び各機関で定める防災に関する計画による。

4. 計画の構成

本計画は、風水害災害及び事故災害等を対象とし、以下の構成とする。

- 第1編 総則
- 第2編 風水害対策計画
 - 第1章 災害予防計画
 - 第2章 災害応急対策計画
 - 第3章 災害復旧・復興計画
- 第3編 事故災害等対策計画

5. 計画の内容

本計画においては、以下の事項を定める。

(1) 総則

本計画の基本方針、防災関係機関の業務大綱、本町の特質等、計画の基本となる事項。

(2) 災害予防計画

風水害等の発生に備えて、防災のまちづくりや生活基盤等の安全性強化、防災活動体制や救援・救護体制の整備に係る事項をはじめ、防災教育、広報、訓練等による防災行動力の向上を図る等、災害予防対策についての基本的な計画。

(3) 災害応急対策計画

災害発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、災害救助法の適用の要請等に係る対策、さらには、防災関係機関による各種の応急対策についての基本的な計画。

(4) 災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急対策の他、風水害災害からの速やかな復旧・復興にあたっての基本的な計画。

(5) 事故災害等対策計画

流出油事故、危険物等災害等の事故災害等に係る予防、応急対策、復旧・復興にあつての基本的な計画。

6. 計画の前提

本計画は、町域の防災のうち風水害及び事故災害等に関する災害対策の基本計画であり、本編「第4章 災害被害想定」に掲げる被害想定を前提とする。

7. 地域防災計画以外の計画との整合性の確保等

(1) 他の法令に基づく計画等における防災に関する部分との整合性の確保

町の防災担当部局は、防災の観点から、災害対策基本法第38条に掲げる防災に関連する計画(国土形成計画法に基づく中国圏広域地方計画等)の防災に関する部分と、また同法第41条に掲げる防災に関する計画等(水防法に基づく水防計画等)との整合性を確保するため必要な確認を行う。

また、開発計画等のその他の計画についても、町の防災担当部局は、防災の観点から必要な確認を行う。

(2) 個別法に基づく地域防災計画への記載事項

次に掲げる事項は、個別法の規定に基づき防災計画に定めるべきとされており、本計画に必要な事項を確実に位置づける。

- ① 水防法第15条第1項に規定する洪水予報等の伝達方法等に関する事項
- ② 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害に関する情報の収集等に関する事項

8. 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものである。

国の計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第11条において、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされている。

町は、国土強靱化基本計画における基本目標を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

9. 計画の周知・習熟

本計画は、町及び関係機関の職員に周知徹底させるとともに、特に、必要と認める事項については、町民にも広く周知、徹底する。

町及び関係機関は、平素から危機管理や防災に関する調査・研究に努めるとともに、実践的な訓練その他の方法により、この計画の習熟に努め、災害対策の対応能力を高める。

10. 計画の修正

本計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により随時見直されるべき性格のものであり、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年、検討を加え、必要に応じて修正を加えていく。したがって、防災関係機関は、関係のある事項について町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を町防災会議に提出する。

また、計画の修正にあたっては、国及び県の防災に関する計画との整合性に留意する。

11. 細部計画の策定

本計画に基づく活動を行うにあたって必要な細部については、町の各課及び関係機関においてあらかじめ定めておくとともに、この計画の修正等に応じ見直しを行う。

12. 用語の意義

本計画における用語の意義は、それぞれ以下に定める。

- (1) 計画とは、隠岐の島町地域防災計画をいう。
- (2) 関係機関とは、特段の定めがない場合、本編第2章「防災関係機関等の処理すべき業務の大綱」で示す指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体をいう。

なお、この計画の中では、必要に応じて以下に示すような個別の名称も用いる。

防災関係機関：町防災会議を構成する各機関

医療関係機関：日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、島根県看護協会等

報道関係機関：日本放送協会松江支局、株式会社山陰放送、日本海テレビジョン放送株式会社、山陰中央テレビジョン放送株式会社、株式会社F M山陰等

第2章 防災関係機関等の処理すべき業務の大綱

1. 業務の大綱

(1) 隠岐の島町

町は、町域及び町民の生命、身体並びに財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 島根県

島根県地域防災計画に定めるところによる。

(3) 指定地方行政機関

島根県地域防災計画に定めるところによる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

2. 関係機関の事務

(1) 町

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
隠岐の島町	1. 町防災会議に関する事務 2. 災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施
隠岐の島町消防団	1. 消防及び水防活動 2. り災者の救出及び避難の誘導 3. 非常警戒及び査察 4. 応急災害復旧及び協力

(2) 広域行政の機関

機 関 名	処理すべき防災事務
隠岐広域連合消防本部	1. 火災予防査察及び警戒 2. 消火及び救急、救助活動
隠岐広域連合立隠岐病院	1. 被災者の医療及び助産その他の医療活動

(3) 県の機関

機 関 名	処理すべき防災事務
島根県	1. 島根県防災会議に関する事務 2. 島根県の地域の防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関の処理するものを除く各機関の業務についての援助及び総合調整 3. 災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施 4. 町が実施する災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施等についての指導、援助及び調整
隠岐の島警察署	1. 災害時におけるり災者の救出、救助、避難誘導及び行方不明者の捜索 2. 交通の確保及び規制 3. り災地区の防犯及び警備

(4) 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき防災事務
中国管区警察局	1. 管区内各警察の指導、調整に関すること 2. 広域緊急援助隊の派遣等、警察庁、他管区警察局との連携に関すること 3. 関係機関との協力に関すること 4. 情報の収集及び連絡に関すること 5. 警察通信の運用に関すること

機 関 名	処理すべき防災事務
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非常無線通信の確保(電波法第74条参照) 2. 非常事態における有線電気通信の確保(有線電気通信法第15条参照) 3. 災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与要請 4. 災害対策用移動電源車の貸与
中国財務局 (松江財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の融資 2. 金融機関等に対する特別措置の指示 3. 国有財産の無償貸付等 4. 被災施設の復旧事業費の査定の立会
中国四国厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 独立行政法人国立病院機構との連絡調整(災害時における医療提供)
中国四国農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地・農業用施設等の防護に関すること 2. 農地保全施設または農業水利施設の維持管理の指導に関すること 3. 農産物等に対する被害防止のための営農技術指導に関すること 4. 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材の供給、病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握に関すること 5. 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同利用施設について、災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の再発防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業の査定・調査に関すること 6. 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫資金(農林水産事業)の資金等の融資に関すること 7. 主要食料の供給に関すること
第八管区海上保安本部 (隠岐海上保安署)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 海難救助 2. 海洋の汚染の防止 3. 海上における公安警備 4. 海上災害防止に関する防災思想の普及 5. 海上における安全確保、船舶交通の規制
大阪航空局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における航空輸送の調査及び指導 2. 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
気象庁大阪管区气象台 (松江地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと 2. 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること

機 関 名	処理すべき防災事務
気象庁大阪管区気象台 (松江地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 3. 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること 4. 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること 5. 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと 6. 災害の発生が予想される時や、災害発生時において、都道府県や町村に対して気象状況の推移やその予想の開設等を適宜行うこと 7. 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること
島 根 労 働 局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 産業災害防止についての監督、指導 2. 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払いについての監督指導 3. 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導 4. 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職への斡旋の実施 5. 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施 6. 被災事業主に対する特別措置等の実施
陸上自衛隊出雲駐屯部隊	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害緊急対策及び災害復旧対策の実施
近畿中国森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国有林、公有林野等官行造林地における森林治水による災害防除 2. 国有林、公有林野等官行造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 3. 災害対策に必要な木材の供給
中 国 経 済 産 業 局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2. 電気、ガスの供給の確保に必要な指導 3. 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導 4. 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置

機 関 名	処理すべき防災事務
中国四国産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所掌事務に係る災害情報の情報収集及び伝達 2. 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物またはその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導 3. 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導
中国地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧 2. 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供 3. 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体への勧告、助言 4. 災害に関する情報の収集及び伝達 5. 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 6. 災害時における交通確保 7. 海洋の汚染の防除 8. 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
中国運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2. 輸送等の安全確保に関する指導監督 3. 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 4. 船舶運航事業者に対する航海命令 5. 自動車運送事業者に対する運送命令
中国四国地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等 2. 災害時における環境省本省との連絡調整
中国四国防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関する事 2. 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整

(5) 指定公共機関

機 関 名	処理すべき防災事務
日本郵便株式会社中国支社 (西郷郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3. 被災地あて救助用郵便物の料金免除 4. 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 5. 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便為替の料金免除 6. 為替預金業務及び簡易保険業務の非常取扱い 7. 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 8. 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資
西日本電信電話株式会社 (島根支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気通信施設の防災管理及び応急復旧 2. 緊急を要する電話通話の取扱い
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社島根営業所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
株式会社NTTドコモ中国支社 (島根支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気通信施設、設備の整備及び防災管理 2. 災害非常通信の確保 3. 被災電気通信施設、設備の応急復旧
K D D I 株 式 会 社	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
国立病院機構本部 中国四国ブロック事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療、助産等救護活動の実施
日 本 銀 行	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関すること
日 本 赤 十 字 社 (島根県支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療、助産等救助保護の実施 2. 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3. 義援金品の募集及び配分
日 本 放 送 協 会 (松江支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象等の予報及び警報等の放送 2. 災害応急対策等の周知徹底 3. その他災害に関する広報活動
中国電力株式会社 (隠岐営業所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. ダム施設等の防災管理及び災害復旧 2. 電気供給の確保
日本通運株式会社 (松江支店) 山陰福山通運株式会社 (松江支店) 佐川急便株式会社 (松江店) ヤマト運輸株式会社 (中国支社) 日ノ丸西濃運輸株式会社 (松江支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 陸路による緊急輸送の確保

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき防災事務
隠岐汽船株式会社	1. 海上における緊急輸送の確保 2. 運行船舶の安全管理及び事故対策
株式会社山陰放送 日本海テレビジョン放送株式会社	1. 気象等の予報及び警報等の放送 2. 災害応急対策の周知徹底
山陰中央テレビジョン放送株式会社	3. その他災害に関する広報活動
株式会社FM山陰	
島根県医師会 (島後医師会)	1. 災害時における医療救護活動の実施
島根県看護協会 (隠岐支部)	1. 災害時における医療救護活動の実施
島根県LPガス協会 (島後支部)	1. LPガス施設の防災管理と災害復旧 2. LPガスの供給
社団法人島根県トラック協会 (隠岐支部)	1. 陸路における緊急輸送の確保

(7) その他公共的団体

機 関 名	処理すべき防災事務
土地改良区	1. 水門、水路、ため池、排水機場等の施設の防災管理及び災害復旧
全国農業協同組合連合会 島根県本部	1. 緊急物資の調達 2. 陸路による緊急輸送の協力
隠岐農業協同組合	1. 災害対策用資材及び救助用物資調達の協力 2. 物資輸送の協力 3. 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 4. 被災組合員に対する融資または斡旋 5. 災害時の金融上の措置
漁業協同組合 JF しまね (西郷支所)	1. 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 2. 被災組合員に対する融資または斡旋 3. 水難救助の協力 4. 潮位の観測 5. 漁船の避難指導 6. 災害時における漁業無線による情報伝達 7. 漁船による緊急輸送の実施 8. 油流出等の防除方針決定への参画 9. 油流出等事故による風評対策 10. 流出油事故により被害を受けた組合員の補償請求対策
隠岐建設業協同組合	1. 災害対策用資材等調達の協力 2. 水防、緊急輸送、救助・救出、災害廃棄物の処理、災害復旧対策の協力
隠岐地区海運組合	1. 海上における緊急輸送の協力

機 関 名	処理すべき防災事務
隠岐の島町商工会	1. 被災商工業者への融資の斡旋 2. 物価安定についての協力 3. 救援物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
隠岐島後森林組合	1. 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 2. 被災組合員に対する融資または斡旋 3. 復旧資材の確保についての協力、斡旋
隠岐の島町社会福祉協議会	1. デイサービス通所者の避難及び保護 2. 被災者生活困窮者に対する生活福祉資金の斡旋 3. 高齢者、障害者への対応についての協力 4. ボランティア活動の人材育成についての協力 5. ボランティア活動の受入、連携についての協力
隠岐一畑交通株式会社	1. 陸路における緊急輸送の確保 2. 運行車両等の安全管理及び事故対策
金 融 機 関	1. 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に関する協力
婦 人 会 組 織	1. 避難所における炊き出し及び保育の協力
青 年 会 組 織	1. 緊急物資の調達の協力 2. 避難所への誘導の協力 3. 応急復旧作業の協力

(8) その防災上重要な施設の管理者等

機 関 名	処理すべき防災事務
病院等経営者	1. 負傷者等の医療、助産、救護についての協力
社会福祉施設経営者	1. 被災者の保護についての協力
金 融 機 関	1. 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に関する協力
一般運送業者	1. 緊急輸送に対する協力
指定給排水業者	1. 給排水施設の災害応急対策及び復旧
危険物等施設の管理者	1. 危険物の保全処置
ため池管理者	1. 農業用ため池の防災管理
重要文化財の管理者	1. 重要文化財等の防災管理
LPガス取扱機関	1. LPガスの防災管理と災害復旧 2. LPガスの供給
学校・保育所等	1. 生徒、児童、幼児等の避難保護 2. 応急教育対策及び被災施設の災害復旧 3. 被災者の一時受け入れ等応急措置についての協力
寺院・集会所等	1. 被災者の一時受け入れ等応急措置についての協力 2. 応急教育措置の協力

3. 町、関係機関、町民及び事業所の基本的責務

(1) 町の責務

町は、基礎的な地方公共団体として、町域及び町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、実施する。

また、消防機関、水防団及び自主防災組織等の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、町の有する全ての機能を十分に発揮するよう努めるとともに、消防機関、水防団等は相互に協力しなければならない。

(2) 関係機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、防災業務計画を作成・実施し、町の地域防災計画の実施が円滑に行われるよう協力する。

また、その業務の公共性または公益性に鑑み、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

また、その他公共的団体においても、指定公共機関及び指定地方公共機関に準じた責務を負う。

(3) 町民及び事業所の責務

町民及び事業所の事業者(管理者)は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、町が処理する防災業務について、自発的に協力する。

	基本的責務
町民	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、町民はこの観点に立ち、日頃から自主的に風水害等に備える必要がある。 2. 町民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承等により防災に寄与するように努めなければならない。 3. 町民は、風水害等に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるため、相互に協力するとともに、県及び町が実施する防災業務について、自発的に協力し、町民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
事業所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食料、飲料水、生活必需品または役務を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、災害時においても事業活動を継続的に実施するとともに、町が実施する防災施策に協力するよう努めなければならない。 2. 事業所の事業者(管理者)は、事業の実施にあたり、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

第3章 地域概況と特性

1. 位置

本町は、本土から約80kmの日本海に位置する隠岐諸島の主島である島後全域にあたる。島の外周は、151km、面積は242.97km²である。

2. 地勢

地勢は、傾斜急峻で、総面積の約80%が森林を占めている。島は、ほぼ円形に近い火山島で、隠岐の最高峰大満寺山(だいまんじさん)608mを中心に、500m級の山々が連なり、これに源を発する八尾川(やびがわ)、重栖川(おもすがわ)流域に平地が開けている。周辺の海岸全域は、大山隠岐国立公園に指定され、雄大な海洋風景や急峻な山並み等が風光明媚な景観を醸し出している。

また、隠岐の島町を含めた隠岐諸島は、その地形・地質、独自の生態系、人の営み等が評価され、平成25年9月に世界ジオパークに認定された。

3. 気象

気象は、隠岐の近海を流れている対馬暖流の影響を受け、厳冬以外、まず温暖である。平年において月平均気温は、冬でも3度を下がらず、夏でも26度以下である。

4. 人口・世帯数

人口は、平成22年の国勢調査では、15,521人となっており、昭和50年から4,276人の減少となっている。また、平成17年からは、1,383人の減少となっている。

平成22年の年齢階層別人口をみると、0-14歳は、1,790人(11.5%)、15-64歳は、8,465人(54.6%)、65歳以上は、5,266人(33.9%)となっており、要配慮者等に位置付けられる65歳以上の割合が高くなっている。

一方、平成22年の世帯数は、6,468世帯となっており、平均世帯人員は、縮小傾向にあるため核家族化の進行、独居老人の増加傾向も見られ深刻な問題となっている。また、消火・救助活動等を担う消防団員の高齢化と加入者不足、自主防災組織の結成されていない地区も多く、災害時の対応力が懸念される。

5. 交通環境

町民の多くは、主要な交通手段として自家用車を用いている。また、町内の道路網は、西郷港を起点とし国道485号を中心に内陸部と海岸線を周遊する県道並びに町道により網羅されているが、見通しの悪い道路、未改良区間も多く残っている。

一方、隠岐と本土とを結ぶフェリーと超高速船による海上交通、隠岐空港からの空路交通は、町民の移動手段として、また、産業振興においても重要な役割を果たしている。

6. 生活環境

今日の町民生活においては、電気、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設、コンピューター、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワークは、日常生活に欠かせないものとなってきている。しかし、これらが被災場合には、復旧までに時間を要し被災者の生活に著しい影響を与えることになる。また、二次災害の危険も懸念される。

7. 災害履歴

本町においては、これまでも梅雨末期の豪雨、台風等に伴う災害が発生している。特に、日本海を通過する台風により暴風、豪雨災害が起きたケースがある。

(1) 昭和63年7月豪雨

日本海中部まで北上していた梅雨前線が、オホーツク海高気圧の強まりに伴い、7月10日頃から南下し始め、13日県東部で雨足が強まり、14日には隠岐地方で大雨となり、日雨量は、西郷で204mmを記録した。

(2) 平成3年 台風第17号

台風17号は、9月13日朝沖縄を通過後九州西方海上を北上し、14日5時30分頃長崎市付近に上陸、九州北部を通過して9時30分頃山口県北部に再上陸した後、11時30分頃浜田市付近を通過して北東進し21時に温帯低気圧に変わった。

隠岐地方では、西郷で14日13時30分までの1時間に60mm、総降水量237.5mmの大雨を観測した。この大雨により、旧西郷町を中心に半壊5棟、床上浸水137棟、床下浸水239棟、農作物・農業施設等に大きな被害が発生した。また、この強風により、空・海の交通機関も隠岐便を中心に欠航した。

(3) 平成3年 台風19号

台風第19号は、9月26日12時に宮古島の東海上を通過後東シナ海を北北東に進み、27日16時過ぎに長崎県佐世保市付近に上陸、九州北部を通過して山口県に再上陸した後、大型で非常に強い勢力を保ったまま日本海を北東に進んだ。県内では、浜田で27日18時頃から東の風が強まりはじめ、次第に強風は、東へ移り、その後、台風の通過に伴い風向が時計まわりに変化し28日2時過ぎまで続いた。最大瞬間風速は、西郷50.6m/sを観測し、各地で極値を更新した。

この災害により、県下では、1名死亡の他、各地で79人が負傷した。建物被害は、全壊16棟、半壊103棟、一部損壊が18,321棟に達し、耕地(水田の流出・埋没1a、冠水50a)にも被害が発生した。隠岐汽船が27日午後から欠航、出雲空港でも27日の1便が欠航した。農作物では、水稻の倒伏、果樹の落果など、農業施設では、ビニールハウスの損壊など、大きな被害が発生した。

(4) 平成5年 台風13号

8月30日9時に沖の鳥島の西海上で発生した台風第13号は、9月2日18時には、那覇の北西約110kmの海上にあり、中心気圧925hPa、最大風速50m/sと大型で非常に強い勢力を保ちながら北北東に進み、3日16時前に鹿児島県の薩摩半島に上陸した。その後九州東部をとおり、愛媛県をかすめ広島県福山市に再上陸した後、鳥取県東部から日本海に出て北東に進み、4日21時に秋田県の西海上で温帯低気圧に変わった。

県内では、3日23時頃に県西部が最初に暴風域に入り夜半から未明にかけて最も強まったが強風時間は比較的短かった。一方雨は、3日朝から降り出し、暴風域に入った夜半から4日の朝にかけて強い雨が降り続き、総降水量が東部では、130mm前後、西部では、80mm前後の降水量であったが、隠岐では、140～220mm前後と多く、特に、西郷では、221.5mmを観測した。

台風による大雨や強風により、旧西郷町の八尾川が増水のため溢れて西町吉田地区、八田地区、中条地区などで隠岐島を中心に床上浸水92戸、床下浸水124戸の家屋浸水害が発生した。交通機関では、バス路線が4日旧西郷町で一畑バスが全面運休した。空の便も、隠岐空港で4日の隠岐－米子便が欠航した。また、海でも隠岐航路の高速艇「レインボー」が3～4日の全便、フェリーは、3日午後から4日まで全便欠航した。

農業被害は、水稻が被害の9割を占め、県下の作付面積の45%が被害を受けた。その他、4日未明から朝方にかけて飛来物により高圧線切断、電柱の倒壊などのより松江市や旧平田市、旧五箇村など4市3町村で延べ24,445戸が停電した。

(5) 平成16年 台風18号

台風第18号は、東シナ海から九州西海上を北上し、9月7日9時30分頃長崎市付近に上陸した。その後、北九州市付近から島根県沖を通り、日本海を加速しながら北東に進み、8日15時に宗谷海峡付近で温帯低気圧となった。

この台風により、県内では、死者1人、負傷者の重傷が旧布施村、旧都万村各1人を含む5人、負傷者の軽傷が旧西郷町2人、旧布施村1人、旧五箇村3人、旧都万村2人を含む19人、住家全壊が旧都万村1棟、住家半壊が旧布施村1棟、旧五箇村1棟、旧都万村3棟を含む15棟、住家一部損壊が県内で2,578棟、床下浸水4棟、非住家被害が県内で1,040棟、耕地冠水が県内で87ha、道路損壊が県内で57箇所、河川被害が県内で36箇所、土砂災害の山崖崩れ3箇所、港湾被害が県内で4件、船舶被害が43隻等の被害があった。

(6) 平成19年8月豪雨

日本海の停滞前線上を、熱帯低気圧から変わった低気圧が東進し、温かく湿った空気が入り大気の状態が非常に不安定になったため、隠岐地方では、8月30日夜遅くから31日明け方にかけて猛烈な雨を観測した。特に、30日午後11時30分から31日午前2時30分までの間に、解析雨量では、西ノ島町付近、隠岐の島町付近で1時間120mm以上の大雨となり、また、31日午前1時30分には、隠岐の島町那久（島根県雨量観測所）で1時間131mm、同日午前2時には布施地区で131mmの県内で観測史上最高となる猛烈な雨を観測した。

この大雨により、人的被害は無かったものの、住宅の全壊1棟、半壊15棟、一部損壊7棟、

床上浸水112棟、床下浸水241棟、非住家被害96棟、福祉施設の被害4箇所、公共建物被害9棟、断水7, 540戸、河川被害99箇所、道路損壊が100箇所、橋梁被害が3箇所、港湾被害7箇所、漁船転覆6隻、農地・農業用施設被害401箇所、林道・治山施設被害332箇所など、約70億円にも及ぶ過去最大の被害となった。

(7) 平成22年7月豪雨

6月中旬から7月中旬にかけて、梅雨前線は、九州から本州付近に停滞し、断続的に活動が活発となり、九州から東北地方にかけての広い範囲で大雨となり、局地的に1時間に80mmを超える猛烈な雨が観測された。

町内においては、7月11日の大雨により、町道、農林道、河川など98箇所では被害が発生した。

第4章 災害被害想定

1. 風水害

本計画においては、本町を襲った風水害のうち、近年において最大規模であった平成3年台風19号、平成19年8月豪雨と同程度の豪雨・台風に見舞われた場合を想定の基準とし、風水害対策を講ずる上での根拠とした。

想定される豪雨及び台風の概要・規模は、次のとおり。(被害の概要は、本編第3章及び資料編参照)

想定される豪雨・台風の規模

災害名称	気象概況		
平成3年台風19号 (カゼ台風)	最大瞬間風速・風向	50.6m/s(西郷)WNW	27日23時38分
	最大風速・風向	23.1m/s(西郷)NW	27日23時50分
平成3年9月27日	総雨量	43.0mm	27日～28日
平成19年8月豪雨	時間最大雨量	131.0mm(那久)	31日01時30分まで
平成19年8月30日 ～31日	日最大雨量	105.0mm(西郷)	31日
	総雨量	176.5mm(西郷)	30日～31日

2. 事故災害

本計画において想定する事故災害等の概要及び規模等を以下に示す。

(1) 流出油等事故

過去の流出油事故の事例やタンカー・船舶等の航行状況を踏まえ、海洋、沿岸または河川において、防災関係機関、漁業関係者等官公民の関係者が連携して防除措置を講じなければならぬ程度の量の重油が流出したことにより、漁業資源、海岸、河川管理施設、水道・農業用水等への被害が発生し、または発生する恐れがある場合を想定する。

(2) 海難等事故

海洋において、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難等事故が生じ、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合を想定する。

(3) 航空災害

航空運送事業者の運行する航空機が、隠岐空港周辺、あるいは町域の山林または周辺海域等に墜落炎上したこと等により、多数の死傷者等の発生した場合を想定する。

(4) 道路災害

風水害、雪害、地震その他の災害によりトンネル等の道路構造物が被災し、そのために道路通行車両等が被害を受けた場合、濃霧・着雪等自然現象の急変により衝突が生じた場合、

またはトンネル内で多数の車両が衝突し火災が発生するなど大規模な車両事故が発生した場合で、乗客、道路通行者や沿道住民等に多数の死傷者が発生し、沿道施設等にも被害が生じる程度の事故災害を想定する。

(5) 危険物等災害

危険物や高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発、または毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生した場合を想定する。

(6) 大規模火事災害

島根県地域防災計画(震災編)における地震火災(宍道断層の想定地震による)と同様の規模の火災が生じた場合とし、最も被害結果が大きくなる冬の夕方(午後6時)の出火を想定する。このほか、強風乾燥下のもとでの大規模火事災害についても想定する。

(7) 林野火災

強風、乾燥のもとで、焼失面積が20haを超えるきわめて大規模な林野火災となり、そのために他の都道府県、消防機関、自衛隊等から空中消火活動等の応援を要請し、付近の住民等に避難勧告を出すなどの対応が必要となる程度の災害を想定する。

(8) 雪害

降雪・雪氷により車両の立ち往生し、都市機能の阻害、交通途絶による集落の孤立及び雪崩災害の発生した昭和38年1月や平成18年の豪雪災害を想定する。

(9) ライフライン災害

電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン施設における断線・破損等により、ネットワーク全体の機能の復旧に長時間を要する場合を想定する。

(10) 農業災害

異常気象による日照不足、冷夏、猛暑、水不足等により、農作物や家畜の成育に大きな被害が発生、また、これらにより病虫害が大発生する場合を想定する。

第5章 防災対策の基本理念

1. 防災対策の基本理念

過去に生じた豪雨災害や津波災害、平成23年3月に発生した東日本大震災、近年、全国各地で発生している局所的な集中豪雨による災害、豪雪災害等からの教訓や課題を踏まえ、**災害による人命危機を防止する対策を最優先として推進**するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、**災害時の被害を最小化し被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。**

また、災害対策の実施にあたっては、町、国、県、関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に緊密な連携を図る。あわせて、『自助』『公助』『協助』の考えのもと、町、国、県を中心に、町民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のための自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進するなど、関係者が一体となって最善の対策をとっていく。

本計画では、災害の「予防」「応急対応」「復旧・復興」における対策の基本となる事項を定める。各段階における対策の基本的な考え方は、以下のとおりである。

予防段階	<p>周到かつ十分な災害予防</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害の規模によっては、ハード整備だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせで一体的な災害対策を推進する。 2. 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。
応急対応段階	<p>迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害発生直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。 2. 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
復旧・復興段階	<p>適切かつ速やかな災害復旧・復興</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害発生後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行い、被災者の生活再建、被災地の復興を図る。

2. 計画において重点を置くべき事項

1で示した防災対策の基本理念を踏まえ、本町の地域特性にあった防災対策を推進するため、本計画においては、特に、以下の事項に重点を置く。

(1) 災害に強いまちづくりに関する事項

本町で最も被害の想定される台風時の風水害、地震による津波対策を中心、災害時における被害を最小限に抑え、スムーズな応急・復旧対応につながる災害に強い社会基盤の形成を図ること。

また、災害時の救援活動等による生命・安全を確保するために必要な道路、電力、水(防火水、飲料水)が閉ざされることがないように、ライフライン施設の応急対策を含めた予防措置を整えること。

(2) 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国、県、町間の相互支援体制を構築すること。また、町と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

(3) 町民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

町民や観光客等の円滑かつ安全な避難を確保するため、防災マップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定並びに避難方法の周知徹底、避難行動要支援者名簿の作成及び活用など要配慮者等の安全な避難を図ること、また、大型台風等により甚大な被害が予想される場合は島外への避難も考慮すること。

(4) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。

(5) 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、本計画への地区防災計画の位置付けなどによる町と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること、企業における重要事業の継続に関する取り組みを推進すること。

(6) 住民等の防災意識の高揚に関する事項

災害による被害を最小限に抑えるためには、住民一人ひとりが防災に対するさまざまな知識・情報を把握し、災害が発生した時に適切な対処ができるよう、防災教育・防災訓練等の啓発活動を実施した防災意識の高揚、自主防災組織の育成に努めること。

(7) 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、県及び町は、復興計画の作成等により、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。

第6章 計画の運用等

1. 平常時の運用

各防災関係機関は、平常時において、本計画の目的及び基本方針に基づき、予防計画で定めた防災業務を遂行するとともに、普段の危機管理や防災に関する調査研究、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・研修、防災訓練の実施などを通して計画の習熟に努め、災害への対応能力を高める。

(1) 基本方針及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

町は、各種施策・事業の実施にあたり、当該施策・事業が本計画の基本方針及び災害予防計画に合致したのとなっているかを点検し、必要に応じて施策・事業の修正に努める。

また、町は、町及び防災関係機関の複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行う。

(2) 災害応急対策計画等への習熟及びマニュアルの整備

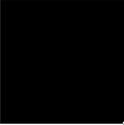
災害時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、その成否は、担当する活動計画への職員の習熟程度によって左右される。

そのため、町及び防災関係機関の職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じた計画運用のためのマニュアルの作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証を行う。また、計画、マニュアルの定期的な点検を行い、点検や訓練から得られた防災関係機関の調整に必要な事項や教訓等を反映させる。

町は、他の地方公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する各種計画の作成、対策の推進を図るよう努める。

2. 災害時の運用

発災時においては、本計画の災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。



第2編 風水害対策計画



第1章 災害予防計画

第2編 風水害対策計画

第1章 災害予防計画

災害予防計画は、災害発生の未然防止や災害の拡大を防止するために必要な事業、施設整備などの災害予防対策について定める。

第1節 浸水・地盤災害等の予防

梅雨、台風時の多雨、集中豪雨、強風などによる河川の氾濫、海岸での高潮、山崩れ、崖崩れ、地すべり、土石流、落石等の土砂災害の発生は、これまでも本町において被害を及ぼしてきた。これらの被害を受けやすい区域について、県が実施する被害防止・軽減のための施設整備に協力するとともに、関係機関や住民への周知、警戒避難体制の整備等の予防対策を実施する。

1. 浸水・波浪・高潮災害の予防

町は、浸水・波浪・高潮災害の防止を図るため、県と協力して予防対策を推進する。

なお、具体的な予防対策については、本計画を踏まえた隠岐の島町水防計画に定めるところによる。水防計画の策定にあたっては、洪水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川・海岸管理者の同意を得たうえで、河川・海岸管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川・海岸に関する情報の提供等、水防と河川・海岸管理の連携を強化する。

(1) 重要水防区域及び危険な箇所の把握、周知

本町における河川等の重要水防区域及び危険な箇所は、本町水防計画に定める。また、海岸における波浪・高潮の危険が予想される箇所等については、県が調査、指定を行っており、その区域・箇所は、**資料編**のとおり。

町は、県が作成する浸水想定区域図、河川等の災害危険性等に関する状況を踏まえハザードマップ等を作成し、町民や関係機関への周知に努める。

(2) 危険な箇所の巡視、監視及び警戒

① 巡視

水防管理者である町長、隠岐広域連合消防本部長は、毎年出水期前に区域内の河川・海岸堤防等の巡視を行う。

巡視にあたっての具体的事項は、町水防計画に定める。

② 監視及び警戒

町は、水防に関する気象予報及び警報等を受けたとき、または洪水の危険が予測されるときは、水防本部員並びに各対策部員に対し常時勤務から非常時勤務に切り替えを命じ、

堤防の監視及び警戒体制につく。

監視及び警戒の具体的事項については、町水防計画に定める。

(3) ダム管理に関する措置

本町の治水及び利水の要望に応えるため、平成12年4月に銚子ダムが運用を開始している。

町は、災害時等において、ダムの管理者より、洪水放流等の通報があった場合は、町の関係機関及び町民に対し迅速に周知できる体制を整備する。

銚子ダム操作規定による放流の際の関係機関への通知先等、また、銚子ダム警報活動は、資料編のとおり。

ダムの名称	所在地	目的	管理者
銚子ダム	隠岐の島町原田	多目的	隠岐支庁県土整備局

(4) 河川及び治水施設、海岸保全施設等の防災措置

- ① 町は、河川等の氾濫、海岸部における波浪、高潮被害に対応できる防災措置として、河川における河道拡幅、築堤、河床掘削等による河道の整備、用排水施設、ため池、樋門、その他水害予防施設の整備を計画的に実施する。また、県が管理する河川及び海岸保全施設の整備、管理について、協力・支援を行う。
- ② 町は、管理する橋梁、堤防等の既存施設の老朽化点検を行い、特に、重要な施設から改修等を計画的に実施する。
- ③ 用排水施設の管理者等は、未然に行う防災措置として、定期的に用排水施設の点検を行う。
- ④ 河川は、時間雨量50mm 相当の洪水に対する治水安全度の確保に努める。
- ⑤ 海岸は、環境にも配慮しつつ、人工リーフ等沖合施設と護岸を組み合わせることで波浪の静穏化を図り、侵食防止と波浪による被害からの防護に努める。
- ⑥ 海岸管理者及び港湾・漁港管理者は、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進する。

(5) 治水施設等の安全対策

河川管理者、海岸管理者、農業用排水施設管理者等は、ダム、堰、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うためのマニュアルの作成、人材の養成を行う。

(6) 水防資機材の点検配備

町は、平常時から備蓄防災資機材の点検補充整備を行い、異常気象等災害の発生の恐れがある場合は、必要に応じて資機材等の現場配備を行う。また、計画的に水防倉庫の整備を図る。

(7) 浸水区域内の要配慮者利用施設等における取り組みの促進

以下に示す施設について、町は、本計画において、当該施設の名称及び所在地を定めるとも

に、当該施設の所有者または管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。(当該施設の名称及び所在地は、資料編参照)

- ① 要配慮者利用施設(主として要配慮者が利用する施設をいう。)で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。

2. 土砂災害の予防

町は、地すべりや集中豪雨による山崩れ、土石流、崖崩れ等の土砂災害を未然に防止し、住民の安全を図るため、土砂災害の恐れがある箇所を中心に予防対策を推進する。

(1) 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の把握、周知

本町における、関係法令に基づき県が指定する土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流および危険区域等)は、資料編のとおり。

町は、これら警戒区域及び危険箇所の把握、関係機関や住民への周知に努め、次の取り組みを推進する。

- ① 国及び県の実施する地すべり区域等の把握のための各種調査に協力し、地すべり防止区域の指定及び対策を促進するとともに、町内の該当区域における巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。
- ② 国が指定し県が実施する砂防指定地及び県の指定する土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険区域等についての資料を整備し、関係地域の住民に対して周知徹底を図る。
- ③ ハザードマップ等を活用し、土砂災害危険箇所の状況、土砂災害の危険性、町の定める避難先・避難路・防災施設等に関する防災情報を関係地域の住民に周知する。

(2) 土砂災害防止工事の促進

町は、県と協力し、土砂災害(急傾斜地崩壊、地すべり、土石流等)の危険度の高い地域について、重要度に応じ計画的に以下にあげる防止工事の実施に努め、土砂災害の防止または軽減を図る。

なお、防止工事は、急傾斜地崩壊対策工事は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者関連施設を優先する。

① 急傾斜対策工の実施

町は、急傾斜地崩壊の危険度の高い区域について、必要に応じ、当該土地所有者、管理者等に対し、急傾斜崩壊防止工事の勧告を行う。また、それらの者が実施することが困難または不相当と認められる場合には、県が工事を実施するなど急傾斜地崩壊対策事業の促進を図る。

また、山腹崩壊危険地区のうち緊急なものについて、保安林指定による立木の伐採等の規制と予防治山事業の促進を図る。

② 地すべり防止工事の促進

国土交通省及び農林水産省(農林振興局・林野庁)所管の地すべり防止区域においては、地すべり等防止法に基づき、重要度に応じ、順次、県において防止工事を実施する。

町は、その防止工事が円滑に推進されるよう、協力する。

③ 土石流対策工の実施

国土交通大臣より砂防指定地に指定された土地に対しては、砂防工事の実施及び土砂災害防止のための立木の伐採、土石の採取等の行為制限がなされる。

町は、県において緊急度の高いものから計画的に実施される土石流対策工事について、その円滑な実施に向け協力する。

また、溪流の侵食が進み土砂の流出の恐れがある溪流については、保安林指定による立木伐採等の規制と土砂流出防止対策工の施工とあわせ森林整備を一体的に行うよう治山事業の促進を図る。

(3) 警戒・避難体制の確立

町は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報または警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定め、必要な事項について住民に周知するよう努める。

- ① 危険度の高い急傾斜地の周辺において、保全・管理に関する住民への指導を実施する。
- ② 必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行う。
- ③ 危険地域の住民に対し、急傾斜地の危険確認3要素『危険な時期、危険な場所、危険な前兆』の早期発見に努めるよう指導するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。
- ④ 特に、危険度の高い地すべり危険箇所、被害が及ぶと考えられる住宅等に対しては、ソフト施策(地すべり監視施設、情報機器の整備等)による警戒体制の確立を、国や県と協力して行い、被害の軽減を図ることに努める。
- ⑤ 県のホームページのマップonしまね及びハザードマップ等の活用により、町民に対する指定区域、危険箇所の啓発に努める。
- ⑥ 大雨警報発表中において、土砂災害について、より厳重な警戒を呼びかける必要がある場合に、松江地方气象台と県が発表する土砂災害警戒情報、これを補足して県が土砂災害予警報システムにより提供する土砂災害危険度情報(資料編参照)を参考として、土砂災害警戒区域ごとの警戒・避難基準を策定し、関係地域の住民等への周知を図る。
- ⑦ 土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報等の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。
- ⑧ 土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊の恐れがある場合の避難先に関する事項等を記載した印刷物(防災マップ等)を作成、住民への配布等により、円滑な警戒避難体制の構築に努める。
- ⑨ 土砂災害警戒区域内に要配慮者等が主に利用する施設がある場合、当該施設への土砂災害情報等の伝達方法についても検討し、円滑な警戒避難体制の構築に努める。

(4) 住宅移転の促進

- ① 急傾斜の崩壊による危険の著しい区域は、災害危険区域として指定し、当該区域内における住宅等の建築制限を行うことについて、住民や関係者に対して周知を図る。
- ② 土砂災害防止法及びがけ条例に基づく既存不適格住宅に対しては、移転促進のための啓発を行い、住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)の促進を図る。
- ③ 土砂災害危険区域内の建築物について、過去の土砂災害の実態等からみて、土砂災害が発生する恐れが急迫していると認められながら、その所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れが大きいと認めるときは、県、関係機関との連絡調整を図ったうえ、各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するために、危険住宅の移転促進に努める。

3. 造成地の災害予防

町は、宅地等の造成に伴う崖くずれ、土砂の流出等崩落の発生を防止するため、以下に示す対策を行う。

(1) 新規開発に伴う指導・誘導

- ① 都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、並びに当該工事の施行に関し、災害の防止についての的確な指導監督を行う。
- ② 各種法令に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を実施する。
- ③ 地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。
- ④ 宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

(2) 造成後の指導等

造成後は、巡視等により違法開発行為の取り締り、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

第2節 建築物・公共土木施設災害の予防

災害時に避難、救護、その他応急活動の拠点となる公共建築物等や、住民生活の基幹をなす電気、ガス、水道等のインフラ施設、道路・橋梁等の交通施設、文教施設等における安全性を確保し、災害の防止対策を推進する。

また、防災的な土地利用の推進、不燃化の推進、防災空間の確保など、災害に強いまちづくりを進める各種事業を推進する。

1. 公共用建築物の災害予防対策

(1) 町及び公共用施設の管理者は、庁舎、消防、警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館等、風水害等の災害時における防災上の応急対策活動の拠点となり、一部避難施設としても利用されるこれらの施設の安全化を図り、機能を確保する。

また、庁舎、災害拠点病院等の施設については、大雨、台風等の浸水に対する予防措置を施すとともに、停電に備えたバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。

(2) 町及び施設管理者は、旅館・ホテル等不特定多数の者が利用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等の浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

2. 既存木造建築物等一般建造物に関する対策

(1) 一般建築物に対する防災指導

町は、県の実施する建築基準法等に基づく指導等に協力し、一般建築物の不燃化、安全化の促進に努める。

- ① 建築確認を受けた建築物等は、その建築物の敷地、構造及び設備について適切な状態に維持する。
- ② 高潮、出水等による危険の著しい区域及び急傾斜地崩壊危険区域のうち危険の著しい区域に対し、県の実施する建築基準法第39条第1項の災害危険区域の指定、区域内の既存建築物に対する防災指導に協力するとともに、住居の用に供する建築物の建築を制限し、災害を未然に防止する。
- ③ 崖崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置を講ずるよう指導する。
- ④ 保安上危険(崖上、崖下等)である、または、衛生上有害である建築物に対し、適正な指導を行う。
- ⑤ 違反建築、無届建築等を見つけた場合は、適正な指導を行う。
- ⑥ 地域地区の指定のない区域についての指定の促進、建築基準法に基づく総合設計制度等の促進、道路位置指定、共同建築等を指導、助長し宅地の計画的な環境整備を図る。

⑦ 老朽化の進んだ既存建築物の安全性向上のため、改修等についての指導を実施する。
 また、これら施設の被害は、地盤高や周辺の河川・斜面等の状態にも影響されるため、風水害等の災害危険の高い区域については、特に、安全対策が必要となる。

(2) 融資制度等の活用による不燃化等の促進

- ① 住宅金融支援機構の融資による中高層建築物及び産業労働者住宅(会社用住宅)等への融資制度を活用し、耐火建築物の建設を促進する。
- ② 特定優良賃貸住宅建設融資利子補給補助事業制度を活用して、民間賃貸住宅の耐火建築物建設を促進する。
- ③ 密集地の老朽化した木造等の既設公営住宅は、建替事業による不燃化を促進する。

(3) 町民等への意識啓発

町は、町民に対し、次のとおり意識啓発を行う。

建築物の不燃化等の必要性の啓発(老朽化した建築物について重点的に実施)	1. 建築確認を通じた、建築物の不燃化等の関係法令に関する普及、啓発 2. 既存建物の改修時における相談 3. 印刷物の配布、防災講習会の実施
危険地域の住宅等の安全性確保のための啓発	1. 崖崩れや浸水等が予想される危険地域の建物や敷地等の安全確保のための措置 2. 崖地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事等の対象とならない住宅の移転促進(助成による誘導措置)
その他、一般建築物の災害予防対策の啓発	1. 建具類の完全固定及びガラスの飛散防止措置を行う。 2. 壁に筋交いを設け、土台、はり、けた、柱等をボルト類の金物等によって補強する。 3. 軽量の屋根にあっては、飛散を防御し、瓦は、棧に釘などで固定する。 4. すでに老朽した建物にあっては、専門家の調査を受け、適切な補強等を行う。 5. 石塀、ブロック塀の倒壊防止措置を行う。

(4) 病院、ホテル等の特殊建築物等の安全化

建築基準法第6条第1項第1号に規定される特殊建築物(展示場等不特定の人が集まる施設、病院、学校、旅館・ホテル等多数の人が滞在する施設や自動車車庫等火災の危険性が高い施設等)について、次のとおり安全化推進のための対策を実施する。

特殊建築物の不燃化等の促進

所有者及び管理者による、敷地、構造及び設備の状況に関する定期的な調査・検査の実施

消防本部等の協力による、「建築物防災週間」における防火点検の実施

年間を通じたパトロールの実施による、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づく防火上、避難上の各種改善等、建築物の安全確保に関する積極的な指導

3. ライフライン施設の安全化

災害時における電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設の被害は、災害等発生後の応急対策活動や町民生活に大きな影響を与える。しかも、ライフライン施設は、線的な施設であるため、ネットワーク全体の機能の復旧には、長時間を要するケースも想定される。

このため、町及び各ライフライン施設管理者は、平常時から災害による被害の未然防止策や被害を最小限に食い止めるための対策などの予防計画を定め、関係施設等の安全性の確保、災害情報の収集・伝達体制の整備、災害応急体制の整備、防災資機材等の整備、防災知識の普及、啓発に係る対策等を推進する。

(1) 電気施設の安全性の確保

町は、中国電力株式会社に対して、災害時における電力供給を確保し、住民の安定を図るため、電力設備について、法令等による巡視、点検の実施等、自主保安体制を強化し、災害による被害の未然防止に努めるよう要請する。

(2) LPガス施設の安全性の確保

町は、LPガス取扱事業者に対して、災害予防のため、LPガス施設について安全性に配慮した整備を行うとともに、日常より定期点検等の実施、応急資機材の整備等を行い、自主保安体制の強化に努めるよう要請する。

- ① ガスボンベの転倒防止対策の推進
- ② 安全器具の普及促進
- ③ 二次災害防止のための消費者に対する周知啓発活動(災害発生時の初期防災活動について記したパンフレット等の配布等。特に、高齢者には、わかりやすく周知する。)

(3) 上水道・下水道等施設の安全性の確保

町は、災害時においても、住民に安全で良質な水の安定供給を確保し、また、下水道等の機能を保持して安全で衛生的な生活環境を確保するため、施設の保守・点検に努めるとともに、施設の安全化対策の計画的な推進に努める。また、応急給水を円滑に実施するための体制整備に努める。

上水道及び下水道等施設の安全化対策は、次のとおり。

- ① 上水道及び下水道等施設の重要構造物について、安全性の診断等により老朽度等を把握し、安全性の低い施設の補強、増強等に努める。
- ② 経年化した送水管・配水管、下水管の更新を計画的に進める。なお、更新に際しては、震災対策も鑑み、耐震性のある管路への取り換えを進める。
- ③ 情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の整備に努める。
- ④ 避難所等の防災上重要な拠点においては、関係部局と連携して、非常時の給水機能の確保策を検討する。

(4) 電気通信施設の安全性の確保

各電気通信サービス事業者は、公衆通信役務を提供している重大な使命に鑑み、関連会社等とも協力し、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信の確保ができるよう、平常時から、停電対策、ネットワーク障害に即応できる体制と連絡網を整備し万一に備えるとともに、災害対策用設備、復旧資材及び予備品の確保等の自主保安体制の強化に努める。

(5) 災害情報の収集・伝達体制の整備

町及び各ライフライン施設管理者は、災害発生時に、被災の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集し、防災関係機関等へ伝達できるよう、災害情報の収集・伝達体制の整備に努める。

(6) 災害応急活動体制の整備

町及び各ライフライン施設管理者は、以下の取り組みを推進し、災害応急活動体制の整備に努める。

- ① 災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設営要領等を整備する。
- ② 災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続することができるよう、あらかじめ事業継続計画(BCP)の策定に努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努める。
- ③ それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルの作成に努め、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(7) 資機材の整備

町及び各ライフライン施設管理者は、次の取り組みを推進し、災害に備えた資機材の確保を図る。

- ① 災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。
- ② 資機材等の輸送計画を策定するとともに車両、船艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。
- ③ 資機材等の数量を常に把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。
- ④ 資機材等の規格の統一を推進するほか、他機関と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。
- ⑤ 公共用地等の中から災害対策用資機材等の仮置場の候補地を選定し、災害時における借用確保の円滑化を図る。

(8) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

町及び各ライフライン施設管理者は、防災訓練や広報紙の活用等様々な方法・機会を通じ、防災知識の普及、啓発に努める。なお、県、警察、消防等、外部の防災関係機関の防災訓練にも積極的に参加するよう努める。

4. 交通施設の安全化

町は、ライフラインとして多様な機能を果たしている交通施設の災害時の安全性を確保し、災害時の避難及び緊急物資等の輸送等に支障が生じないよう、県と協力しながら予防対策を推進する。

(1) 道路施設の安全確保

幹線道路（緊急輸送道路等）対策

災害時における円滑な交通を確保するため、町域の国道、県道等で構成される緊急輸送道路については、それぞれの管理者において、防災性、安全性の強化による道路整備を促進する。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

町道対策

(ア) 点検調査の実施

町道は、地域の生活道路であるとともに、国・県道等の幹線道路を補完するものである。

町は、重要経路を最優先として、国・県道に準じた耐震、災害防止点検調査の実施に努める。

(イ) 災害時における円滑な道路交通の確保

町は、災害時における円滑な道路交通の確保を目指し、次の整備を推進する。

- (a) 道路の整備（狭あい区間等の整備）
- (b) 落石等通行危険箇所対策
（日常点検の実施、緊急性の高い箇所から順次法面防護施設等の整備）
- (c) 橋梁等の整備（点検の実施、安全性に問題のある施設の補強）
- (d) トンネルの安全対策（安全点検調査、補強対策工事の実施）

農道及び林道対策

農道及び林道は、地域の生活道路としても使用されている。このため、町は、地震や豪雨による被害を未然に防ぐため、法面崩壊、土砂崩壊、落石等について防止施設の設置を進める。

(2) 港湾施設の安全確保

西郷港は、大規模な災害により被害が発生したときに救援物資や災害復旧の建設機械、または資材の受入れ、管理、仕分け、搬出及び積み替え等を行う海上輸送基地としての役割を果たす必要がある。

また、甚大な災害が発生、または発生する恐れがある場合に、町民や観光客等をフェリー等で島外に避難させる際の輸送拠点となる港である。

西郷港では、県による岸壁前出しによるふ頭用地の拡大整備が行われたが、町は、県と協力し、引き続き西郷港の防災機能の強化を図るための各種施設整備を行うとともに、町民や観

光客等を迅速かつ円滑に避難させるための避難計画についても、隠岐汽船株式会社の協力のものと策定しておく。

(3) 漁港施設の安全確保

漁港管理者は、漁港区域施設の防護と漁船の擁護を目的として、防波堤や護岸等の工事、漁船の安全を確保するための泊地の浚渫拡張、船揚場の建設等に努める。

また、波浪災害等が発生したときに、現有の岸壁及び防災広場(野積場等)を利用し、避難救助、海上輸送等に供用できるよう、必要に応じて安全性を点検し、補強工事等の対策を実施する。

(4) 空港施設の安全確保

隠岐空港は、災害時の救助物資や復旧資材・人員の受け入れ基地としての役割を果たす必要がある。そのため、県は、現有施設の安全性点検を実施し、安全の確保と災害予防措置に努める。

5. 文教施設の安全化

(1) 学校・教育施設等の安全性の確保

- ① 学校・教育施設等は、災害時の避難所として指定されている場合が多いため、避難所としての防災機能・設備の充実に努める。
- ② 平常時から防災に関する計画を立て、防災体制を整備しておく。特に、地域の実状等に応じ、教職員の参集体制、初動体制、避難所の運営に係る体制等について考慮する。
- ③ 休日や夜間等の管理は無人化していること等を考慮し、鍵の受渡し等の方法等について事前に学校・教育施設、地域等と所管課との間で定めておく。

(2) 文化財の保護

指定文化財の保護管理者は、国指定・県指定ともにその所有者、または管理者の責任において行う。各保護管理者が行う対策は、次のとおり。

- ① 国・県・町指定建造物及び登録文化財等の歴史的建造物は、建造物自体が老朽化しているものが多いので、計画的に修理を推進する。また、耐震診断を進め、状況把握するとともに、必要に応じて耐震補強を実施する。
- ② 町は、消防本部及び保護管理責任者と協議し、消防訓練の実施等により災害予防体制を整えるとともに破損・腐朽等により早急な修理を要する場合にあっては、その手続き・方法等について適切な指導を行う。
- ③ 石垣、墓所等の被災しやすい史跡については、日常的な管理の徹底と計画的な整備を行う。
- ④ 樹木等の災害に弱い天然記念物については、日常的な管理やパトロールの実施に努める。
- ⑤ 災害に伴う出火による焼失を防ぐため、防火、消火装置の設置に努める。

⑥ 町は、古文書等の貴重な資料については、その所在を計画的に調査し、災害等に対応できるように記録しておく。

⑦ 映像及び写真等を用いて、災害前の文化財の状況を詳細に記録しておく。

隠岐の島町文化財保護条例の規定(資料編参照)に基づき、町指定有形文化財の管理または修理に多額の費用を要し、所有者がその負担に堪えない場合等の事情がある場合には、町は、予算の範囲内で補助金を交付する。

6. 火災の予防

火災に対する災害予防については、隠岐の島町消防計画の定めるところによるほか消防関係法令に基づき実施するものとし、特に、火災予防査察を強力に進め、かつ防火知識の普及を図るとともに、以下に示す対策を推進し、火災による災害防止に努める。

延焼遮断帯等の整備	1. 広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図る。
消防水利・防火水槽等の整備	1. 消防力の基準等に照らし、消防施設等充足状況を勘案するとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。
その他防災事業	1. 火災時の効果的な消防活動が可能になるように、消防活動路の確保について検討する。 2. 公園や防災活動拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

7. 危険物に対する災害予防

火薬類、高圧ガス、石油類等の危険物による災害予防対策として、次の措置を講ずる。

(1) 予防査察等の強化

消防本部は、危険物の製造所、販売所、貯蔵所、取扱所等の施設及び消費場所における取り扱いの基準適合を検査するため、随時保安検査、立入検査を実施し、危険物災害の予防、指導、取り締りを実施する。

町の地域の危険物規制対象数、高圧ガス関係事業所数、火薬庫数は、資料編のとおり。

(2) 自主保安体制の確立

消防本部は、危険物関係事業者に対し、その取り扱い及び施設整備が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ維持するための自主保安体制を確立させる。また、従事者に対する指導の強化を図る。

- ① 定期自主検査を行い、必要事項を保存
- ② 防災設備の維持管理、整備及び点検
- ③ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

④ 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

(3) 予防教育の徹底

消防本部は、危険物の製造所、販売所、貯蔵所、取扱所等の保安責任者及び取扱者に対し、保安教育の講習を実施する等資質の向上を図る。

8. 防災空間の確保

町は、県や関係機関及び関係住民等と協力し、道路、公園・緑地・空地等のオープンスペース等の整備・確保等に努める。

(1) 道路の整備

- ① 多重性・代替性の確保が可能となるような災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。
- ② 避難所や広域避難地に通じる避難路については、沿道の安全化や道路拡幅等の整備、避難場所への誘導標識等の整備に努める。

(2) 道路、公園・緑地・空地等のオープンスペース等の整備・確保

火災時の延焼遮断帯ともなる道路、遊休地を活用したポケットパークや緑地の整備等により、防災空間を確保するよう努める。

(3) 災害に強いまち形成への取り組み推進

- ① 安全で良好な市街地の形成に向け、住民等のまちづくり活動の活性化を図る。
- ② 住民との協働による災害危険度等調査、住民等のまちづくり活動の支援、道路・広場等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備、避難地・避難路周辺等の建築物の不燃化といった多様な市街地整備事業を重層的に実施し、防災構造化対策に努める。

9. その他の公共土木等の安全化

(1) 擁壁の安全化

町は、道路面に設置された擁壁について、適宜、道路防災総点検等を実施し、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講じる。

宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全指導に、町は協力する。

第3節 農林漁業施設災害の予防

農林水産物や農林漁業関連施設の被害を防止するために必要な対策を実施する。

1. 農地・農業用施設の災害防止対策

農地、水路、ため池等の災害は、農地、農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想される。このため、町は、関係機関と協力し、老朽化施設等の整備促進と、適切な管理を図る。

また、農地、農業用施設の災害発生を未然に防止し、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて農地の保全に資するため農地防災事業の推進を図る。

(1) 農業用施設に対する措置

老朽ため池の点検・補強改良

(ア) 農業用ため池は、決壊した場合下流に与える影響が大きいため、町は、「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」を参考に、適正な管理をため池管理者に対し指導する。

(イ) 町は、老朽化し、安全性に不安のある農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を行い適切な維持管理に努める。

(ウ) 町は、決壊した場合に甚大な被害が発生する概ね貯水量5,000m³以上かつ被害想定概ね10戸以上のため池については、警戒ため池として、特に、監視・点検に取り組む。また、ハザードマップ等を作成し、住民等に配布する。

農業用水利施設の機能保全

農業用水利施設は、豪雨時に機能低下または突発的な機能不全によって、農作物、家屋及び公共施設に被害を及ぼす恐れがあることから、町は、施設の機能診断調査、評価、劣化予測、コスト算出・比較などを行い、農業用水利施設の計画的・効率的な機能保全を図る。

農地保全

町及び関係機関は、急傾斜または特殊土壌地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤の整備を図り、降雨による土壌の流失や崩壊を防止する。

農業用施設の補強

町及び関係機関は、ハウス、農舎、その他共同利用農用施設等について、最小限に災害を防止するため補強の措置に努める。

2. 林地・林業用施設の災害防止対策

町は、風水害等による林地、林業用施設の被害を防止するために必要な対策を実施する。

(1) 山地治山事業の推進

① 町は、県、関係機関と協力し、山腹崩壊地、草木の生えない山、浸食されたりし、異常な堆積をしている溪流等の荒廃山地を復旧整備し、災害の防止及び軽減を図る復旧治山

事業を進める。

- ② 地質、地形、気象条件等によって荒廃しつつある林地または山腹の崩壊の恐れがある箇所及び溪流の浸食によって土石流が発生し、人命、財産に被害を与える恐れのある山地災害危険地区のうち、緊急のものについて、予防治山事業を進める。
- ③ 荒廃地等山地災害危険地区の集中した地域や、水土保持機能の高度発揮が重要とされる地域における森林整備、荒廃地の復旧等を総合的に進める。
- ④ 既設工作物は、点検を実施して、亀裂や洗掘に対しては、早急に補修し、施行地の管理を図る。
- ⑤ なお、これらは治山事業として危険度の高いものから逐次計画的に実施するが、地域住民に対しても防災意識の高揚を図るとともに、日頃から地域住民自らが行う防災施設の点検等の予防保全対策を支援し、自主防災組織の育成強化を進める。

(2) 森林の整備

森林は、豪雨災害等に対し、土砂の流出を防止する等大きな役割を果たす。このため、町は、関係機関と協力し、間伐等森林施業を実施する。

3. 漁業用施設の災害防止対策

町及び関係機関は、風水害等による漁業用施設等の被害を防止するために必要な対策を実施する。

(1) 漁港の防護対策

本章第2節 建築物・公共土木施設災害の予防を参照。

(2) 漁場、漁船等の災害予防

- ① 風波などによる被害をうけやすい陸揚施設については、漁業協同組合等の管理者に対する各種指導により防災対策を実施する。
- ② 人工漁礁漁場については、波浪や汚濁水、土砂等の流入による被害が発生する恐れがあるため、防災を考慮した整備を図る。
- ③ 漁船については、風波によって流出や損傷を受ける恐れがあるため、漁港施設による防災対策に加え、台風等の気象情報に注意しつつより安全な港への避難や係留方法の点検・補強などの防災対策を指導する。

第4節 防災活動体制の整備

町及び防災関係機関は、災害時の効果的な応急対策を実施できるよう、防災組織・体制を整備する。特に、災害時の災害対策本部及び初動体制の確立、県、防災関係機関相互の連携体制及び広域応援体制の整備、災害救助法等の円滑な運用体制等を整備する。

1. 防災組織・体制の整備

(1) 初動体制の整備

① 動員計画の策定

町及び防災関係機関は、災害時における職員の動員計画を定める。なお、動員の系統及び動員順位、連絡方法等について具体的に計画する。

② 非常参集体制の整備

町及び防災関係機関は、非常参集体制を明確にし、災害実情に応じた職員の非常招集体制の整備を図る。

(ア) 事前に職員各自が参集基準を把握し、携帯電話の電子メール配信により招集対象職員が迅速に参集できる体制の整備を図る。

(イ) 参集途上における情報収集伝達手段の確保等について検討する。

(ウ) 交通の途絶、職員または職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

③ 応急活動マニュアル等の習熟

町及び防災関係機関は、災害発生時に講ずべき対策等を時系列的、体系的に整理した応急活動マニュアル等を作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い習熟に努める。

なお、応急活動マニュアル等は、適宜、見直しを行い、実効性のあるものとしておく。

④ 登庁までの協議体制の整備

町は、勤務時間外に大規模な風水害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行うことができるよう、迅速・確実な連絡が可能な体制の整備に努める。

⑤ 災害対策本部室等の整備

町は、以下の点に留意し、災害対策本部室等の整備を行う。

(ア) 災害対策本部室・本部事務室の確保・整備、本部室の設営体制の整備

(イ) 災害時に備えた非常電源・自家発電機の確保及び浸水等に対する安全の確保

(ウ) 電話の余裕回線の確保のほか、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等多様な通信手段の整備

(エ) 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制

(オ) 応急対策用地図及びデータ等の配備

(カ) 交替勤務者用の仮眠室等の整備

(2) 広域応援体制の整備

本編、第7節 応援協力体制の強化を参照。

(3) 災害救助法等の運用体制の整備

町は、大規模災害時における災害救助法の運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から運用体制を整備しておく。

① 災害救助法等の運用への習熟

(ア) 災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(イ) 災害救助法の実務に関する必要な資料を準備しておく。

② 運用マニュアルの整備

災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法に関するマニュアルを、県の指導及び他の適用事例等を参考に作成する。

(4) 複合災害体制の整備

① 町及び防災関係機関は、災害対応にあたる要員、資機材の投入等においては、複合災害(同時または連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、状況を見極め適切な配分を考慮した投入判断ができるよう備えておく。

② さまざまな複合災害を想定した机上訓練を実施するとともに、発生可能性が高い複合災害を想定した職員の参集等の実働訓練を実施する。

(5) 防災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に防災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、防災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

2. 消防計画

(1) 現況

① 隠岐広域連合消防本部

常備消防として、隠岐圏域に昭和48年「隠岐島町村組合消防本部」が設置された。本町においては、発足時本部、消防署、五箇出張所、都万出張所が設置され、署長以下16名体制で業務を開始している。平成14年4月1日には、隠岐広域連合と統合し、「隠岐広域連合消防本部」と名称を変更している。平成25年4月1日現在の消防吏員は、13名(全体では、69名)で、消防・救急業務を行っている。

② 隠岐の島町消防団

町消防団は、初期消火・残火処理等に活躍しているほか、林野火災・風水害・地震災害等の大規模災害時には、多数の警防要員を必要とすることから、その役割は非常に大きい。

しかし、近年消防団員数は、減少傾向にあり、その年齢構成も高齢化の傾向をみせている。また、就業構造の変化による昼間における消防力の低下、社会認識の希薄化による士気の低下が問題となってきた。

このような中、消防団を地域防災の中核として位置付け、組織を整備・増強していくとともに、その活性化を図っていく必要がある。

(2) 出動計画

① 出動の基準

(ア) 平常出動

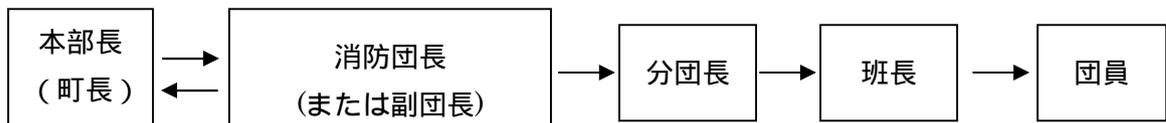
非常出動に至らない段階で、その災害の態様により消防団長の指示する方法によって消防活動を行う場合。

(イ) 非常出動

災害の規模の拡大に伴い、強力なる対策を実施するため、団員全員によって消防活動を行う場合。

② 招集方法

団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事する。ただし、招集を受けない場合であっても、水害、火災、その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。招集の連絡にあたっては、電話・有線放送の利用等、迅速、的確な方法をもって行う。連絡系統は、次図によるものを原則とする。



(3) 消防団活動計画

① 出火防止及び初期消火

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民を督励して初期消火の徹底を図る。

② 消防本部との相互協力

消防活動は、被害を最小限にとどめるため、火災その他の防御の基本として、消防本部及び消防団は、一体となって活動する。

③ 救助及び救急措置

要救助者の救助及び救出の措置と負傷者に対しては、止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

④ 避難方向の指示

避難の指示、勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

(4) 消防用施設の整備

① 点検

火災発生の際、直ちに出動し、行動できるよう消防訓練等により、次の点検を行う。

(ア) 通常点検

(イ) 特別点検

(ウ) 現場点検

なお、上記点検のほか、消防用機械器具の異常の有無を早期に察知し、火災出動に万全を期するため、保管場所ごとに点検責任者を定め、軽易な点検を随時行う。

② 消防用施設の現況

町所有の消防機械、消防用水利、その他の消防施設の現状については、**資料編**のとおり。

③ 消防団の現況

町消防団の現況は、**資料編**のとおり。

第5節 災害情報通信環境の整備・運用

災害発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなる恐れがあり、また、関係機関相互間の情報伝達も確保できなくなることが予想される。このため、町は、多様な情報通信環境の整備と運用を図る。

1. 通信用施設及び防災通信環境の整備

(1) 防災行政無線等の整備

町は、住民に対する災害時における情報を迅速かつ的確に収集、伝達を図るため、防災行政無線の更新や整備を推進する。

(2) 非常通信の利用

町及び防災関係機関は、通信事業者一般回線や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき中国地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の有線・無線通信施設を利用して、非常通信を行う。

(3) 県総合防災情報システムの活用

町は、県の総合防災情報システム(資料編参照)が伝達する県内の各種観測情報や災害情報を活用し、大規模災害など広範な災害情報を含めた的確な災害情報の把握に努める。

また、同システムの訓練や研修のメニューを活用して関係職員の操作の習熟を図り、災害時に円滑な運用ができるよう備える。

(4) 衛星通信ネットワークシステムの活用

町は、通信衛星を利用し、国、県及び防災関係機関相互を結ぶ通信網で、消防防災無線及び県防災行政無線等の機能を補完するとともに、地上系と衛星系による伝送路の2重化を図る。

(5) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の運用

国からの緊急情報を瞬時に受信できるJ-ALERTを活用し、防災行政無線を自動起動して町民へ迅速に情報を伝達する。

(6) 被災に備えた通信機器、応急用資機材の整備及び運用

町は、非常用電源(自家発電用設備、電池等)、移動無線、可搬型無線機、その他の仮回線等の応急用資機材の確保充実、点検整備に努めるとともに、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

また、通信機器等は、専門的な知見・技術を基に浸水する危険が低い堅固な場所に設置するよう配慮する。

2. 予警報等伝達体制の整備

町は、県、報道機関等と協力し、災害に関する予報及び警報等の伝達徹底については、必要がある場合、あらかじめ協定(災害対策基本法57条)を締結し、その円滑化に努める。

また、伝達徹底のため、非常無線通信の利用(電波法52条、災害対策基本法57条)についても考慮し、体制の整備を図る。

第6節 広報体制の整備

町は、災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対する正確な広報の実施や被災者の要望、苦情等の把握により、効果的な災害対策の実施に資するとともに、災害相談や情報提供の窓口を設置し、被災者や住民のさまざまな相談に適切に対応できる体制の整備を推進する。

1. 住民への的確な情報伝達体制の整備

(1) 町は、被災者への情報伝達手段として、特に、町防災行政無線(戸別受信機、屋外拡声装置)の整備を図るとともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努める。

なお、土砂崩れ等により孤立が予想される地区については、外部の通信確保が最重要であり、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器については、非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え広報車による広報、民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

(2) ライフライン関係機関は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。

(3) 町及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する救援情報等を的確に広報できるよう、広報体制及び施設、設備の整備を図る。

(4) 広報の実施にあたって、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる体制を整備しておく。

(5) 町は、ホームページ、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、特別警報及び警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

(6) 町は、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

(7) 町は、他の市町村に避難する被災者に対して全国避難者情報システムなどにより必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を、避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

2. 報道機関との連携体制の整備

町及び防災関係機関は、災害時の広報について協定の締結を促進するほか、これら協定にもとづく放送要請の具体的な手続きの方法等について、報道機関との連携体制を構築して

おく。(災害時における放送要請に関する協定については、資料編参照)

3. 災害用伝言サービス活用体制の整備

町は、一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社及び各携帯電話会社の「災害用伝言サービス」について、住民に周知し、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、町は、平常時から広報誌やホームページなどの広報手段を活用し普及促進のための広報を実施する。

また、災害時において災害用伝言サービスの運用を開始した場合における広報体制について、町は、関係機関と協議するなど検討しておく。

(注) 災害用伝言サービス:

災害発生時には通信が混み合って電話がつながりにくくなることから、電気通信事業者各社では、通信の混雑の影響を避けながら災害時の安否確認や避難場所の連絡等をスムーズに行うため「災害用伝言サービス」を提供している。

災害用伝言サービスには、171番に電話をかける「災害用伝言ダイヤル(171)」、携帯電話のネット接続機能を使った「災害用伝言板」、インターネットを使用する「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」、パケット通信により音声メッセージを届ける「災害用音声お届けサービス」がある。

第7節 広域応援協力体制の強化

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が不可欠であり、町、県及び防災関係機関は、相互の応援が円滑に行えるよう、平常時より情報の共有に努める。また、町及び防災関係機関は、平常時から県等と十分協議し、災害時にあたっては、相互に協力し応急対策活動が円滑に実施できる体制を構築する。

この場合、広域応援協定を締結し、応援を要請する場合の基準や手続きを明確化するとともに、応援を受入れる場合の役割分担等の体制整備等についてもあらかじめ十分協議し、万全な体制の整備を図る。

1. 他の市町村・消防本部間の相互協力体制の整備

町は、平常時から相互応援協定に基づく消防相互応援体制の整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努める。

相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

災害時の相互応援に関する協定書は、資料編参照。

2. 自衛隊との連携体制の整備

(1) 町と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊への情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努める。

(2) 町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

(3) 町は、いかなる状況において、どのような分野(救急、救助、応急医療、緊急輸送等)について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。

(4) 町は、円滑に自衛隊の災害派遣を受けられることができるよう、あらかじめ受援計画を作成しておく。また、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合または重複することがないように役割分担、連絡調整体制、派遣部隊の活動拠点、宿泊施設または野営施設、使用資機材等について必要な準備を整える。

3. 海上保安庁との連携体制の整備

町は、災害時に、県を通じ海上保安庁に救援協力要請を迅速に実施できるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

4. 防災関係機関の連携体制の整備

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、町及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関にお

いて相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

5. 民間事業者との連携体制の整備

町は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、文房具、通学用品、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実のため、流通・製造業者との防災に関する協定づくりや町内事業所や建設業者等との災害応援に関する協定づくりを積極的に推進する。

6. 応援計画及び受援計画の整備

町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画及び受援計画をあらかじめ作成しておくように努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の収集・輸送体制等について必要な準備を整える。

- ① 町は、都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な手順を整えておく。
- ② 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

第8節 避難予防対策

風水害等の災害時には、河川出水、土砂災害、高潮、波浪等により、住民の避難を要する集落が数多く出ることが予測される。町は、このような事態に備えて、あらかじめ避難計画を定めるとともに、災害時において住民等が安全・的確に避難行動や避難活動を行いうるよう平常時から必要な体制を整備しておく。

1. 避難勧告等の基準の策定

(1) 避難勧告等の類型

町は、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令の判断基準(具体的な考え方)の意味合いや住民に求める行動について、事前に周知を図る。

また、気象等の特別警報、警報、土砂災害警戒情報及び避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容について準備しておく。

<避難勧告等一覧>

種類	発令時の状況	住民に求める状況
避難準備情報	1. 要配慮者、避難行動支援者等、特に、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	1. 要配慮者、避難行動支援者等、特に、避難行動に時間を要する者は、計画された避難先への避難行動を開始(避難支援等関係者は、支援行動を開始) 2. 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	1. 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	1. 通常の避難行動ができる者は、計画された避難先への避難行動を開始
避難指示	1. 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 2. 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 3. 人的被害の発生した状況	1. 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 2. 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動

注) 避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずる。

2. 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の作成

町は、下記に示す事項について検討し、県が作成する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考に、避難すべき区域及び具体的な判断基準を記載した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水害 <ol style="list-style-type: none"> ① 住民が避難行動を取る必要のある河川と区間を特定 ② 対象とする河川の特性を把握 2. 土砂災害 <ol style="list-style-type: none"> ① 土砂災害の発生する恐れのある箇所を特定 ② 土砂災害の発生しやすい気象条件を把握 3. 高潮災害 <ol style="list-style-type: none"> ① 高潮災害の発生する恐れのある区間を特定 ② 高潮災害の発生しやすい気象・海象条件を把握
避難すべき区域	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難が必要な区域を特定 2. 当該区域での災害の様相や、避難勧告等の判断に関係する特性を把握
避難勧告等の発令の判断基準・考え方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難勧告等(避難準備情報、避難勧告、避難指示)の意味合いと、住民に求める行動を確認 2. 住民が避難先へ避難するために必要な時間を把握 3. 避難すべき区域毎に、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準(考え方)を策定 4. 屋内での待避等の安全確保措置を講ずべき状況の基準(考え方)を策定
避難勧告等の伝達方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 伝達文の内容の設定 2. 伝達手段及び伝達先の設定
参考とすべき情報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 過去の災害記録(浸水実績、土砂災害記録等) 2. 浸水想定区域図、土砂災害警戒区域図、土砂災害危険箇所図 3. 河川の特徴に関する情報(堤防の整備状況、流下能力図、重要水防箇所、排水機場・水門の状況等) 4. 災害時に入手できる実況情報(水位情報、雨量情報等) 5. 避難勧告等に参考とすべき情報(気象等の特別警報、警報、注意報、特別警戒水位情報(避難判断水位)、土砂災害危険度情報、記録的短時間大雨情報、記録的な大雨に関する気象情報等) 6. 情報伝達手段の整備状況(防災行政無線、携帯電話、インターネット、放送機関との協定等)

3. 防災マップの作成

町は、発災時に住民等が円滑に避難を行うため、住民等と一体となり防災マップを作成し、災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定緊急避難場所の所在地、避難経路、避難情報の入手・伝達方法等の災害に関する情報を住民に周知する。

防災マップの作成にあたって、バリアフリー化が必要な避難経路等が確認された場合は、所要の措置を講じる。

4. 避難指示等に係る助言

町は、避難勧告または指示を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な整備を整えておく。

5. 避難計画の策定

町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全な場所に迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。

(1) 町の避難計画

町は、避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自治会等を通じて避難組織の確立に努める。

1. 避難勧告等の判断・伝達マニュアルで定めた避難勧告等の発令基準及び伝達方法	
2. 防災マップによる浸水箇所・土砂災害警戒区域等	
3. 避難先の名称、所在地、対象地区及び対象人口	
4. 避難先への経路及び誘導方法	
5. 避難所(被災者収容施設)開設に伴う被災者救援措置に関する事項	① 給水、給食措置 ② 毛布、寝具等の支給 ③ 衣料、生活必需品の支給 ④ 負傷者に対する応急救護 ⑤ 要配慮者の救護
6. 避難所の管理に関する事項	① 避難所の秩序保持 ② 収容者に対する災害情報の伝達 ③ 収容者に対する応急対策実施状況の周知徹底 ④ 収容者に対する各種相談業務 ⑤ 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、年齢・性別によるニーズの違いへの配慮、要配慮者への配慮、生活環境の確保
7. 指定緊急避難場所及び避難所の整備に関する事項	① 指定避難所(避難者収容施設) ② 給水施設 ③ 情報伝達施設
8. 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項	① 平常時における広報 ・掲示板への掲示、広報紙、パンフレット等の発行 ・住民に対する巡回指導 ・防災訓練等 ② 災害時における広報 ・広報車による周知 ・避難誘導員による現地広報 ・住民組織を通じての広報
9. 避難行動要支援者等の避難支援に関する事項(本章第19節を参照)	① 避難行動要支援者等への情報伝達方法 ② 避難行動要支援者等ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項 ③ 避難行動要支援者等の支援における町、避難支援等関係者の役割分担

(2) 防災上重要な施設の避難計画

病院・福祉施設及び不特定多数の者が出入りする港ターミナル等の管理者は、町が作成する避難計画を踏まえ、以下の点に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期す。なお、町は、防災上重要な施設の管理者の避難計画作成に必要な指導・援助を行う。

病院	1. 患者を他の医療機関または安全な場所へ集団的に避難させる場合の、避難(入院)施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実施方法等。
社会福祉施設等	1. それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難(入所)施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法。 2. 他の社会施設との相互応援協定や地域の自主防災組織、ボランティア団体等との協力体制の整備・充実。
不特定多数の者が出入りする港ターミナル等	1. それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導方法並びに指示伝達の方法等。

(3) 学校、保育所の防災計画等

町は、所管する学校、町内の保育所が風水害の際にとるべき行動を防災計画に明記するよう指導するとともに、連絡方法・連絡様式の整備を行い、迅速な応急対策が行えるよう事前準備を推進する。

学校においては、臨時休校や終業時刻の繰上げによる下校措置に備え、臨時休校を児童及び生徒(以下児童等)に連絡するための方法、児童等を安全に下校させるために必要な措置などについてあらかじめ定めておく。

また、保育所においても、学校と同様、必要な措置をあらかじめ定めておく。

防災体制の整備	1. 教職員の参集体制、初動体制、避難所の運営に係る体制等を定めておく。 2. 登下校時、在校時間(授業中、休憩時間、放課後等)、夜間・休日等の発災時間帯別の対応マニュアル、連絡体制等を整備するとともに、訓練の充実に努める。
多数の児童等を学校から避難させる方法	1. 避難先、避難経路、誘導方法などを防災計画に明記しておく。 2. 大雨により、浸水または土砂崩れが発生する可能性がある学校の敷地内及び学校周辺の危険箇所を把握しておき、大雨の際、速やかに確認を行い、適切な避難先、避難経路の指示ができるようにしておく。
臨時休校・下校措置に備えた体制整備	1. 家庭訪問、児童カードなどを利用して児童等の通学路を確認し、土砂災害が発生しやすい箇所や、大雨により氾濫が予想される用水路・小河川の把握に努め、状況に応じた通学路の変更などの指示ができるようにしておく。 2. 臨時休校・下校措置の決定にあたり、隣接の学校、町教育委員会との連絡のとり方を明確にしておく。 3. 臨時休校・下校措置をとることを地域、保護者に連絡する方法を明確にしておく。 4. 災害時の学校の対応について、学校の広報紙、PTA総会などを利用して保護者に理解を得ておく。

6. 避難誘導體制の整備

災害の危険性が高まり、住民が避難する事態が発生した場合、住民を安全・的確に避難させるには、適切な避難誘導が不可欠であり、事前の避難誘導體制の整備が重要である。

(1) 避難計画等の習熟・訓練

町は、あらかじめ定めた避難計画及び本編第2章8節の「避難活動」に示す活動方法・内容等を習熟し、避難誘導訓練を実施する。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

(2) 避難勧告・指示等の実施要領の明確化

町長による避難の勧告・指示等が迅速に行われ、関係者に徹底するよう、実施基準を明確化しておく。実施要領については、第2章8節の「避難活動」に定める。

また、既に避難した者に対し、警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行い、避難の勧告・指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

(3) 避難者の誘導體制の整備

避難者誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導體制を整備しておく。

① 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、高齢者、障がい者・難病患者、妊産婦、児童・乳幼児、外国人等のいわゆる要配慮者(以下、要配慮者という)の安全な避難を最優先する。

② 災害の種類、危険地域ごとに避難先への避難経路をあらかじめ指定しておき、住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流出、斜面崩壊等の恐れがある危険箇所を避けるようにする。

③ 状況に応じて、誘導員の配置や車両による移送などの方法を講じておく。

(4) 自主避難体制の整備

町は、土砂災害等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらかじめ広報紙をはじめとしてあらゆる機会を通じてその指導に努める。

また、住民においても、豪雨等により災害が発生する危険性を感じたり、土砂災害等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

(5) 避難指示等の伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第7節「広報体制の整備」に示す広報体制に準じ、町は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のようにあらかじめ町の避難計画において、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、危険地域の住民に周知徹底を図る。

① 防災行政無線等を利用して伝達する。

- ② 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- ③ サイレン及び鐘をもって伝達する。
- ④ 広報車による呼びかけにより伝達する。
- ⑤ テレビ、ラジオ、有線放送、電話等の利用により伝達する。
- ⑥ 登録制メール、携帯端末による緊急速報メールサービス、SNS(ソーシャルネットワークサービス)により伝達する。

なお、土砂崩れ等により孤立が予想される地区においては、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器については、非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制についても検討する。

(6) 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の構築

町は、配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で、特に、避難の支援を要する避難行動要支援者(以下、避難行動要支援者という)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制を構築する。

① 避難指示等の伝達体制の確立

町長は、日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるとともに、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

② 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

町長は、避難行動要支援者が避難するにあたって、本計画で定めた避難支援等関係者から避難行動要支援者への情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層推進する。

7. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定と確保

(1) 避難場所の選定

町は、あらかじめ選定基準を設け、避難所・避難場所を指定する。指定にあたっては、風水害等の災害直後や災害時に逃れる「一時避難(一時避難場所・一時避難所・指定緊急避難場所)」、応急仮設住宅に入居できる期間まで待機する「収容避難(指定避難所・特定指定避難所)」の2段階とし、その管理者の同意を得たうえで指定する。

避難所・避難場所の選定は、次の基準を基本とする。

区分	一時(地区決定)		指定(町指定)		
	一時避難所	一時避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	特定指定避難所
性格	災害発生や災害の恐れがあり、一時的避難が必要な時に、家族や近所の人の安全を確保する短期収容施設。	災害発生や災害の恐れがあり、一時的避難が必要な時に、家族や近所の人の安全を確保する場所。	住宅に対する危険性や住宅が破損し、生活の場が失われた時に、一時的な生活の場を確保する収容施設。	災害の拡大や大規模な災害が発生した時に、炎や煙から身を守り、安全を確保する場所。	指定避難所に収容することが困難な災害弱者等(高齢者、乳児、要介護者等)が臨時に生活を行う収容施設。
指定主体	自主防災組織または自治会や町内会で決定	自主防災組織または自治会や町内会で決定	町が指定	町が指定	町が指定
具体的な場所	地域の集会所等の施設	地域付近の広場や空地	学校等	校庭	福祉施設等
備考	災害の状況により必要場所を開設		災害の状況により必要場所を開設		災害の状況により必要場所を開設

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び確保

① 指定緊急避難場所の指定

町長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質、その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は、住民への周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

指定緊急避難場所の指定のための要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. あらかじめ管理者の同意を得ておく。 2. 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等とする。 3. 安全区域外に立地する場合、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、かつ、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有する施設とする。
-------------------	---

② 指定避難所の指定及び整備

(ア) 指定避難所の指定

町長は、法令に基づく指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民への周知を図る。また、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

なお、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等または天幕を設置し、避難所とする。

指定避難所の指定のための要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. あらかじめ管理者の同意を得ておく。 2. 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設。 3. 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。 4. 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあたっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの。 5. 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。 6. 学校を避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。 7. 廃校となった学校施設を指定する場合には、被災者の安全性の確保、管理方法等も留意する。 8. 避難所としての機能は、応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
----------------	--

(イ) 指定避難所の整備

町は、指定避難所となる施設には、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、給食施設、換気、冷暖房、照明等の整備に努める。

また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等の他に、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するラジオ・テレビ等の機器の整備を図る。

(ウ) 指定避難所における備蓄等の推進

町は、指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

なお、町は、指定避難所である学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。

また、孤立予想地区の指定避難所については、特に、一週間程度の避難生活を想定し、必要な物資の備蓄に努める。

③ 要配慮者の特性に合わせた避難所等の指定・整備

町は、避難所の設定にあたり、地域の実情にあわせ利便性や安全性に十分配慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、指定避難所においては、要配慮者の介護等に必要設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、福祉避難所の開

設や民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に配慮する。

(3) 指定避難所の安全性の確保

町は、指定避難所となる公共施設について、段差の解消、手すり、車いす用トイレの設置などバリアフリー化を積極的に行うとともに、随時耐震診断を行い、危険箇所については、補強工事をする等、安全性の確保に努める。

なお、指定避難所については、施設の建築年、構造、最大収容人数等の実態調査を行い、地域毎の収容能力を分析し、収容避難所の見直しに努める。

8. 避難先区分けの実施

町は、次の事項を勘案して避難先の区分けを実施し、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

- ① 避難先区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路及び河川等を横断する避難を避けるため、これらを境界とすることもできる。
- ② 避難先区分けにあたっては、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。
- ③ 避難人口は、夜間人口を基準にするが、避難先収容力に余裕をもたせておく。

9. 避難路の選定と確保

町は、地域住民と協議しながら避難路の選定を行うとともに、警察機関等と協力し、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為や障害物を排除し、避難道路の通行確保に努める。

また、地域の要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮する。

(1) 避難路の選定と確保

町は、集落の状況に応じて次の基準を参考に避難路を選定し、確保に努める。

- ① 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ② 避難路は、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを選定する。
- ③ 避難路沿いには、火災・爆薬等の危険の大きい工場がないよう配慮する。
- ④ 避難路の選定にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- ⑤ 避難路については、複数の経路を選定しておく。

10. 避難先等の町民への周知

町は、避難先、避難路等について平常時から以下の方法で周知徹底を図る。

なお、周知にあたっては、外国人(海外からの旅行者を含む。)に配慮し、「やさしい日本語」*や外国語による多言語表記に努める。

注) * やさしい日本語: 日常使われている日本語を、より簡単な言葉や、漢字にふりがなを振る等して、外国人や子供、高齢者などにもわかりやすく言い換え(書き換え)をした日本語

(1) 標識・案内板等の整備

安全な誘導を図るために必要となる以下に示す標識や案内板等を整備する。

- ① 避難先案内図
- ② 誘導標識
- ③ 避難先表示板

(2) 広報誌・防災啓発パンフレット等の印刷物、インターネットでの周知

町は、住民が的確な避難行動をとる事ができるようにするため、避難先や被害危険地を明示した防災マップを作成し、広報誌・PR紙、インターネット等を活用して広報活動を実施する。

① 避難所等の広報

次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努める。

- (ア) 避難先の名称
- (イ) 避難先の所在地
- (ウ) 避難地区分け
- (エ) 避難先への経路
- (オ) その他必要な事項

② 避難のための知識の普及

必要に応じて、住民に対して以下のような避難に関する知識の普及を図る。

- (ア) 避難のための知識の普及
- (イ) 避難時における知識の普及
- (ウ) 避難収容後の心得の普及

(3) 防災訓練の実施

町は、防災関係機関、自主防災組織等と協力して実施する防災訓練を通じて、災害の種類ごとの安全な避難先、避難経路等の周知徹底に努める。

11. 応急仮設住宅等の確保体制の整備

町は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、廃校となった学校のグラウンドなど建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

その際、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

このほか、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取り扱い等について、あらかじめ定めておく。

12. 大規模災害時における島外避難体制の整備

勢力が極めて大きい台風の接近等により、町内で甚大な被害が発生する恐れがあると予想される場合、町長は、全住民及び観光客等の滞在者、あるいは、高齢者や子供等の要配慮者に対して、島外への避難指示を発令する。

町は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域的一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるよう努める。

第9節 救急・救助体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、防災関係機関等は、生き埋め等からの緊急・救助体制や防災資機材等の整備に努める。

1. 関係機関等による救急・救助体制の整備

(1) 町、消防本部の救急・救助体制の整備

- ① 隠岐広域連合消防本部を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。
- ② 町及び隠岐広域連合消防本部は、町内で予想される災害のうち、特に、土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な装備、資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておくとともに、情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図る。
また、土砂崩れ等で孤立が予想される地域については、事前に、関係機関と当該地域における救出方法や情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互連絡体制等について、十分に検討しておく。
- ③ 救急・救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。
- ④ 傷病者の速やかな搬送を行うため、救急車両、ヘリコプターによる搬送体制の整備のほか、県及び医療関係機関との情報連絡体制を整備し、医療情報収集体制を強化する。
- ⑤ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- ⑥ 土砂崩れ等による生き埋め等からの救急・救助事象に対応するとともに、救急・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結する等、連携を図る。
- ⑦ 災害発生後急性期(おおむね3日程度)における救助活動について、災害派遣医療チーム(DMAT)や日本赤十字社医療救護班との連携体制の確立を図る。

(2) 消防団の救急・救助体制の整備

消防団は、日頃から、地域の避難行動要支援者等の把握を行うとともに、救急・救助の訓練や救急・救助用資機材の整備・点検に努める。

(3) 住民、自主防災組織等の救急・救助への協力

住民、各自治会等の自主防災組織は、日頃から必要な体制を検討しておくとともに、県や町が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。町は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

(4) 町消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

町及び防災関係機関は、町消防団、各地区(自治会)等の自主防災組織、住民に対し、緊急・救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。なお、これらの取り組みを進める上では、必要に応じて県の協力を仰ぐ。

2. 救急・救助用機材等の整備

本章、第12節 災害対策資機材等の備蓄・調達を参照。

第10節 医療体制の整備

風水害時は、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けることによる機能の停止、医療従事者や医療用資器材、医薬品等の数が著しく不足するなど混乱が予想される。

このため、災害発生時において、県、町、医療関係機関及び防災関係機関が相互に連携し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することができるよう体制の整備を図る。

なお、具体的な事項については、「島根県医療救護実施要綱」に準ずるほか、災害医療に関する個別マニュアル等による。

1. 情報収集管理体制の整備

町は、県及び医療関係機関と連携し、大規模災害発生時における医療救護に必要な緊急性の高い情報の収集管理体制を整備し、迅速かつ的確な情報収集、伝達に努めるとともに複数の通信手段を整備することにより災害情報の収集・伝達能力の向上に努める。

2. 医療救護体制の整備

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、医療施設も被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。

このため、隠岐病院、町外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム(DMAT)及び医療救護班が連携して効果的な医療救護活動を行う必要があり、すべての医療救護活動を統制可能な体制の整備を図る。

- (1) 町は、現地における応急的な医療を施すために救護班を編成しておく。
- (2) 災害発生からの時間の経過に伴い医療救護に係るニーズが変化することから、町、各医療機関及び防災関係機関は、それぞれの段階における医療ニーズに対応した医療救護活動を行うための体制整備を図る。
- (3) 県内体制で対応できない災害に備え、国及び他の都道府県等の広域的な連携も想定した体制整備、さらに、医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制の構築も必要である。

町及び医療関係機関は、これらの医療救護体制の整備を推進するために設置される災害医療関係機関連絡会議において、平常時より関係機関相互の情報共有を推進する。

3. 防災訓練等

町及び医療関係機関、防災関係機関は、災害発生時において、迅速かつ的確な医療救護活動を実施することができるよう、あらかじめ各機関において必要なマニュアル等を作成しておく。

また、医療救護を円滑に行うために、平常時から県、町、医療関係機関及び防災関係機関が協力し、各種訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

第11節 交通確保及び規制体制・輸送体制の整備

風水害時には、道路、橋梁等の交通施設に災害が発生することが予想される。このため、町は、県、隠岐の島警察署その他関係機関と協力のうえ、交通の混乱を防止し、緊急通行路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進するとともに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な車両、舟艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携のもとで、適切な道路管理に努める。

1. 交通確保・規制体制の整備

交通確保・規制の実施体制は、以下の方針により整備する。

なお、町は、警察機関が実施する交通規制については、その体制整備や各対策に協力する。

区 分 (規制の実施責任者)	整 備 方 針
道路管理者 (知事、町長)	1．道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想される場合、または発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。 2．道路・交通情報の収集にあたっては、オートバイの活用など機動力を活かした体制の整備に努める。 3．警察等関係機関と連携を図るとともに、道路情報を迅速に伝達できる体制を整備する。 4．災害時の通行規制と道路情報伝達に関するマニュアルの作成に努める。
港湾管理者 及び海上保安機関 (知事、町長、港長、海上保安本部長、海上保安官)	1．交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

2. 輸送体制の整備

(1) 輸送条件を想定した輸送計画の作成

輸送の実施責任者は、平常時から、災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段(車両、舟艇、航空機等)ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を作成する。

(2) 関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生し、応急対策実施機関の輸送能力が不足することが考えられる。このため、町及び輸送の実施責任者は、緊急輸送に係る応援協定の締結、関係機関相互の情報連絡体制の構築等を推進し、関係機関相互の連携の強化に努める。

3. 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送するため、以下の整備を進め、輸送手段を確保しておく。

関係機関相互においては、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るため、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、応援協定の締結や運用計画を作成する等、日頃から連携を図っておく。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)は、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(1) 自動車による輸送

町は、被災者や物資の輸送のために必要な車両の確保を図るため、事前に関係事業所や運送事業所との協力要請を進める。

① 出動要請計画の作成

町は、災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、町及び事業所所有の賃貸車両の把握とリスト化を図り、出動要請計画を作成する。

② 賃貸車両集結場所の設定

町は、あらかじめ協力事業所からの賃貸車両集結場所を目的別(道路等の応急復旧、救援救護、物資輸送等)に設定しておく。なお、緊急輸送に使用する車両については、以下のとおり事前に届出を行い、届出済証を備え付ける。

	緊急通行車両事前届出済証	規制除外車両事前届出済証
確認対象車両	町及び指定(地方)行政機関等が行う避難勧告、被災者の救難・救助・施設の応急復旧、緊急輸送等に使用される車両。	民間事業者が行う社会経済活動のうち、災害後、特に、優先すべきものに使用される車両。 ① 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両 ② 医薬品、医療機器、医療用資器材等を輸送する車両 ③ 患者等輸送用車両(特別な構造または装置があるものに限り) ④ 建設用重機、道路障害物除去作業用車両または重機輸送用車両
届出先	隠岐の島警察署または警察本部交通規制課、隠岐支庁県民局	隠岐の島警察署または警察本部交通規制課
必要書類	① 緊急通行車両等事前届出書 ② 自動車検査証 ③ 業務内容疎明資料または指定行政機関等の上申書等(様式に定めはなし)	① 規制除外車両事前届出書 ② 自動車検査証 ③ 対象車両であることが確認できる書類・写真等

(2) 船舶等による輸送

地上輸送が不可能な場合、輸送に必要な船舶については、隠岐汽船、漁業協同組合及び漁船所有者の協力を得て確保できるよう町内における調達体制に努める。

また、町内で調達できない場合、県、海上保安本部等を通じて確保に努める。

(3) 航空機による輸送

地上輸送が不可能な場合、あるいは山間へき地等へ緊急に人員、物資の輸送が必要となった場合の航空機による輸送は、県の防災ヘリコプターまたは自衛隊の航空機によるものとする。自衛隊への要請手続き等については、「本編第2章災害応急対策計画第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める。

4. 輸送施設・集積拠点等の指定

町は、災害時の迅速な応急対策活動のために、県が指定している輸送施設、救援物資の備蓄・集積拠点も踏まえ、あらかじめ物資の集積拠点を設定しておく。

また、輸送施設として指定される施設や集積拠点については、緊急時における輸送の重要性に鑑み、災害時の安全性の確保に配慮する。

なお、隠岐の島町内における輸送施設、救援物資等の備蓄・集積拠点として「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」(平成25年度改訂)に指定されている箇所については、資料編参照。

5. 緊急輸送道路啓開体制の整備

(1) 啓開道路の選定基準の設定

町は、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」も踏まえ、災害時において、道路啓開(道路上の土砂、流木等を除去し、交通確保を図ること)を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携をとり、選定基準を設け、あらかじめ定めておく。

(2) 道路啓開の作業体制の充実

町は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業を実施できるよう、効率的な道路啓開体制の整備を図る。

(3) 道路啓開用装備・資機材の整備

町は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、必要に応じて、協議会の設置等による道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ応急復旧計画を策定する。

(4) 関係団体等との協力関係の強化

町は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

6. 緊急輸送のための港湾啓開体制の整備

(1) 港湾啓開の作業体制の充実

町は、平素から、災害時において、関係機関・団体と協力して迅速かつ的確な協力体制を確立して港湾及び臨港道路の啓開作業を実施できるよう、効率的な啓開体制の整備を図る。

(2) 港湾啓開用装備・資機材の整備

町は、平素から啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

(3) 関係団体等との協力関係の強化

町は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て啓開に関する協定締結を図り、迅速かつ的確な啓開作業が実施できるように、協力関係の強化を図る。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

第12節 防災施設・装備等の整備

災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害用臨時ヘリポートを整備するとともに、各種防災装備・資機材等の整備を推進する。

1. 災害用臨時ヘリポートの整備

(1) 臨時ヘリポートの選定

町は、県と協議のうえ、臨時ヘリポートを学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から選定しておく。特に、孤立可能性のある地区については、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保に努める。

なお、臨時ヘリポート予定地については、資料編参照。

(2) 県への報告

町は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、県に次の事項を報告(略図添付)する。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

県への報告事項		
1. 臨時ヘリポート番号	2. 所在地及び名称	3. 施設等の管理者及び電話番号
4. 発着場面積	5. 付近の障害物等の状況	6. 離着陸可能な機種

(3) 臨時ヘリポートの管理

町は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

2. 防災装備等の整備・充実

(1) 防災装備の整備

町は、応急対策を実施するため、県及び関係機関と協力し、特殊車両、可搬式標識、交通確保用標示板、規制対策用資機材等をあらかじめ整備・充実しておく。

また、地域における防災拠点を整備するにあたっては、施設の建設にあわせ、災害時に必要となる各種装備、資機材等の備蓄に配慮する。

(2) 保有防災装備等の点検と措置等

町は、次の事項に留意し、保有装備の臨時点検を行い、保管には、万全を期す。

点検実施の結果は、常に記録しておくとともに、物資・資機材に損傷等が発見されたときは、補充、修理により整備しておく。

点検に際して留意すべき事項	
機材類	1. 不良箇所の有無 2. 機能試験の実施 3. その他
物資・資機材等	1. 種類、規格と数量 2. 不良品の有無 3. 薬剤等の効用の確認 4. その他

(3) 資機材等の調達

町及び防災関係機関は、災害時発生時に必要な資機材等を円滑に調達するため、調達先の確認等をあらかじめ行っておく。

第13節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備

風水害時の住民の生活を確保するため、食料、飲料水、燃料等生活必需品、医薬品、医療用資器材等、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等の備蓄、調達、輸送体制の整備を推進する。

1. 基本的な考え方

(1) 備蓄・調達計画の制定

災害発生時の季節、気象、時間帯等の条件はさまざまであり、想定される最悪のケースに対応できるように町は、商工会、町内事業者等との連携のもと備蓄・調達計画を定める。

(2) 備蓄の実施主体と役割

① 町

独自では、物資の確保が困難となった被災者に対し、食料、飲料水、生活必需品等を給与し、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

② 家庭・事業所における備蓄の促進

各人「自分の命は、自分が守る」ことが基本である。

町は、食料その他生活必需品については、一週間(7日間)分程度の備蓄の確保に務め、また、その重要性について、住民や事業所への知識の普及に努める。

(3) 想定される災害の種類と対策の対応

① 備蓄数量の目標は、町内での被害が最大となる災害に基づき設定する必要があるため、この計画においては、震災対策編第1編第4章「地震被害想定」における被害想定を前提とする。

② 被害が一部の地域に限られる災害についても有効に対応できるよう、各地域の備蓄物資による相互応援が円滑にできるような緊急輸送体制を整備しておく。

(4) 備蓄・供給体制の整備あたっての留意点

食料・飲料水及び燃料等生活必需品等の備蓄・供給体制の整備にあたっての留意点は、次のとおり。

発生時の人口分布と対策	1. 公的備蓄数量の目標値は、夜間人口を基準とするが、昼間人口の多い西郷地区中心部における備蓄体制、観光客等の一時滞在人口等にも配慮して設定する。
発生時間と備蓄品目との対応	1. 災害発生の季節及び時間帯等の発生時期は、考える最悪のケースにも対応できるように品目を選定する。(冬期用の防寒用品、夜間用の照明等)。

要配慮者、男女双方のニーズの違いへの配慮	1. 食料、生活必需品等の備蓄・調達品目は、要配慮者に十分配慮して選定するとともに、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点や、アレルギー対応等にも十分配慮する。
孤立地区における備蓄	1. 孤立の可能性のある地区においては、飲料水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で一週間程度は自活できるような体制を整備する。 2. 公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。
備蓄の方法	1. 集落が沿岸部を中心に点在している地域性を考慮し、災害時において備蓄物資の特性や災害状況に応じた迅速な搬送が行えるよう、各備蓄拠点を設け、集中備蓄と分散備蓄を組み合わせた方法により備蓄を推進する。
備蓄場所の整備	1. 町は、庁舎、民間車庫をはじめ、避難先となる学校、公民館等にも可能な限り備蓄できるよう備蓄場所の整備に努める。

2. 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本的事項

① 給与対象者

短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

② 備蓄品目

備蓄品目	[災害直後の避難者のための食料] 1. 乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、牛乳、飲料水(ペットボトル)等の調理不要の品目が望ましい。
	[それ以降] 1. 炊き出し用の米、即席麺、レトルト食品、包装米飯等調理の容易な品目とし、あわせて食塩、味噌、醤油等の調味料とし、必要に応じて野菜、肉類、魚介類も含める。 2. 乳児食は、調整粉乳とし、哺乳ビンもあわせ確保・調達する。
	1. 備蓄は、乾パン、アルファ米、即席粥、缶詰、乳児食(粉ミルク、調整粉乳)等調理不要で保存期間の長い品目とする。

③ 食料の調達、給与の実施者

食料の調達、給与は、町長が行う。(必要な場合には、知事が行う。)

④ 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画の策定と運用

(ア) 町は、被害想定に基づき食料の備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項を、食料の備蓄並びに調達計画として商工会、町内事業者との連携のもと策定する。

(イ) 町は、災害対策資機材の供給・配分にあたり、関係機関、輸送業者と十分協議したう

えで、調達計画の中でその方法を定めておく。

(2) 食料及び給食用資機材の備蓄

① 備蓄目標数量

県、町及び町民は、全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等及び災害救助従事者の概ね一週間(7日間)分に相当する量を目標に、食料及び給食用資機材の備蓄体制の整備を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

この内訳は、県及び町が4日分、町民等が3日分程度の備蓄を行うことを目標とする。

※短期的避難所生活者等とは、短期避難所生活者に食事のみの提供者を加えたものをいう。

② 町は、(1)④の「食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画」に基づき、短期的避難所生活者等を対象とする食料及び給食用資機材の備蓄を行う。

③ 民間事業所は、県及び町からの要請に基づき、昼間人口の多い地域における事業所勤務者のための食料備蓄体制及び休日における近隣住民への供給体制の整備を推進しておく。

(3) 食料及び給食用資機材の調達体制の整備

町は、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者並びに近隣市町村、県の協力を得て食料の調達を行う。

(4) 食料及び給食用資機材の輸送体制の整備

町は、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、食料等の輸送体制の整備方法について輸送業者と十分協議しておく。

(5) 食料及び給食用資機材の集積地の指定

町は、集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告しておく。

なお、町の集積地は、隠岐の島町ふれあいセンターとする。

3. 飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本事項

① 給水対象者

給水対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

② 備蓄品目

短期的避難所生活者等及び災害救助従事者のための飲料水及び給水用資機材を確保する。

③ 飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達計画の策定

町は、被害想定に基づき、町の備蓄数量と災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達計画として策定する。

(2) 飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達

① 備蓄目標数量

県、町及び町民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等及び災害救助従事者の概ね一週間(7日間)分に相当する量を目標に、飲料水及び給水用資機材の備蓄を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

② 町は、飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水及び給水用資機材(給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、ポリ袋等)を整備するとともに、緊急時の調達先として、当該資機材を有する他の機関又は業者と十分協議し、その協力を得ておく。

(3) 飲料水及び給水用資機材の輸送体制の整備

町は、飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、飲料水等の輸送体制の性方法について輸送業者と十分協議しておく。

(4) 飲料水及び給水用資機材集積地の指定

飲料水及び給水用資機材集積地は、隠岐の島町ふれあいセンターとする。

4. 燃料等生活必需品等の確保及び調達体制の確立

(1) 基本事項

① 燃料等生活必需品の給(貸)与対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない燃料等生活必需品を喪失またはき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、燃料等生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

② 備蓄品目

備蓄品目	1. 寝具(毛布等)	2. 外衣	3. はだ着
	4. 身回り品	5. 炊事用具	6. 食器
	7. 日用品(懐中電灯(電池を含む)、トイレトペーパー、ティッシュペーパー)		
	8. 燃料、光熱材料	9. 簡易トイレ、仮設トイレ	10. 情報機器
	11. 要支援者向け用品	12. 女性用衛生用品	
	13. 紙おむつ	14. 作業着	15. 小型エンジン発電機
	16. カセットコンロ、カートリッジボンベ		
	17. 土のう袋	18. ブルーシート	

③ 民間事業等への協力の要請

町は、特に、昼間人口の多い地域においては、事業所在勤者のための燃料等生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

④ 燃料等生活必需品の備蓄及び調達計画の策定

町は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等を燃料等生活必需品の備蓄及び調達計画として

策定する。

(2) 燃料等生活必需品の確保

① 確保目標数量

県及び町は、被害想定に基づく短期避難所生活者のおおむね一週間(7日間)分に相当する量为目标に燃料等生活必需品の確保を行う。備蓄と調達による確保量の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性にあわせて町が決める。

② 町は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、避難者のための生活必需品等の備蓄及び更新を行う。

(3) 燃料等生活必需品の調達体制の整備

町は、燃料等生活必需品の備蓄及び調達計画に基づき、生産者及び販売業者と協議し、協定の締結に努める。

(4) 燃料等生活必需品の輸送体制の整備

町は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、町が備蓄並びに調達を行う燃料等生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努める。

(5) 燃料等生活必需品集積地の指定

燃料等生活必需品の集積地は、隠岐の島町ふれあいセンターとする。

5. 災害救助用物資・資機材の備蓄及び調達計画の整備

(1) 基本事項

① 対象者

災害救助用物資・資機材の備蓄の対象者は、災害時に県及び町が行う災害応急対策活動における要救援対象者であり、特に、避難所及び広域避難地において一時的に収容・保護した短期避難者とする。

② 備蓄品目

備蓄品目	1. ヘルメット、安全靴・中敷き、安全手袋 2. バール、ジャッキ、のこぎり 3. 発電器、投光器 4. ハンドマイク 5. テント、防水シート 6. 移送用具(自転車、バイク、ゴムボート、船外機、担架等) 7. 懐中電灯、ヘッドランプ、乾電池 8. 仮設トイレ(簡易トイレ) 9. 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材 10. 間仕切り、女性用更衣テントなど避難所でのプライバシー保護に必要な資機材
------	--

③ 防災用資機材等の備蓄計画の策定

町は、被害想定及び避難先の収容人員の計画値に基づく必要量を把握のうえ、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等について災害救助用物資・資機材備蓄計画を策定しておく。

④ 実施責任者

町及び町内の建設業者等が保有する建設機械等の現況把握は、町長が行う。

(2) 災害救助用物資・資機材の備蓄

① 備蓄目標数量

県及び町は、被害想定に基づく要救助活動の指標(倒壊建物数、り災者数、負傷者数等)に相当する量を目標に災害救助用物資・資機材の備蓄を行う。災害直後の救助活動の緊急度を考慮し、町を中心として備蓄を推進する。備蓄と調達による確保量の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性にあわせて町が決める。

② 町は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、救助用物資・資機材の備蓄を行う。

(3) 災害救助用物資・資機材の調達体制の整備

① 町は、町内各地域の復旧資材、機械及び作業要員の实態を把握し、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努め、応急復旧に対処する体制を確立する。なお、町及び町内の建設業者等が保有する建設機械等の現況は、資料編のとおりである。

② 町は、災害時において救助用物資・資機材を調達できるよう、あらかじめ借上げ順位、手段及び費用負担等について建設業協会等と協議し、協定の締結に努める。

(4) 災害救助用物資・資機材の輸送体制の整備

町は、災害救助用物資・資機材等の抛出、仕分け、輸送に関し担当課と十分協議しておく他、災害救助用物資・資機材の輸送に関し輸送業者と協定の締結に努める。

6. 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本事項

① 対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う町及び町が要請した機関とする。

② 備蓄品目

備蓄品目	1. 災害用医療セット(救急箱) 2. ベッド兼用担架等の応急医療用資器材 3. 消毒剤、止血剤及び各種疾患用剤等の医薬品等
------	--

(2) 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達

町は、被害想定結果に基づく人的被害(負傷者)数及び医療関連機関における現在のストックの状況を把握のうえ、町が備蓄すべき医療救護資器材、医薬品の品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等を定めた備蓄・調達計画の策定に努める。

- ① 災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄、更新に努める。
- ② 医薬品等備蓄施設における災害時の医薬品等資材の品質の安全確保について、管理責任体制を明確にするなど、自主対策の推進に努める。

(3) 医薬品等の輸送、仕分け、管理体制の整備

町は、医療資器材の集積所、救護所、避難所等への輸送について県と協議しておく他、輸送業者と協定の締結に努める。

第14節 廃棄物等の処理体制の整備

建物の浸水、流失等により発生する大量の粗大ゴミや流木等の災害廃棄物や、し尿を効果的に処理できるよう、廃棄物等の処理体制を整備しておく。

1. 廃棄物等の処理体制の整備

(1) 廃棄物処理要領の習熟と体制の整備

町は、第2章第22節「廃棄物等処理対策」に示された災害廃棄物等の処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(2) 維持管理対策

町は、廃棄物の適正処理に影響が生じないよう、普段より施設の維持管理等を十分に行う。
また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

(3) 災害廃棄物の仮置場の選定

短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、次に掲げる点に留意して、仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

- ① 他の応急対策活動に支障のないこと。
- ② 環境衛生に支障がないこと。
- ③ 搬入に便利なこと。
- ④ 分別等適正処理の対応ができること。

2. し尿処理体制の整備

(1) し尿処理要領の習熟と体制の整備

し尿の処理は、原則としてし尿処理施設で行うものとするが、やむを得ない場合は、その他の環境衛生上支障のない方法で行う。このため、町は、処理方法及び予定箇所をあらかじめ定めておく。

また、町は、本編第2章第22節「廃棄物等処理対策」に示された、し尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(2) 災害用仮設トイレの整備

町は、あらかじめ民間の仮設トイレ等を扱うリース業界等の関連業界団体との関係を密にし、迅速に収集処理及びそれに伴う資機材、人員の確保等が実施できるよう協力体制を整備しておくとともに、ライフラインの被災を想定して対応を検討しておく。

(3) し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能にな

った日よりできる限り早急に収集処理を行う必要があるので、平常時における量に加え一時的であるが、処理量の増加があると考えられる。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場においてもそれに対応できるよう対策を行う。

3. 応援協力体制の整備

- ① 町は、災害廃棄物等の処理の応援を要請する相手方の業者、各種団体について、あらかじめその応援能力等について十分調査のうえ、応援協定の締結を図ること等により体制を整えておく。
- ② 廃棄物処理体制の整備にあたっては、広域的な協力体制・被害情報収集体制を構築するため、県及び関係団体との連携を密にし、調整を図る。

4. 災害廃棄物処理計画の策定

災害による廃棄物やし尿の処理を迅速に行うため、一般廃棄物処理計画の特別計画として災害を想定した災害廃棄物処理計画を策定する。

第15節 防疫・保健衛生体制の整備

町は、風水害時の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための防疫・保健衛生、食品衛生体制等を整備しておく。

1. 防疫・保健衛生体制の整備

災害防疫のための各種作業実施組織の編成について、あらかじめ以下の体制を整備しておく。

(1) 防疫班の編成

町は、防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。

防疫班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

(2) 防疫・保健衛生活動要領の習熟

町及び関係機関は、本編第2章第23節「防疫・保健衛生・環境衛生計画」に示す活動方法・内容に習熟する。

(3) 精神保健活動体制の整備

災害時の心のケアの専門職からなる精神保健活動班の整備に努める。

2. 食品衛生、監視体制の整備

風水害時は、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあることから、町は、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備するとともに、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業者団体との連携の強化に努める。

3. 防疫用薬剤及び器具の備蓄

町は、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時からその確保に努める。

4. 動物愛護管理体制の整備

町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平常時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

第16節 消防団及び自主防災組織の育成強化

広域にわたり甚大な被害をもたらす風水害による被害を軽減するためには、住民自らが警戒避難活動や救出・救助などの災害防止活動に取り組む必要がある。

そこで、町は、消防団及び自主防災組織の育成強化を図るとともに、これらの組織の連携、組織の活動環境を整備することにより地域コミュニティの防災体制の強化を図る。

1. 消防団の育成強化

消防団は、災害時における水防、救助、災害復旧等の第一線での活動や平常時におけるコミュニティ活動の中心的役割等地域社会の中で重要な役割を果たしていることから、消防団を地域防災の中核団体と位置づけ、育成強化を促進する。

(1) 消防団の現状

過疎化・高齢化の進展や就業構造の変化により、団員数の減少、団員の高齢化に伴う消防力の低下、団員のサラリーマン化に伴う昼間消防力の低下といった課題を抱えている。

(2) 今後の取り組み

町は、次の点に留意し、地域の実情に応じて、消防団の育成強化を図り地域社会における防災体制の確立を図っていく。

- ① 消防施設、設備のより一層の強化、高度化を図り、省力化を推進する。
- ② 団員の処遇改善を図る等活性化対策を推進する。
- ③ 公募制の導入等、入団募集方法の検討や事業所への働きかけなどいわゆる「サラリーマン」対策を実施し、青年層の入団促進を図る。
- ④ 女性消防団員活動の積極的推進を図る。

2. 水防団、水防協力団体の育成強化

町は、県と協力し、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。(水防拠点及び水防資機材については、資料編参照)

また、青年層、女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

3. 地域の自主防災組織の育成強化

(1) 自主防災組織の現状

町内の自主防災組織の結成状況は、以下のとおりである。

- ① 自主防災組織数(平成25年12月31日現在) 12団体

(2) 自主防災組織等の育成強化

町は、県、消防本部、関係機関と協力し、次の取り組みを推進し、地域に密着した自主防災組織の結成、育成等を促進する。

- ① 研修会や公民館単位での説明会の開催等の啓発活動を展開し、住民の防災意識を高め、組織化を図るとともに、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。
- ② 防災リーダーの養成、組織への指導・助言を行うとともに、助成の実施等により組織の活性化を図る。
- ③ 多様な世代が参加できるような環境整備を行う。特に、女性の参加の促進に努める。
- ④ 自主防災組織の活動の必要性や組織の結成方法、結成後の訓練など、自主防災活動において必要なマニュアルを作成・配布し、組織の活性化を図る。
- ⑤ 活動拠点施設において、必要な資機材等の整備を推進する。
- ⑥ 地区が主体となって企画運営する防災訓練・防災イベントの支援を行う。

(3) 自主防災組織の育成・強化、編成にあたっての留意点

- ① 自主防災組織の育成・強化にあたっては、基本的には、以下に示すように自治会等を基盤として自主防災体制を確立する。また、町は、地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努める。

また、町民は、自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の修得・体得に努める。

自治会等に防災部を設置している場合等、すでに自主防災組織と類似した組織がある場合	その活動内容の充実、強化を図る。
自治会等があるが、特に、防災活動を行っていない場合	自治会活動の一環として防災訓練等防災活動を取り上げるにより、自主防災体制の整備を推進する。
自治会等がなく、新たに自主防災組織を設ける場合	その地域で活動している何らかの組織の話合いの場や防災訓練等を通じて、自主防災組織の設置を推進する。

- ② 自主防災組織内の編成は、一般的には、情報班、救助班、消火班、避難誘導班、救護班、給食・給水班等が考えられる。
 - (ア) 具体的な班編成の規模や方法等は、地域の状況に応じて定める。
 - (イ) 活動範囲については、特定の地域住民に偏らないよう配慮するとともに、地域内の専門家や経験者を各班に設置する等、組織の活動に実効性を持たせる。
 - (ウ) 昼間においては、自主防災組織の構成員が地区外に勤務していて活動要員が不足することが考えられるので、各種状況を想定した組織編成に努める。
- ③ 婦人防火組織及び少年消防組織等の組織がある場合には、それらの組織と積極的に

協調しながら防火活動に努める。

(4) 自主防災組織の活動内容

活動内容については、地域の実情に応じて、各組織において決定する。代表的な活動内容としては、以下のものがある。なお、活動にあたっては、その実効性を高めるため、必要に応じ、消防機関の協力を求める。

平常時における活動	災害時における活動
1. コミュニティ活動(要配慮者を含めた自分たちの地域は、要配慮者を含めた自分たちで守ろうという連帯意識の醸成) 2. 防災知識の普及(災害の心得、応急手当の方法、避難の方法、消防水利の所在等防災に関する正確な知識の習得) 3. 地域における防災情報(避難所、避難経路、要配慮者等の有無等)や危険箇所(崖崩れ、危険物施設、古いブロック塀、老朽家屋等)の把握及び周知 4. 地域防災マップの作成 5. 防災上の予防措置 6. 防災関係機関・他の組織との連絡体制の構築 7. 情報収集・伝達体制の構築及び確認 8. 防災訓練等の実施・参加(情報連絡訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練等) 9. 防災資機材等の備蓄・点検等 10. 消火用資機材、応急手当用医薬品等の整備、点検等 11. コミュニティ誌等による情報の共有化 12. その他地域防災の充実に関すること	1. 情報の収集・伝達 2. 地域住民の安否確認 3. 出火防止と初期消火 4. 避難誘導、避難生活の指導 5. 負傷者の救出救護 6. 避難所等における給食・給水活動 7. 要配慮者の安全確保等 8. その他災害時対応に関すること

(5) 住民による地区の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

また、町は、町内の一定の地区内の住民から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第17節 企業（事業所）における防災の促進

企業（事業所）は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時の防災体制の整備や重要業務を継続するための取り組みが求められている。

町は、企業（事業所）における防災組織の整備や事業継続計画（BCP）の策定などを推進する必要がある。

1. 防災体制の整備

(1) 企業（事業者）は、防災組織の整備や防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化などの防災体制の整備に努める。

(2) 本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。

2. 事業継続の取り組みの推進

(1) 町は、企業（事業所）における事業継続計画の策定のための普及、啓発や情報提供など、企業（事業所）の事業継続に向けた取り組みを推進するとともに、事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組む。

(2) 町は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保に努める。

また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す、大規模な集客施設等の管理者に対して利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

(3) 企業（事業所）は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定運用するよう努めるとともに、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

3. 事業者による地区の防災活動の推進

- (1) 町の一定の地区内に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

- (2) 町は、この計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第18節 災害ボランティア活動環境の整備

災害発生時に被災者の支援を目的として様々な活動を展開するボランティア団体・NPO等の団体、個人を「災害ボランティア」という。

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害発生時にボランティアニーズの把握、災害ボランティアの受け付け、登録、派遣調整など、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平常時から活動環境の整備を図る。また、全国各ブロックの特定の都市等との交流を進めることにより、迅速かつ円滑な災害ボランティア派遣要請が可能となる仕組みづくりに努める。

1. 災害ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティア活動には、以下に例示するような被災者の生活支援を目的とする一般ボランティアの活動と専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアの活動とがある。

また、これらの災害ボランティアが活動しやすいように、関係機関との調整等を行うボランティアコーディネーターの活動がある。

それぞれの活動内容は、次のとおり。

一般ボランティア	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報・生活情報等の収集、伝達 2. 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援 3. 救援物資、資器材の仕分け・配給 4. 軽易な応急・復旧作業 5. 災害ボランティアの受入業務 6. 外国人被災者への情報提供、簡易な通訳(意思疎通の補助)
専門ボランティア	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救助・救急 2. 医療 3. 高齢者、障がい者等の介護 4. 農林・土木関係(農地、農業用施設の災害復旧に係る技術者によるボランティア、治山関係の山地防災ヘルパー・斜面判定士を含む砂防ボランティア、被災建築物や被災宅地の危険度判定等) 5. 輸送(船舶、特殊車両等の操縦・運転) 6. アマチュア無線
ボランティアコーディネーター	<ol style="list-style-type: none"> 1. ボランティアニーズの把握 2. ボランティアの発掘、登録、斡旋、派遣調整等 3. ボランティアと要配慮者等との連絡・調整 4. ボランティア活動に関する助言・相談

2. 災害ボランティアとの連携体制の整備

(1) 専門ボランティアの育成・事前登録

町は、県、県・町社会福祉協議会及び関係機関と連携し、災害時におけるボランティア活動に必要な知識、技能等についての講習や訓練の実施に努めるとともに、ボランティア団体及び個人の事前登録を行うよう努める。

(2) 専門ボランティア組織・団体に関する情報の把握

町は、県、県・町社会福祉協議会及び関係機関と連携し、災害時の意思疎通を円滑にするために、専門ボランティア組織・団体に関する情報(活動内容、規模、連絡先等)を把握するよう努める。

(3) 一般ボランティアとの連携体制の整備

町は、県、県・町社会福祉協議会及び関係機関と連携し、ボランティアを希望する組織の名称、連絡先、希望活動内容等の事前登録等の体制の整備に努める。

3. 災害ボランティアの育成

町は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティア活動に必要な知識についての講習や訓練の実施に努めるとともに、活動上の安全の確保、災害救援ボランティアセンター運営のための人材育成に努める。

また、町内の事業所等との連携により、実践的・活動的な企業ボランティアの育成を推進する。

4. 災害ボランティアコーディネーターの育成

町は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティアコーディネーターの育成に努める。

5. 災害ボランティアの普及・啓発

町は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民にも災害ボランティアの役割・活動についての周知に努める。

第19節 防災教育

町をはじめ各防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及、啓発、防災教育の推進に努める。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動の展開に努める。その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ることに努める。

1. 町職員に対する防災教育

町職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及、徹底を図る。

教育の方法	教育内容
1. 講習会、研修会の実施	1. 気象及び風水害についての一般的知識
2. 各種防災訓練への積極的参加の促進	2. 防災対策の現況と課題
3. 職員用初動マニュアル(活動手引き)や啓発資料の作成・配布	3. 地域防災計画の内容
4. 過去の災害現場の現地視察・調査の実施	4. 各機関の防災体制と各自の役割分担
	5. 職員のとるべき行動
	6. 防災活動に関する基礎的知識(防災資機材の使用方法等)及び医療・救護等の技能修得
	7. 総合防災情報システムの操作方法等
	8. その他必要な事項

2. 住民に対する防災教育

町及び防災関係機関は、住民に対し、家屋の改修及び周辺危険箇所の安全化、3日分程度の食料・飲料水等の家庭備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及、啓発を図る。

この場合、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(1) 普及の方法

町は、以下に示す多様な方法により、防災知識の普及に努める。

社会教育事業各種団体、地域コミュニティを通じての普及・啓発	1. 自主防災組織、PTA、成人学級、青年団体、女性団体、自治会、事業所団体等各種団体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催、ビデオ、映画フィルムの貸出、自主的な防災マップづくりや防災資料の提供等を通じて災害に関する知識を普及、啓発。 2. 公民館等の社会教育施設を活用するなど地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災活動を促進し、住民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。 3. 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信する。
広報媒体による普及	1. ラジオ、テレビ、県及び町のホームページ(防災に関するページの活用)等 2. 新聞、雑誌 3. 広報紙やパンフレット等の印刷物 4. 防災マップ 5. 防災ビデオ 6. 講演会・映画上映会等の開催

(2) 周知内容

防災教育において住民に周知する内容は次のとおり。

町内の防災対策	
風水害(豪雨、台風、高潮等)に関する一般的知識と過去の災害事例	
風水害に対する平常時の心得	1. 浸水・高潮及び土砂災害等周辺地域における災害危険性の把握 2. 家屋等の点検・改修及び周辺危険箇所の安全化 3. 家族内の連絡体制の確保 4. 火災の予防 5. 応急救護等の習得 6. 避難の方法(避難路、避難先の確認) 7. 食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等物資の備蓄(3日分程度) 8. 非常持出品の確認(貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食のほか紙おむつや粉ミルクなど家族構成にあわせて準備等) 9. 自主防災組織の結成 10. 要配慮者への配慮及び避難行動要支援者への支援 11. ボランティア活動への参加 12. 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
災害発生時の心得	1. 災害発生時にとるべき行動(場所別) 2. 出火防止と初期消火 3. 自宅及び周辺地域の被災状況の把握 4. 救助活動 5. テレビ・ラジオ等による情報の収集 6. 避難実施時に必要な措置 7. 避難先での行動 8. 自主防災組織の活動 9. 自動車運転中及び旅行中等の心得 10. 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録 11. 避難所の運営管理のための必要な知識等 12. 特別警報及び警報等発表時や避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令時に取るべき行動、避難先での行動

(3) 普及の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行う。例えば、春・秋の火災予防運動の期間においては、防火思想の普及を図り、梅雨や台風シーズンの前等には、集中豪雨や大風に関する防災知識の普及等に努める。

3. 学校教育等における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として、児童等の安全確保及び防災対応能力の育成や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うため、下記の点をねらいとして、教育課程に位置づけ、教育活動全体を通じて、計画的、組織的に行う。

また、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。このほか、学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

なお、保育所においても、学校における防災教育に準じて取り組みを行う。

防災教育の目的	1. 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。 2. 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。
---------	---

(1) 各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間における防災教育

- ① 体育・保健体育科、理科、社会科、生活科、家庭科などの関連教科において、自然災害の発生のメカニズムや地域の自然災害や防災体制など、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるようにする安全学習を行う。
- ② 学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、学校行事等の特別活動を中心に課題を理解して、的確な判断のもとに安全に行動できるようにする安全指導を行う。
- ③ 安全学習及び安全指導の基盤となる生命尊重や思いやりなどの心や態度を育てるため、道徳の時間における指導との密接な関連を図る。
- ④ 総合的な学習の時間において、学校の実態に応じて、授業内容に防災に関する課題を設定し取り組む。

(2) 学校行事としての防災教育

- ① 訓練の内容は、学校の立地条件、校舎の構造などを十分考慮し作成する。
- ② 避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定したり、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図ったりして、事前事後指導を意図的に実施する。
- ③ 特に、休憩時間や放課後などの授業時間外や校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練も実施し、教職員がその場にいなくても、自らの判断で安全な行動がとれるよ

う指導しておくことが大切である。教職員にあっては、児童等及び施設の安全確認、校内の連絡体制などそれぞれの役割の習熟に努めることが重要である。

- ④ 防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、県、町が行う防災訓練への参加や、気象庁、気象台、県砂防課が実施する出前講座の利用等、体験を通じた防災教育を実施する。

(3) 教職員に対する防災研修

災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火の方法、災害時の児童等の心のケアなど災害時に、特に、留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導にあたる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーション、図上訓練を行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく。

4. 防災上重要な施設の職員等に対する教育

(1) 防災上重要な施設が行う防災教育

防災上重要な施設の施設管理者等は、職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災学習の徹底を図る。

(2) 防災関係機関が行う防災教育

防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

5. 事業所における防災の推進等

事業所の防災担当者は、災害時の企業の役割(従業員や顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生)を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員教育等を積極的進めるとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続ガイドライン(BCP)の策定に努めることが必要である。

- ① 町は、事業所における取り組みに資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)等の構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備等に取り組む。さらに、事業所職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災活動を積極的に評価する等により事業所の防災力向上の促進を図る。
- ② 町は、事業所を地域コミュニティーの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。
- ③ 町は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保を推進する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す、大規模な集客施設等の管理者に対して、利

用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

- ③ 事業所の事業形態、規模、立地条件等により必要な防災教育や事業継続計画(BCP)、事業継続マネジメント(BCM)の内容は異なるが、すべての事業所において従業員教育を進めるとともに、可能なところから防災体制の整備に努める。

6. 災害教訓の伝承

- (1) 町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

- (2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第20節 防災訓練

町及び各防災関係機関等は、風水害時における応急対策活動を円滑に行うため、平常時から自衛隊、警察本部、消防本部、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者等を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

1. 防災訓練の種類・目的等

町では、次に示す防災訓練を実施する。

(1) 総合防災訓練

総合防災訓練は、本計画に定める各種災害応急対策の遂行に万全を期するため、県・その他関係機関をはじめ一般住民の協力を得て、各種の訓練を有機的に結合した総合的な訓練である。

町における総合防災訓練は、次に示すよう、県も含め多くの関係機関と一体となって行う訓練と、町単独または島前の町村等と共同で行うものがある。

広域連携	1. 町は、県(各地区)、防災関係機関、住民、企業等と一体となって、初動活動の訓練や各防災関係機関の連携訓練など災害応急対策について実践的で実効性のある総合的な防災訓練を実施する。 2. これにより各機関相互の緊密な協力・連携体制を確立するとともに、本計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。
単独または隣接市町村と共同	1. 町は、地域における第一次的な防災機関として円滑な災害対策活動を期すため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法に関する計画を定め、防災関係機関、自主防災組織及び住民の協力を得て、総合訓練を反復して実施する。

(2) 個別訓練等

町及び防災関係機関は、総合防災訓練のほか、訓練種目を選定し、個別的な訓練を実施する。また、町内の各地域においても、自主防災組織や住民、事業者等が主体となった自主的な防災訓練を行い、地域における防災対応力の強化を図るよう努め、町は、その支援を行う。

2. 防災訓練の実施内容

総合防災訓練及び個別訓練等の実施にあたっては、次に示す訓練種目の中から必要な種目を選定し実施する。

予報及び警報等の伝達及び通信訓練	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象業務法、水防法、消防法に定める予報及び警報等の発令、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用し、または有線通信途絶の想定のもとに無線通信による訓練を行う。 2. 予報及び警報等の住民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練も必要によりこれを実施する。 	
災害 防 御 訓 練	災害対策本部設置訓練	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町は、災害時における応急活動体制を確立できるよう、気象・降雨状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置・設営及び運営訓練を実施する。
	非常参集訓練	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町は、災害時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づいて非常参集訓練を実施する。
	情報収集・非常通信訓練	<ol style="list-style-type: none"> 1. 風水害時には、浸水や土砂災害のため、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信の輻輳や途絶する事態が予想される。このような事態に対処するため、町は、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。 2. 特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する。
	消防、救急・救助訓練	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町及び消防機関は、消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する。 2. 海上保安庁や漁船等と一体となり、津波による漂流者の捜索、救助、搬送の訓練を行う。
	水防訓練	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町及び水防機関は、水防団及び水防協力団体と連携して出水・台風期の警戒避難活動の万全を期すため、水防訓練による情報伝達、水防工法、避難措置等の訓練を実施する。
	避難訓練	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校、病院、社会福祉施設等では、災害時における避難勧告等に迅速かつ円滑に対応するため、定期的または随時に実践的な訓練を実施し、職員や児童等、入所者等に行動要領を習熟させる。また、訓練の実施にあたっては、ハザードマップ、防災マップ等を活用しつつ行う。 2. 本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。
	医療救護訓練	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町及び医師会等の医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。
	避難所の運営・体験訓練	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町及び防災関係機関は、避難所体験訓練とし、避難所を開設し、避難者の受け入れや避難所模擬体験を実施する。 2. 避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布等の避難所の運営に関する役割分担、問題点等を、避難所運営マニュアルをもとに検証する。
図上訓練・その他の訓練	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町及び防災関係機関は、それぞれ定められた災害応急対策計画や活動マニュアルに基づき、図上訓練(シミュレーション訓練)や、防災活動従事者の動員訓練、必要資材の応急手配訓練等など、各種の訓練を実施する。 2. 町は、定期的な訓練の実施により、住民に危険箇所、避難先を周知徹底 	

第21節 要配慮者等安全確保体制の整備

高齢者、病弱者(難病患者を含む)、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者等の災害時に迅速・的確な行動がとりにくく、被害を受けやすい要配慮者は、高齢化や国際化の進展に伴い増加することが予想される。このため、町及び防災関係機関は、平常時より要配慮者及び避難行動要支援者^{*1}の安全を確保するための対策を推進する。

*1 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者と位置づける。

1. 要配慮者支援体制の整備

町は、防災担当部局と福祉担当部局の連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者支援体制の整備に努める。

(1) 避難行動要支援者等に配慮した避難計画の策定

町は、避難計画(本編第2章第8節参照)の策定にあたっては、特に、以下の点に留意する。

- ① 要配慮者及び避難行動要支援者への避難準備情報、避難勧告・避難指示等の伝達方法
- ② 要配慮者及び避難行動要支援者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
- ③ 要配慮者及び避難行動要支援者の支援における避難支援等関係者、町の役割分担

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

- ① 町は、本計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
- ② 町は、本計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。
- ③ 町は、避難支援等に携わる関係者として本計画に定めた者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

- ④ 避難行動要支援者名簿の作成、活用等にあたり必要な次に示す事項等については、本計画に定める。なお、その他必要な事項については、避難行動要支援者の避難支援のための計画等に定める。

避難支援等関係者となる者	<p>1. 避難支援等関係者を、以下のとおり定める。</p> <p>① 消防機関(消防本部、消防団) ② 警察機関(警察本部、警察署) ③ 民生・児童委員 ④ 社会福祉協議会 ⑤ 自治会 ⑥ 自主防災組織及び見守り組織 ⑦ その他、町長が必要と認める者</p>
避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	<p>1. 名簿作成にあたって、避難行動要支援者の範囲を、以下のとおり定める。</p> <p>① 65歳以上のひとり暮らし高齢者又は65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者で、災害発生時に支援を必要とする者 ② 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4号の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者 ③ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳(A, B)の交付を受けている者 ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45号第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている者 ⑤ 介護保険における要介護認定3～5を受けている者 ⑥ その他、町長が特に必要と認めた者</p> <p>2. ただし、避難行動要支援者の要件を満たさない場合でも、以下のケースにより避難行動要支援者として「避難行動要支援者名簿」に掲載を求めることができる。</p> <p>① 避難支援等関係者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を町に求めた場合 ② 形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を町に求めた場合</p>
避難行動要支援者名簿に記載する事項	<p>1. 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に掲げる次の事項を記載し、又は記録する。</p> <p>① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 電話番号その他の連絡先 ⑥ 避難支援等を必要とする事由 ⑦ 全各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項</p>
名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	<p>1. 町の関係部局で把握している情報の集約、要介護状態区分別・障がい別・支援区分別等の把握に努める。また、町で把握していない情報については、県等関係機関への情報提供依頼を行う。</p>
名簿の更新に関する事項	<p>1. 避難行動要支援者名簿を更新する期間、仕組み等をあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態にしておく。 2. 更新された情報は、町及び避難支援等関係者間で共有を図る。</p>

<p>名簿情報の提供に際し、情報漏洩防止のための措置</p>	<p>1. 避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次に示す事項を参考に、町が講ずる措置を定める。</p> <p>① 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する</p> <p>② 町内の一地区の自主防災組織に対して、町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する</p> <p>③ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する</p> <p>④ 施錠可能な場所へ避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する</p> <p>⑤ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する</p> <p>⑥ 避難行動要支援者名簿の提出先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する</p> <p>⑦ 名簿情報の取扱状況を報告させる</p> <p>⑧ 避難行動要支援者名簿の提出先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催する</p>
<p>要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</p>	<p>1. 避難準備情報等の発令・伝達 避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用し、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達について特に配慮が必要な事項を定める。</p> <p>① 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする</p> <p>② 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する</p> <p>③ 要配慮者にあった必要な情報を選んで伝達すること など</p> <p>2. 多様な手段の活用による情報伝達 要配慮者の聴覚障がい・視覚障がい・肢体不自由等それぞれの障がいの状況に応じた具体的な伝達手段を定める。</p>
<p>避難支援等関係者の安全確保</p>	<p>1. 避難支援等関係者の安全を確保するために必要な措置、ルール等について定める。</p>

(3) 避難行動要支援者の避難支援

- ① 町は、避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、上記の関係者等と協力して、個別計画等の作成に努める。
- ② 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

2. 地域における要配慮者対策

(1) 防災設備、物資、資機材等の整備

- ① 町は、災害発生直後の食料・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進するとともに、要配慮者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。
- ② 町は、一人暮らしの高齢者や寝たきりの病人等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備、聴覚障がい者に対する災害情報の伝達のための文字放送受信システムの普及、在宅の要配慮者に対する自動消火器、火災警報機の設置の推進等に努める。

(2) 要配慮者に対する防災知識の普及、啓発及び防災訓練の実施

- ① 町は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、講習会の開催、パンフレット、広報紙の配布など要配慮者の実態にあわせた防災知識の普及、啓発に取り組む。
- ② 町は、地域における防災訓練においては、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。
- ③ 町は、ホームヘルパーや民生委員など高齢者、障がい者の居宅の状況に接することができる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進する体制を整備する。

(3) 防災基盤の整備

- ① 町は、要配慮者自身の災害対応能力及び地域の要配慮者の分布等を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図るとともに、指定避難所については、段差解消、洋式トイレの設置等施設のバリアフリー化に努める。
- ② 町は、あらかじめ福祉避難所を設定し、一般の避難所での生活が困難となる避難者を円滑に移送・収容できる環境を整備する。
- ③ 町は、社会福祉施設設置者へも、社会福祉施設整備費補助金(防災拠点型地域交流スペースの整備制度)の周知を図る。

(4) 観光客及び外国人対策

本町には、毎年、多くの観光客が訪れており、風水害等の災害時の観光客の安全確保は、大きな課題である。また、平成25年9月の世界ジオパーク認定を契機として、今後、町を訪れる外国人も増加すると考えられる。そこで、次の対策の推進に努める。

- ① 町は、災害時における避難場所・避難経路等が明確に分かる看板、印刷物及び観光マップ等の作成・配布に努める。
- ② 町は、外国人に対しては、住民登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明等を行うとともに、「やさしい日本語」や外国語による多言語での携帯メールマガジン、パンフレットの作成等による防災教育の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけなどを行う。

また、災害時における通訳など語学ボランティア活用体制や多言語による広報体制の

整備、指定緊急避難場所及び指定避難所・災害危険地区等に関する多言語表示の付記などを推進する。

- ③ 訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。
- ④ ホテル・旅館・民宿、観光施設の管理者は、宿泊者や観光客を安全に避難させることができるよう、あらかじめ避難計画を作成し訓練を実施するなど努めることとし、町は、その支援を行う。

(5) 避難後の要配慮者への配慮

町は、要配慮者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

3. 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

社会福祉施設、病院等の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設及びその周辺環境の安全性の確保、防災体制の整備等、次に示す対策に努める。

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、要配慮者に配慮し、以下の整備に努める。

- ① 電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資機材等の備蓄を行う。
- ② 当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機及び燃料等の備蓄・整備に努める。

(2) 組織体制の整備

- ① 社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害発生時の迅速かつ的確な対応のため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。
- ② 社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

- ① 社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。
- ② 社会福祉施設管理者は、災害発生時には、多数の避難者の緊急入所や他被災施設から移送が必要となることから、社会福祉施設整備費補助金(防災拠点型地域交流スペースの整備)の活用等を図り、避難行動要支援者等の処遇の確保に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

第22節 孤立地区対策

大規模な風水害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区については、あらかじめ地区内の人数、要配慮者の有無、備蓄の状況等実態を詳細に把握して、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

1. 通信手段の確保

(1) 多様な通信手段の確保

発災時には、断線等の通信施設の被災や輻輳により、固定電話、携帯電話等による通信がつながりにくくなることがあり、初動期の情報収集に支障を来すことが考えられる。

そのため、町は、孤立予想地区において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

(2) 被災に備えた通信設備の運用

町及び孤立予想地区において、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の確保を図る。設備面での対策のほか、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用法の習熟を図る。

また、携帯電話の通話可能範囲を把握しておく。

(3) 通信設備障害時におけるバックアップ体制

町は、通信設備障害により孤立地区の状況が把握できない場合に備え、民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制を整える。

2. 物資供給、救助体制の確立

(1) 孤立地区の住民ニーズの適切な把握

住民の救出や物資の適切な供給にあたり、伝えるべき項目をあらかじめ整理し、孤立予想地区や町等で共有するよう努める。

伝達項目例	・負傷者の有無及び負傷者の程度 ・孤立地区の人数、要配慮者の有無 ・備蓄状況(食料、飲料水、医薬品、毛布等)
-------	--

(2) ヘリコプター離着陸適地の確保

町は、孤立地区発生時の適切な救助、避難、物資供給に資するため、孤立の可能性のある地区へのヘリコプター離着陸適地を選定・確保する。

3. 孤立に強い地区づくり

(1) 備蓄の整備・拡充

孤立可能性のある地区においては、備蓄の推進等を通じ、地域防災力を強化する必要がある。

備蓄にあたっては、食料、飲料水、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の整備により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。この際、要配慮者への配慮にも努める。

また、多数の孤立地区において、けが人が発生した場合には、救援部隊が到着するまでに相当の時間を要する可能性があることから、医薬品、救助用器具など、地区内で最低限の応急処置がとれるための備蓄に努める。

(2) 避難体制の強化

町は、地区の人口に応じた避難施設を指定するとともに、少なくとも72時間は、連続運転可能な非常用電源の整備に努める。

また、防災マップ等の作成・配布や孤立を想定した定期的な訓練の実施により、住民への危険箇所、避難先を周知徹底する。

(3) マニュアル等の整備

町は、避難所運営マニュアル等の策定を進め、集団避難を想定した避難計画の策定及び周知を進める。

4. 道路寸断への対応

(1) 対策工事の実施

町及び県の道路管理者は、緊急輸送道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的な視点で優先順位の高いところから、整備計画を作成し、必要な対策を実施する。

(2) 道路寸断情報の収集・伝達体制の整備

町は、発災後に迅速な孤立の解消を図るため、迅速かつ的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う体制を整備する。



第2編 風水害対策計画



第2章 災害応急対策計画

第2章 災害応急対策計画

第1節 組織及び配備動員

災害が発生し、または発生することが予想される段階において、迅速かつ的確な災害対策を総合的に実施するため、県及び防災関係機関と連携し、組織、動員その他の応急活動体制を速やかに確立する。

1. 隠岐の島町防災会議

隠岐の島町の地域における防災計画を総合的に運営するための組織として、隠岐の島町防災会議を置く。その組織及び所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 組織

- ① 会長(隠岐の島町長)
- ② 委員
 - (ア) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱するもの。
 - (イ) 島根県知事部局の職員のうちから町長が委嘱するもの。
 - (ウ) 島根県警察の警察官のうちから町長が委嘱するもの。
 - (エ) 町長が隠岐の島町の職員のうちから指名するもの。
 - (オ) 副町長及び教育長。
 - (カ) 隠岐広域連合消防本部消防長及び消防団長。
 - (キ) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員の内から町長が委嘱するもの。
 - (ク) その他町長が必要と認めたもの。
- ③ 委員の定数 30人以内

(2) 所掌事務

- ① 隠岐の島町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- ② 隠岐の島町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- ③ そのほか、法律またはこれに基づく命令により、その権限に属する事務。

(3) 隠岐の島町防災会議委員等の状況

隠岐の島町防災会議を構成する委員及び関係機関の状況は、資料編に掲載するとおり。

(4) 隠岐の島町防災会議の運営

隠岐の島町防災会議条例(隠岐の島町条例第16号)の定めるところによる。

2. 応急活動体制

町は、町内の地域において大規模な災害が発生し、または発生することが予測される場合、応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、職員を動員するとともに、災害対策本部を設置するなど災害初動体制を確立し、災害応急対策活動を実施する。

また、必要に応じ、関係行政機関、関係公共機関等との連携の確保に努める。

(1) 災害警戒本部

① 災害警戒本部の設置

対策本部の設置に至るまでの措置及び対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を、機動的かつ総合的に行うため災害警戒本部(以下、「警戒本部」という。)を設置する。

② 警戒本部の設置基準

警戒本部は、次の各号に該当する場合に設置する。

(ア) 隠岐地区に気象(暴風、暴風雪、大雨、大雪)、高潮、波浪、洪水等の警報が発表されたとき。(自動設置)

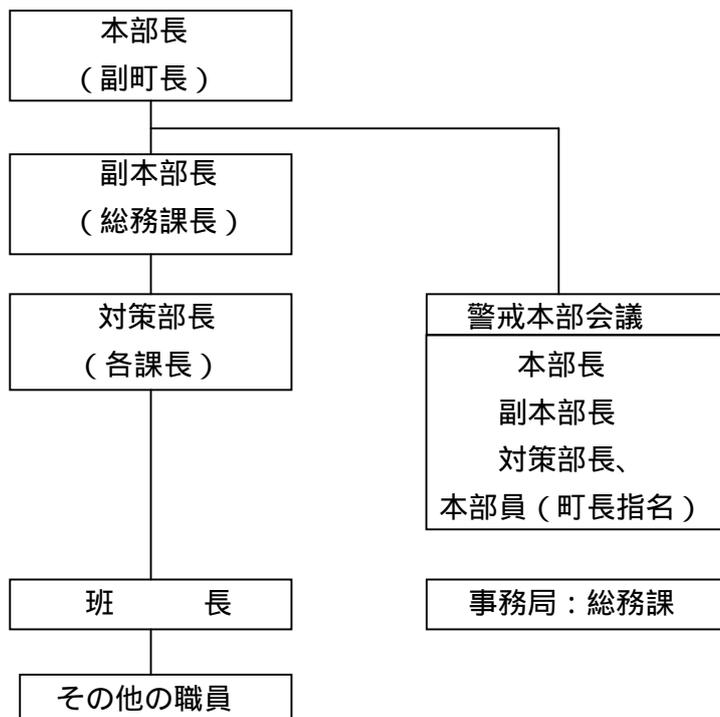
(イ) 隠岐地区に大雨警報が発表され、かつ24時間雨量が200mm以上と予測されるとき。(自動設置)

(ウ) 副町長が必要と認めたとき。

③ 警戒本部の組織

警戒本部は、災害対策本部(以下、「対策本部」という。)の組織を準用し、下図のとおり警戒本部長、警戒副本部長、警戒本部会議及び対策部を置く。

< 警戒本部の組織図 >



警戒本部長は、副町長、警戒副本部長は、総務課長をもって充てる。警戒本部長に事故あるとき、または不在のときは、警戒副本部長が、その職務を代理する。警戒副本部長が不在のときは、警戒本部会議においてその職務代理者を決定する。

なお、警戒本部の事務局を総務課に置き、総務課長が統括する。

④ 警戒本部の任務

警戒本部は、対策本部の任務を準用する。

⑤ 警戒本部の所掌事務

警戒本部の所掌事務は、対策本部の所掌事務を準用する。

⑥ 警戒本部の設置場所等

警戒本部は、対策本部の設置場所等に準じて設置する。

⑦ 警戒本部会議

警戒本部会議は、対策本部会議に準じて運用する。

⑧ 警戒本部の廃止基準

警戒本部は、警戒本部長が次の基準により廃止する。

(ア) 隠岐の島町災害対策本部が設置されたとき。

(イ) 当該災害に対する応急対策等の措置が概ね終了したと認めたとき。

(ウ) 災害が発生する恐れがなくなったと認めたとき、または災害に係る危険がなくなったと認めるとき。

(エ) 警戒本部長が適当と認めたとき。

⑨ 警戒本部の設置及び廃止の公表

対策本部の設置及び廃止の公表に準じる。

(2) 災害対策本部

① 災害対策本部の設置

町内の地域において災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合において、総合的な災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、災害対策本部(以下、「対策本部」という。)を設置する。

② 対策本部の設置基準

対策本部の設置の基準は、次のとおりとする。

(ア) 隠岐地区に特別警報(大雨、暴風、暴風雪、高潮、波浪、大雪)が発表されたとき。

(イ) 隠岐地区に大雨警報が発表され、かつ1時間雨量が80mm以上で24時間雨量が200mm以上と予測されるとき。(自動設置)

(ウ) 町長が必要と認めたとき。

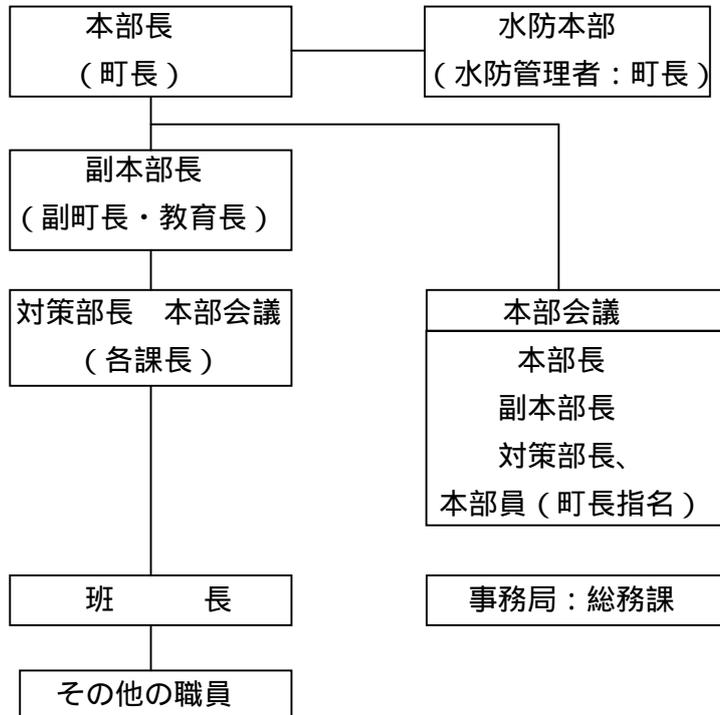
③ 対策本部の組織

対策本部は、対策本部長、対策副本部長を置くほか、対策本部会議及び対策部をもって組織する。

対策本部長は、町長をもって充てる。対策副本部長は、副町長、教育長をもって充てる。対策本部長に事故あるとき、または不在のときは、副町長がその職務を代理する。副町長が不在等のときは、教育長、総務課長の順位でその職務を代理する。

なお、対策本部に事務局を置き、総務課長が統括する。

〈対策本部の組織図〉



④ 対策本部の任務

対策本部は、町内の地域で発生した災害対策の推進にあたり、総合的かつ関係組織の一元的体制の確立とその円滑な運用を図り、災害応急対策の基本的な事項について協議・決定する。

⑤ 対策本部の所掌分担

対策本部の所掌事務は、災害対策本部規程(資料編に掲載)のとおりとする。

県や国に災害対策本部が設置されたときは、緊密な連携を図る。

なお、町に対策本部が設置されていない場合であっても、各課は、その所掌事務に従って防災対策を実施する。

⑥ 対策本部の設置場所等

(ア) 対策本部は、隠岐の島町役場本庁におく。ただし、特別の事情があるときは、本部長が代替施設を指定する。

(イ) 本部には、本部の所在を明確にするため「隠岐の島町災害対策本部」の標識を掲示する。

⑦ 対策本部会議

対策本部会議の開催、構成、協議事項等は、次のとおり。

対策本部会議の開催	1. 対策本部長は、対策本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集する。 2. 構成員は、対策本部会議を開催する必要があると認めるときは、その旨を事務局長(総務課長)へ申し出る。
本部会議の協議事項	1. 本部の配備体制に関すること。 2. 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本的方針に関すること。 3. 知事からの災害対策の指示に関すること。 4. 県の機関、指定地方行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。 5. その他災害対策に関する重要事項。
協議事項の実施	1. 各対策部長は、本部会議の決定事項について、他の対策部長と緊密な連携のもとに、迅速にその実施を図る。
本部会議の庶務	1. 本部会議の庶務は、総務課が担当する。

⑧ 対策本部の廃止基準

対策本部は、対策本部長が次の基準により廃止する。

- (ア) 発生の予想された災害にかかる危険がなくなつたと認めるとき。
- (イ) 当該災害にかかる応急対策が概ね終了したと認めるとき。
- (ウ) 本部長が、適当と認めるとき。

⑨ 対策本部の設置及び廃止の公表

対策本部を設置し、または廃止したときは、直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、防災行政無線等により、迅速かつ的確な方法で周知する。

公表先	方法	担当
知事	電話・防災無線・電報	総務課
隠岐の島警察署	電話・防災無線・電報・連絡員	
防災会議構成機関	電話・防災行政無線・電報	
隣接の市町村長	電話・防災無線・電報	
町の関係機関	口頭・庁内放送・電話・防災行政無線	
報道機関	口頭・文書・電話・電報・	
隠岐広域連合消防本部	口頭・電話・防災行政無線	
住民	防災行政無線・広報車・サイレン・電話・口頭	

⑩ 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催に努める。

対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合も含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。また、他の市町村や県の災害対策本部との合同会議の開催などについても、あらかじめ調整を行っておく。

3. 配備動員計画

(1) 配備体制の基準

災害が発生し、または発生する恐れのある場合において、下表の配備体制基準に基づき関係職員を動員し警戒本部体制及び対策本部体制を確立する。

体制	基準	体制の決定	動員
警戒本部	1. 隠岐地区に気象(暴風、暴風雪、大雨、大雪)、高潮、波浪、洪水等の警報が発表されたとき。	自動配備	風水害第1動員を配備
	2. 隠岐地区に大雨警報が発表され、かつ24時間雨量が200mm以上と予測される時。	自動配備	風水害第2動員を配備
	3. 副町長が必要と認めたとき。	副町長が決定し、設置する。	副町長が決定する。
災害対策本部	1. 隠岐地区に特別警報(大雨、暴風、暴風雪、高潮、波浪、大雪)が発表されたとき。	自動配備	風水害第3動員を配備
	2. 隠岐地区に大雨警報が発表され、かつ1時間雨量が80mm以上で24時間雨量が200mm以上と予測される時。		
	3. 町長が必要と認めたとき。	町長が決定し、設置する。	町長が決定する。

※地震、津波、風水害等複数の基準が重複する場合は、その中から最上位の基準を適用する。

(2) 職員の動員計画

職員の動員は、災害等の防止、軽減並びに災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ定められた配備計画による配備体制に従って行う。各配備体制における配備人数は、資料編に掲載するとおり。

① 動員配備確立後の報告

各対策部長は、配備体制に基づき、各対策部が体制の確立を完了したときは、直ちに本部長に報告する。

② 動員数の増減

各対策部長は、必要と認める範囲内において、動員数を適宜増員することができる。

③ 各対策部長は、必要に応じて適宜増員配備する要員について、あらかじめ職員のうちから指名しておく。

④ 防災連絡責任者の任命及び責務

(ア) 各課長は、課の防災業務の連絡責任者を定め、総務課長に報告する。また、防災連絡責任者に変更を生じた場合は、遅滞なくその旨を総務課長に報告する。防災連絡責任者は、**資料編**に掲載するとおり。

(イ) 防災連絡責任者は、災害情報や被害状況の調査・把握及び各種災害関係情報指示等の発受に関する連絡を責務とする。

(3) 消防団の動員計画

消防団の動員は、消防団長の判断で行うことを原則とする。ただし、災害の態様や災害応急対策の状況等に応じて、町長は、消防団長に命令することができる。なお、出動の基準、招集方法等は、本編「第1章 第4節 防災活動体制の整備」の消防計画による。

(4) 動員指示の伝達系統及び方法

各対策部長及び各班長は、平常時から職員への動員指示の連絡方法等を確認しておく。

動員指示の伝達系統及び方法は、**資料編**に掲載するとおり。

なお、勤務時間外の動員指示は、電話によるものを第1とし、その他については、徒歩、電報等、迅速・的確な方法により行う。ただし、通信施設の途絶等により、通知が困難な場合、または緊急非常の場合は、報道関係機関に放送を要請する。

(5) 職員の待機及び自主登庁基準

職員は、テレビ・ラジオや各種の防災情報等さまざまな手段で気象警報や災害情報等を認知し、緊急事態の発生あるいはその恐れがあると判断したときは、その状況に応じ防災連絡責任者からの連絡を待たず、自主的に登庁するよう心がける。

また、災害による交通遮断のため、所属する課に登庁することが困難な場合は、所属する課長に報告するとともに、参集可能な最寄りの町機関に登庁し、当該機関の長の指揮下に入る。

(6) 標識

① 腕章

町職員は、災害時において防災活動に従事するときは、規則等において別段の定めがある場合のほかは、**資料編**に掲載する腕章を帯用する。

② 標旗

災害において使用する対策本部の車両は、規則等において別段の定めがある場合のほかは、**資料編**に掲載する標旗をつける。

4. 労務供給計画

(1) 労務者等の確保

町長は、町が実施する災害応急対策に必要な労務者等の動員を行う。

災害対策を実施するため、通常の職員の動員、招集では必要な人員確保ができない場合は、次の応援要請、または各種法令に基づく従事命令、協力命令等の方法により、必要な労

務確保を図る。

- ① 災害対策実施機関及び関係業者等への応援要請。
- ② 公共職業安定所等の斡旋要請。
- ③ 関係機関への応援派遣による技術者の派遣要請。
- ④ 各種法令に基づく従事命令等。

(2) 労務者等の雇用

災害応急対策に必要な人員が町関係者のみでは不足するとき、または特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇用する。雇用手続き及び賃金の支払いは、次のとおり。

雇用手続き	1. 町が労務者を必要とする場合、次の事項を明示し、関係機関に要請し雇用する。 ① 雇用を必要とする理由 ② 従事場所 ③ 作業内容 ④ 職種別人員 ⑤ 従事期間 ⑥ 賃金 ⑦ その他必要となる事項
賃金の支払い	1. 賃金は、原則として同地域における同種の職業に支払われる額を基準とし、災害の特殊事情を考慮のうえ町長が決定する。 2. 賃金の支払いは、原則として日々作業終了後現地で本人に支払う。

(3) 労務者等の応援要請

町の動員では災害応急対策を実施する労務者が不足する場合は、次の事項を明示し、県あるいは他市町村に応援の要請を行う。

応援要請における明示事項	1. 応援を必要とする理由 2. 従事場所 3. 作業内容 4. 人員 5. 期間 6. 集合場所 7. 賃金 8. その他必要となる事項
--------------	--

(4) 知事及び防災関係機関に対する職員の派遣要請

災害対策に必要な技術者等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、知事及び防災関係機関に技術者等の派遣要請を行う。

職員の派遣要請における明示事項	1. 派遣を要請する理由 2. 派遣される職員の勤務場所 3. 派遣される職員の勤務内容 4. 派遣を必要とする職員の職種と人員 5. 派遣を要請する期間 6. 派遣される職員の給与その他の条件 7. その他必要となる事項
-----------------	---

(5) 従事命令等による動員

① 大規模災害において、通常の職員の動員や招集では、必要人員が確保できない場合、各法律に基づく従事命令、協力命令等の方法により、必要な労務者の確保を図る。各法律に基づく命令の種類、執行者等は、次のとおりであるが、災対法第71条第2項に基づき町長が従事命令、協力命令を出すのは、知事が必要と認めた場合とする。

命令区分	執行者	根拠法令	対象作業	対象者
従事命令	知事	災対法第71条第1項	災害応急対策事業(救助法に基づく救助を除く応急措置)	1. 災対法及び救助法による知事の従事命令 (災害応急対策及び救助作業) ① 医師、歯科医師または薬剤師 ② 保健師、助産師または看護師 ③ 土木技術者及び建築技術者 ④ 大工、左官、とび職 ⑤ 土木及び建築業者並びにこれらの従事者 ⑥ 自動車運送業及びその従事者 ⑦ 地方鉄道業者及びその従事者 ⑧ 軌道経営者及びその従事者 ⑨ 船舶運送業者及びその従業者 ⑩ 港湾運送業者及びその従業者
	町長	災対法第71条第2項		
協力命令	知事	災対法第71条第1項		2. 災対法及び救助法による知事の協力命令 (災害応急対策及び救助作業) ① 救助を要する者及び近隣の者
	町長	災対法第71条第2項		
従事命令	知事	救助法第7条	災害救助作業	2. 災対法及び救助法による知事の協力命令 (災害応急対策及び救助作業) ① 救助を要する者及び近隣の者
協力命令	知事	救助法第8条	(救助法に基づく救助法)	
従事命令	町長	災対法第65条第1項	災害応急対策作業(全般)	1. 町区域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者
	警察官	災対法第65条第2項		
	海上保安官			
	消防団員	消防法第29条第5項	消防作業	1. 火災の現場附近にある者
	水防管理者	水防法第17条	水防作業	1. 区域内に居住する者または水防の現場にある者
	消防機関の長			

(注) 災対法とは、災害対策基本法、救助法とは災害救助法の略称である。

② 従事命令等の執行

(ア) 従事命令、協力命令の執行は、必要最小限とする。

(イ) 従事命令、協力命令を発するとき及び発した命令を変更し、または取り消すときは、次の令書を交付する。

- a) 災害救助法による従事命令、協力命令
- b) 同上命令の変更命令

- c) 同上命令の取消命令
- d) 災害対策基本法による従事、協力命令
- e) 同上命令の変更命令
- f) 同上命令の変更命令

③ 損害補償

従事命令または協力命令によって災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかりまたは死亡した者の遺族等に対しては、次の各法律に基づき損害補償または扶助金を支給する。

- (ア) 消防法 第36条の3
- (イ) 災害救助法 第29条
- (ウ) 水防法 第34条
- (エ) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律
- (オ) 海上保安官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律
- (カ) 災害対策基本法に基づく「災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例」(昭和40年3月26日 島根県条例第7号)

(6) 労務供給にともなう記録

労務者の動員、職員の派遣及び従事命令等により応急対策要員を確保したときは様式(資料編に掲載)により正確に記録する。

第2節 災害情報収集・伝達

町は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合、県及び防災関係機関との密接な連携のもとに、迅速かつ正確に気象等の予・警報、降雨、水位及び被害状況等の災害関係情報を収集・伝達し、被害の軽減、拡大防止を図る。

1. 情報管理体制の確立

災害時における迅速かつ的確な情報の収集及び伝達するための通信手段は、町の防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、県の総合防災情報システム、一般加入電話、携帯電話、インターネット等の通常手段を利用する。

また、特に、必要があるときは、防災活動用の電話の優先利用、各防災関係機関の専用電話及び無線通信施設の利用についてあらかじめ協議しておく等、効果的な通信の運用体制を確立する。

(1) 町の情報連絡手段の確保

災害時の無線通信連絡体制は、防災行政無線等をはじめ、防災相互無線等を含めた効果的な運用体制を確立する。

また、一般加入電話や携帯電話をはじめ、アマチュア無線等を含むその他の各種通信手段を適宜組み合わせ、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

(2) 情報管理体制の確立

町は、災害時において、被害情報等の収集、県や防災関係機関との通信・連絡、気象観測情報等の各種情報の収集・検索、被害状況等の登録等総合防災情報システムを効果的に活用することが可能であるため、常にシステムの防災端末を立ち上げ、運用体制を確立する。

(3) 関係機関等の情報管理体制の確立

関係機関等は、風水害等に迅速・的確に対処するため、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に運用し、災害情報を収集・伝達できる体制を確立する。

また、関係機関等は、関係機関相互で通信可能な連絡手段である総合防災情報システムや防災行政無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。特に、総合防災情報システムの利用機関相互においては、システムを活用し、被害情報等の情報を共有化し、関係機関相互の連携を図る。

2. 気象予報及び警報等の収集・伝達

関係機関は、気象予報及び警報等伝達体制を確立し、気象予報及び警報等が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう努めるとともに、町は、伝達を受けた気象予報及び警報等を町防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。

なお、大雨、暴風、高潮及び波浪等の特別警報の伝達を受けた場合は、町は、直ちに住民等への周知の措置をとる。

(1) 気象予報及び警報等の発表

① 松江气象台が隠岐を対象に発表する気象予報・警報等の種類及び発表基準

気象予報及び警報等は、気象業務法に基づき、松江地方气象台が県東部、県西部及び隠岐を対象として発表する。そのうち、特に、災害と関係のある隠岐を対象に発表する特別警報、警報及び注意報の種類及び発表基準は、次表のとおりである。

防災上必要と考える場合、松江地方气象台は、一次細分地域の東部・西部・隠岐または市町村及び海岸や海上に細分し、特別警報、警報及び注意報を発表する。

(ア) 特別警報

種 類		発表基準										
気象 特別警報	暴風特別警報	1. 暴風によって重大な災害が起こる恐れがあると著しく大きく予想される場合。 2. 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。										
	暴風雪特別警報	1. 暴風雪によって重大な災害が起こる恐れがあると著しく大きく予想される場合。 2. 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。										
	大雨特別警報	1. 大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると著しく大きく予想される場合。 2. 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。 [特別警報の指標] <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">指 標</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">50年に一度 の値</td> <td>48時間降水量(mm)</td> <td>365</td> </tr> <tr> <td>3時間降水量(mm)</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数</td> <td>224</td> </tr> </tbody> </table> <p>※土壌雨量指数とは降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数である。 ※「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。 ※「50年に一度の値」は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。 ※特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。</p>	指 標		基準値	50年に一度 の値	48時間降水量(mm)	365	3時間降水量(mm)	134	土壌雨量指数	224
	指 標		基準値									
50年に一度 の値	48時間降水量(mm)	365										
	3時間降水量(mm)	134										
	土壌雨量指数	224										
大雪特別警報	1. 大雪によって重大な災害が起こる恐れがあると著しく大きく予想される場合。 2. 数十年に一度の降雨量の降雪量となる大雪が予想される場合。 [特別警報の指標] <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点名</th> <th>50年に一度の積雪深(cm)</th> <th>既往最深積雪(cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西郷</td> <td>81</td> <td>107</td> </tr> </tbody> </table> <p>※50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。 ※特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。</p>	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪(cm)	西郷	81	107					
地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪(cm)										
西郷	81	107										

種 類		発表基準
高潮 特別警報	高潮特別警報	1. 台風による海面の異常上昇によって重大な災害が起こる恐れがあると著しく大きく予想される場合。 2. 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。
波浪 特別警報	波浪特別警報	1. 風浪、うねり等によって重大な災害が起こる恐れがあると著しく大きく予想される場合。 2. 数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。
地面現象 特別警報	地面現象 特別警報	1. 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こる恐れがあると著しく大きく予想される場合。 2. 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。

(イ) 警報

種 類		発表基準				
気象警報	暴風警報	1. 暴風によって重大な災害が起こる恐れがある場合。具体的には、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。				
	暴風雪警報	1. 暴風雪によって重大な災害が起こる恐れがある場合。具体的には、雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。(雪を伴う。)				
	大雨警報	1. 大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>雨量基準</td> <td>3時間雨量 90 mm</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>136</td> </tr> </table> ※1) 雨量基準若しくは土壌雨量指数基準を満たした場合に発表。 2) 土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数。	雨量基準	3時間雨量 90 mm	土壌雨量指数基準	136
	雨量基準	3時間雨量 90 mm				
土壌雨量指数基準	136					
大雪警報	1. 大雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には、24時間の降雪の深さが50cm以上と予想される場合。					
高潮警報	高潮警報	1. 台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>基準港</td> <td>西郷港</td> </tr> <tr> <td>潮位基準</td> <td>標高 0.8m</td> </tr> </table> ※基準潮位は、隠岐は、東京湾平均海面と関連付けられないため、標高の基準となっている。	基準港	西郷港	潮位基準	標高 0.8m
基準港	西郷港					
潮位基準	標高 0.8m					
波浪警報	波浪警報	1. 風浪・うねり等によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には、波高(有義波高)が6.0m以上と予想される場合。				
洪水警報	洪水警報	1. 洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。該当する条件は、大雨警報の場合と同じ。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>雨量基準</td> <td>3時間雨量 90 mm</td> </tr> </table>	雨量基準	3時間雨量 90 mm		
雨量基準	3時間雨量 90 mm					
地面現象 警報	地面現象警報	1. 大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等によって、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。				
浸水警報	浸水警報	1. 浸水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。				

(ウ) 注意報

種 類		発表基準				
気象 注意報	風雪注意報	1. 風雪によって被害が予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。				
	強風注意報	1. 強風によって被害が予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。				
	大雨注意報	1. 大雨によって被害が予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>雨 量 基 準</td> <td>3 時間雨量 40 mm</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>97</td> </tr> </table>	雨 量 基 準	3 時間雨量 40 mm	土壌雨量指数基準	97
	雨 量 基 準	3 時間雨量 40 mm				
	土壌雨量指数基準	97				
	大雪注意報	1. 大雪によって被害が予想される場合。具体的には、24時間降雪の深さが20cm以上と予想される場合。				
	濃霧注意報	1. 濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じる恐れがあるとき。具体的には、視程が陸上100m以下、海上500m以下が予想される場合。				
	雷注意報	1. 落雷等により被害が予想される場合。				
	乾燥注意報	1. 空気が乾燥し、火災の危険度が大きいと予想される場合。具体的には、最小湿度が40%以下で実効湿度が65%以下になると予想される場合。(湿度の値は気象官署の値とする。)				
	着雪注意報	1. 着雪によって、通信線や送電線等に被害を受ける恐れがあると予想される場合。具体的には、24時間降雪の深さが20cm以上となり、気温-1℃～+2℃と予想される場合。				
霜注意報	1. 晩霜等により農作物に著しい被害を受ける恐れがあると予想される場合。4月上旬から5月中旬までの最低気温3℃以下が予想される場合。					
低温注意報	1. 低温によって農作物または水道管や道路の凍結等に著しい被害が予想される場合。具体的には、最低気温-4℃以下が予想される場合。					
高潮 注意報	高潮注意報	1. 台風等による海面の異常上昇について一般の注意を喚起する必要がある場合。具体的には、次の条件に該当する場合。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>基 準 港</td> <td>西郷港</td> </tr> <tr> <td>潮位基準</td> <td>標高 0.6m</td> </tr> </table> ※基準潮位は、隠岐は、東京湾平均海面と関連付けられないため、標高の基準となっている。	基 準 港	西郷港	潮位基準	標高 0.6m
基 準 港	西郷港					
潮位基準	標高 0.6m					
波浪 注意報	波浪注意報	1. 風浪・うねり等によって被害が予想される場合。具体的には、波高(有義波高)が3.0m以上と予想される場合。				
洪水 注意報	洪水注意報	1. 次の条件を満たし、洪水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>基準雨量</td> <td>3 時間雨量 40 mm</td> </tr> </table>	基準雨量	3 時間雨量 40 mm		
基準雨量	3 時間雨量 40 mm					
なだれ 注意報	なだれ注意報	1. 次のいずれかに条件に該当し、雪崩によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。 (1) 積雪100cm以上。 (2) 積雪が50cm以上あり、30cm以上の降雪が予想されるとき。 (3) 積雪が50cm以上あり、最高気温が8℃以上と予想される場合。 (4) 積雪が50cm以上あり、かなりの降雨が予想される場合。				
地面現象 注意報	地面現象注意報	1. 大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。				
浸水 注意報	浸水注意報	1. 浸水によって災害が予想される場合。				

- (注) 1. 発表基準欄に記載した数値は、島根県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。
2. 特別警報、警報及び注意報は、その種類に関わらず解除されるまでは、継続される。また、特別警報、警報及び注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報、警報及び注意報は、自動的に新たな特別警報、警報及び注意報に切り替えられる。
3. 地面現象特別警報、警報及び注意報、浸水警報及び注意報は、標題を出さずに、関連する大雨特別警報、警報及び注意報、洪水警報及び注意報に含めて行う。

② 総合防災情報システムまたは公衆電気通信施設(ファクシミリ、電話等)により、町に伝達される気象予報及び警報等の種類

特別警報(発表・解除)	暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮、波浪
警報(発表・解除)	暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪
注意報(発表・解除)	風雪、強風、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪、着雪、雪崩、乾燥、雷、低温、濃霧、霜
気象等情報 (次項(2)～(4)参照)	台風・大雨・大雪等気象情報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水情報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報等

(2) 気象等情報の発表

気象情報は、気象業務法に基づき、松江地方気象台が県東部、県西部及び隠岐を対象に台風や大雨、竜巻などについて発表する情報で、台風・大雨などの重要な気象現象の状態を具体的に説明し、特別警報、警報及び注意報に先立って注意を呼びかけたり、特別警報、警報及び注意報を発表している間に気象状況の経過や予想、防災上の注意を解説するために発表される情報である。(前項(1)②参照)

- ① 気象情報のうち、「島根県記録的短時間大雨情報」は、大雨警報発表中に数年に1回程度しか発生しないような降水量を観測または解析した場合、さらに、強く警戒を呼びかけるため発表する。具体的には、アメダス雨量、島根県観測雨量またはレーダー・アメダス解析雨量の1時間降水量が80mmを超えた場合に発表される。
- ② 気象情報等のうち、隠岐地方の「島根県記録的短時間大雨情報」は、アメダス及び気象庁以外の機関の雨量または解析雨量※で1時間の降水量が80mmの雨量を観測または解析した場合に発表される。

※解析雨量は、気象庁レーダー(全国20箇所)、国土交通省河川局・道路局レーダー(全国4箇所)とアメダス(全国1,300箇所)及び部外雨量から得られたデータをもとに、それぞれの特性を活かし全国を1km四方に細かく区切って、30分間毎の雨量を解析したもの。

(3) 土砂災害警戒情報の発表

① 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、大雨警報発表中において、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合等に、市町村の防災

活動や住民の避難行動を支援するため、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき、松江地方気象台と県が共同で市町村単位で発表する。

町長が行う避難勧告等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、県が提供する補足情報や個別の溪流・斜面の状況、気象状況等もあわせて総合的に判断する。

なお、土砂災害警戒情報の概要については、資料編参照。

② 補足情報(危険度レベル)

県は、土砂災害警戒情報の補足情報として次の危険度レベルを土砂災害予警報システムで町に提供するとともに、ホームページでも提供している。

土砂災害警戒情報の補足情報(危険度レベル)

危険度	表示	状況及び行動の目安
レベル1 (目安)	黄	3時間以内に土砂災害発生の基準値を超える恐れがある場合 (要配慮者等、特に、避難行動要支援者には避難を、それ以外の者には避難の準備を呼びかけることが必要な状況)
レベル2 (目安)	桃	2時間以内に土砂災害発生の基準値を超える恐れがある場合 (避難勧告等の発表が必要な状況)
レベル3 (目安)	赤	1時間以内に土砂災害発生の基準値を超える恐れがある場合 (危険箇所等の近くの住民が避難を終えたことを確認する必要がある)
レベル4 (目安)	紫	既に土砂災害発生の基準値を超えている場合 (土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況)

(4) 水防警報の発表

県は、洪水により重大または相当な被害を生ずる恐れのものとして指定した河川(以下、「水位周知河川」という。)において、はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位に達した場合は、島根県水防計画に基づき、水防警報を発表し水防関係機関に通知するとともに一般に周知する。

本町では、二級河川八尾川が水位周知河川として指定されており、次のとおり水防警報の発表基準が定められている。

① 水位周知河川の区域及び発表者

水系名	河川名	区 域	発表者
八尾川	八尾川	(左岸)隠岐の島町原田(蔵見橋)から隠岐の島町西町(河口)まで (右岸)隠岐の島町上西(蔵見橋)から隠岐の島町港町(河口)まで	島根県水防 隠岐支部長

② 水防警報の発表基準

河川名	観測所	所在地	堤防高 上段:左岸 下段:右岸	はん濫 危険水位	避難 判断水位	はん濫 注意水位	水防団 待機水位	活動対象の水 防管理団体
八尾川	中条	隠岐の島町原 田	4.10 4.20	3.00	2.20	2.00	1.20	隠岐の島町

③ 水防警報の発表条件

区分	発表条件	水位
待機	水防団待機水位を突破し、降雨状況及び河川状況等により必要と認められるとき。	1.20m
準備	降雨状況等により、はん濫注意水位を越えると見込まれるときで、はん濫注意水位に達する前にその時の水位上昇速度により判断する。	1.60m
出動	はん濫注意水位に達し、なお水位上昇が見込まれ、災害が生ずる恐れがあるとき、または河川状況等により災害の恐れのあるとき。	2.00m
指示	はん濫危険水位に達し、災害の恐れのあるとき、その他水防活動上必要な情報。(適宜)	3.00m
解除	水位がはん濫注意水位以下に下降し、降雨状況及び河川状況等により水防活動の必要がなくなったとき。	-

(5) 関係機関への伝達

町長は、関係機関から気象予報及び警報等の通知を受けた時は、あらかじめ計画された組織を通じ、迅速かつ的確な方法によって町内の防災関係機関・町民等に周知するとともに、防災体制確立のため必要な措置を講ずる。

なお、特別警報の場合は、直ちに住民及び所在の官公署に対し、本計画で定める伝達体制によって周知の措置をとる。

(6) 町における気象予報及び警報等の取扱い

- ① 気象等の特別警報、警報及び注意報等は、勤務時間中は総務課で受信し、確認作業を行い、次項(7)の伝達システムにより関係機関に伝達するとともに、庁内放送等によって職員全員に伝達し、関係各課はこれにともなう必要な措置を講ずる。
- ② 勤務時間外における通報は、当直職員が受信し、これを総務課長またはあらかじめ指名された職員に連絡する。
- ③ 当直職員から連絡を受けた職員は、その状況を町長または副町長に連絡するとともに、関係職員の動員等必要な措置を講ずる。

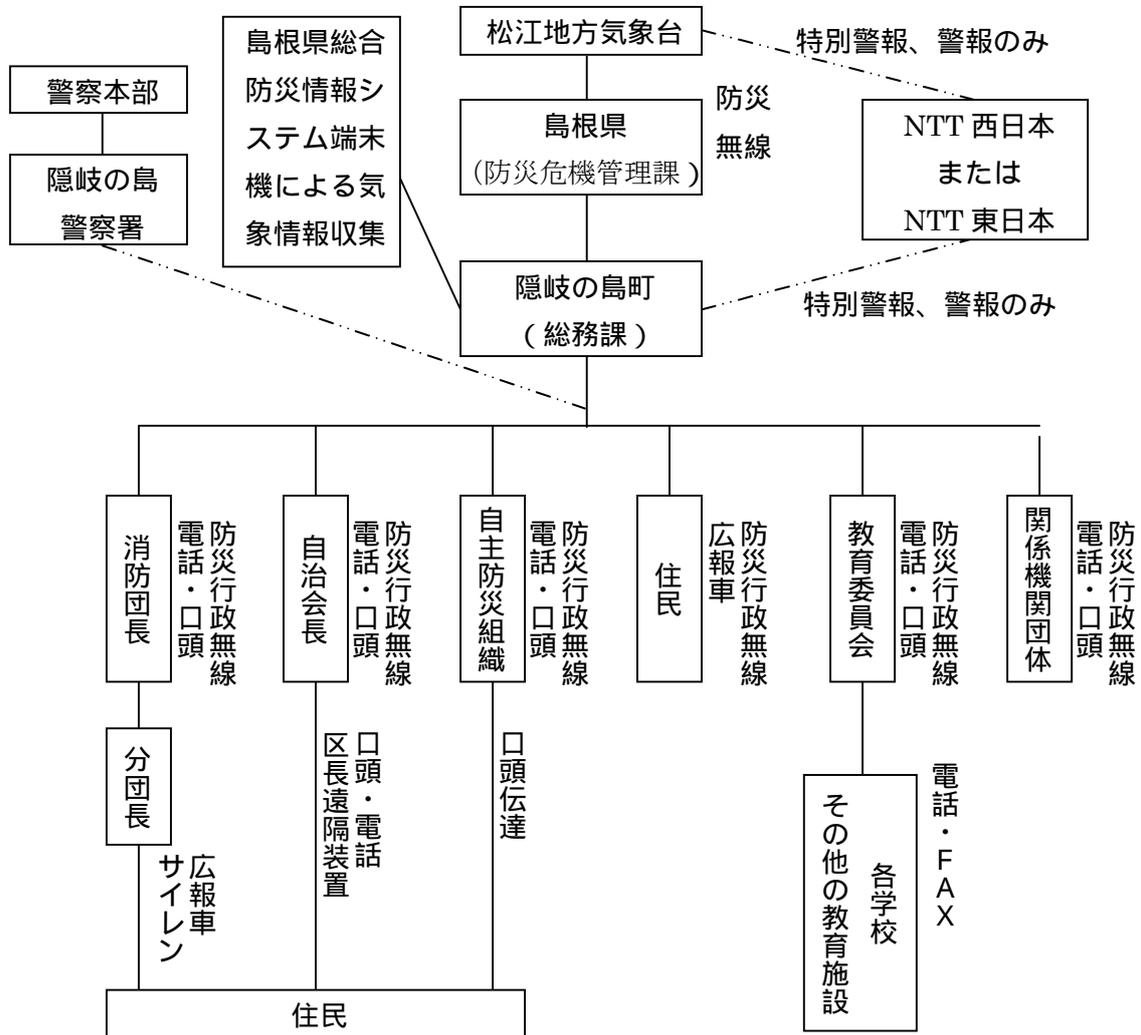
(7) 気象警報等の伝達方法

松江地方気象台から発表・通知された気象警報等の重要な気象関係情報は、次の方法により関係機関に伝達する。(伝達系統図参照)

伝達先	伝達方法	一般住民への伝達
庁内各課	口頭、庁内放送	防災行政無線、各福祉施設等に対して電話(利用者への伝達)
教育委員会	口頭、電話、防災行政無線	各学校に対して電話(児童・生徒への伝達)
関係機関、団体	電話、防災行政無線	各構成員への電話
各自治会	防災行政無線、電話、口頭	防災行政無線、地区有線放送、電話、口頭(必要に応じ)
消防団	防災行政無線、電話、口頭	防災行政無線、電話、消防車両による広報・サイレン、戸別訪問(声かけ)、標識等の設置

なお、各伝達先の代表者及び連絡方法等は、資料編に掲載する。

気象警報等の伝達系統図



(注) 注意報についての一般住民への周知方法は、ラジオ・テレビ等により察知し得る状態が多いので、特に、必要な場合は、防災行政無線を利用する。

(8) 異常現象発見時の措置

① 異常現象の種別

種 別	内 容
たつ巻	農作物、建造物に被害をあたえる程度以上のもの
強い降氷	農作物等に被害をあたえる程度以上のもの
その他異常なもの	火災、油の流出、大規模な流木・油等の漂着

② 発見者の通報手続

(ア) 異常現象を発見した者は、速やかに町または警察署、消防機関へ通報しなければならない。

(イ) 通報を受けた警察官等は、速やかに町長・隠岐の島警察署長に通報する。

(ウ) (ア)または(イ)により通報を受けた町長は、直ちに次の機関に通報するとともに、関係地域の住民に周知する等の必要な措置をとる。

- (a) 松江地方気象台
- (b) 隠岐支庁 県土整備局
- (c) その他必要と認める関係機関
- (d) 当該災害に関係ある市町村

(9) 町長が行う警告等の伝達

町長が発令する避難勧告(指示)、退去勧告等警告の伝達体制(災害対策基本法第56条、第60条)は、本計画に定めるところによるが、伝達に特に放送機関を利用することが適切と考えられるときは、県を通して行う。

3. 雨量・水位等の収集

雨量・水位等の情報は、県・国及びその出先機関・気象台の協力を得て、観測記録の収集に努め、関係ある河川の状況を把握するほか、災害が予想される地域においては、必要に応じて簡易な雨量計及び水位計等を設置し、積極的な情報収集源の要請に努める。

なお、町内に各機関が設置している雨量・水位等の観測施設は、資料編に掲載する。

4. 被害状況等の調査及び収集・報告

(1) 被害状況等の調査及び収集

① 被害状況等の調査

被害状況の把握及び災害応急対策の実施状況等の調査並びに収集は、的確な状況判断と適切な対策の基本的条件となるため、町が直接収集することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は、町を通じ消防署、消防団に依頼できるものとする。

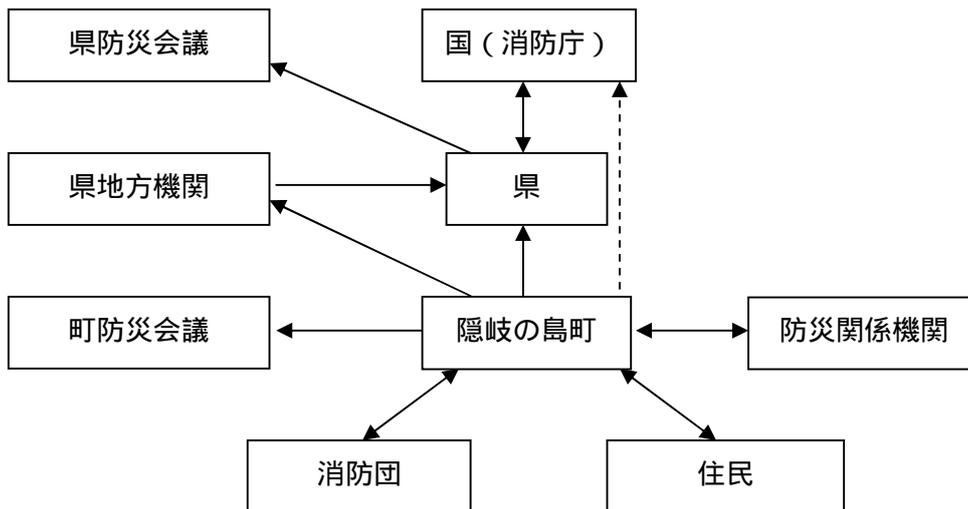
なお、それぞれの災害応急対策実施機関の業務に関わる事項は、それぞれの機関において被害状況の把握に努める。

町における被害状況等の調査の種類、調査事項等は、次のとおり。

調査の実施者		1. 町は、県管理以外の施設の被害について調査を行う。 2. 町において調査を実施することが困難な場合は、県に協力を依頼することができる。 3. 町は、県管理施設において災害が発生したことを承知したときは、管理する県の関係地方機関に通知する。
調査の種類 (災害時期別に調査を実施)	発生調査	1. 災害の発生についての通報を受けた関係機関は直ちにその概況を調査する。 2. 本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。
	中間調査	1. 災害発生後の状況の変化に伴い、できる限り詳細に調査する。 2. 本調査は、災害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従ってできる限りその都度行う。
	確定調査	1. 災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。 2. 本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また復旧費の費用負担に影響を与えるので、正確を期する。
調査事項		1. 資料編 に掲載する「市町村から県に対する報告様式」の内容について調査する。
被害状況等の判定基準		1. 資料編 に掲載する「被害状況等の判定基準」に基づき判定する。

② 被害状況等の収集・報告系統

収集及び報告系統は、次のとおりとし、総括的報告のとりまとめは、町が行う。また、各課における各種被害報告の処理は、関係法令等の定めによる。



(2) 通信施設

災害時に利用可能な通信施設等は、**資料編**に掲載する。

(3) 県及び関係機関等への被害状況等の報告

町は、前項(1)でとりまとめた被害状況等を、島根県地域防災計画に定める報告の種類及

び時間等により、県に報告するとともに、必要なときは、その他の防災関係機関に通報する。

- ① これらの町の報告は、対策本部総務対策部が行う。
- ② 各所掌事務に係る報告は、隠岐支庁(県土整備局をはじめ、各関係局・所)を通じ、所定の様式により行う。
- ③ 災害発生即報については、被害の状況及びこれに対する措置の概要が判明次第、直ちに総合防災情報システムによる所定の様式により、県防災危機管理課(災害対策本部設置後は、事務局)及び隠岐支庁(県民局、県土整備局)に報告する。なお、総合防災情報システムによる報告ができない場合は、FAXまたは電話による。
 特に、行方不明者の数は、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、次のことに留意し、情報の収集・報告に努める。
 (ア) 住民登録の有無にかかわらず、町の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
 (イ) 行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合、当該登録地の市町村または県に連絡する。
- ④ 県に報告することができない場合の被害状況等の報告は、国(消防庁)に報告するほか、119番通報が殺到する場合等においては、県に加えて、国(消防庁)にも直接通報する。
- ⑤ 被害状況及びこれに対する措置の概要は、毎日13時までにまとめて、県に報告する。
 また、被害状況の報告にあたっては、可能な範囲で現場写真などの画像資料を添付する。なお、報告回数及び時間については、県と協議のうえ変更することができる。
- ⑥ 総合的な被害報告については、資料編に掲載する「市町村から県に対する報告様式」により、県防災危機管理課に報告を行う。また、当該災害にかかる被害等の最終調査を終了したときは、速やかに文書をもって確定報告を行う。
- ⑦ 報告の種類、報告内容、時期及び経路等は、原則として次表による。

区 別	報 告 内 容	報告の時期及び経路	連絡方法等
災 害 発 生 即 報	①災害の発生状況 ②災害に対してとった措置の状況 ③県等に対する応援要求 ④被害の概要(判定基準(即報用)以上のもの) ※様式第0号による	町→隠岐支庁県土整備局・防災危機管理課 ①②③④のいずれかが判明次第、直ちに	緊急を要するものであるため、昼夜間を問わず電話電報、無線等を利用して報告する。
速 報	各種被害等の概況 ※様式第1号による	町→隠岐支庁県土整備局→防災危機管理課 概況が判明次第、随時 ただし、隠岐支庁県土整備局が行う集計確認の時期については、被害の発生状況により防災危機管理課より別途指示する。	

区 別	報 告 内 容	報告の時期及び経路	連絡方法等
詳 報	各種被害等の状況 ※様式第2号 ～様式第23号による	町、隠岐支庁(各局・所)→関係課 →防災危機管理課 被害等の状況が判明次第逐次報告 ただし、隠岐支庁(各局・所)が行う 集約報告は、13時までに行う。	被害等の状況は、諸応 急対策の決定等のもと になるものであるので、 迅速に被害等の収集 ができるよう、平常時か ら体制を整えておく。
確 定 報 告	同上	町、隠岐支庁(各局・所)→関係課 →防災危機管理課 災害に対する応急措置を完了した 後20日以内に報告	災害復旧計画などのも とになるので、正確を期 す。
災 害 対 策 本 部	①災害対策本部の設置② 災害対策本部の解散	町、隠岐支庁県土整備局、関係課 →防災危機管理課	
被 害 地 点 報 告	①被害現場の状況 ②被害現場の位置 ③被害現場の画像	全ての防災端末設置機関→防災危 機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
ラ イ フ ラ イ ン	電気、都市ガス、LPガス、 電信電話、上水道、簡易 水道、下水道被害の状況	町、関係課→防災危機管理課 販売事業者→県LPガス協会 →消防総務課→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
交 通 情 報	道路(国道、県道の全面通 行止め)、の被害状況及び 運行状況	隠岐支庁県土整備局→道路維持課 →防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
	鉄道、バス、空港、船舶の 被害及び運行状況	各交通会社・事務所→交通対策課 →防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
林 野 火 災	林野焼損面積20ヘクター ル以上の火災	各消防本部→防災危機管理課 鎮火した月の翌月末日までに報告	

注) 上記による報告は、原則として災害体制及び災害対策本部設置前の規定であり、災害体制等設置後にあつては、災害の程度、形態等により報告の内容、時期等を変更することができる。

(4) 消防庁への直接即報

以下に示す「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、町は、第一報を県に加え、消防庁に対しても報告する。この場合において、消防庁長官から要請があつた場合については、町は、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対して行う。即報における記入要領(様式)は、資料編に掲載する。

	交通機関の火災	<p>1. 船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの。</p> <p>① 航空機火災。</p> <p>② トンネル内車両火災。</p> <p>③ 列車火災。</p> <p>④ タンカー火災の他、社会的影響度の高い船舶火災。</p>
火災等即報	危険物等に係る事故	<p>1. 死者(交通事故によるものを除く。)または行方不明者が発生したものの。</p> <p>2. 負傷者が5名以上発生したものの。</p> <p>3. 危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で 500 m²程度以上の区域に影響を与えたものの。</p> <p>4. 危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設からの危険物等の漏洩事故で、次に該当するもの。</p> <p>① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの。</p> <p>② 500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏洩等。</p> <p>5. 市街地におけるタンクローリーの事故に伴う漏洩で、付近住民の避難、道路の全面通行禁止の措置を要するもの。</p> <p>6. 市街地において発生したタンクローリーの火災。</p>
救急・救助事故即報		<p>1. 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの。</p> <p>① 航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故。</p> <p>② バスの転落等による救急・救助事故。</p> <p>③ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故。</p> <p>④ 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故。</p> <p>⑤ その他報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いもの。</p>
災害即報		<p>1. 地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を記録したもの。(被害の有無を問わない。)</p>

第3節 災害通信

風水害時における迅速、的確な情報の収集及び伝達を行うにあたり、緊急を要する時には、電話の優先利用、各防災関係機関の専用電話及び無線通信施設の利用等により、災害時における重要通信の確保を図る。

1. 加入電話または電報(公衆通信設備)の優先利用

(1) 非常通話及び非常通報

① 通話・通信内容

次に掲げる内容の市外通話・通報については、他の市外通話及び電報に優先して、接続並びに伝送・配達が行われる。

- (ア) 気象機関相互間で行う気象に関する報告または警報。
- (イ) 水防機関相互間で行う災害に関する通報、もしくは警報または予防のための緊急を要する事項。
- (ウ) 消防機関または災害救助機関相互間で行う災害の予防、救助で緊急を要する事項。
- (エ) 輸送の確保に直接関係ある機関相互間で行う交通施設の災害の予防または復旧、その他輸送の確保のための緊急を要する事項。
- (オ) 通信の確保に直接関係ある機関相互間で行う通信施設の災害の予防または復旧、その他通信の確保のため緊急を要する事項。
- (カ) 電力供給の確保に直接関係ある機関相互で行う電力設備の災害の予防または復旧、その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項。
- (キ) 警察機関相互で行う秩序維持のため緊急を要する事項。
- (ク) 災害に関する異常現象発見者が、災害関係機関に通報するもの。

② 非常通話及び非常電報の取扱い

(ア) 非常通話

あらかじめ電話取扱局の承諾を受けた番号の加入電話によるものを原則とするが、やむを得ない特別の事由がある場合は、一般の加入電話によるものとする。通話を請求するときは、「非常」の旨及びその必要な理由を電話取扱局に申し出る。

本町においては、NTT西日本島根支店において次のとおり承認を受けている。

管理課	承認電話番号
総務課	08512-2-8562, 8563, 8564, 8565
布施支所	08512-7-4311, 4312
五箇支所	08512-5-2213, 2214, 2211, 2212
都万支所	08512-6-2311, 2312, 2313

(イ) 非常電報

発信するときは、「非常」とその旨朱書きする。

2. 災害時特設公衆電話の利用

町では、災害時の通信手段の確保のため、避難者が無料で使用でき、通信規制時においてもつながりやすい災害時優先電話である特設公衆電話を、町内の主要な公共施設に5台配置している。災害発生時の避難所開設に合わせ迅速に設置し、避難してきた者の家族の安否確認等に利用する。

3. その他の専用電話の利用

町が行う警報の伝達及び警告並びに応急措置の実施に必要な通信で、緊急通信を必要とする場合に、公衆電話の通信システムを利用することが不可能なとき、または著しい遅延等特別な理由により利用困難なときには、本町内にある資料編に掲載する各機関が設置する専用電話を利用する。

4. 非常無線通信の利用

被害により有線通信が途絶し、その他諸種の事由により、有線通信システムの利用が困難な場合には、「非常通信協議会」加入の各機関が設置している無線通信施設を利用する。なお、本町にある機関は、資料編に掲載するとおり。

(1) 通信の内容

非常通信における通信の内容は、次に掲げるもの、またはこれに準じる。

- ① 人命の救助に関するもの
- ② 災害の予報(主要河川の水位に関するものを含む。)及び天災その他災害の状況に関するもの
- ③ 緊急を要する気象、地震等の観測資料
- ④ 非常の事態が発生し、または発生する恐れがある場合に、総務大臣が命令を発して無線局に非常通信を行わせるときの指令及びその他の指令
- ⑤ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の維持、または非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- ⑥ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- ⑦ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ⑧ 遭難者救護に関するもの
- ⑨ 道路、電力施設、電信電話回線の破壊または障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- ⑩ 防災機関相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- ⑪ 災害救助法、災害対策基本法等の規定に基づき、知事から発する従事または協力命令に関するもの
- ⑫ 災害の救援に重大な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信社または放送局が発受するもの

(2) 取り扱い

その取り扱いは、下記のとおり。ただし、災害対策基本法第57条、第79条に基づくものは、この限りでない。

非常無線通信文の作成	<ol style="list-style-type: none">1. 公衆電報、通信紙または適当な用紙を使用する。2. 電文の冒頭に、「非常」と朱書きする。3. 宛先には、住所、氏名及び電話番号を記載する。4. 文字は、カタカナ字または漢字等の使用による普通文とする。字数は、一通200字以内とし、通数については、制限しない。5. 発信者の欄には、住所、氏名、電話番号を明記する。
発信依頼	<ol style="list-style-type: none">1. 最寄りの無線局に、非常電報を持参して依頼する。

5. アマチュア無線局への協力要請

災害時における一般加入電話の途絶時の通信手段のひとつとなるため、町内のアマチュア無線局と連携し、アマチュア無線による通信及び情報提供の協力を求める。

6. 放送機関に対する放送要請

町は、災対法第57条の規定に基づき災害が発生し、または発生する恐れのある場合について、その通信のため特別の必要があるときは、知事を通じ放送機関に対し放送を行うことを求める。

これについての協定は、**資料編**に掲載するとおり。

第4節 災害広報

町は、災害が発生し、または発生することが予想される場合において、情報の収集を行うとともに、災害情報、災害応急対策等の周知徹底を図り、住民の不安を除き、また、住民の協力を得るため、さらに、被害の拡大防止を図るために適切かつ迅速な広報活動を行う。

1. 広報活動の対象機関

町は、各対策部から報告のあった被害状況等を中心に広報資料を収集するほか、必要に応じ他の関係機関・各種団体及び施設等にも情報の提供を求め、次の関係機関に対して広報活動を行う。

対象機関	方法
報道機関	電話、口頭、文書、電報
各関係機関	電話、防災行政無線
一般住民	防災行政無線、広報車、サイレン、電話、口頭
庁内各課	口頭、庁内電話、庁内放送
その他特に必要とするもの	電話・口頭・文書・広報車他

2. 広報活動の方法

町は、地域に密着した範囲の災害に関する広報について、警察をはじめとする関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

(1) 一般広報

① 広報内容

以下に示す災害時の時系列に応じた災害広報を実施する。

警戒・避難期の気象予報及び警報等もしくは気象情報等の広報	<ol style="list-style-type: none"> 雨量、河川水位、潮位、災害の危険度等の状況 浸水・高潮・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生見込み等 住民のとるべき措置(周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等) 避難の必要の有無、避難先の開設状況等
災害発生直後の広報	<ol style="list-style-type: none"> 災害発生状況(人的被害、住家被害等の災害発生状況) 災害応急対策の状況(地域・コミュニティごとの取り組み状況等) 道路交通状況(道路交通規制等の状況、バスの被害、復旧状況等) 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況(途絶箇所、復旧状況等) 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
応急復旧活動段階の広報	<ol style="list-style-type: none"> 住民の安否(被災者台帳の作成、被災者支援への活用等) 給食・給水・生活必需品の配給状況、その他生活に密着した情報(地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等)

支援受け入れに関する広報	1. 各種ボランティア情報(ニーズ把握、受け入れ・派遣情報等) 2. 義援金・救援物資の受け入れ方法・窓口等に関する情報
被災者に対する広報	1. 安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況
帰宅困難者への広報	1. 町内各地での道路の被災や、バス等が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。
その他の必要事項	1. 安否情報等についての災害用伝言ダイヤルの登録・利用呼びかけなど

② 広報の方法

町が保有する以下の広報手段を最大限活用した災害広報を実施する。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。

なお、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県または報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。

また、避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも配慮した伝達を行う。

(ア) 防災行政無線(戸別受信機、屋外拡声装置)、有線放送等による広報

(イ) 広報車による広報

(ウ) ハンドマイクによる広報

(エ) 広報誌紙、掲示板による広報

(オ) インターネットによる広報(ホームページ等を活用した広報、携帯電話を活用した情報提供、ポータルサイト・サーバー運営事業者の協力による広報)

(2) 報道機関への広報

町が定期的に記者発表し、広報を実施する。ただし、広域的かつ大規模な災害のときは、県による報道機関調整を要請する。

3. 関係機関等による災害広報の実施

防災関係機関は、事前に定めた災害時の広報計画等に基づき、町民及び利用者等への広報を実施するとともに、特に、必要があるときは、町、県及び放送機関に要請して広報を依頼する。

4. 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 体制の整備

町及び防災関係機関等は、必要に応じ、発生後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めたくえで、情報収集・整理・発信を行う。

(2) 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、地方公共団体、消防機関、警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第5節 広域応援体制

町は、大規模災害が発生し、被害が広範囲に拡大して町や町の防災関係機関単独では、円滑な応急対策活動の実施が困難な場合、県に応援要請または県内市町村の相互応援の調整を要請する。また、必要な場合、関係指定地方行政機関または関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

このため、応援要請が迅速に行えるよう、職員の研修、訓練等を実施し、受援体制を整えるとともに、災害活動体制を強化・充実していく。

1. 市町村相互の応援

(1) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

- ① 災害が発生した場合、隣接する市町村は、応急措置の実施について相互に応援協力をを行う。
- ② 被害がさらに拡大した場合、県の隠岐地区災害対策本部の管轄区域内の町村は、被災町村からの要請に基づき、応急措置の実施について必要な応援協力をを行う。
また、必要な場合、被災町村は、県に対し応援を要請する。この場合、基本的に隠岐地区災害対策本部を窓口にして応援を要請する。
- ③ 災害が大規模となりブロックを越える応援が必要と判断される場合、被災町村は、県に対して応援要請または県内市町村の相互応援の調整を要請する。
また、県を通じて他県または他県の市町村、防災関係機関等からの応援を要請する。

(2) 町内所在機関相互の応援協力

町の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び町の区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生しまたは発生しようとする場合は、町が実施する応急措置について、応援協力をを行う。

2. 県内消防本部の応援

大規模災害及び特殊災害等の発生により所轄する町等の消防力で災害の防御が困難な場合には、隠岐広域連合消防本部は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。

3. 緊急消防援助隊による応援

大規模災害及び特殊災害の発生により、県内の消防力を結集しても十分な災害対応が困難な場合は、知事を通じ、消防庁長官に、全国の消防機関の相互応援による緊急消防援助隊の応援を要請するとともに、受援体制を整備する。

(1) 応援要請

町長は、必要と判断したときは、速やかに知事に緊急消防援助隊の応援を要請する。この場合で知事と連絡がとれないときは、直接消防庁長官に対して要請を行う。

(2) 調整本部の設置

町長は、緊急消防援助隊が出動した場合で、知事が町長に設置の指示を行った場合は、被災地緊急消防援助隊調整本部を設置する。

なお、被災市町村が2以上ある場合、被災地が一の市町村であっても知事が必要と認める場合は、県庁本庁舎 6 階講堂に島根県消防応援活動調整本部(以下、「調整本部」という。)が設置される。この場合、町は、調整本部に職員を派遣する。

知事の指示で、町長が調整本部を設置する場合の組織、業務等は、以下のとおり。

設置区分	知事が設置する場合	知事の指示で町長が設置する場合
調整本部名称	消防応援活動調整本部	隠岐の島町消防応援活動調整本部
設置場所	島根県庁本庁舎6階講堂	原則として町内(町長が決定)
調整本部長	島根県知事	隠岐広域連合消防長
調整本部員	1. 島根県防災部消防総務課長、同課職員、島根県防災航空隊職員 2. 代表消防機関の職員 3. 現地消防本部の職員 4. 出動した指揮支援部隊長	1. 総務課長、総務課職員 2. 隠岐広域連合消防本部職員 3. 消防庁の派遣職員 4. 県の派遣職員 5. 指揮支援部隊長 6. 代表消防機関の派遣職員 7. 島根県防災航空隊の派遣職員
調整本部の業務	1. 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。 2. 現地消防本部の消防隊、島根県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急、後方支援等の活動の調整に関すること。 3. 各種情報の集約・整理に関すること。 4. 消防庁災害対策本部との調整に関すること。 5. 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 6. 自衛隊、島根県警察本部、医療機関等関係機関との連絡調整に関すること。 7. その他必要な事項に関すること。	

(3) 緊急消防援助隊の指揮体制

指揮本部は、消防本部に設置し、町長が指揮本部長として県内応援部隊と緊急消防援助隊の活動を統括管理する。

指揮支援部隊長は、指揮者の補佐と緊急消防援助隊の活動の管理を行うとともに、緊急消防援助隊の部隊の配備が決定した場合は、被災地に緊急消防援助隊指揮支援本部を設置し、指揮支援本部長として、配属された都道府県隊及び航空部隊の活動管理にあたる。

(4) 緊急消防援助隊の経費負担

緊急消防援助隊の経費負担については、「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」、「全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程」等により処理する。

4. 海上保安庁の応援

災害時の災害救援、応急・復旧活動において、被害が拡大し、町及び県で保有する船艇、航空機では、対応ができなくなり、海上保安庁が保有する巡視船艇・航空機による救援活動が必要となる場合には、県を通じて、海上保安庁による応援の要請をする。

(1) 救援協力の要請

災害救援、応急・復旧活動等において、海上保安本部等庁の巡視船艇・航空機を必要とする場合は、次の事項を記載した文書により県を通じて要請を行う。

なお、文書を送付するいとまがない場合は、口頭または電話等で要請を行い、事後速やかに文書での要請を行う。

① 記載事項

- (ア) 要請者の氏名(職業、地位)。
- (イ) 災害の概要及び救援活動を要請する理由。
- (ウ) 救援活動を必要とする期間。
- (エ) 救援活動を必要とする区域及び活動内容。
- (オ) 前各号に掲げるもののほか、救援活動に必要な事項。

② 要請先

機 関 名	所 在 地	電 話
浜田海上保安部(警備救難課)	浜田市長浜町 1785-16	0855-27-0771
境海上保安部(警備救難課)	境港市昭和町 9-1	0859-42-2531
隠岐海上保安署	隠岐の島町東町宇屋ノ下 99-2	08512-2-4999

③ 救援活動の内容

- (ア) 被害状況の調査及び情報収集。
- (イ) 避難指示、避難者の誘導。
- (ウ) 陸上孤立者の救助。
- (エ) 救急患者、医療関係者、その他救援活動に必要な人員及び物資の輸送。
- (オ) その他巡視船艇・航空機により救援可能な活動。

第6節 自衛隊災害派遣要請

町長は、大規模災害が発生して被害が広範に拡大し、町をはじめ県や各防災関係機関では対処することが困難な事態が予想される場合において、人命・財産の保護のため自衛隊の派遣を知事に要請する。

町は、その手続き等を定め、自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣要請及びその受入体制を整える。

1. 災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請にあたっては、人命救助及び財産保護のため行うものとし、概ね次の基準による。

災害派遣 要請の基準	<ol style="list-style-type: none">1. 人命救助のための応援を必要とするとき。2. 町内での大規模な災害が発生し、応急措置のため、応援を必要とするとき。3. 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき。4. 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。5. 応急措置のため医療・防疫・給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。
---------------	---

なお、予防のための派遣については、災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと当該部隊等が判断したときのみ行われる。また、応急対策の措置については、緊急度の高い公共的なもので最小限の応急措置のみを行い、その後の一般的な措置は行われない。

(1) 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

- ① 公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。(公共性の原則)
- ② 差し迫った必要性があること。(緊急性の原則)
- ③ 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。(非代替性の原則)

この際、人命にかかるものについては、特別な配慮をもって迅速な対応を図ることが必要である。

(2) 災害派遣の区分

自衛隊の災害派遣には、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

自衛隊法第83条 第2項の規定に基 づく派遣(要請を受 けての派遣)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害が発生し、知事が人命または財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合。 2. 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合。 3. 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、町長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が県の対応能力を超えると判断し自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合。
自衛隊法第83条 第2項の規定に基 づく派遣(要請を待 たないで行う派遣)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害に際し、通信の途絶等により町長が知事に対する災害派遣要請の要求ができない場合に、自衛隊が、町長等からの災害の状況等の通知を受けて、直ちに救援の措置をとる必要があると認めて自主的に派遣する場合。 2. 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合。 3. 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。 4. 災害に際し、その事態に照らし、特に、緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて、自衛隊が自主的に派遣する場合。
自衛隊法第83条 第3項の規定に基 づく派遣	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庁舎・営舎・その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生した時、自衛隊が自主的に派遣する場合。

2. 災害派遣要請の手続き

(1) 災害派遣の要請

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき自己の判断または町長の派遣要請の要求により行う。

(2) 災害派遣要請の要求手続き

町長は、自衛隊の災害派遣を要請する必要がある場合、知事に自衛隊災害派遣要請の要求を行う。要求を行う場合は、次の事項を明記した文書を県防災部長あてに送達する。(資料編に掲載する「自衛隊災害派遣要請書」参照)

ただし、特に、緊急を要する場合にあつては、口頭、電信または電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間

- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

町長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがない時、または通信の途絶等により知事への要求ができない時は、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊要請先の駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

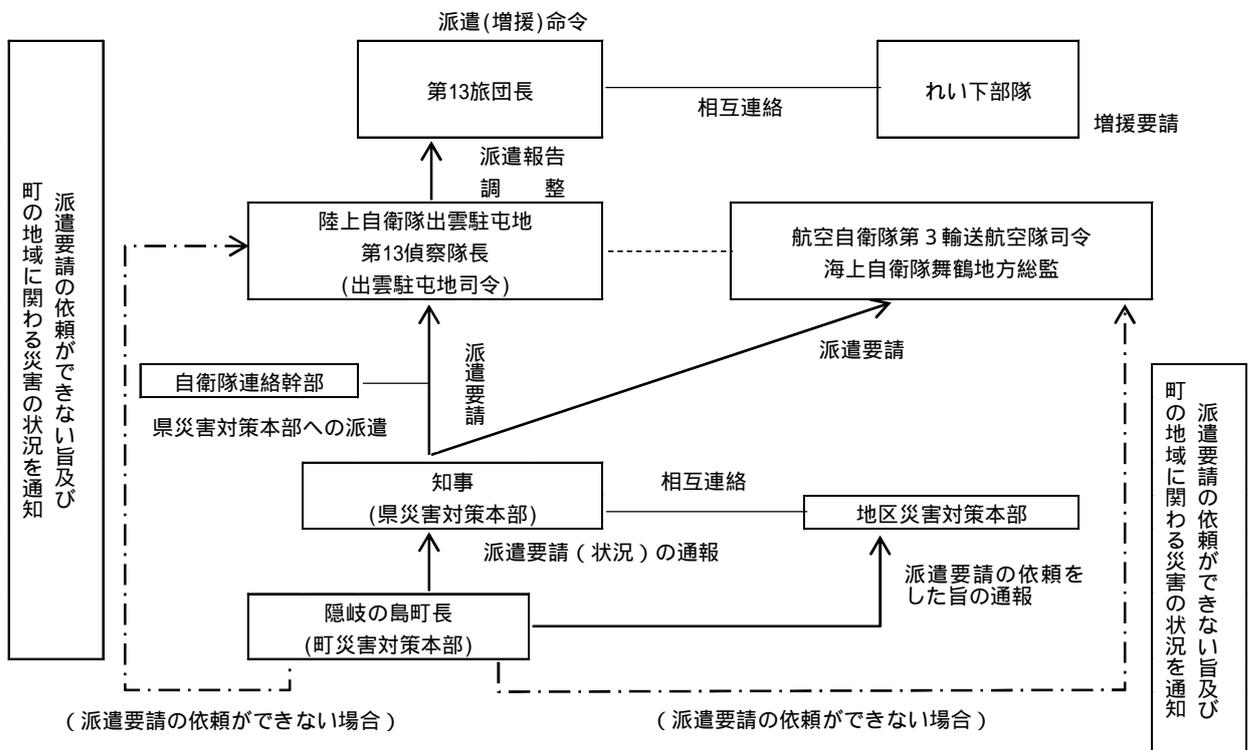
(4) 要請文書のあて先

要請文書のあて先は、次のとおりである。

機 関 名	所 在 地	電 話
陸上自衛隊出雲駐屯地第13偵察隊	出雲市松穹下町1142-1	0853(21)1045(代)
海上自衛隊舞鶴地方隊 (海上自衛隊舞鶴地方総監部)	京都府舞鶴市字余部下1190	0773(62)2250(代)
航空自衛隊第3輸送航空隊	鳥取県境港市小篠津町2258	0859(45)0211(代)

(5) 災害派遣要請手続き系統

図 自衛隊災害派遣要請系統



3. 災害派遣部隊の活動

(1) 活動内容

災害派遣部隊の活動内容は、概ね次のとおり。

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	知事等から要請があった時、または指定部隊等の長が必要と認める時は、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる。(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
道路又は水路の啓開	道路、水路が損壊し、または障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
応急医療、防疫等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	特に、要請があった場合または指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に、緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救助物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合または指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付または譲与する。
危険物の保安及び除去	特に、要請があった場合において、必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づく警戒区域の設定等の措置。

(2) 災害派遣部隊の自衛官の権限等

- ① 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生しまたはまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官または海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとった時は、直ちにその旨を町長に通報する。

なお、当該措置を伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- (ア) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令。(災害対策基本法第63条第3項)
- (イ) 他人の土地等の一時使用等。(災害対策基本法第64条第8項)
- (ウ) 現場の被災工作物等の除去等。(災害対策基本法第64条第8項)
- (エ) 住民等を応急措置の業務に従事させること。(災害対策基本法第65条第3項)

② 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となる場合において、警察官がその場に行かない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる(災害対策基本法第76条の3第3項)。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

4. 自衛隊災害派遣受入体制等

(1) 派遣部隊の受け入れ体制

- ① 町は、連絡責任者を指名し、派遣部隊及び県から派遣された職員との連絡にあたらせ、部隊等の活動に支障をきたさないようにする。
- ② 町及び県は、派遣部隊の宿泊施設または野営施設を準備しておく。特に、駐車場について留意する(地積、出入りの便を考慮する。)
- ③ 町及び県は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合または重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

災害地における作業等に関しては、町及び県と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。

その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意する。

(2) 使用資機材の準備

- ① 災害救助または応急復旧作業等に使用する資機材類は、以下の物を除き町、県または関係公共機関において準備する。

(ア) 部隊等装備資材(島根県地域防災計画(資料編)「自衛隊が災害時において使用し得る資機材」を参照)

- (イ) 食料
- (ウ) 燃料
- (エ) 衛生資材等

- ② 町、県または関係公共機関において必要な資機材が調達不能な場合において、派遣部隊が訓練用物品等携行している材料、消耗品等を使用したときは、町等は原則として部隊撤収後において部隊に返還または代品弁償する。

(資料編に掲載する「自衛隊が災害時において使用し得る資機材」参照。)

- ③ 使用資機材の準備については、以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦をさけるため、できる限り事前に受け入れ側の準備する資機材の品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協議を行い、計画を作

成し、必要な整備を行う。

(3) 自衛隊受け入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資、人員の輸送について、ヘリポート予定地、離発陸場の基準及び表示要領等を定めるとともに、陸上自衛隊出雲駐屯地司令に通報しておく。(島根県地域防災計画(資料編)に掲載する「市町村別ヘリポート予定地」、「離発陸場の基準及び表示要領」を参照。)

(4) 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合、連絡責任者は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画について協議し、調整のうえ必要な処置をとる。

なお、作業にあたっては、地元住民が積極的に協力するよう指導する。

(5) 派遣部隊の撤収

町長は、派遣の必要がなくなったと認めるときは、様式に定める撤収要請申請書(資料編参照)により知事に派遣部隊の撤収を要請する。知事は、町及び派遣部隊の長と協議を行い撤収要請を行う。

(6) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した以下のような経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材(自衛隊装備にかかるものを除く)等の購入費、借上料及び修繕費。
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料。
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等。
- ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損失の補償(自衛隊装備に係るものを除く)。
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と県が協議する。

(7) 派遣部隊に関する報告

町は、派遣部隊到着後次の事項について知事あて報告するとともにその後についても部隊等の活動状況を逐次知事に報告する。また、部隊等が撤収した後速やかに様式に定める「部隊等に関する報告書(資料編に掲載)」によって知事に報告する。

- ① 派遣部隊の長の官職氏名
- ② 隊員数
- ③ 到着日時
- ④ 従事している作業の内容及び進捗状況
- ⑤ その他参考となる官職氏名

第7節 災害救助法の適用及び災害救助体制

大規模災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

町及び県は、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きに基づき災害救助法を運用する。

1. 災害救助法による救助の町への委託事項

災害救助法による救助については、知事が法定受託事務として実施し、町長は知事を補助するが、知事は救助を迅速に行うために救助の実施に関する権限の一部を町長に委任している（災害救助法第13条、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条及び島根県災害救助法施行細則第29条）。

町への委託事項	1. 避難所の供与	2. 応急仮設住宅入居者の決定
	3. 炊き出しその他による食品の給与	4. 飲料水の供給
	5. 被服・寝具・その他生活必需品の給与または貸与	
	6. 被災者の救出	7. 被災した住宅の応急修理
	8. 学用品の給与	9. 埋葬
	10. 死体の搜索	11. 死体の処理
	12. 障害物の除去	

2. 災害救助法の適用基準

町は、災害による被害状況が次の適用基準に達したときは、知事に災害救助法の適用を要請する。

- (1) 町の区域内の住家が滅失した世帯数が50世帯以上に達したとき。（基準1号以上）
- (2) 県の区域内の住家が滅失した世帯数が1,000世帯以上の場合で、町の区域の住家が滅失した世帯数が25世帯以上に達したとき。（基準2号以上）
- (3) 島根県の区域内の住家が滅失した世帯が5,000世帯以上に達した場合。
（3号前段基準）
- (4) 当該災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める次の特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したとき。（3号前段基準）

[府令]	被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出に特殊に技術を必要とすること。
[厚生省社会局通知(S40.5.11社施第99号)] 令第1条第1項第3号に定める災害	<p>災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令(平成25年10月1日内閣府令第68号。以下「府令」という。)第1条の「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出に特殊に技術を必要とすること。」とは次のような場合であること</p> <p>ア 被害地域が他の村落から隔離または孤立している等のため、生活必需品等が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊補給方法を必要とする場合</p> <p>イ 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊な技術の方法を必要とする場合</p>

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、または受ける恐れが生じた場合であって、府令で定める次の基準に該当するとき。(4号基準)

[府令]	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>一 災害が発生し、または発生する恐れのある地域に住居する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。</p> <p>二 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。</p>
[厚生省社会通知局(S40.5.11社施第99号)] 令第1条第1項第4号に定める災害	<p>ア 同号の基準は、災害による被害の発生前に適用できるものであり、この場合においては、府令の定めるところにより、生命または身体に対する危害の恐れを十分に検討のうえ、法の適用について判断されたいこと。</p> <p>イ 府令第2条第1号の「災害が発生し、または発生する恐れのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること」とは、次のような場合であること。</p> <p>(ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受け避難生活を余儀なくされた場合。</p> <p>(イ) 紫雲丸事件等船舶の沈没あるいは交通事故による多数の死傷した場合。</p> <p>ウ 府令第2条第2号「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を必要とすること」とは、次のような場合であること。</p> <p>(ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば餓死状態に陥る場合。</p> <p>(イ) 火山噴火、有毒ガスの発生のため多数の者が危険にさらされている場合。</p>

3. 被災世帯の算定基準

適用基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、または半焼する等、著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

なお、住家の滅失等の認定基準(内閣府策統括官通知「災害の被害認定基準」)は、次のとおり。

①住家が全壊・全焼、流失したもの	住家はその居住のため基本機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したものまたは住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
②住家が半壊・半焼する等、著しく損傷したもの	住家はその居住のための基本機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損失が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の床面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
③住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの	①及び②に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもまたは土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(2) 住家及び世帯の単位

① 住家

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

② 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

4. 災害救助法の適用手続き

町における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県に報告する。

5. 災害救助の実施方法等

(1) 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になる他、各種の対策の基礎資

料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

(2) 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

(3) 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は、次表のとおり。基準額については、内閣府告示を受けて、県規則により原則として毎年改定される。

救助の種類	対 象	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、または被害を受ける恐れのある者を収容する。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費または購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難にあたっての輸送費は、別途計上
応急仮設住宅の提供	住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内着工	1. 基準面積は、平均1戸当たり29.7㎡であればよい。 2. 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮住宅」を設置できる。 3. 供与期間 最高2年以内 4. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3. 床上浸水で自宅において自炊不可能な者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は、別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、または棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること。
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前または以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

救助の種類	対 象	期 間	備 考
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う 2. 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1. 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流出、半壊(焼)または床上浸水により学用品を喪失または棄損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	災害発生の日から、教科書及び教材は、1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内	1. 備蓄物資は、評価額 2. 入学時の場合は、個々の実情に応じて給与する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬をする者に支給	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は、別途計上 2. 災害発生後3日を経過した者は、一応死亡したと推定している。
死体の処理	災害の際に死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	災害発生の日から10日以内	1. 検案は、原則として救護班 2. 輸送費、人件費は、別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているために生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は、別途に定める額

(注)期間については、内閣総理大臣の承認により期間延長することができる。

(4) 応急救助の実施方法

災害救助法の適用とともに応急救助を実施するが、具体的な実施方法は、本計画の各節に定めるところによる。

第8節 避難活動

町長は、災害等の発生に際して危険があると認められる場合、関係法令に基づき避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時機を逸しないよう避難のための立退きを勧告または指示する等の適切な避難措置を講じる。

1. 要避難状況の早期把握・判断

(1) 要避難状況の把握活動の早期実施

町長は、人的被害の発生する可能性が高まり、要配慮者等、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階には、避難準備情報を発令する。

また、災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難勧告または指示等の措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時機を逸しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に、町長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

(2) 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、町の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

また、災害対策本部の置かれている隠岐の島町役場本庁等において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を災害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

① 河川災害からの避難

気象・降雨状況によって、河川等の出水による浸水等の被害が生じる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、町・消防本部その他は、気象等の警報発表以降は、警戒活動に着手し、地域の状況を的確に把握の上、避難の勧告等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

② 土砂災害からの避難

急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険溪流などの土砂災害の危険性の高い地域等において避難が想定されるが、町・消防本部その他は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて避難の必要性を判断し、混乱防止措置とあわせて必要な対策を講じる。

2. 避難勧告等の実施

(1) 避難の勧告等の実施責任者及び時期

災害による避難の勧告等については、それぞれの法律に基づき次の者が行うが、町は、関係機関と連絡を密にし、住民の避難についての的確な措置を実施する。

孤立した地区については、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断したうえで、必要に応じた集団避難を勧告あるいは指示する。

また、小・中学校の児童・生徒の集団避難は、町等の避難措置によるほか、町教育委員会の指示により学校長が実施する。ただし、緊急を要する場合には、学校長が教育長の指示を待つことなく実施できる。

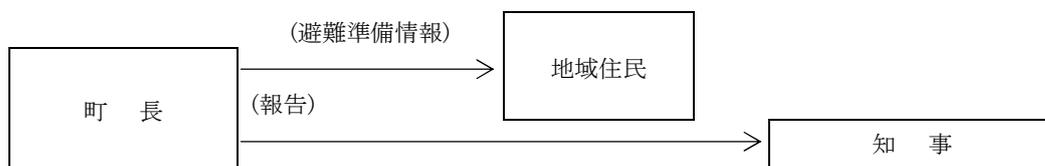
なお、避難勧告等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

避難の勧告等の実施責任者及びその時期については、次表に示すとおり。

<避難準備情報の発令者及び時期>

発令者	関係法令	対象となる災害の内容(要件・時期)	対象	内容	取るべき措置
町長	1. 災害対策基本法 2. 防災基本計画 3. 県地域防災計画 4. 町地域防災計画	要配慮者、避難行動要支援者等、特に、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	1. 要配慮者、避難行動要支援者等、特に、避難行動に時間を要する者は、計画された避難先への避難行動を開始(避難支援等関係者は、支援行動を開始) 2. 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	知事に報告(窓口:防災危機管理課)

避難準備情報の指示系統図



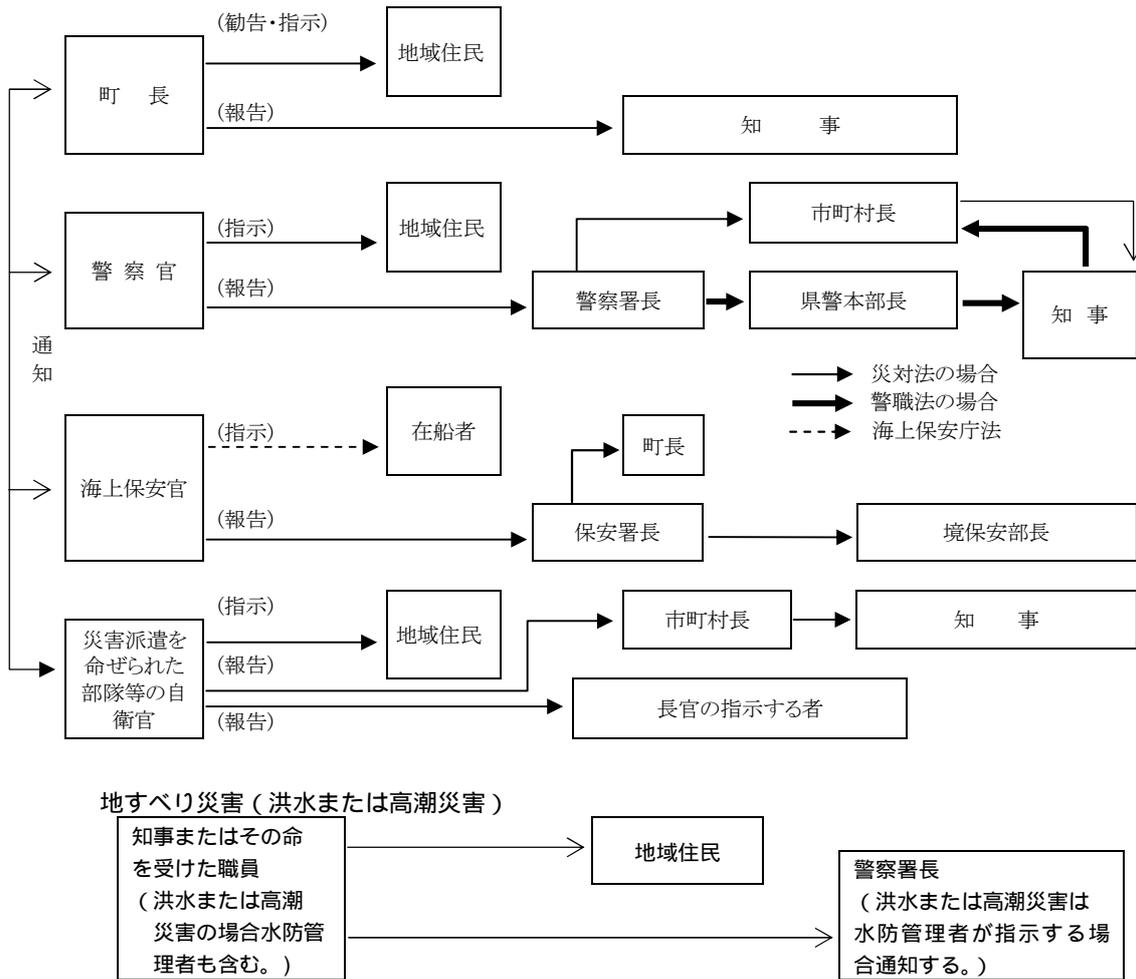
＜避難の勧告・指示権者及び時期＞

指示権者	勧告権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	勧告または指示の対象	勧告または指示の内容	取るべき措置
町長 (委任を受けた職員 または消防職員)	町長 (委任を受けた 吏員または消防 職員)	災対法 第60条 第1項 第2項 第3項	全災害 1.災害の発生または発生の 恐れがある場合 2.人の生命または身体を災害 から保護し、その他災害の 拡大を防止するため、特 に、必要があると認めとき 3.急を要すると認めるとき	1.必要と認め る地域の居 住者、滞在 者、その他 の者	1.立退きの勧 告・指示 2.屋内での待 避等安全確 保措置の指 示 3.立退き先の指 示	県知事に報 告 (窓口:防災 危機管理 課)
知事 (委任を受 けた吏員)		災対法 第60条 第6項	1.災害が発生した場合にお いて、当該災害により町 がその全部または大部 分の事務を行うことがで きなくなった場合	同上	同上	事務代行の 公示
警察官		災対法 第61条 第1項 第2項 警察官 職務執 行法 第4条	全災害 1.町長が避難のため立退 きを指示することができ ないと警察官が認めると きまたは町長から要求が あったとき 2.危険な事態がある場合 において、特に、急を要す る場合	1.必要と認め る地域の居 住者、滞在 者、その他 の者 2.危害を受け る恐れのある 者	1.立退きの指 示 2.避難の措置 (特に、急を 要する場合)	災対法第61 条による場 合は、町長 に通知 (町長は、知 事に報告)
海上保安 官		災対法 第61条 第1項 第2項	全災害 1.町長が避難のため立退 きを指示することができ ないと海上保安官が認め るときまたは町長から要 求があったとき	1.必要と認め る在船者、 その他の者	1.立退きの指示	町長に通知 (町長は、知 事に報告)
自衛官		自衛隊 法第94 条	1.危険な事態がある場合 において、特に、急を要 する場合	1.危害を受け る恐れのある 者	1.警告、避難に ついて必要 な措置(警察 官がその場 合にない場 合に限り、災 害派遣を命 ぜられた部隊 の自衛官に 限る)	警察官職務 執行法第4 条の規程の 準用
知事 (その命を受 けた県職 員)		地すべ り等防 止法第 25条	1.地すべりによる災害・著 しい危険が切迫していると 認められるとき	1.必要と認め る区域内の 居住者	1.立退くべきこ とを指示	その区域を 管轄する警 察署長に通 知
知事 (その命を受 けた県職 員) 水防管理 者		水防法 第29条	1.洪水または高潮による災 害 2.洪水または高潮の氾濫に より著しい危険が切迫し ていると認められるとき	同上	同上	同上

(注)1 「勧告」とは、その地域の住民が、その「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。

(注)2 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。

避難勧告・避難指示の指示系統図



3. 避難の勧告、指示等の基準・区分

避難措置は、概ね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施する。

(1) 避難準備情報

要配慮者等、避難行動要支援者等、特に、避難行動に時間を要する者は、計画された避難先への避難行動を開始(避難支援等関係者は、支援行動を開始)、それ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。

(2) 避難勧告(事前避難)

河川出水等による浸水、山・崖崩れ、地すべり、出火・延焼等が予想される地域からの避難など、危険が事前に予想され、早期避難が適当と判断される場合、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、事前に避難のための立退きを勧めまたは促し、避難させる。

(3) 避難指示(緊急避難)

山・崖崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害の兆候を直前に把握した場合や、有毒ガス事

故が発生するなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを「指示」し、速やかに近くの安全な場所へ避難させる。なお、「指示」は、「勧告」よりも拘束力が強い。

(4) 屋内での待避等安全確保措置

避難時の周囲の状況等により、避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

(5) 相互の連絡協力

関係機関(者)は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立退きの勧告・指示等の措置をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、的確に実施されるよう協力する。

(6) 発表の基準

避難情報発令の具体的な判断基準は、町長が別に定める。

4. 町及び各機関の避難措置

(1) 町の実施する避難措置

① 避難者に周知すべき事項

町の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示または勧告を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に周知するように努める。

- (ア) 避難すべき理由(危険の状況)
- (イ) 避難の経路及び避難先
- (ウ) 避難後における財産保護の措置

② 避難対策の通報・報告

- (ア) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか、避難先の管理者または占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- (イ) 避難のための立退きの準備、勧告または指示、屋内での待避等安全確保措置など、避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県(防災部防災危機管理課(県災害対策本部設置時は事務局または所管地区災害対策本部))に報告しなければならない。
- (ウ) 避難の必要が無くなったときは、その旨を公示しなければならない。
- (エ) 町は、避難措置の実施に関し本計画に、次の事項を定めておく。
 - (a) 避難措置に関する関係機関の連絡方法
 - (b) 避難措置を実施する区域別責任者(町職員等の氏名)
 - (c) 避難の伝達方法
 - (d) 各地域の避難先及び避難方法

(e) その他の避難措置上必要な事項

(2) 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

① 警察官または海上保安官による避難のための立退きの指示

警察官→警察署長→町長→知事(防災部防災危機管理課)

海上保安官→海上保安署長→町長→知事(防災部防災危機管理課)

② 警察官による避難の措置(警察官職務執行法第4条)

警察官→警察署長→警察本部長→知事(防災部防災危機管理課)→町長

③ 自衛官の行う避難措置(自衛隊法第94条)

自衛官→町長→知事(防災部防災危機管理課)

(3) 知事による避難の指示等の代行及び避難誘導の指導・応援協力等

町において避難勧告・指示等の事務を行うことができない場合、県は、本節2に示すとおり、知事による避難の指示等の代行を行う。

また、町は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に対し、避難指示または避難勧告の対象地域、判断時期について助言を求めることができる。また、町は、避難誘導が円滑に行えるよう、県に必要な指導・応援協力を要請することができる。

(4) 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

① 避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立する。

また、病院・社会福祉施設の管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、入所者等の早期避難のための協力体制を確立する。

② 緊急連絡体制等の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害に備え整備されている装置(消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等)や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

(5) 港、観光施設等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

① 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員招集計画や照明の確保が困難であることから消防本部等への通報連絡の確保や人間の行動、心理の特性を考慮した利用者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難体制を確立する。

また、施設管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

② 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、災害発生時においては、消防機関等への緊急通報体制、本社や必要な防災関係機関等に対する緊急連絡体制を早急に確立する。

(6) 公共交通機関船舶等の乗客の避難措置

- ① 災害時の公共交通機関船舶等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確に実施する。
- ② 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該船舶等の乗務員は、速やかに当該船舶等を停船させた地域の市町村長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

5. 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定権者

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は、災害対策基本法で、消防または水防活動のための警戒区域の設定は、消防法または水防法によって行う。

災害全般について	町長またはその委任を受けて町長の職権を行う町の職員(災害対策基本法第63条第1項) 警察官(災害対策基本法第63条第2項) 海上保安官(災害対策基本法第63条第2項) 自衛官(災害対策基本法第63条第2項)
火災について	消防吏員・消防団員(消防法第28条) 警察官(消防法第28条)
水災について	水防団長・水防団員(水防法第21条) 警察官(水防法第21条)
火災・水災以外について	消防吏員・消防団員(水防法第21条) 消防吏員・消防団員(消防法第36条)

(2) 警戒区域(災害対策基本法第63条関係)の設定

災害対策基本法第63条に定める警戒区域の設定は、以下のとおり。

町長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限若しくは禁止または当該区域からの退去を命ずる。なお、警戒区域の設定は、避難の指示と異なり、対象を地域的にとらえて、立入り制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするもので、罰則規定があり、災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

- ① 町長は、災害が発生したまたはまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に、必要があると認めるときは、警戒区域を設定す

る。

- ② 警察官若しくは海上保安官は、町長（権限の委託を受けた市町村の職員を含む。）が現場にいないとき、または町長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合、警察官または海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。
- ③ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者、警察官または海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は、直ちに警戒区域を設定した旨を、町長へ通知する。
- ④ 県は、被災により町がその全部または大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、または土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、町に代わって行う。
- ⑤ 国土交通省等は、被災により県がその全部または大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、または土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、町に代わって行う。

6. 避難の勧告・指示の伝達

町長は、第1章第8節に示す避難に関する計画においてあらかじめ定められた避難の勧告、指示の伝達系統及び伝達要領に従って、危険地域の住民に周知、徹底を図る。

(1) 伝達方法

避難の勧告、指示は、避難を要する防災気象情報等を十分に把握したうえで、住民への周知を最も迅速で確実、効果的に周知、徹底できるよう、町が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

その際、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。また、避難の必要が無くなった場合も同様とする。

なお、既に避難した者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難の勧告、指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

- ① 防災行政無線の利用による伝達
- ② 伝達員による戸別訪問による伝達

緊急避難を要する異常事態の場合に避難の勧告、指示の関係世帯に対して完全に周知徹底を図るため必要により消防団員等をして戸別訪問により伝達する。

- ③ 警鐘・サイレン等による伝達
- ④ 広報車・広報ヘリコプターの利用による伝達

町、警察署、消防機関等の広報車により巡回を行う。また、緊急に避難の必要のある場合または交通の途絶等により広報車の利用が困難な場合は、県警察のヘリコプターによる広報を要請する。

⑤ 「避難勧告等情報伝達に関する申し合わせ」による、放送事業者による伝達

⑥ テレビ・ラジオの利用による伝達

日本放送協会、その他民間放送局に対して避難の勧告、指示を行った旨を通達し、関係住民に伝達すべき事項について、放送要請を行う。なお、この場合事情の許す限り県（防災危機管理課）に応援を要請する。

⑦ コミュニティFMを利用した伝達

⑧ 登録制メールによる伝達

⑨ 携帯電話会社による緊急速報メールサービスによる伝達

⑩ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）による伝達

(2) 伝達事項

① 避難先

② 避難経路（具体的に）

③ 避難の理由

④ 避難に際しての注意事項

(ア) 戸締り及び火気の始末

(イ) 家屋の補強、家財道具の安全場所への移動

(ウ) 食料、水筒、タオル、チリ紙、簡単な着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等、必要最小限の物品の携行

(エ) 服装は、軽装とし、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具の携行

(3) 要配慮者への配慮

町長等は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難の勧告、指示の伝達には、特に、配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等を得て確実に伝達できるように努める。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

(4) 各種施設等

学校・教育施設、駅、観光施設等不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、館内放送設備、ハンドマイク等の各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講じる。

7. 避難の方法

(1) 避難誘導の実施

① 避難誘導体制の確立

避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難の勧告、指示を行った場合には、関係区域の自治会長及び関係者の協力を得て避難誘導体制を確立し、町職員、警察官及

び消防団員が安全かつ迅速な避難誘導を実施する。

(ア) 避難先が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者(自治会長及び関係者)を定め、警察等の協力も得ながら、できるだけ早めに集団避難できるようにする。

(イ) 緊急を要する避難の実施にあたっては、警察等の協力を得て、誘導責任者・誘導員が十分な連絡の下に強い意思をもって誘導にあたり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める。

② 避難経路

(ア) 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた指定緊急避難場所への避難経路の周知、徹底を図る。

(イ) 災害時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等の恐れのある危険箇所を避ける。

③ 避難順位

(ア) 災害時の避難誘導は、原則として、要配慮者を優先して行う。

(イ) 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

④ 携帯品の制限

(ア) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする。

(イ) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は、災害の種別、危険の切迫性、指定避難所等の距離、地形等により決定しなければならない。

⑤ 危険防止措置

(ア) 避難先の開設にあたって、町長は、避難先の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害の恐れがないかどうかを確認する。

(イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等の設置、誘導員を配置するなど危険防止に努める。

(ウ) 避難者の携帯品は、最小限の物にして行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に、誘導者を配置し、避難者は、その誘導に従うようにする。

⑥ 避難者の移送

町は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難先が使用できない場合、あるいは避難先に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

(2) 自主避難の実施

住民は、豪雨等により災害の発生する危険性を感じた場合、土砂災害等の前兆現象を発見し自ら危険だと判断した場合等は、隣近所で声を掛け合つて自主的に避難するよう心掛ける。

(3) 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、町で処置できないときは、直ちに県またはその他の機関に応援を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

(4) 孤立が予想される地域の避難対策

孤立が予想される地域の避難対策については、本章第18節「孤立地区対策」参照。

(5) 要配慮者等の避難対策

① 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員招集計画や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮する。

② 独居老人等在宅の避難行動要支援者の避難誘導

地域に居住する避難行動要支援者の避難誘導は、事前に把握された避難行動要支援者の居住実態や傷病の程度等に応じて実施する。

(ア) 安否確認の実施

町は、避難支援等関係者の協力を得て、各居室に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。なお、安否確認の実施にあたっては、あらかじめ作成する避難行動要支援者名簿の活用を図る。

(イ) 避難誘導の実施

避難行動要支援者の避難誘導にあたっては、避難支援関係者の協力を得るなど地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るほか、状況によっては、町が車両、船艇等を手配し、一般の避難施設とは別の介護機能等を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

(6) 港、観光施設等不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

港、観光施設等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、あらかじめ作成する避難誘導に関する計画等に基づき、施設利用者等の迅速かつ適切な避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や施設利用者等の状況に十分配慮した避難誘導を行う。

また、道路の寸断や、バスの運行停止等により、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。滞在場所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。

(7) 避難誘導時の安全確保

避難誘導や防災対応にあたる町職員、警察官及び消防団員等は、避難誘導時の安全が

確保されることを前提としたうえで、避難行動要支援者の避難支援などの緊急支援を行う。

(8) 被災者の運送

町は、自力での被災者の保護のための運送が困難な場合、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対して被災者の運送を要請するよう、県に協力を依頼する。

地域に居住する避難行動要支援者の運送については、上記(5)のとおり。

8. 避難場所及び避難所の開設・運営

(1) 避難場所及び避難所の開設

町は、災害のため現に被害を受け、または受ける恐れのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難場所及び避難所を開設する。

なお、災害救助法が適用された場合には、町が県を補助して実施する。

避難場所及び避難所の開設にあたっては、事後の事務に支障をきたさないよう災害救助法の定める実施基準に準じて、下記(2)のように行う。

(2) 開設の方法

- ① 指定緊急避難場所及び指定避難所は、事前に管理者との協議を経て指定した学校、公民館等の公共施設、神社及び仏閣等の既存建物を応急的に整備して使用する。
町の避難所として利用できる施設等の状況は、**資料編**に掲載するとおり。
- ② 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設は、災害の状況、収容人員、炊き出し、施設、避難距離、その他の条件を考慮して避難所等として適切なものから順次、開設する。
- ③ やむを得ず災害危険区域内等に位置する避難所等を使用する場合は、これを一時的に使用するものとし、状況を見て、安全な直近の避難所等の利用に変更する。
- ④ これらの適当な施設を得がたいとき、避難所が使用不能となった場合、あるいは避難所に収容しきれなくなった場合には、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難場所または避難所として開設するほか、野外に仮設住宅を設置し、または天幕を借り上げて開設する。
- ⑤ 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- ⑥ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- ⑦ 避難場所または避難所を開設したときは、町長は、その旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。

この場合、町は、以下の点に留意する。

避難場所または避難所開設時の留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難場所または避難所の立地条件及び建築物の安全の確認 2. 地元警察署等との連携 3. 開設避難場所または避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底 4. 避難所責任者の選任とその権限の明確化 5. 避難者名簿の作成 6. 要配慮者に対する配慮 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者及び避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努める。 7. 県への速やかな報告(下記(6)①参照)
--------------------	--

(3) 避難所等及び経路の表示

避難所等として利用できる場所、施設または経路を住民に徹底させるため、広報または要所ごとに標識等により標示するよう努める。

(4) 避難所の運営管理

町は、各避難所の適切な管理運営を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村及び県に対して協力を求める。

また、避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、食料、医療、医薬品その他の生活必需品の配布及び保健医療サービスの提供等、避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

① 連絡員の駐在

避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに各避難所に連絡員として町職員を派遣し、駐在させ、避難住民の管理にあたらせる。また、必要と認めるときは連絡員に消防団員をあてることができる。

② 避難状況及び本部との連絡

連絡員は、避難住民の実態を把握し、その保護にあてるとともにたえず災害対策本部と情報連絡を行う。

③ 自治組織の確立

避難所の開設が長期間になることが予測される場合または避難人員が多数にのぼる場合は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

④ 所要物資の確保

避難所開設及び収容保護のための所要物資は、町において確保する。

(5) 収容者及び避難所開設の基準

避難所の開設については、次の基準による。

収容者	災害によって現に被害を受けた者 1. 住家が被害を受け居住の場所を失った者 2. 現に被害を受けた者であること。(例えば自己の住家の被害とは無関係な地区内の宿泊者、通行者等) 3. 災害によって現に被害を受ける恐れがある者
避難所開設の期間	1. 災害発生の日から7日以内とする。 2. ただし、町長が継続実施の必要があると認める場合(災害救助法が適用されている場合で、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、その期間内に知事あてに期間の延長を申請する。)期間延長を行う。
避難所設置費用	1. 限度額は、資料編に掲載するとおり。

(6) 報告及び記録

① 県知事への報告

避難場所または避難所を設置したときは、町が次の事項を知事へ報告する。

- (ア) 避難場所または避難所開設の目的、日時及び場所
- (イ) 避難場所または避難所開設箇所数、収容状況及び収容人員
- (ウ) 開設期間の見込み
- (エ) 避難対象地区名及び災害危険箇所名等
- (オ) 避難所で生活せず食事のみを受け取りにきている被災者数及びその状況

② 避難所開設に伴う記録

避難所を開設した場合、連絡員は、その維持管理等のため、災害救助法で定める次の帳簿等を整備保存しなければならない。

- (ア) 救助実施記録日計表
- (イ) 避難所設置及び収容状況(様式第4号)
- (ウ) 避難所用物資受払簿(様式第5号)
- (エ) 避難所設置に要した支払証拠書類
- (オ) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

9. 開設が長期化する見通しの場合の避難所運営

避難所の開設が長期化する見通しの場合、町等は、以下の点に留意する。

<p>避難者が落ちつきを取り戻すまでの避難所運営</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. グループ分け 2. プライバシーの確保状況の把握 3. 情報提供体制の整備 4. 避難所運営ルールの徹底 円滑な避難所運営を行うための避難所運営ルール(消灯時間、トイレ等の施設使用等)を定め、徹底する。 5. 避難所のパトロール等 6. 避難行動要支援者等の社会福祉施設等への移送等 7. 福祉避難所の開設等 福祉避難所(要配慮者(社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。)が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所)の開設、必要に応じて民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保の検討と要配慮者の移送・誘導等 8. 年齢性別によるニーズの相違への配慮 9. 食事の確保、食事給与の状況把握 10. トイレの設置状況の把握 11. 簡易ベッド等の活用状況の把握
<p>避難者が落ちつきを取り戻した後の避難所運営</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 男女双方の視点を取り入れた自主運営体制の整備 <ol style="list-style-type: none"> ① 避難所運営における女性の参画の推進 ② 女性専用の物干し場の設置 ③ 女性専用の更衣室、授乳室の設置 ④ 女性用衛生用品、女性用下着の女性による配布 ⑤ 巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保 ⑥ 女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営 2. 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる。 3. 避難所の早期閉鎖を考慮した運営
<p>保健・衛生対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救護所の設置 2. 巡回健康相談、栄養相談の実施 医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回頻度等の状況把握に努め、避難後の安全対策や生活不活発発病の予防、心のケアなど必要な措置を講じる。 3. 仮設トイレの確保 要配慮者への配慮や、設置場所、夜間の安全対策、男女別の設置など女性等への配慮を行う。 4. 入浴、洗濯対策 利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる。 5. 食品衛生対策 食品衛生、食事給与の状況把握、栄養管理・指導及び食物アレルギー等への必要な対策の実施。 6. し尿及びごみ処理の状況等避難所の衛生対策の実施

	7. 家庭動物のためのスペースの確保 8. 感染症対策の実施
収容施設の確保	大規模災害時など、避難者が大量長期化した場合、県及び町は、公営住宅、公的宿泊施設の斡旋や体育館、公民館等の施設の提供を実施するとともに、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
避難所の早期閉鎖	町及び県は、災害の規模等必要に応じて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。
避難所に滞在することができない避難者への対策	町及び県は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

10. 避難の勧告、指示の解除

町長は、避難の勧告、指示を行った後、当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したとき、避難の勧告、指示の解除を行う。

解除の伝達方法等は、避難の勧告、指示に準じて行う。なお、町長以外の者が実施したものについては、報告等の状況をあらかじめ察知するよう努めるとともに、その解除についてもよく協議する。

11. 広域一時滞在

- (1) 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議する。また、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 町の行政機能が被災によって著しく低下した場合などにおいては、町からの協議要求を待たないで、県または国が、広域一時滞在のための協議を町に代わって行う。
- (3) 町は、受け入れ先の候補となる都道府県の市町村における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域一時滞在について、県に助言を求めることができる。
- (4) 町は、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

12. 大規模災害時における島外避難

勢力が極めて大きい台風の接近等により、町内で甚大な被害が発生する恐れがあると予想される場合等においては、町長は島外への避難指示を発令し、全住民及び観光客等の滞り、あるいは高齢者や子供等の要配慮者等の安全の確保に努める。

住民等の島外避難の実施にあたっては、あらかじめ定める島外避難に関する計画や具体的な手順に従い、県、警察本部、海上保安庁、自衛隊、バスやフェリー及び航空機等の民間輸送事業者等との連携のもと、総力をあげて安全、迅速な避難活動を実施する。

第9節 消防活動

火災が発生した場合、町及び消防本部は、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力を得ながら、現有の消防力(装備・車両・水利等)の総力をあげ、災害状況によっては、他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施する。

1. 町・消防本部の消火活動

消防本部は、隠岐の島町消防計画に基づき統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期す。

(1) 災害状況の把握

消防活動に際しては、119番通報、消防用高所監視カメラ、消防無線、参集職員の情報等により情報等を収集し被害状況の把握に努め、初動体制を整える。

(2) 通信体制の確立

消防・救急無線通信網を効果的に運用し、町及び他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

(3) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を町長に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかける。

(4) 同時多発火災への対応

同時に複数の延焼火災が発生した場合には、次の点に留意して消防活動を行う。

避難先及び避難路の確保	延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難先及び避難路確保のための消防活動を行う。
重要地域の優先	同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。
消火可能地域の優先	同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
市街地火災消防活動	1. 市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に務め、避難の勧告、指示等を行う必要が生じた場合、その適切な広報を実施する。 2. 大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。
重要対象物の優先	重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

(5) 火災現場活動

出動隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、次のとおり行動を決定する。

火災規模と対比して消防力が優勢と判断したとき	積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したとき	住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(6) 救急・救助

要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

2. 消防団による消火活動

(1) 出火防止

事故等の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、消防団員の居住地付近の住民に対し、出火防止対策(火気の停止、ガス・電気の使用中止、避難に際しては、ガス栓を閉める、分電盤のブレーカーを切る等)を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動若しくは主要避難路確保のための消火活動を、単独または消防本部と協力して行う。

また、損壊家屋、避難後の留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急・救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の勧告、指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

3. 住民における対策

町民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火、延焼の拡大防止活動に協力する。

4. 惨事ストレス対策

消防活動を実施する各機関・団体は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

5. 他の消防本部に対する応援要請

町長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

第10節 救急・救助活動

風水害、大規模な事故発生等による災害時には、多数の救急救助事象が発生すると予想され、迅速かつ的確な救急救助活動を実施する必要がある。

町、消防本部、各関係機関等は、相互の密接な連携のもと、指揮命令系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な救急・救助活動を行う。

また、町は、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県や国の現地対策本部との合同会議を活用する等により、県や国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請する。

1. 救急・救助活動

(1) 町、消防本部、各関係機関の救急・救助活動

関係機関名	活動内容	
町 (消防 機 関 を 含 む)	救急救助活動	1. 活動の原則 救急救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 2. 出動の原則 救急救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は、救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 ① 延焼火災が多発し、多数の救急救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 ② 延焼火災は少ないが、多数の救急救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ③ 同時に小規模な救急救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 ④ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	1. 傷病者の救急搬送は、重症度に応じて振り分け、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断し救命処置を要する者を優先する。 なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療救護班、県等の車両のほか、重症患者などは、必要に応じ県、自衛隊の航空機により行う。 2. 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	1. 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り効果的な救護活動を行う。 なお、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。 2. 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

関係機関名	活動内容
警察	1. 救出地域の範囲や規模に応じ、警察本部及び各警察署に救助部隊を編成し、被災者の救出救助にあたる。 2. 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐ。 3. 救出活動は、町を始め関係機関と連絡を密に共同して行う。
海上保安庁	1. 海難船舶や高潮等により沿岸において避難した人等の捜索、救助を行う。 2. 救出活動は、町を始め関係機関と連絡を密に共同して行う。
自衛隊	1. 必要に応じ、または知事等の要請に基づき救出活動を行う。 2. 救出活動は、町を始め関係機関と連絡を密に共同して行う。
消防庁	1. 必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとる。

(2) 住民及び自主防災組織による救急救助活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救急救助活動を行うとともに、救急救助活動を行う関係機関に協力するよう努める。

2. 関係機関等への要請

災害が甚大であり、または特殊災害のため消防機関または一般協力者のみでは救出困難な事態の場合は、県・警察・海上保安本部等、他市町村に次の事項を明示し、協力を要請するとともに必要に応じ自衛隊の派遣について知事に要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする人員、資機材等
- ③ 応援を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする期間
- ⑤ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

3. 警察・海上保安本部等との連絡

被災者の救出にあたっては、各関係機関に連絡し、協力を要請するとともに町、消防本部、警察・海上保安本部等の三者は、常に緊密な連携のもとに救出にあたる。

4. 救急・救助用資機材等の確保

救急・救助活動に必要な車両、その他資機材を準備して、それぞれの状況に応じた救出作業を行う。

(1) 救急・救助用装備・資機材の調達

初期における救急・救助用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。

救急・救助用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するものまたは民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。

損壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。

搬送する重傷者が多数で、消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

(2) 救出に必要な機器等の状況

救出に必要な機器等の状況は、**資料編**に掲載するとおり。

5. 惨事ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第11節 医療及び助産救護

災害時には、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生や、医療機関自体も被災し混乱等が予想されるため、県及び関係機関との連携のもと医療情報の収集伝達に努め、迅速に初動医療体制を確立し、一刻も速い救命処置、分娩、負傷者等の搬送を行い、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

町、県及び関係機関等は、より効果的な医療及び助産救護活動を行うため、あらかじめ定めた役割分担に従った活動を優先しつつ、現場の実情に応じた臨機応変かつ柔軟な対応、相互支援活動を行う。また、災害発生からの時間の経過に伴い医療救護に係るニーズが変化することから、町、県、各医療機関及び防災関係機関は、それぞれの段階に応じた医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県医療救護実施要領」に準ずるほか、災害医療に関する個別マニュアル等による。

1. 医療及び助産救護

(1) 医療救護活動

災害時における医療救護は、町が第一次的に実施する。町長は、必要に応じて救護所を設置し、町内の病院、医院等の協力を得て医療関係者をもって医療救護班を編成し、医療及び助産の実施にあたる。

なお、災害の種類及び程度により島後医師会の医療救護班の出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。また、災害の程度により、町では対応が困難な場合は、県及びその他関係機関に協力を要請する。

また、町長は、災害救助法適用後、医療救護の必要があると認めたときは、県に医療救護についての迅速、的確な要請を行う。

① 活動体制の確立

災害が発生し、または発生することが予想される段階において、迅速・的確な応急対策を実施するため、町及び関係機関等は、第一に各々の活動体制を早急に確立する。

なお大規模災害発生時においては、隠岐保健所長が可能な限り早期に地域災害医療対策会議を設置し、被災地における医療ニーズを把握し医療救護活動を調整することとなっており、町は、その活動に協力する。

② 情報収集・伝達

災害時において町、県及び関係機関等が相互に密接な連携のもとに医療救護活動を実施するため、情報の共有に努めるとともに、あらかじめ定められた手段により迅速かつ的確に伝達する。

また、通信手段の途絶等が発生した場合においては、あらゆる手段により情報を伝達する。

③ 災害拠点病院等における活動

地域災害拠点病院である隠岐病院は、災害時に医療救護活動の中心となる医療機関として、被災地からの重症患者受入やDMATの受入及び派遣などの活動を行う。

また、災害協力病院は、災害拠点病院を補完する医療機関として、隠岐病院と連携して傷病者等を受け入れるとともに、被災地への医療救護班の派遣などの活動を行う。

④ 医療救護所における活動

町は、必要に応じて、事前に定める場所に医療救護所を設置し、住民に周知する。なお、町の開設する救護所は、原則として収容避難所に設置するものとするが、必要に応じて他の公共施設を使用する。

また、医療救護所における医療救護活動について、町による対応が困難な場合においては、地域災害医療対策会議(隠岐保健所長)に支援を要請する。

(2) 助産救護活動

町は、県及び関係機関との連携のもと、以下のとおり助産救護活動を実施する。

- ① 災害時における助産救護活動は、産婦人科医が常駐し助産施設が整っている隠岐病院で行うものとし、町は、必要に応じて、町内の病院や関係者等の協力を得て、助産救護が必要なものを搬送する。
- ② 災害の程度により町では対応が困難な場合は、県(健康福祉部)及びその他関係機関に協力を要請する

2. 医療品・医療用資器材等の調達

(1) 医薬品・医療用資器材等の調達

医療、助産実施に必要な医薬品及び衛生資材の確保について町内で調達不可能な場合には、県に要請する。

(2) 医療機関、薬剤等の状況

町内の医療機関及び医療助産に必要な医療資材、医薬品等の現況は、**資料編**に掲載するとおり。

3. 傷病者等の搬送

(1) 傷病者等の収容施設の確保

傷病者の救護のため収容を必要とする場合は、地域災害拠点病院の隠岐病院を中心に収容することとするが、隠岐病院の受け入れ能力には限りがあるため、傷病者を分散して搬送することが必要となる。さらに、重症患者については、十分な治療継続が可能な県内外の医療機関へ搬送することが必要となる。

このため、関係機関において医療機関の被災状況や空き病床数(回復期の病床も含む)等、傷病者の搬送先決定に必要な情報を共有し、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送する。

(2) 傷病者搬送の手順

傷病者等の搬送手順は、次のとおり。

傷病者搬送の判定	医療救護班(診療所含む)の医師は、医療救護及び助産救護を行った者について、重傷度に応じた振り分けを行うトリアージタグ(資料編に掲載)を活用し、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。
傷病者搬送の要請	1. 傷病者等の医療機関への搬送は、隠岐広域連合で実施する。ただし、広域連合の救急車が確保できない場合は、町、医療救護班で確保した車輜により搬送する。 2. 重傷者等については、道路損傷の場合または遠隔地への搬送の場合等、必要に応じて、県、自衛隊等の関係機関にヘリコプター等の手配を要請する。
傷病者の後方医療機関への搬送	1. 医療救護班が保有している自動車を使用可能な場合は、保有する自動車により該当する傷病者を搬送する。 2. 傷病者搬送の要請を受けた町、県及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、収容先医療機関の受け入れ態勢を十分確認のうえ、搬送する。

4. 特別に配慮を要する患者への対応

(1) 透析患者等への医療対応

町は、島後医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し情報提供できる体制をとる。

さらに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料などの供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。

(2) 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着等している難病患者は、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設で救護する必要があるため、町は、県及び医療機関等との連携により、後方医療機関へ搬送する。

第12節 警備活動

町内に大規模な災害が発生した場合には、住民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取り締り、交通秩序の維持並びにその他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

このため、災害時には、島根県警察本部が「島根県警察災害警備計画」に基づいて早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに、避難誘導、救出・救護、交通対策等の災害警備活動に警察の総合力を発揮して対処する。

1. 関係機関の連携

町は、県警察本部の災害警備活動について、県及び関係機関との緊密な連携を図って対応する。

第13節 交通対策

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保するとともに、これらの道路啓開障害物、破損箇所を(道路上の土砂、流木等を除去し、交通確保を図ること)修復すること(応急復旧)は、救援活動を円滑に行うための必要条件である。

災害後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議のうえ、関係機関の応急活動を支える路線を選定し、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行う。

1. 交通施設の危険箇所の把握

町は、消防団その他関係機関と連絡を密にし、道路の崩壊、橋梁の流失その他交通に支障を及ぼす恐れのある箇所の把握、発見に努める。

2. 交通規制等

(1) 交通規制等の実施

町(道路管理者、港湾管理者)、消防吏員の行う交通規制の実施方法は、下表のとおり。なお、警察機関、自衛官及び海上保安署の行う交通規制については、島根県地域防災計画に定めるとおり。

実施者	実施の方法
町(道路管理者)	道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、または発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
消防吏員	消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、消防用緊急車両の通行を確保するため、以下の措置をとることができる 1. 通行禁止または制限に係る区域または区間において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 2. 上記1の措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、またはその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。
港湾管理者	海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、交通の制限または禁止、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

(2) 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を、道路管理者にあつては警察機関へ、警察機関にあつては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

① 町長の管理する道路

町長は、町道で破損・決壊・橋梁流失その他交通に支障を及ぼす恐れがある場合、または、その通報を受けた場合は、直ちに通行の禁止・制限等の規制措置をとるとともに応急復旧に努め、さらに適当な迂回路のある場合には、その指示を行う等交通の確保を図る。

② 国及び県が管理する道路

町長は、国及び県が管理する道路に発生した災害を発見した場合、またはその通報を受けた場合は、直ちに隠岐支庁県土整備局に報告する。

(3) う回路等の設定

実施者は、道路の損壊または緊急通行車両の通行確保等のため交通規制を実施した場合、適当なう回路を指定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、できる限り支障のないように努める。この際、緊急輸送ルート、道路啓開活動等との調整を図るため、道路管理者と警察との緊密な連携をとること。

(4) 規制の標識等

実施者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。

① 災害対策基本法施行規則第5条(災害時における交通の規制に係る標示の様式等)

② 道路交通法第4条(公安委員会の交通規制)

ただし、緊急な場合、標識を設置することが困難または不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる(災害対策基本法に基づく規制の標識は、資料編参照。)

(5) 規制の広報・周知

実施者は、規制を行った場合、関係機関に通知するとともに県(土木部道路維持課)、日本道路交通情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

(6) 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除を判断し、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、隠岐の島警察署長に通知するとともに、県の管理する道路内においては、県(土木部道路維持課)または日本道路交通情報センターに連絡する。

(7) 緊急道路情報の提供

道路管理者は、災害により国道、交通量の多い県道等を全面通行止めとする場合または解

除する場合は、緊急道路情報として、あらかじめ定める方法により、直ちに報道機関への情報提供を行う。

(8) 措置命令等

町は、以下に示す警察官や自衛官等の措置命令等が円滑に行われるよう、必要な協力をを行う。

警察官の措置命令等	1. 警察官は、災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認められるときは、同法第76条の3第1項及び第2項の規定に基づき、車等の移動の命令、撤去などの必要な措置を行う。 2. 路上放置車両等をより効率的に排除するため、道路管理者等との連携活動に配慮する。
自衛官の措置命令等	1. 警察官がその場にはいない場合は、災害対策基本法第76条の3第3項または第4項の規定に基づき、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、または自らその措置をとる。
消防吏員の措置命令等	2. 車両の移動等の措置をとったときには、直ちに当該措置をとった場所を隠岐の島警察署長に通知する。
港湾管理者及び海上保安署の措置命令等	1. 海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、交通の制限または禁止、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

3. 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

(1) 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また、交通が極めて混乱している状況を見つけた者は、速やかに町長または警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を町長及び道路管理者に通報、町長はその路線を管理する道路管理者またはその地域を管轄する警察機関に通報する。

(2) 災害発生時における運転者のとるべき措置

① 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

(イ) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは、つけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

② 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている区域または区間の道路を走行中の車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

(ア) 当該車両を速やかに当該道路の区間以外または道路外の場所へ移動すること。

- (イ) 当該道路の区間以外または道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、または駐車しなければならない。

4. 道路啓開

(1) 緊急啓開道路の把握と優先順位の決定

① 緊急啓開道路の情報収集

町は、緊急輸送道路の状況について情報提供を行うなど、各道路管理者の情報収集に協力する。

② 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

(2) 道路啓開作業の実施

① 啓開資機材等の確保

町は、中国地方整備局、県との協力により、あらかじめ整備していた資機材及び建設業協会等との協定の締結等により確保した人員及び資機材等を活用し、道路啓開を的確、迅速に行う。

② 啓開作業

町及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて啓開作業を実施する。

なお、道路啓開にあたっては、以下の事項に留意する。

- (ア) 災害の規模や道路の被災状況に応じ、啓開すべき道路を決定する。
- (イ) 警察、自衛隊、消防本部等と協議し、人命救助を最優先させた道路啓開を行う。
- (ウ) 道路啓開に際しては、2車線を確保するのが原則とするが、やむを得ない場合には、1車線とし、適当な箇所に車両の交差・融合ができる待避所を設ける。
- (エ) 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行き、交通確保に努める。
- (オ) 啓開作業時においては、あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者と調整したうえで、重複等のないように調達する。
- (カ) 道路啓開及び応急復旧にあたっては、公安委員会または警察署長の行う交通規制との調整を図る。
- (キ) 道路啓開で発生した土砂・流木・災害廃棄物等の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

5. 港湾及び漁港啓開

(1) 緊急に啓開すべき港湾及び漁港の把握と優先順位の決定

輸送拠点に指定された港湾及び漁港の各管理者は、啓開が必要な港湾及び漁港について情報収集を行い、優先順位を決めて港湾及び漁港の啓開を実施する。

(2) 港湾及び漁港啓開作業の実施

町は、県と協力し、港湾及び漁港並びに臨港道路の啓開を的確、迅速に行う。啓開で発生した土砂・流木・がれき等の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

(3) 航路等の障害物除去

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物の除去等に努める。

第14節 緊急輸送

災害時における避難及び救出、救助等の応急対策を実施するために必要な人員、物資等の輸送等を迅速かつ確実にを行うため、迅速に輸送経路や輸送手段を確保し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送体制の確立を図る。

1. 緊急輸送の実施

(1) 緊急輸送の実施責任者

緊急輸送に関する実施責任者は、下記に示すとおり。

なお、災害時における緊急輸送は、災害応急対策を行う各対策部がそれぞれ行う。

ただし、配車等総合調整は、町長が行う。

輸送対象	実施責任者	輸送にあたっての配慮事項
被災者の輸送	町長	1. 人命の安全
災害応急対策及び災害救助を実施する必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	2. 被害の拡大防止 3. 災害応急対策の円滑な実施

(2) 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段階	輸送対象
第1段階 警戒避難期	1. 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 2. 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 3. 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 4. 後方医療機関へ搬送する負傷者等 5. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 事態安定期	1. 上記第1段階の続行 2. 食料、水等生命の維持に必要な物資 3. 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 4. 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 復旧期	1. 上記第2段階の続行 2. 災害復旧に必要な人員及び物資 3. 生活必需品

2. 緊急輸送手段等の確保

(1) 緊急輸送手段

① 自動車による輸送

道路の交通不能の場合以外は、自動車による迅速、確実な輸送を行う。そのため自動車の確保を次のとおり行う。

(ア) 町有のもの

町が稼働可能数の掌握、配車を行い、町が自動車を必要とするとき、配車の要請を行う。

(イ) その他のもの

各対策部からの要請により、町有のものだけでは不足する場合、また、不足が予想される場合は、総務対策部は、直ちに他の公共団体に属する自動車、営業者所有の自動車の確保を図る。

なお、本町の所有するもの及び借用可能自動車の状況は、資料編に掲載するのとおり。

(ウ) 応援の要請

町は、町内で自動車の確保が困難な場合、または他市町村で自動車を確保することが効率的な場合は、当該市町村または県に対し、次に示す輸送条件を明示し応援を要請する。

輸送条件 (船舶等、航空機、人力による輸送と共通)	町長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。 1. 輸送を必要とする人員または物資の品名、数量(重量を含む) 2. 輸送を必要とする区間 3. 車両、船舶等の種類及び台数 4. 輸送の予定日時 5. その他必要な事項
------------------------------	--

② 船舶等による輸送

道路の被害等により自動車による輸送ができないとき、または船舶等による輸送がより効果的なときは、海上輸送によるものとする。

船舶等は、隠岐汽船、漁業協同組合及び漁船所有者の協力を得て確保するが、町内で調達できないときは県、海上保安署等に前項(1)①の輸送条件を明示し確保を要請する。

③ 航空機による輸送

地上輸送が全て不可能な場合、あるいは孤立地区等へ緊急に人員、物資の輸送が必要となった場合は、県若しくは自衛隊に前項(1)①の輸送条件を明示し航空機による輸送を要請する。自衛隊の航空機による輸送の手続き等については、「本編第2章第6節 自衛隊災害派遣要請」に定める。

なお、その要請にあっては、緊急度等十分検討のうえ行う。

④ 人力による輸送

災害のため車両等による輸送が不可能な場合は、労務者による人力輸送を行うものとするが、町内の人員では輸送困難な場合は、県・警察・海上保安署等に前項(1)①の輸送条件を明示し協力を要請するとともに、必要に応じ自衛隊の派遣について知事に要請する。

(2) 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制を確立する。

3. 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

(1) 緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路や迂回路を選定し確保する。

島根県地域防災計画(震災編)別添資料「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」(平成9年3月策定、平成25年度改訂)に定める緊急輸送道路のうち、本町における指定道路については、**資料編**に示す。

(2) 輸送拠点等の確保

各種輸送拠点や緊急輸送時における救援物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。

島根県地域防災計画(震災編)別添資料「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定める本町における輸送拠点等については、**資料編**に示す。

(3) 関係機関及び住民等への周知

町長は、緊急輸送道路、輸送拠点、救援物資等の備蓄・集積拠点等について、警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を通じて周知する。

4. 緊急通行車両等の確認

災害規模の拡大に伴い、輸送を行う自動車等の車両について、知事または県公安委員会は、通行の禁止または制限措置を講ずることがある。このため、緊急通行を行う場合には、次の手続きにより緊急通行車両または規制除外車両を証明する標章(**資料編**に掲載)及び「緊急通行車両確認証明書」または「規制除外車両確認証明書」(**資料編**に掲載)の交付を受ける。

なお、緊急通行車両等の使用者は、「標章」を当該緊急通行車両等の前面の見やすい箇所に掲示するとともに「緊急通行車両確認証明書」等を当該車両に備え付ける。

	緊急通行車両確認証明書	規制除外車両確認証明書
確認対象 車 両	町及び指定(地方)行政機関等が行う避難勧告、被災者の救難・救助・施設の応急復旧、緊急輸送等に使用される車両。	民間事業者が行う社会経済活動のうち、災害後、特に、優先すべきものに使用される車両。 1. 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両 2. 医薬品、医療機器、医療用資器材等を輸送する車両 3. 患者等輸送用車両(特別な構造または装置があるものに限る) 4. 建設用重機、道路障害物除去作業用車両または重機輸送用車両
確認場所	隠岐の島警察署	隠岐の島警察署、警察本部交通規制課及び交通検問所
必要書類	1. 緊急通行車両等確認申請書 2. 自動車検査証 3. 指定行政機関等による要請書の写し等	1. 規制除外車両事前届出書 2. 自動車検査証 3. 対象車両であることが確認できる書類・写真等

5. 災害救助法による輸送基準

災害輸送のうち災害救助法による救助実施のための輸送基準は、次による。

被災者の避難	町、警察署等の避難指示に基づき、被災者自身を避難させるための輸送及び被災者を避難させるための副次的な輸送(被災者を誘導するための人員、資材等の輸送)。
医療及び助産	重病患者で医療救護班において処置できない者等の輸送及び衛生班の仮設する診療所等への患者輸送あるいは救護関係者の輸送等。
被災者の救出	救出された被災者の輸送及び救出のために必要な人員、資材等の輸送。
飲料水の供給	飲料水の直接輸送及び飲料に適する水を確保するための必要な人員、ろ水器その他飲料水の供給に必要な機械、器具、資材等の輸送。
救済用物資	被災地に給(貸)与する被服、寝具その他の生活必需品、炊き出し用食料、燃料、被災児童生徒に支給する学用品、救助に必要な医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送。
死体の捜索	死体の捜索のため必要な人員及び資材等の輸送。
死体の処理	死体の処理及び検案のための県の救護班員等人員の輸送、死体の処置のための衛生材料等の輸送、死体の移動にともなう死体の輸送並びに死体を移送するための人員の輸送。

第15節 浸水・土砂災害対策

風水害時における洪水、波浪、高潮等による浸水災害への対策は、別に定める隠岐の島町水防計画(以下、「水防計画」という。)に基づき水防体制を確立し、浸水災害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するとともに人命及び財産の保護を図る。

また、風水害時に土砂災害の発生が予想される場合は、降雨等の情報及び土砂災害の前兆現象等の把握に努めるとともに土砂災害防止体制を早期に確立し、土砂災害を防止するため危険箇所等の巡視・警戒活動等の被害の拡大防止対策を実施する。

1. 浸水、土砂災害防止体制の確立

町は、気象等の特別警報、警報及び注意報や洪水予報、河川水位等の情報、局地的な降雨等の情報及び土砂災害の前兆現象等の早期把握に努めるとともに、水防警報や気象警報等の発表により、水防体制及び土砂災害防止体制を早期に確立し、浸水や土砂災害による被害の拡大防止対策と応急対策を実施する。

(1) 水防体制

① 水防管理者

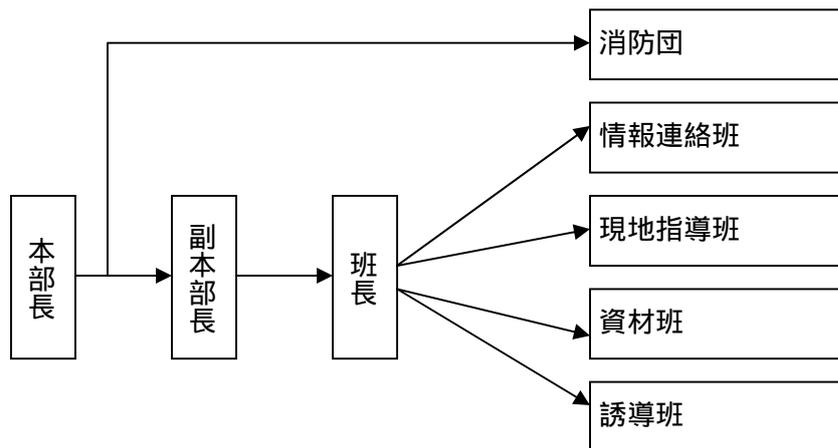
隠岐の島町長

② 水防組織系統

(ア) 水防本部

本町における水防を総括するために設置し、本部事務局を町役場総務課に設置する。

また、災害対策本部が設置されたときは、水防本部は、災害対策本部の組織に移行する。



(イ) 水防機関

本町における水防活動については、消防団が行うこととし、水防機関の長は、消防団長をもってこれにあてる。

また、水防法第17条の規定により、地元住民は、水防本部長または水防機関の長より出動の要請があった場合は、現地作業隊としてこれに協力しなければならない。

(ウ) 気象情報伝達系統

水防計画において定めるとおり。(資料編に掲載)

(2) 重要水防区域

水防計画において定めるとおり。(資料編に掲載)

2. 河川出水・浸水害及び高潮被害の拡大防止

(1) 水防情報の受信・伝達

町及び各水防組織は、「隠岐の島町水防計画」に定めた方法により、気象等の特別警報、警報及び注意報や洪水予報、水防警報を受信・伝達するほか、水防情報システム等で得られた雨量、河川水位、潮位等の諸観測値を監視するとともに、関係機関に伝達する。

また、重要水防区域及び危険な箇所や二次災害につながる恐れのある河川施設やため池、海岸施設等の監視、警戒を行い、洪水、氾濫、浸水等危険の把握に努める。特に、集中豪雨等による急激な出水・増水に迅速に対処するとともに、的確な避難の勧告・指示の実施に努める。

(2) 水門操作並びに貯水池等の水防対策

水門・ため池等の水防対策は、それぞれの管理者が責任をもって行う。

町内の水門・ため池等の管理者、現況及び予防体制は、水防計画において定める。

(資料編に掲載)

(3) 水防用資材

水防用資材の整備、備蓄等については、水防計画において定める。(資料編に掲載)

(4) 水防非常配備と出動

水防団の配備と出動等については、水防計画において定める。(資料編に掲載)

(5) 水防標識と身分証票

水防要員の腕章や身分証票、使用車両の標識については、水防計画において定める。

(資料編に掲載)

(6) 通報

水防計画において定めるとおり。(資料編に掲載)

(7) 公用負担と損失補償

水防計画において定めるとおり。(資料編に掲載)

(8) 水防解除

水防計画において定めるとおり。(資料編に掲載)

(9) 決壊等の通報ならびに決壊後の処理
水防計画において定めるとおり。(資料編に掲載)

(10) 水防顛末報告
水防計画において定めるとおり。(資料編に掲載)

3. 土砂災害対策

(1) 土砂災害防止体制

町は、気象情報、局地的な降雨等の情報及び土砂災害の前兆現象等の早期把握に努めるとともに、気象警報等の発表により土砂災害防止体制を早期に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

(2) 危険箇所周辺の警戒監視・通報

① 土砂災害発生前

町は、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合においては、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

② 土砂災害発生後

町は、急傾斜地崩壊危険箇所等における斜面崩壊、土石流危険溪流等における土石流及び地すべり危険箇所等における地すべりなどにより土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

なお、二次災害の発生に対処するため、町は、県と協力し、降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

(3) 土砂災害等による被害の拡大防止

① 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続き崖崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各施設管理者、町において、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な再崩壊防止措置を講じる。

② 警戒避難体制の確立

(ア) 情報の指示・伝達

町は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、または警戒避難等の指示、伝達を行う。特に、町は、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達等により最優先で伝達する。

(イ) 警戒区域の設定

町は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

(ウ) 専門家等の派遣による支援

町は、必要に応じ、アドバイザー制度の活用や砂防ボランティア、山地防災ヘルパー、島根県農村災害ボランティア派遣等の要請を県に行う。それぞれの活動目的・内容等は次のとおり。

アドバイザー制度	国において創設した砂防の専門家による助言組織であり、土砂災害等の発生が予想される事態において活用することを目的としている制度。
砂防ボランティア	平成8年に設立された島根県砂防ボランティア協会に登録されているボランティアをいう。急傾斜地崩壊や地すべり等砂防の専門知識を活用し、危険箇所を点検した結果を警戒避難活動に役立てるもの。斜面判定士の認定を受けている者も含まれる。
山地防災ヘルパー	平成18年に設立された島根県山地防災ヘルパー協議会に登録されているボランティアをいう。風水害時に山地崩壊や地すべりなど治山の専門知識を活用し、山地災害危険地区や防災施設を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの。
島根県農村災害ボランティア	平成17年に島根県における農地・農業用施設等の災害について、未然防止及び災害時の支援など、市町村の防災・災害活動に無償で協力することを目的に発足したもの。

(エ) 避難誘導

本編第2章第8節「避難活動」による。

第16節 ライフライン施設等の応急復旧

各ライフライン施設は、町民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、災害直後の応急対策活動においても重要な役割を果たす。

このため、各ライフライン施設管理者と県、町及び防災関係機関は、万全の活動体制を確立し、相互に連携を図りながら、迅速に応急対策、被害拡大防止対策等を実施する。

1. 災害情報の収集・伝達

ライフライン施設災害への対応を効果的に実施するためには、災害による被害状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係各機関間でこれらの情報を共有化する必要がある。

そこで、町、県、各ライフライン施設管理者等の関係各機関は、災害発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

2. 災害応急活動体制の確立

ライフライン施設災害が発生した場合、町、県、ライフライン施設管理者等は、相互連携のうえ一致協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報をもとに、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

3. 応急措置の実施(仮復旧も含む)

(1) 電気施設の応急措置

災害により電気施設に被害があった場合、各管理者は、あらかじめ作成する事業継続計画(BCP)等に基づき速やかに応急措置を講じ、施設の機能を維持するとともに、被害拡大の防止対策に努める。

- ① 中国電力は、被害状況により、応急送電・仮復旧の2体系に区分し、速やかに応急復旧対策措置を講じ、重要施設への緊急送電と被災者への生活用電力の早期供給に努める。
- ② 中国電力は、自社で定める非常災害対策規程に基づき作成した各マニュアルにより応急復旧体制をとるものとし、「島根県地域防災計画」の定めるところにより、町及び関係機関との連携を図り、応急復旧を実施する。
- ③ 中国電力は、災害発生が予測される場合、または災害が発生した場合、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況、また、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

なお、広報にあたっては、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関やインターネットホームページを通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知する。

(2) LPガス施設の応急措置

LPガス販売業者は、災害によるガス漏れ等事故発生時には、あらかじめ定めた災害時の対応マニュアル等に基づき、必要な応急活動体制を確立し、県LPガス協会、消防本部等との連携のもとに、容器バルブの閉止、容器の移送等の緊急措置、安全点検を速やかに実施して、LPガス設備の修復と早期安全供給の開始及び二次災害の防止に努める。

また、町は、災害発生のため、LPガス事故の多発が予想される場合は、県の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見したときに消費者がとるべき措置について周知、広報活動を行う。

① LPガス設備の安全点検の実施

LPガス販売業者、保安機関、容器検査所等は、相互に協力し、LPガス設備の安全点検を実施し、被害の拡大防止に努める。特に、避難所となる公共施設、病院や老人ホーム等の要配慮者の施設を最優先に点検を実施する。

② LPガス事故発生時の対応

LPガス販売事業者は、LPガスの漏洩、火災、爆発その他異常現象を発見した場合は、直ちに、災害の発生または拡大の防止のための必要な応急措置を講じるとともに、その旨を消防本部、警察署及び町、県等の関係行政機関に通報する。

(3) 上水道施設の応急措置

災害による水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民等が必要とする飲料水を応急給水する必要がある。

断水が長時間にわたると、住民生活に重大な影響を与えることから、町は、あらかじめ定める事業継続計画（BCP）に基づき、水源並びに配水施設の機能を確保するための対策を実施し、給水の早期再開に努めるとともに、被害の拡大防止策を講じる。

なお、施設の応急復旧にあたっては、町は、直ちに、関係機関との協力により上水道施設の被災状況を速やかに把握し、応急復旧対策の実施体制を確立し、緊急度、工法、人員、資機材等も勘案のうえ、全体の応急復旧計画を策定し、優先順位をつけて対策を実施する。

応急復旧	応急復旧の優先順位	1. 応急復旧計画に基づき、① 送配水幹線、給水拠点、② その他配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに復旧できるよう努める。
	管路施設	1. 管路の損傷等による路面の障害 交通の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関との連携を密にして、次の応急対策を講じる。 ① 道路陥没部への土砂投入 ② 危険箇所の通行規制 ③ 可搬ポンプによる排水 等
	ポンプ場及び処理場施設	1. ポンプ施設の機能停止 損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には、緊急排水・浸水防止等の措置を講ずる。 2. 停電及び断水 施設の損傷・故障等を確認のうえ、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。 3. 池及びタンクからのいっ水や漏水 土のう等によって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気施設への浸水を防止する。
	資機材等の確保	1. 応急復旧等に必要な資機材等は、備蓄資機材で対応するが、必要に応じて給水工事事業者への資機材等の調達依頼により確保を図る。
	応急給水対策	1. 「本編第2章第19節 食料・飲料水・生活必需品等の供給」に基づき応急給水を行う。
	応援の要請	1. 被害が甚大な場合は、あらかじめ定める他の市町村、給水装置工事事業者及び水道資機材の取り扱い事業者等に応援を要請する。
	広報活動	1. 復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。
拡大防止策	1. 浄水場、配水池付近における斜面崩壊や主要な管路が埋設されている道路崩壊及び陥没、並びに河川取水口付近の堤防決壊など各施設における危険度データを収集整理し、二次被害の防止措置を講じる。 2. 関連する他のインフラ施設の被害を把握し、水道システム全体としての機能低下の程度、機能回復までの期間を検討し、広域的支援体制について連絡調整を図る。 3. 被災により断・減水が発生した場合、水質悪化が予想されるため、水質管理や塩素消毒強化の徹底及び住民に対する飲料水の衛生指導について周知する。	

(4) 下水道等施設の応急措置

災害が発生した場合、町は、直ちに、関係機関との協力により下水道等施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、あらかじめ定める事業継続計画（BCP）に基づき、緊急措置及び応急復旧を図り、生活環境の不衛生化と水環境の悪化の防止に努めるとともに、被害の拡大防止策を講じる。

なお、施設の応急復旧にあたっては、応急復旧対策の実施体制を確立し、緊急度、工法、人員、資機材等も勘案のうえ、全体の応急復旧計画を策定し、優先順位をつけて対策を実施する。

応急復旧	管路施設	<p>1. 管路の損傷等による路面の障害 交通の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関との連携を密にして、次の応急対策を講じる。</p> <p>① 道路陥没部への土砂投入 ② 危険箇所の通行規制 ③ 可搬ポンプによる排水 等</p> <p>2. マンホール等からのいっ水 ① 排水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管等を利用して緊急排水する。 ② 可搬式ポンプを利用して他の下水道管渠・排水路等へ緊急排水する。 ③ 汚水管渠からのいっ水については、土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。</p>
	ポンプ場及び処理場施設	<p>1. ポンプ施設の機能停止 損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には、緊急排水・浸水防止等の措置を講ずる。</p> <p>2. 停電及び断水 施設の損傷・故障等を確認のうえ、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。</p> <p>3. 池及びタンクからのいっ水や漏水 土のう等によって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気施設への浸水を防止する。</p>
	資機材等の確保	<p>1. 応急復旧等に必要な資機材等は、備蓄資機材で対応するが、必要に応じて下水工事事業者への資機材等の調達依頼により確保を図る。</p>
	応援の要請	<p>1. 被害が甚大な場合は、あらかじめ定める他の市町村、下水工事事業者及び下水道資機材の取り扱い事業者等に応援を要請する。</p>
	広報活動	<p>1. 被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を、防災関係機関等に対し迅速かつ的確に提供する。</p>
拡大防止策	<p>1. 二次被害の恐れのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検を実施し、排水機能の支障や二次災害の恐れのあるものについては、並行して応急対策を講じる。</p>	

(5) 電気通信設備の応急措置

災害時において、各電気通信事業者は、あらかじめ定めた事業継続計画(BCP)、災害時の対応マニュアル等に基づき、防災体制の確立を図るとともに応急復旧対策を迅速に進め、可能な限り電気通信サービスを維持し、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における重要通信を確保する。

- ① 各電気事業者は、災害等により通信の疎通が著しく困難となった場合、次の措置をとり、重要通信を確保する。
 - (ア) 基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源の確保に努める。
 - (イ) 基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアの確保を推進し、基地局の応急復旧を迅速に実施する。
 - (ウ) 電気通信事業法に基づき、輻輳の規模に応じて通信の利用を一時的に制限(規制)

する措置を行なう。

(エ) 町や防災関係機関等については、通信の利用制限(規制)の対象としない「災害時優先電話」を設定する。

(オ) 被災地への携帯電話または衛星携帯電話の貸出し、町や県等の災害対策本部に対する携帯電話の貸出しに努める。

② 災害に関する通信については、電気通信事業法に基づく、非常電話・非常通話を、他の通信に優先して取り扱う。

③ 西日本電信電話株式会社は、災害救助法が適用された場合、孤立地域及び避難所等に特設公衆電話を設置する。

④ 各電気通信事業者は、災害時伝言ダイヤル、災害用伝言サービスを運用する。

⑤ 大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況などを、Webサイト等で情報公開に努める。

(6) 災害広報等の実施

災害が発生した場合には、町及び消防本部は、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど現有の広報手段を駆使するとともに、関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

① 情報発信活動

(ア) 各種情報の収集・整理

関係機関との情報交換を密にし、災害対策に関する各種情報を収集・整理する。

この場合には、情報収集システムに混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

(イ) 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、町、県、指定行政機関、公共機関、ライフライン施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとる。

② 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、利用者からの問い合わせや報道機関などからの取材等が集中する可能性がある。このため、問い合わせのための体制を確立し、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第17節 要配慮者の安全確保と支援

災害時においては、高齢者、病弱者（難病患者を含む。）、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、観光客・旅行者、外国人等のいわゆる「要配慮者」は、行動等に制約があり、迅速・的確な行動がとりにくく、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く被災しやすい。

特に、災害を契機に新たに要援護者となった者については、早急にその実態の把握が必要となる。

このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等とも連携をとりながらきめ細かな各種支援対策を積極的に推進する。

また、要配慮者に対する救援救助活動の実施にあたっては、多くの人手が必要となるため、町は、地域住民、民生児童委員やボランティア等との協力体制を確保する。

1. 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズにあわせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

(1) 対策実施にあたっての留意事項

- ① 平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に要配慮者となった者に対する対策については、当該要配慮者の同意を得て、状況に応じて以下の措置をとる。
 - (ア) 地域住民等と協力して避難所等へ移送する。
 - (イ) 必要に応じ社会福祉施設等への緊急入所を行う。
 - (ウ) 居宅における生活が可能な場合にあつては、在宅福祉ニーズの把握を行う。
- ② 要配慮者に対するホームヘルパー・手話通訳者等の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供は、発災後1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにする。そのため、発災後できるだけ早く、すべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

(2) 対策の実施

① 安否確認の実施

町は、調査班を編成し、各居宅に取り残された要配慮者の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した在宅の要配慮者リスト等（避難行動要支援者名簿等）を活用し、社会福祉協議会、包括支援センター、民生委員、消防団、自主防災組織等の協力を得て行う。

② 救助活動の実施

町は、社会福祉協議会、包括支援センター、民生委員、消防団、自主防災組織等の協力を得ながら在宅の要配慮者の救助を行う。

③ 受入先の確保及び移送

町は、要配慮者の受入先として、医療施設、社会福祉施設等を確保する。

④ 生活救援物資の供給

町は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。

⑤ 情報提供

町は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等の情報を随時提供する。

⑥ 相談窓口の開設

町は、社会福祉協議会と協力・連携し、避難所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者等を配置し、総合的な相談に応じる。

⑦ 巡回サービスの実施

町は、職員、保健師等により、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(3) 県への協力要請

必要に応じて、県への協力要請を行う。

2. 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援対策

町は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者、障がい者、難病患者等に係る対策を実施する。また、災害の発生に備え事前に整備する避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者に対する援護を適切に行うよう努める。

(1) 対策実施にあたっての留意事項

① 被災した高齢者、障がい者、難病患者等の迅速な把握を行う。

② 掲示板、広報紙、インターネット、ファクシミリ等を活用するとともに、報道機関の協力により、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用し、被災した高齢者、障がい者、難病患者等に対して、食料、飲料水、燃料等生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

③ 避難所等において、食事摂取が困難な高齢者、障がい者、難病患者等に適した食事を工夫する。

④ 避難所等において、被災した高齢者、障がい者、難病患者等の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー・福祉施設職員等の応援体制、手話通訳者等のニーズを把握するための相談体制を確立するとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。

⑤ 避難所や在宅の高齢者、障がい者、難病患者等に対しニーズの調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。

⑥ 緊急入所には至らないが一般の避難所での生活が困難な要配慮者を収容するため、

福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

- ⑦ 関係業界・団体・施設等を通じ、協力要請を行うなど必要な物資の確保を図る。
- ⑧ 要配慮者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る。

(2) 対策の実施

① 被害の状況把握

社会福祉協議会、包括支援センター、民生委員が連携・協力し、被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握を行う。

② 避難所等における支援

(ア) 情報の提供

掲示板、広報紙等、ファクシミリ、インターネットを活用するとともに、報道機関の協力により、新聞、ラジオ、手話つきテレビ放送、文字放送等を利用し、被災した高齢者及び障がい者に対して、食料、飲料水、生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

(イ) 食事

避難所等において、食事摂取が困難な高齢者及び障がい者に適した食事を工夫する。

(ウ) 生活支援

避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記者等のニーズを把握するための相談体制を確立するとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。

(エ) ニーズの把握と対策

避難所や在宅の高齢者及び障がい者のニーズの調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。

(オ) 協力の要請

関係業界・団体・施設等を通じ、協力要請を行う等必要な物資の確保を図る。

3. 児童・ひとり親家庭等に係る対策

(1) 要保護児童の援護

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- ① 避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、避難所の責任者等を通じ、町に対し通報がなされるような体制を確立する。
- ② 住民基本台帳や住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

③ 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

(2) 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネットの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び町や児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

(3) ひとり親家庭等の支援

町は、被災した母子、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報の提供を行う。

また、養育する児童のための手当の給付に関する情報の提供に努める。

4. 社会福祉施設等における安全確保と支援

(1) 被害状況の報告

社会福祉施設等の管理者は、町へ被害状況の報告を速やかに行う。

(2) 受入先の確保及び移送

町は、災害弱者の個々の健康状態を把握し、ニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、施設入所者の移送を援助する。

① 生活救援物資の供給

社会福祉施設等の管理者は、食料、生活必需品等の備蓄物資を患者、入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合には、町及び県に協力を要請するものとする。

町は、備蓄物資の放出・調達により、患者、施設入所者への生活救援物資の供給を行う。

② ライフライン優先復旧

町は、施設の早期の機能回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

③ 巡回サービスの実施

町は、自主防災組織、ボランティア関係団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

④ 仮設住宅

町は、入所者の選定にあたり、原則として要配慮者を優先的に入居させる。

(3) 入所者・利用者の安全確保

① 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。(本編第2章第8節 避難活動を参照)

② 町は、個々の入所者・利用者のニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入

先を確保し、施設入所者の移送を援助する。

また、援護の必要性の高い被災者を優先的に施設機能を低下させない範囲内で被災地に隣接する地域の社会福祉施設に入所させる。

- ③ 保育所等については、児童の安全を確保した後は、保護者等へ連絡をし、引き渡し場所の安全確認を行ったうえで児童を引き渡す。

(4) 応援要請等

- ① 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、町、県に対し、他の施設からの応援の斡旋を要請する。
- ② 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の社会福祉施設等の支援を行う。
- ③ ライフラインの復旧について、当該社会福祉施設等の早期の機能回復が図られるよう優先的な対応を各事業者へ要請する。
- ④ ライフラインの復旧までの間、施設管理者は、各施設で備蓄している飲料水、食料、生活必需品等を入所者に配布するなどの対応をとる。ただし、それらが不足する場合は、施設管理者の協力要請に基づき、県、町が当該物資等を提供するなど必要な措置を講ずる。
- ⑤ ボランティア、自主防災組織、近隣住民等へ情報提供などを実施し、マンパワーを確保する。

5. 観光客及び外国人に係る対策

(1) 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には、的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。(本編第2章第8節 避難活動を参照)

また、町(消防本部を含む)は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

(2) 外国人の安全確保

① 外国人への情報提供

町及び県は、外国人に対して、「やさしい日本語」や外国語による多言語での携帯メールマガジン、掲示板等の活用により、ライフライン等の復旧状況、食料・飲料水・燃料等生活必需品の配布、指定緊急避難場所及び指定避難所、医療、ごみ、入浴等の生活や災害に関連する情報の提供を行う。

② 相談窓口の開設

町及び県は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、(公財)しまね国際センター等を介して通訳ボランティアの配置に努める。

第18節 孤立地区対策

大規模な風水害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。

1. 孤立実態の把握

(1) 孤立実態の把握

町は、通信手段が途絶した孤立地区においては、負傷者の発生等に係る緊急の情報が伝達できず、人命が危険にさらされる恐れが生じることから、町から連絡をとり住民の安否確認状況、要配慮者等の状況、必要な物資等を確認するとともに、被害状況の把握を行う。

(2) 通信手段の確保

防災行政無線、消防無線、アマチュア無線のほか衛星携帯電話等も活用し、あらゆる方法による情報伝達手段の確保に努める。また、必要に応じ職員の派遣、消防団や自主防災組織等人力による情報伝達も行う。

2. 物資供給、救助の実施

(1) 救助の実施

災害発生時には、人命の救助を最優先とした活動を行うこととし、負傷者、病人等に対しては、ヘリコプターを活用し、迅速な救急・救助活動を実施する。

(2) 物資の供給

アクセス道路の復旧までの間は、孤立地区住民の生活維持のためヘリコプターを効率的に活用して、食料品をはじめとする生活必需品の輸送を実施するほか、二輪車の活用、不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(3) 集団避難の実施

人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断したうえで、必要に応じた集団避難を勧告あるいは指示する。

3. 道路の応急対策

(1) 道路の応急対策

道路の被災情報を速やかに収集・関係機関で共有し、避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、優先度に応じ啓開・復旧すべき被災箇所への迅速な対応を行う。

第19節 食料・飲料水・生活必需品等の供給

大規模災害が発生し、被災者に対し救援物資を供給する場合、町、県及び防災関係機関は、効果的に食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の確保及び迅速な救援に努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

また、町は、物資の供給を円滑に進めるため、避難所等における物資の需要把握体制を確立し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう努めるとともに、県へ速やかに状況を報告する。

1. 救援物資の管理体制

(1) 救援物資の管理体制

災害対策本部事務局(総務課)は、災害対策本部設置以降、救援物資の供給に関連する各課の要員を本部に派遣するよう指示し、救援物資の一元的管理体制を確立する。

なお、関係各課は、相互に連携し、県の担当課と連絡を密にし、状況に応じた救援物資の管理・供給に備えるとともに、民間物流事業者の拠点施設への協力・連携体制を整備する。

救援物資等の供給関連担当課及び事務分担は、次のとおり。

事 項	町の担当課	県の担当課
救援物資の管理に関する総合調整	総務課	防災部防災危機管理課
自衛隊災害派遣要請に基づく輸送調整	総務課	防災部防災危機管理課
町の備蓄食料及び燃料等生活必需品の確保	総務課	—
町の備蓄飲料水の確保	上下水道課	—
町及び県の備蓄物資を搬送する車両の手配	企画財政課	防災部防災危機管理課
民間業者を通じての輸送調整及び車両の確保	総務課	地域振興部交通対策課
流通備蓄業者を通じての飲料水の確保	総務課	健康福祉部薬事衛生課
流通備蓄業者を通じての食料の確保	総務課 農林水産課	農林水産部農畜産振興課
流通備蓄業者を通じての燃料等生活必需品の確保	総務課 定住対策課	商工労働部中小企業課
協定に基づく食料及び燃料等生活必需品の確保	総務課	—

(2) 救援物資の供給体制

① 救援物資の供給体制

大規模災害時には、備蓄している食料、飲料水、生活必需品、救助用資機材等を活用し、被災した町民に効果的に供給を行う。

② 災害時の物資の供給方法

(ア) 担当課は、流通在庫物資等を取り扱う関連業者と連携をとり、必要物資等の確保に努める。

(イ) 被災地における重要な把握は、基本的に町の業務であるが、災害の程度により困難な場合は、県に協力を要請する。

(ウ) 救援物資は、一元管理のもと、効果的な供給を継続して実施できるよう、担当課は、

災害対策本部との情報連絡を密にし、互いに連携して行う。

(エ) 日本赤十字社及び災害ボランティア等と連携し、義援品の配分計画との調整を行う。

2. 食料の確保及び供給

(1) 食料の調達

① 米穀の調達

米穀類の応急供給は、知事により行われる。ただし、災害救助法が適用され災害応急供給が実施されている期間中は、供給が行われない。

また、災害救助法が適用された場合は、町は、中国四国農政局島根農政事務所または政府所有食料を保管する倉庫の責任者に対して、災害救助用米穀の緊急引き渡しを要請することができる。

② その他の食品等の調達

町は、被害の状況等から必要と認めるときは、供給する食料品等の品目及び数量を決定して調達を実施する。

また、町において確保が困難な品目については、県に調達・供給を要請する。

(2) 食料の供給

① 供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおり。

(ア) 避難所に収容された者。

(イ) 住家の被害が全(焼)、流失、半壊(焼)または床上浸水等であって炊事のできない者。

(ウ) 被災地から一時縁故先に避難する者及び旅行者等で、食料品の持ち合わせのない者。

(エ) 被災地において救助、復旧作業等に従事する者。(注:災害救助法の対象者にはならない)

② 食料供給の手段・方法

(ア) 被災者に対する食料の供給は、町があらかじめ定めて開設する実施場所(指定避難所等の適当な場所)において、災害救助法に定める基準に従って行う。

(イ) 被災者に対する食料の配分にあたっては、次の事項に留意する。

(a) 各避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置。

(b) 住民への事前周知等による公平な配分。

(c) 要配慮者への優先配分。

(d) 食料の衛生管理体制の確保。

(ウ) 炊き出し等の体制が整うまでは、町及び県が備蓄食料や流通備蓄等から調達する加工食品等(乾パン、即席めん、弁当類、パン、クラッカー、レトルト食品(おかゆを含む。)等)を支給する。

(エ) 乳児に対する供給は、原則として粉ミルク及び調整粉乳とする。

(オ) 炊き出しの体制が整った場合、原則として米飯による炊き出し等を行う(米穀の調達については、「1 食料の調達」参照。)とともに、被災者の多様な食料需要に応えるた

め、弁当、おにぎり等の加工食品の調達についても、継続して実施する。

- (カ) 炊き出しは、避難所またはその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設を活用し、若しくは仮設の給食施設を設置し、自らまたは委託して行う。
- (キ) 炊き出し要員が不足するときは、県または日本赤十字社島根県支部に対し、他市町村の応援、日本赤十字奉仕団の派遣、自衛隊の災害派遣要請等を依頼するとともに、ボランティアの活用を図る。
- (ク) 米飯の炊き出しによる給食の実施に伴い、必要な梅干、つくだ煮等の副食品やみそ、食塩等の調味料等を調達し、供給する。
- (ケ) 生鮮食料品については、必要に応じ県に要請し、各卸売市場等からの調達や他県等の応援により確保し、供給する。
- (コ) 町が多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等の実施が困難と認めるときは、県に対し、炊き出し等についての協力を要請する。
- (サ) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき(県の協力を得て実施した場合も含む。)は、実施状況を速やかに知事に報告する。

③ 給食基準

(ア) 配布基準

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。(本編第2章 第7節 災害救助法の適用を参照)

(イ) 町の対応

町長は、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等についてあらかじめ定めておき、それらに基づき被災者に食品等の給与を実施する。

なお、1人当たりの供給数量については、次の基準を参考にする。

(1人当たりの供給数量)

品 目	基 準
米穀等	被災者(炊き出し) 1食当たり精米換算 200g以内
	応急供給 1人1日当たり精米 400g以内
	災害救助従事者 1食当たり精米換算 300g以内
乾パン	1食当たり 1包(115g入り)
食パン	1食当たり 185g以内
調製粉乳	乳幼児1日当たり 200g以内

3. 飲料水等の供給

災害時には、ライフラインが被災し、断水や水の汚染により、復旧までの間、飲料水・生活用水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、避難所において応急給水の需要が高まることが予想される。

このため、原則として町は、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

ただし、町において実施できないときは、協力要請に基づいて隣接市町村が実施する。

避難所や病院など災害時に、特に、優先的に給水が確保される必要のある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る。

(1) 給水の実施

町は、被災者に対する給水体制、給水計画を確立し、消防機関、自治会長の協力を求めて給水活動を実施する。

また、最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資機材が不足するときは、近隣市町村または県に速やかに応援を要請する。

① 情報の収集

町は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

- (ア) 被災者や避難所の状況
- (イ) 医療機関、社会福祉施設等の状況
- (ウ) 通水状況
- (エ) 飲料水の汚染状況

② 給水活動

(ア) 給水の対象

災害のため飲料水が枯渇し、または汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

(イ) 給水の方法

町の給水方法は、次のとおり。

給水方法	内 容
浄水場・配水池等での拠点給水	住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し有効利用を図る。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	1. 避難所等への応急給水は、原則として町が実施するが、実施が困難な場合は、応援要請等により行う。 2. 医療機関、社会福祉施設及び救護所等への給水については、ほかに優先して給水車等で行う。
仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	1. 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 2. 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
水の缶詰、ペットボトル等による応急給水	必要に応じ、備蓄飲料水の放出または製造業者等に提供を要請依頼することにより配給する。

(ウ) 水質の確認

災害により給水する水の汚染が想定される場合または遊休井戸等を活用する場合などは、直ちに水質検査により安全性を確認する。なお、必要に応じ、県に協力を求める。

③ 広報

町は、給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。

なお、飲用井戸等を使用する住民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

④ 給水基準

被災地における最低給水量は、1人1日20ℓを目安とするが、状況に応じ給水量を増減する。(被災直後は、生命維持のための量(1人1日3ℓ)とするなど。)

⑤ 要員の確保

災害時の応急給水活動は、広範囲にわたる場合があり、迅速に要員を確保する。

また、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

⑥ 応援要請

激甚災害等のため町だけで最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資機材が不足するなど給水の実施が困難な場合には、次の事項を明示し、近隣市町村または県、関係機関に速やかに応援を要請する。

応援要請時における明示事項	
1. 給水対象地区、人口	
2. 1日の必要量	
3. 水源の要請	① 水源からの給水、運搬 ② 取水日時及び期間
4. 給水機材の要請	① 品目別必要数量 ② 必要とする日時及び期間 ③ 機材の運搬について ④ 集積場所
5. 給水全般に対する要請	① 給水日時 ② 給水場所 ③ 地区の給水受入体制について ④ その他
6. その他必要となる事項	

⑦ 医療機関、社会福祉施設等の対応

医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

(2) 災害救助法に基づく措置

災害救助法が適用された場合、飲料水の供給は、次のとおり町が実施する。

対 象	災害のために現に飲料水を得ることができない者
支 出 可 能 な 費 用	1. 水の購入費 2. 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費 3. 薬品及び資材費
期 間	災害発生の日から7日以内

4. 生活必需品等の供給

災害時には、住居の浸水や流出・倒壊等により、家財、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、しかも販売機構の混乱等によりそれらの入手が困難となる。また、一部では避難生活の長期化が予想され、特に、気温の低下が予想されるときにおいては、防寒具や布団等の早急な給与が必要となる。

このため、迅速にそれら生活必需品等を調達し、被災者に給与または貸与する。

生活必需品等物資の確保・輸送・配分計画及び各世帯に対する配分は、町が行う。ただし、町において確保等が困難なときは、県または関係機関等が協力して実施する。

なお、供給に際しては、要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

(1) 生活必需品等の確保

災害により生活必需品を失った被災者の保護のため、町、県及び日本赤十字社島根県支部は、避難所生活者等を対象にした毛布、肌着、暖房用品、並びに避難所生活の長期化に対応するための備蓄物資の放出、または関係業界等からの調達により供給する。

① 町は、災害時において被災者への生活必需品等の給(貸)与の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給(貸)与の必要品目及び必要量の判断をする。

(ア) 被災者や避難所の状況

(イ) 医療機関、社会福祉施設の被災状況

② 必要な被服、寝具、その他生活必需品等の物資について、あらかじめ定めておいた町の生活必需品等の給(貸)与のための備蓄・調達計画に基づき、備蓄物資の放出または関係業界等からの調達により確保する。

③ 状況により、町のみで対応が困難な場合には、他市町村、県に対し、必要な物資の供給・調達を要請する。

(2) 生活必需品等の給与

被災者に対する生活必需品等の給(貸)与は、急場をしのぎ一時的に被災者の生活を安定させる。

被災者への配布基準は、原則として、災害救助法施行細則の定めるところによる(本編第2章 第7節 災害救助法の適用を参照)。

① 被災者への配分方法等については、あらかじめ定めてある配分計画等による。

② 自力で生活必需品等を受け取ることが困難な要配慮者を支援するため、または被災者が多数発生した場合など、生活必需品の配布要員を確保するとともに、ボランティア等との連携を可能な限り図る。

③ 激甚災害等のため町だけで実施困難な場合には、県、他市町村及び関係機関へ応援要請する。

5. 食料及び生活必需品等の輸送

(1) 町及び県による輸送

- ① 県は、広域防災拠点の備蓄食料及び生活必需品等を放出する場合、指定された輸送拠点及び救援物資等の集積拠点を經由して町が選定する集積地等へ輸送する。
- ② 県が調達した食料及び生活必需品等について、町が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が卸売業者等に要請して行う。
- ③ 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から上記の輸送が難しい場合は、県は、町と協議のうえ適切な場所を定め、卸売業者等に輸送依頼し、または町に供給する食料及び生活必需品等について町に対し引き取りを指示する。
- ④ 町が調達した食料の町集積地までの輸送及び町内における食料の移動は、町が行う。
- ⑤ 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点、輸送拠点及び救援物資等の集積拠点で引き継ぎ、県が町の指定する集積地等に輸送する。

(2) 輸送手段等

輸送手段は、町内については貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区や本土等からの輸送については、船舶、ヘリコプター及び航空機等を利用する。

(3) 食料及び物資集積地の指定及び管理

災害が発生した場合、広域防災拠点、輸送拠点及び救援物資等の集積拠点を県の備蓄食料や生活必需品等、調達した食料や生活必需品等の集積配給基地とする。

町は、災害時における交通及び連絡に便利な指定避難所、公共施設、公園広場等をあらかじめ食料及び生活必需品等の集積地として選定し、同時に調達した食料及び生活必需品等の集配拠点とする。

なお、町は、県に対し選定した集積地を報告する。

また、食料及び生活必需品等の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、その管理に万全を期す。

第20節 災害ボランティアとの連携・支援

大規模災害時は、被災地の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、県及び町は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携して、災害ボランティア活動ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整など、受入体制を確立し、活動を支援する。

災害救援ボランティアセンターの設置基準、設置時期、運営マニュアルの作成など活動体制の確立を図るとともに、町災害救援ボランティアセンターの機能を広域的に支援する体制について検討を行う。

また、女性ボランティアの受入れにも配慮する。

1. 災害ボランティアの受入れ、支援

(1) 災害救援ボランティアセンターの開設

被災地では、町、町社会福祉協議会等関係機関が連携し、災害ボランティアの活動拠点(以下、「災害救援ボランティアセンター」という。)を設ける。

(2) 災害救援ボランティアセンターの活動

災害救援ボランティアセンターの主な機能及び活動内容は、次のとおり。

① 災害及び被災状況の情報収集

② ボランティアニーズの把握

被災地におけるボランティア派遣の要望有無についての把握に努める。

③ ボランティアの確保

町社会福祉協議会を通じ、あらかじめボランティアとして登録している民間団体または個人に対し、救援活動への協力を依頼する。

この際、各種ボランティア団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人数、活動拠点等について情報提供を行う。

④ ボランティアの受付、登録

ボランティア活動希望者の受付、登録を行い、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動可能地域及びボランティア活動保険の有無等を把握する。

⑤ ボランティアの調整

被災者のニーズとボランティア活動希望者の能力及び経験等に基づき、ボランティア活動希望者のグループ編成を行い、派遣先を選定する。

⑥ ボランティアの派遣・撤収の指示

⑦ ボランティア活動の企画・開発

⑧ ボランティア活動の記録

⑨ 災害救援ボランティアセンターの要員の維持、管理

被災状況によりスタッフが不足する場合、町、県、関係機関と調整を行い、県社会福祉協議会に人的支援を要請する。

⑩ 災害救援ボランティアセンターの運営に必要な資機材の調達

備品や資材が不足する場合は、町災害対策本部、県社会福祉協議会、災害関係NPO等の関係団体に協力を依頼する。

⑪ 関係機関との連絡調整

ボランティア団体との連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を促進する。

(3) ボランティア支援体制の確立

町は、町社会福祉協議会と連携し、町庁舎、公民館、学校の一部を提供する等により災害ボランティア活動の第一線の拠点となる現地の体制を整備し、活動に必要な物資の提供を行う。

(4) 被災地周辺の支援

災害ボランティアセンターは、被災規模が大きい場合には、近隣市町村及び社会福祉協議会等の関係機関と連携し、災害ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行う。

(5) 海外からの応援受け入れ

町及び災害ボランティアセンターは、海外からの救援隊の派遣にあたり、県の実施する通訳の確保、食事、宿泊等の手配の措置が円滑に行えるよう、協力を行う。

第21節 文教対策

小学校、中学校、高等学校等(以下「学校等」という。)での防災体制・応急教育計画等を整備し、災害時における児童及び生徒(以下「児童等」という。)や施設利用者の生命の安全確保と教育活動等の早期回復を図る。

また、教育関係施設及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるよう措置するとともに、いち早い復旧に備える。

県及び町においては、その所管の業務について、学校等及び各施設管理者と連携をとって文教対策に関する計画を作成し、風水害時にその計画に基づいて対策を実施する。

なお、保育所においても、乳幼児の安全確保と保育活動の早期回復に向け、学校等に準じた対策を実施する。

1. 文教対策の実施体制

町立小・中学校の応急教育、並びに町立文教施設の応急復旧対策は、町教育委員会が行う。なお、文教施設の被災は、直接児童、生徒の教育上に重要な影響を及ぼすので、学校ごとの当面の応急措置については、学校長が具体的な計画をたて実施するとともに、町に報告する。

また、保育所については、公立の保育所は町が、それ以外は各管理者が応急措置の実施体制を確立し、具体的な応急対策にあたる。

2. 児童等の安全確認・施設被害状況確認

(1) 最優先課題

災害時には、学校等、保育所は、児童等や乳幼児の安全確保を最優先しなければならない。中でも乳幼児や小学校低学年児童、特殊教育諸学校の児童等など災害時に弱者となることが予想される子供たちに対しては、避難の指示・避難誘導にあたって最優先に行う等特段の配慮が必要である。

(2) 風水害発生時の対応

風水害時には、まず児童等または乳幼児の安全を確認するとともに、当面児童等または乳幼児がとるべき行動の指示を行う。

休憩時間や放課後等にあつては、校内放送等により児童等または乳幼児にとるべき行動を指示するとともに、教員等は、速やかに児童等または乳幼児のもとへ駆けつけて掌握に努める。

(3) 児童等または乳幼児の保護者への引き渡し

安全を確保した後は、保護者等へ連絡し、保護者の在宅の有無の確認、通学路等の帰路の安全確認、引き渡し場所の安全確認を行い、児童等または乳幼児を引き渡す。

児童等が自分で勝手に下校したり、また、保護者が学校や保育所側のチェックなしで子供を連れ帰ったりする等のないよう、出席簿等の名表や事前に準備しておいた「引き渡し確認カ

ード」等の利用など、各学校や保育所における具体的な行動マニュアルを作成し、万全を期する。

また、留守家庭や諸般の事情で、児童等や乳幼児を直ちには引き渡すことが困難な状況も予想されるため、一時的に学校や保育所で児童等または乳幼児を保護する必要があることも考えられる。そのため必要な備品等を保管しておくことも必要となる。

3. 応急対策の実施

(1) 学校における災害時の対応

- ① 県及び町は、所管する学校等と連絡をとり、災害についての情報提供、防災対策についての助言を行う。状況によっては、防災関係機関に支援を要請する。
- ② 人的、物的な被害が発生した場合には、被災状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携を取り、各学校等に必要な応急対策を講ずる。
- ③ 災害時の学校の対応措置は、以下のとおり。
 - (ア) 校長は、防災気象情報、通学路の状況、バスの運行状況等をもとに、必要に応じ、臨時休校、下校措置等をとる。
 - (イ) 学校が被災し、または被災する恐れがあるときは、校長は、児童等、施設の状況を把握し、教職員、児童等に対し適切な指示を与える。校長が不在の場合の指揮系統については、事前に定めておく。
 - (ウ) 土砂崩れ等が発生した施設内の箇所については、立ち入りを禁止するなどの措置をとり、二次災害の防止に努める。
 - (エ) 学校に避難所が開設される場合には、運営責任者である災害対策担当部局に可能な範囲で協力する。例えば、必要に応じて学校防災本部内に避難所支援班を設置して業務にあたる。
 - (オ) 校長は、人的、物的な被害が発生したとき、臨時休校等の措置をとったときは、直ちに教育委員会へ報告する。

(2) 保育所における災害時の対応

上記(1)の学校における災害時の対応に準じた対応とする。

4. 応急教育及び保育の実施

県及び町は、所管する学校等、保育所の児童等及び乳幼児、教職員及び施設被害などに応じて、心のケアへの支援を行う。

教育委員会及び町福祉課は、学校や保育所ごとに担当職員を定めるなどし、指導及び支援のために必要な情報収集及び伝達に万全を期する。

また、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等、応急の教育に必要な措置を講じる。

(1) 学校等の取り組む実施内容は、以下のとおり。

- ① 校長は、児童等、教職員の被災状況、施設被害を勘案し、応急教育の内容を教育委員会と連携をとりながら決定する。同時に対応可能な教職員、関係機関、地域からの支援を得て、校舎内外の整備を行い、教育活動再開に向けて取り組みを行う。
- ② 応急教育計画に基づき学校に収容すべき児童等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開にあたっては、特に、登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として健康、安全教育及び生徒指導に重点を置くようにする。
特に、児童等の状態の把握や心の健康相談活動の推進及び外傷後ストレス障害(PTSD)等、心のケアについて十分に配慮することが重要である。
- ③ 学校と教育委員会及び保護者との連絡網の確保を図り、必要な情報伝達の徹底を期する。教育委員会及び保護者との連絡を緊密にし、教科書及び教材の供与等に係る必要業務にあたる。
- ④ 避難した児童等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、指導を行うように努める。
- ⑤ 避難所として学校施設を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、教育委員会とも協議し他の学校や公共施設等の確保を図ることにより、早急の授業再開を期する。
- ⑥ 校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連絡のうえ、できるだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については、早急に保護者に連絡する。
- ⑦ 学校教育活動の早期再開に向けて、PTAや地域の自主防災組織等の協力が得られるよう、協議の場を設定するなど努める。
- ⑧ 被災に伴う疎開等により児童等が転学を希望する場合には、教育委員会とも連絡のうえ、手続きは、必要最小限のものにとどめるなど簡素なものとなるよう留意する。

5. 学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置

(1) 学用品の給与対象者及び給与時期

① 学用品の給与の対象

風水害により住家に被害(全壊焼、流失、半壊焼または床上浸水)を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失または毀損し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む)、中学校生徒(特別支援学校の中学部生徒を含む)及び高等学校生徒(特別支援学校の高等部生徒を含む)であって、町長によりり災者として確認された児童、生徒であること。

② 給与の時期

災害発生の日から教科書は、1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

(2) 給与の実施

① 教科書、教材の給与

り災児童生徒の調査は、学校設置者の協力を得て町長が行う。

学用品の調査報告は、町長から知事へ行う。

学用品の給与は、町長が行うが、町長において調達困難などときには、知事が調達を行う。

② 文房具、通学用品の給与

文房具及び通学用品については、町が被害の実状に応じ現物をもって行う。

③ 支給品目、支給方法等

教科書、教材、文房具、通学用品等の支給方法等は、以下のとおり。

支給品目	1. 教科書:教科書の発行に関する臨時措置法第2条に規定する教科書 2. 教材:教科書以外の教材で教育委員会に届出または承認を受けて使用しているもの 3. 文房具:ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、下敷、定規等 4. 通学用品、運動靴、かさ、かばん、風呂敷等 5. その他の品目についても、り災状況、程度等実情に応じ適宜調達支給する。
支給方法	町教育委員会は、各学校長を通じ対象者に支給する。
費用	災害救助法が適用された場合にあつては、それによって行うものとするが、その限度額を超える部分、あるいは災害救助法が適用されなかった場合には、有償を原則とする。
学用品の給与に伴う記録	学用品の給与を行った場合には、災害救助法に定める様式(資料編参照)により正確に記録する。

(3) 授業料等の減免措置

町立小・中学校においては、被災により費用(県立高等学校にあつては、授業料、以下同様)の支払いが困難と認められる児童等について、費用の支払いの延期、減額・免除等の措置を検討する。

県立高等学校については、県が、被災により授業料の減免が必要と認められる者について、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講じる。

6. 児童・生徒・教職員の健康管理

学校の保健衛生については、次の事項に留意し、適切な措置を行う。

- (1) 校舎内外の清掃・消毒
- (2) 飲料水の検査
- (3) 感染症の予防接種や健康診断の励行

7. 文化財の保護

(1) 被害の把握・報告

町教育委員会は、町内の文化財等の被災状況を把握し、県に被害状況を報告する。

(2) 被害の拡大防止

町教育委員会は、県と連携し、被害の拡大防止を図るために必要な措置をとる。

第22節 廃棄物等処理対策

風水害の発生により排出された廃棄物等を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

1. 廃棄物処理

(1) 災害廃棄物の発生量

- ① 災害廃棄物として排出されるごみとして、倒壊家屋、浸水家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等が考えられる。
- ② 風水害により発生する災害廃棄物については、発生量を的確に把握する必要がある。
- ③ 発生量を把握するため、町は、事前にトラック等における廃木材やコンクリート殻類等の積載量を把握し、その台数から発生量、処理量を推定し処理計画を勘案する。

(2) 応援体制の確保

町は、災害地における環境保全の必要性等を考慮し、自らの組織及び除去車両、機械器具を用い、廃棄物処理を速やかに行う。除去作業においては、応急措置の実施上やむを得ない場合を除き、周囲の状況等を考慮し、事後障害の起こらないよう配慮して行う。

なお、町において実施できないときは、県及び他の市町村等に応援を要請する。なお、他の市町村等の応援を求める場合には、県に連絡調整を要請する。

(3) 処理対策

① 生ごみ等腐敗性の高い廃棄物

町は、被災地における防疫及び保健衛生対策上、生ごみ等腐敗性の高い廃棄物を優先した収集運搬ができるようにその収集運搬体制の確立を図る。

② 災害廃棄物の仮置き

(ア) 風水害により発生する廃棄物は、大量の瓦礫類、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等であるが、一時期の最終処分場への大量搬入は、処理が困難となる場合が想定されるので、必要に応じて環境保全上支障が生じない仮置場(学校の校庭、河川敷、公共広場等)を指定し、暫定的に積み置き保管するなどの方法を講じる必要がある。

(イ) 災害廃棄物の収集にあたっては、現場においてできるだけ分別収集を行い仮置場に搬入する。

(ウ) 仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また、災害廃棄物以外の物(土砂等)が持ち込まれないよう管理の徹底が必要となる。

(エ) 仮置場の選定にあたっては、以下の基準とする。

- (a) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (b) 環境衛生に支障が生じないこと。
- (c) 搬入に便利なこと。
- (d) 分別等適正処理の対応ができること。

倒壊家屋からの災害廃棄物等

倒壊家屋、浸水家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだ廃棄物等については、原則として被災者自らが町の指定する場所に搬入する。

しかし、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合や道路等に災害廃棄物が散在して、生活環境に影響を及ぼし、緊急に処理を要する場合には、町が処理を行う。

災害廃棄物の処分

(ア) 災害廃棄物については、原則として町の最終処分場で処理する。

(イ) 最終処分場が被災して使用が不可能な場合は、事前に町が県と協議のうえ代替措置を講ずる。

2. し尿処理

(1) し尿処理量の推定

① 処理量を推定するにあたり、町は、事前に町内における汲取便所の平均的総容量を把握しておく。

(処理量＝被災家屋×総容量×定率)

② 避難所等に仮設トイレを設置した場合は、その処理量が加算される。

(2) 応援体制の確保

町等は、被災地における環境保全の必要性等を考慮し、必要に応じて他の市町村等の応援を求める場合には、県に対し連絡調整等の協力を要請する。

(3) し尿処理対策

① 倒壊家屋等

町は、倒壊家屋や浸水家屋等の汲取式便槽のし尿について、被災地における防疫及び保健衛生対策上、収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が行われるよう、その処理体制の確立を図る。

② 避難所等

町は、避難所や必要に応じて適所に仮設トイレを設置した場合、防疫及び保健衛生対策上から、優先的に仮設トイレのし尿の収集を行う。

③ 水洗トイレ

町は、水洗トイレを使用している世帯や団地において、風水害により水洗トイレが使用不可能となった場合、速やかに仮設トイレを設置する対策を講じる。

④ 応援協力体制の確保

町は、被災状況を勘案し、自己のみではその地区内の処理が困難と判断した場合には、県に対して、他市町村等からの応援が得られるよう、連絡調整等の協力を要請する。

3. 廃棄物処理機能の復旧

- (1) 町は、廃棄物処理施設に被害が生じた場合、その被害状況を早急に把握し、応急復旧を図る。
- (2) 町は、被害状況から復旧に時間を要し、収集作業等に影響を与えると判断した場合は、県と協議のうえ期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼する等の方策を立て、効果的な廃棄物処理活動を行う。

4. 産業廃棄物の処理

事業者の被災に伴って排出される廃棄物等は、排出事業者が自己の責任において適正に処理する。なお、排出事業者は、町が設置している最終処分場であわせて処理する場合は、町と十分協議する。

第23節 防疫・保健衛生・環境衛生対策

災害発生時における被災地の防疫はこの計画の定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

1. 実施体制

災害地における防疫は、町長が実施する。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく健康診断や予防接種法に基づく臨時予防接種については、県が行うものとし、町は、協力する。

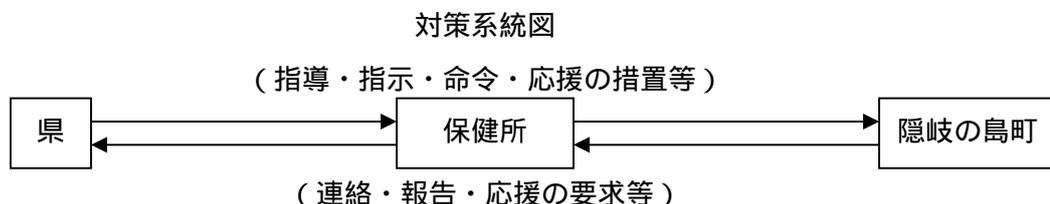
2. 防疫の実施

町は、あらかじめ作成した組織表、動員計画及び費用資材の確保計画に基づき、速やかに防疫活動体制を確立し、県及び防疫薬剤取扱業者等と連携し、被害の程度に応じ迅速・適切に防疫活動を実施する。(下記、対策系統図参照)

各組織における活動内容は、次のとおり。

総務情報班	災害情報及び患者発生情報を収集し、動員計画に基づいて人員配置、感染症法に基づく消毒方法等の指示及び必要な予算経理を行う。
検病調査班	被災地区住民の発病状況を調査し、感染症患者の早期発見に努め、あわせて検体採取を行う。この班は、医師・保健師等専門家の指示により調査を実施する。
消毒指導班	保健所と連絡調整を行い、町の行う被災地区の家屋・避難所等の消毒の指導を行う。
検査班	感染症患者の早期発見のための保菌検索を行うとともに、被災地区の井戸等の水質検査を行い飲料水の安全を図る。
患者搬送班	感染症患者を感染症指定医療機関へ搬送する。

(備考) 班の編成にあたっては、業務の重複をさけるため適宜兼務することができる。



3. 防疫の種別及び方法

(1) 防疫調査及び健康診断

町は、避難所、浸水地域等の衛生条件の悪い地域の住民の健康調査を行う。実施要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項に定めるところによる。

(2) 臨時予防接種

県の指示にもとづき、災害地の指定疾病のまん延予防上緊急の必要があるときは、種類、対象者、期間等を定め予防接種を実施する。

(3) 消毒方法

① 公的機関による消毒

県の指示に基づいて速やかに消毒活動を実施する。消毒の箇所、回数等詳細については、被害の状況、消毒場所の地域的条件等を考慮のうえ適宜定める。

② 各世帯が行う消毒

床上(必要に応じ床下)浸水地域に対しては、被害直後、各戸に次亜塩素酸ナトリウム、クロール石灰等の消毒剤を配布して、床、壁等の洗浄、便所の消毒及び野菜等の消毒について実施させるとともに、必要に応じ衛生指導を行う。

4. 患者等に対する措置

(1) 患者搬送

災害地に一類、二類感染症患者が発生し、または病原体保有者が発見されたときは、入院を要する者について、県による感染症指定医療機関の応急入院措置がとられる。

患者搬送は、原則として県が行うが、集団発生の場合は、町は、医療機関や消防機関とともに搬送手段の確保に協力する。

(2) 自宅待機

収容施設がない場合は、病原体保有者等に対しては自宅待機を行い、し尿の衛生処理等について厳重に指導し、必要に応じて治療を行う。また、体制が整い次第搬送する。

5. 避難所の防疫措置・保健活動

(1) 避難所の防疫徹底

町は、避難所を開設したときは、感染症の集団発生を防ぐため、避難所における防疫の徹底を図る。

(2) 避難所の防疫調査

避難者に対しては、発病を防ぐため随時健康診断を実施し防疫の完全を図る。

(3) 衛生消毒剤の散布等の指導

避難所及び被災地について、トイレ・排水溝の消毒、衛生管理の徹底、衣類・寝具の洗濯・乾燥の指導、殺虫剤散布、手洗いの励行等その予防措置の指導を行う。

(4) 給食従事者の健康診断

避難所等への給食作業に従事する職員については、必ず健康診断を実施する。

(5) 避難所の保健活動

被災地、特に、避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、町は、次のように被災者の健康管理を行う。

- ① 必要に応じて避難所に救護所を設ける。
- ② 保健師が避難所における健康相談、地域における巡回健康相談を行う。
- ③ 保健師による健康相談の結果等より、外傷性ストレス反応等が疑われる場合は、精神科医等によるメンタルヘルスケアチームの派遣を県に要請し、保健・医療活動を行う。

6. 精神保健活動

(1) 精神保健活動班の編成

発生した災害の規模に応じ、迅速に被害者の精神的ケア(こころのケア)の対応を実施するため、精神保健活動班を組織し、有事に際し適切な活動を行えるようにする。この際、医療・保健活動と一体的に取り組み、被災者の心身の健康管理を行う。

(2) 精神保健活動内容

- ① 被災者の支援
- ② 社会福祉施設等との連絡調整
- ③ 被災者の精神保健福祉相談

(3) 精神保健の対象者

- ① 被災住民全般
(ア)避難所においては、被災者の心身の健康管理を行う。
(イ)自宅で生活している者へは、巡回健康相談を行う。
- ② 高齢者
- ③ 障がい者
- ④ 児童
- ⑤ 外国人
- ⑥ その他(公務員、災害救助要員)

(4) 精神保健活動実施者

- ① 精神保健福祉相談員(各保健所、心と体の相談センター)
- ② 町・県の保健師(各保健所、健康推進課、職員課、福利課)
- ③ 児童相談所職員

(5) 応援要請

町は、被災者のストレスケア等のため必要に応じて、災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣を県に要請する。

7. 食品衛生対策

町は、食中毒の発生を防止するため県から派遣される食品衛生監視員等と協力し、その指導にあたる。おもな指導事項は、次のとおり。

- ① 臨時給食施設(避難所及びその炊き出し施設)の把握及び衛生指導
 - (ア) 手洗いの励行、食品調理道具等の消毒など一般的注意事項の喚起
 - (イ) 腐敗食品等、不良食品の処分方法についての適切な指導
 - (ウ) 給食用施設の点検、給食に用いる原材料、食品の検査

- ② 備蓄食品及び救援食品の衛生指導

- ③ 被災地域の食品関係営業施設及び学校給食施設の衛生指導

被災地における営業施設全般の実情を把握するとともに、県の食品衛生監視員の検査を受けた後、開業するように指導する。

- ④ 飲料水の衛生確保
- ⑤ 食品衛生指導員への応援要請
- ⑥ その他食品に起因する危害発生防止の指導

8. 環境衛生対策

町は、県の環境衛生指導班の活動に協力し、被災地における営業施設の実態を把握し、環境衛生上の危害防止の啓発、指導及び衛生指導を行う。

主な指導事項は、次のとおり。

- ① 滞水(水が溜まったままの状態)期間の営業の自粛
- ② 浸水を受けた施設の清掃、消毒
- ③ 使用水の衛生管理
- ④ その他、環境衛生上の危害の発生の防止についての啓発、指導

9. 入浴施設確保対策

- (1) 入浴施設等の一般開放

大型浴槽を有する町内の入浴施設、宿泊施設等が利用可能な場合、町は、施設管理者に対して一般開放を要請し、被災者を対象とした入浴サービスを実施する。

- (2) 仮設入浴施設等の設置

上記によっても入浴施設が不足する場合、町は、関係業者及び自衛隊等に応援を要請し、仮設入浴施設を設置することにより入浴環境を確保する。

10. 家畜防疫

被災地における家畜防疫は、家畜の所有者等共に協力し、防疫、診察等を行い、未然に家畜伝染病を防ぐよう対処する。

患畜が発生したときは、町は、県または関係機関等と協力し、患畜の隔離、通行遮断、殺処分等の方法により伝染病の蔓延防止に努める。

11. 動物愛護管理対策

災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じる。町は、県、関係団体と協力し、動物の管理等についての必要な措置を講ずる。

- ① 飼い犬による人畜への被害発生を防止するため、県から派遣される狂犬病予防員と協力し、放浪犬等を収容するとともに、飼い主に対し犬の管理方法を指導する。
- ② 飼い主のわからない負傷動物や放浪動物を発見した場合は、保健所に連絡する。
- ③ 避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた動物の管理等について、必要な措置を講ずる。

飼育動物の餌が不足するときは、県に対し調達を依頼する。

第24節 行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋・火葬

災害による行方不明者の捜索及び死亡者の収容、埋葬の実施について、県・警察・海上保安庁・自衛隊・消防機関等と十分協議のうえ、円滑に行う。

1. 実施責任者

行方不明者の捜索、遺体の処理、埋葬は、町が行う。なお、災害救助法が適用された場合には、町が県を補助して実施する。

2. 行方不明者の捜索

(1) 捜索の方法

① 組織

行方不明者の捜索は、警察官、消防機関等の協力を得て捜索班を編成し捜索にあたるが、被災の程度、捜索の状況により地域住民の応援を得る。

② 捜索の対象

被害により現に行方不明の状況にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

(2) 応援の要請

町の捜索のみでは捜索の実施が困難であり、他市町村の応援を必要とする場合、または遺体の流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、次の事項を明示し、県及び関係市町村に対し捜索の応援を要請する。

町内での捜索	1. 応援のための人員及び必要資材並びに集合、集積場所 2. 捜索予定地域 3. 応援を要する時間 4. その他必要となる事項
他市町村内での捜索	1. 遺体が埋没または漂着していると予想される場所 2. 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等 3. その他必要となる事項

3. 遺体の収容処理

(1) 実施者

捜索班が実施することを原則とするが、必要に応じ町内の医療関係者、住民等の協力を求めて実施する。

(2) 遺体の届出

遺体を発見した者は直ちに町に届出する。届出を受けた町は、直ちに警察に届出する。

(3) 遺体の検視等

遺体の検視、死体調査、身元確認等は、警察が医師等の協力を得て行う。町は、効果的な身元確認が行えるよう、県等とも密接に連携をとって協力する。

(4) 遺体の輸送

警察官による検視及び救護班による検案を終えた遺体は、町長が知事に報告のうえ、遺体収容所に輸送し、収容する。

(5) 遺体収容所(安置所)の設営及び遺体の収容

町長は、被害現場付近の適当な場所(寺院、公共建物、公園等収容に適当な場所)に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

上記収容所(安置所)に遺体収容のための既存施設がない場合は、天幕及び幕張等を設置し、必要器具(納棺用品等)を確保する。

(6) 遺体の引き渡し

遺体の身元が判明した場合は、原則として遺族等に連絡のうえ引き渡す。

(7) 災害救助法適用地域の遺体が、町地域内に漂着した場合の遺体の処理

遺体の身元が判明している場合	町は、知事からあらかじめ委任された権限に基づき遺体処理を実施する。その場合の費用は、県が負担する。
遺体の身元が判明していない場合	1. 遺体の身元が判明していない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものと推定できる場合は、上記「遺体の身元が判明している場合」と同様に扱う。 2. 遺体の身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により処理する。

4. 遺体の埋・火葬

(1) 遺体の埋・火葬の実施基準

身元が判明しない遺体の埋・火葬は、町において行う。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体の処理を遅滞なく進める。

災害の混乱時に死亡した場合(災害の発生前に死亡した者で葬祭が終わっていない者を含む。)で、災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合、遺体の応急的な埋・火葬を実施する。

- ① 緊急に避難を要するため、時間的、労働的に埋葬を行うことが困難であること。
- ② 墓地又は火葬場が浸水または流失し、個人の方では埋葬を行うことが困難であること。
- ③ 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないこと。
- ④ 埋葬すべき遺族がいないか、またはいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であること。

(2) 埋・火葬の方法

埋葬は、町が棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬または、納骨の役務の提供を行う。埋葬は、原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を家族に引き渡す。

なお、埋葬にあたっては、次の事項に留意する。

- ① 事故等による遺体については、警察機関から引き継ぎを受けた後埋葬する。
- ② 身元不明の遺体については警察機関と連絡し、その調査にあたるとともに、遺体の取り扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容ぼう、特徴等を記録する。

(3) 遺体の仮埋葬

- ① 収容した遺体が多数のため火葬場で火葬することができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。
- ② 仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘し火葬に付し、墓地または納骨堂に埋葬または収蔵する。
- ③ 遺族等の都合により納骨できない場合や身元不明の焼骨が多数に及ぶ場合は、応急的な納骨場所を確保する。

(4) 埋葬のための応援要請

- ① 町は、多数の遺体等のため、火葬場で対応できない場合には、県に連絡し、他市町村に応援を要請する。
- ② 町は遺体が多数にある等の理由により遺体の搬送ができない場合には、県に応援を要請する。

第25節 住宅応急対策

浸水や土砂災害により住宅を失い、または破損等のため居住することができなくなった者に対し、住宅の応急修理または応急仮設住宅を建設し、生活再建の場を確保する。また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるよう紹介、斡旋を行う。

1. 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては、県が行うが、県が直接設置することが困難な場合には、県が示す設計書にもとづき町長が行う。また、災害救助法が適用されない場合は、町が行う。

町は、被災者のための相談所を設置する場合や、建築物に関する災害対策を実施する場合に建築技術者等の専門家が必要であるときは、県に建築技術者等の派遣や業務の支援を要請することができる。

2. 応急仮設住宅の提供

(1) 建設戸数

町は、住宅の提供が必要な世帯数をとりまとめ、公共住宅の空家、空家バンクに登録されている住宅(災害時の被災者用住宅として事前了解を得ている住宅)で提供可能なものを提供する。なお、これらの住宅の提供で足りない場合は、応急仮設住宅を建設する。

なお、応急仮設住宅の建設戸数は、全壊・全焼及び流失世帯数の3割以内とする。

ただし、災害救助法が適用される災害でやむを得ない事情により3割を超えて建設する必要があるときは、県に超過戸数の要請を行う。

また、町の提供可能住宅の提供だけでは必要戸数に満たない場合には、県に援助を要請する。この場合は、住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

(2) 対象者

- ① 家屋が全壊、全焼または流出して生活できない状態となった世帯
- ② 居住する仮住宅がなく、また借家等の借上げもできない世帯
- ③ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない世帯

(3) 入居者の決定

町は、民生委員その他関係者の意見を聞き、対象者順位を決め、災害救助法の適用されている場合及びその権限の委任がない場合は、県に入居選定のための調査書を提出する。その他の場合は、町長が決定する。

(4) 建設用地の選定

用地の選定にあたっては、できる限り集团的に建築できる安全な場所として公共用地等か

ら優先して設定し確保する。また、その場所は、飲料水が得やすく保健衛生上適切な場所とする。

(5) 応急仮設住宅の構造・規模

- ① 仮設住宅の構造は、鉄骨プレハブ造等とする。
- ② 規模は、入居世帯の人数に応じて定める。
- ③ 要配慮者等に配慮し、バリアフリー、暑さ(寒さ)対策等を考慮する。

(6) 建設着工期限及び貸与期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その貸与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

(7) 災害救助法の適用の場合

① 県への要請

仮設住宅の建設場所、建設戸数、規模・型式及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

② 建設用地の選定

県と協議のうえ決定する。

(8) 応急仮設住宅の運営管理

以下の点に留意し、応急仮設住宅の適切な管理運営を行う。

- ① 応急仮設住宅における安心・安全の確保。
- ② 孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアへの対策を実施する。
- ③ 入居者による地域コミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営への女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。
- ④ 応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

3. 住宅の応急修理

(1) 対象者

- ① 住宅が半壊または半焼し、または半流出し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯。
- ② 自らの資力では応急修理ができない世帯。

(2) 実施方法

- ① 町は、民生委員その他関係者の意見をきき、対象家屋の順位を定める。ただし、災害救助法等が適用された場合には、県に調査書を提出する。
- ② 応急修理は、居室、炊事場、便所等生活上欠かすことのできない部分を対象とする。
なお、個々の修理部分については、より緊急を要する部分の応急修理で、例えば土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等の修理を行い、畳の入替え、基礎工事等は含まない。

(3) 対象戸数

半壊、半焼世帯の3割以内を原則とする。ただし、災害救助法が適用されている場合でやむを得ない事情により3割を超えて修理する必要があるときは、知事に要請を行う。

(4) 費用の限度

住宅の応急修理のため支出できる費用の限度は、災害救助法に規定された額以内を原則とする。なお、同一住宅に2以上の世帯が住居している場合は、1世帯とみなす。

(5) 応急修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内の完成とする。

なお、災害救助法が適用され、この期間中に実施困難な場合には、この期間内に知事あて期間の延長を申請する。

(6) 住宅の応急修理にともなう記録

住宅の応急修理を行った場合、災害救助法に定める様式(資料編参照)により正確に記録する。

4. 住宅関係障害物除去作業

「災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」であり、災害救助法に則って行う。

5. 災害復旧用材の確保

町の実施する住宅応急修理において資材不足が発生した場合、県に資材調達を要請する。

6. 民間賃貸住宅の紹介・斡旋

町は、民間賃貸住宅の紹介、斡旋について、被災者に周知を図る。

なお、被災者の早急な住宅確保のため、民間賃貸住宅の借り上げ制度などの確立を図る。

第26節 農林漁業関係被害の拡大防止

風水害時には、農林畜産物及び水産関係に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施する。

1. 農産物、家畜対策

(1) 農産物対策

災害による農作物被害の拡大を防止するための応急対策として、次の措置を講じる

① 被害状況の把握

町は、農業協同組合等と相互に連携し、農作物等の被害状況を把握するとともに、被害情報について、県隠岐支庁農林局を通じ県農林水産部に報告する。

② 水稲改植用苗の確保

水害により、水稲の改植を必要とする場合が生じたときには、県に対し、改植用苗の補給等所要の措置を要請する。

③ 病虫害防除対策

水害等により発災が予想される農作物の病虫害防除に対し、県の指示・指導に基づき、防除班等を組織し防除を実施する。

また、町は、町内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施にあたり集中的に防除機具の使用ができるよう努める。

④ 凍霜害防除

県から霜に関する注意報を受けた場合は、電話や広報車等を利用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。

なお、平年の警戒期間は、4月上旬から5月中旬である。

⑤ 技術的援助

「作物気象災害対策指針」及び「農業気象広報」等に基づき応急対策、事後対策の万全を期する。

(2) 家畜対策

災害時における家畜及び家畜関係の被害の拡大を防除するための応急対策として、次の措置を講ずる。

① 水害時において発生する家畜伝染病に対処するため、浸水地区の家畜及び畜舎等に対して、町は、県及び家畜診療所等の協力を得て、診療、防疫、消毒に必要な組織を編成し、必要な措置を実施する。

災害により死亡した家畜の措置については、家畜の飼育者に町長に届出を行わせるとともに、町の指示に従って、死体の埋却または焼却等を行わせる。

② 家畜の診療

家畜の診療は、必要に応じて行うが、平常時の方法によって実施することが不可能または不適當であると認めるときは、被災地域内に診療等組織を派遣させ、診療にあたらせ

る。

③ 家畜の防疫

(ア) 畜舎の消毒等は、家畜伝染病予防法第9条の規定に基づき実施する。

(イ) 家畜伝染病予防上、緊急予防注射の必要があるときは、防疫に必要な人員を被災地へ派遣し、家畜伝染病予防法第6条の規定に基づき実施する。

(ウ) 患畜が発生した場合における隔離、通行遮断、殺処分及びへい獣処理については、それぞれ家畜伝染病予防法に定めるところにより実施する。

④ 家畜の避難

水害による浸水時災害の発生が予想され、または発生したために、家畜の避難を要するときは、飼育者において安全な場所に避難させる。

⑤ 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、県は、飼料業者等に対し、必要数量の確保、供給ができるよう指導するとともに、必要と認めたときには、政府需給調整飼料等の放出等を要請する。

2. 林産物対策

(1) 被害状況の把握

町は、県との協力により早期に山を巡視して造林地や治山、林道等施設の被害の状況を把握し、危険な場所については、標示をし、応急処置をする。

(2) 災害対策技術指導

町は、県、森林組合の協力を得て種苗経営者、森林所有者に対し、被災苗木、林木に対する措置等林産物についての技術指導を行う。

特に、被害木については、早期に処分し、病虫害等の発生を防止するとともに、根切れ、根ゆるみなどを起こした幼令林木は、木起こしや根ぶみをして樹勢の回復を図るよう指導する。

(3) 風倒木の処理指導

風倒木の円滑な搬出等について、町は、県、森林組合の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

(4) 森林病虫害等の防除

森林病虫害等を防除するため、町は、県、森林組合の協力を得て森林所有者に対してその防除活動につき技術指導を行う。

(5) 凍霜害防除

凍霜害については、農産物に準ずる。

3. 水産関係対策

台風等により、漁業施設等に被害の発生が予想され、または実際に被害が発生した場合には、町は、県、漁業協同組合及びその他の関係機関と迅速に情報交換を行い、応急対策の総合的な調整を図るとともに、連携して被害発生を防止を指導または応急・復旧対策措置を講じる。

(1) 被害状況の把握

町は、漁業協同組合と相互に連携し、漁業施設等の被害状況を把握するとともに、被害情報をとりまとめ、県農林水産部に報告する。

(2) 陸上施設の被災対策

町は、県、漁業協同組合等と協力し、施設の被害状況に応じ、次の措置を講ずる。

- ① 荷さばき施設等の陸揚げ支援施設が被災した場合、陸揚げする他漁港との調整。
- ② 冷凍施設等の出荷支援施設が被災した場合、他漁港への移送等及び氷の移入等についての調整。
- ③ 給油、給水等の補給施設が被災した場合、他漁港等からの移入等についての調整等。
流出油事故については、第3編「事故災害等対策計画」第1章「流出油等事故対策計画」を参照。

第27節 被災者相談

災害発生後、精神的に不安な状態にある住民に対しては、その不安を解消するためのさまざまなケアサービスが必要である。

被災者または関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住宅の確保や融資等についての相談やさまざまな要望、苦情等に関する広聴活動を防災関係機関とともに実施し、被害の実情に合った細かな対策を講ずる。

1. 相談窓口の開設

(1) 相談窓口の開設

被災住民の相談に応じる窓口を開設する。

(2) 臨時被災相談所

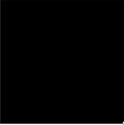
被災地、避難所等に臨時被災相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係各課に連絡して早期解決に努力する。

(3) 避難所等に相談所が設置されないとき

避難所等に相談所が設置されないときは、各避難所の責任者が相談等に応ずる。

(4) 巡回・移動相談

必要に応じて、被災地及び避難所等への臨時相談所の設置や広報車または二輪車(バイク、自転車)等による被災地の巡回、移動相談を実施する。



第2編 風水害対策計画



第3章 災害復旧・復興計画

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧事業の実施

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組み、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

災害復旧にあたっては、次に示す事業計画の作成を基本に、各種災害復旧事業を計画的に推進する。

- ・災害復旧事業計画の作成(復旧事業の基本計画の作成)
- ・各種災害復旧事業の実施(各種法令等に基づく事業の推進)
- ・復興計画の作成・推進

1. 災害復旧・復興体制の確立

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、県、町、その他の防災関係機関は、早期(発災後1週間以内を目安)に災害復旧・復興方針を決定し、復旧事業を早期に実施するために必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制についての必要な措置をとり災害復旧・復興体制を確立する。

(1) 事業計画の作成方針の決定

- ① 町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、またはさらに災害に強い地域づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。
- ② 被災地の復旧・復興にあたっては、住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のためのあらゆる場・組織に女性の参画を推進する。あわせて、要配慮者の参画を推進する。

(2) 災害復旧本部の設置

災害の規模により総合的な復旧対策が必要と認められる場合、災害対策本部は、復旧・復興方針の決定後の早い段階において「災害復旧本部」を設置し、復旧対策を推進する。

なお、被害が甚大である場合は、町長を本部長とする「災害復興本部」を設置する。

(3) 支援体制

町は、復旧・復興にあたり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求める。

2. 災害復旧事業の実施

(1) 基本方針

復旧事業にあたっては、町、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

災害復旧事業計画の作成及び復旧事業の実施にあたっての基本方針は、次のとおり。

- ① 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- ② 被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本として再度災害防止等の観点から検討する必要があるが、場合によって改良復旧を検討する。
- ③ 風水害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行う。
- ④ ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
- ⑤ 被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。
- ⑥ 建築物の復旧にあたっては、被災度区分判定を実施して該当建築物の取り壊し、または補修・補強の必要性を判断する。
- ⑦ 事前に策定した災害廃棄物処理計画(風水害編)に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な分別、保管、収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。

(2) 災害復旧事業計画の作成

町の関係各課は、所管する施設の被災状況を早急に把握し、必要となる復旧工事の作業量・作業費を見積もり、法律に基づき災害復旧事業計画を速やかに作成する。

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

事業計画	内容	根拠法令等	担当
公共土木施設災害復旧事業計画	河川、海岸、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	建設課
農林水産業施設災害復旧事業計画	農地、林地荒廃防止施設、農業用施設、林業用施設、漁港・漁業用施設、共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林水産課
都市災害復旧事業計画	街路、公園等	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	建設課
上、下水道災害復旧事業計画	上水道施設(簡易水道含む)下水道施設	水道法、下水道法、浄化槽法	水道課 下水道課
社会福祉施設災害復旧事業計画	生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設等	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法等	福祉課
公立学校施設災害復旧事業計画	公立学校施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	教育委員会
公営住宅災害復旧事業計画	公営住宅	公営住宅法等	建設課
公立医療施設災害復旧事業計画	隠岐病院	医療法、感染症予防法等	隠岐病院
公共建築物災害復旧事業計画			建設課
その他の災害復旧事業計画			

(3) 国または県による支援

災害復旧事業費について、国または県による財政援助が行われる場合には、その援助を受けて災害復旧事業を行う。

また、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けた場合においては、同法による国の援助、助成等を受けて災害復旧事業を行う。(本章第4節「激甚災害の指定」参照)

また、特定大規模災害を受け、町の工事実施体制等の実情から、円滑かつ迅速な復旧事業の遂行が困難な場合には、県に対して復旧事業にかかる工事の代行を要請する。

3. 復興計画の作成

(1) 復興計画の作成

- ① 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。これを可及的速やかに実施するため、県及び町は、復興計画を作成し、関係機関の諸事情を調整しつつ計画的に復興を進める。
- ② 町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施

することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

- ③ 町は、特定大規模災害を受けた場合、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画決定等を、県に代行するよう要請することができる。
- ④ 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、町は、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請することができる。

(2) 防災に強いまちづくり

必要に応じ、県及び町は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、次の点に留意する。

- ① まちづくりは、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指す事とし、住民の理解を求めるよう努める。
- ② 防災まちづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等为目标とする。この際、公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難先としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。
- ③ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- ④ 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者における種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対して提供する。
- ⑤ 被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- ⑥ 被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の災害対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第2節 生活再建等支援対策の実施

風水害時に多くの人々が災し、住居や家財の喪失、経済的な困窮や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、迅速で円滑な災害復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援対策を講ずる。

1. 被災者の生活相談

風水害時の被災者や事業者の自立復興を支援し、その基盤となる当面の生活の安定のための支援として、地区本部単位で生活相談窓口である災害相談所を早期に開設し、被災者の生活相談等に関する対策を行う。

また、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

(1) 災害相談所の開設

被災者は、被災直後から厳しい生活環境におかれ、将来への不安を抱え込むことになる。

そのような不安を解消するために、目安として、避難所が開設した時から3～4日後に、町担当課により相談スタッフの体制を整え、災害相談所を開設する。

(2) 相談体制の充実強化

被災者からの要望を未対応のまま終わらせることのないよう、相談体制の充実強化を図る。

なお、相談所に直接出向けない要配慮者や避難住民の相談内容は、町担当課がその需要と内容を把握し対応する。

① 相談内容

- (ア) 応急住宅の斡旋
- (イ) 各ライフラインの復旧の見通し
- (ウ) 各種法律相談
- (エ) 建物応急危険度判定の手続き
- (オ) 医療相談
- (カ) 各種融資資金の相談

② 相談スタッフの充実

相談内容に的確に対応するためには、県と連携し専門家を派遣してもらい、相談スタッフの充実を図る。

また、相談窓口で、被災証明、応急危険度判定の手続き等の事務手続きが1回で済むようにするため、行政以外の弁護士、各ライフライン関係者も参加してもらえるような体制をとる。

2. り災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

(1) り災証明の対象等

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被災した家屋について、次のとおり証明を行う。

り災証明の対象	被害家屋調査の実施	り災証明を行う者
全壊、流出、大規模半壊、半壊、床上浸水 一部損壊、床下浸水によるもの	町税務課	町長
火災によるもの	消防本部	消防長

(2) 被害家屋調査の実施

町は、建築技術関係職員を中心に、被害家屋を対象に、災害による住宅等の被害の程度について外観目視により調査する。なお、被害家屋が多く、町の職員だけでは対応できない場合は、近隣市町村及び県、民間団体への協力を要請する。

(3) 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

被災者台帳の記載内容	1. 被災状況 2. 被災世帯に関わる緊急措置の状況 3. り災証明の発行状況
記載内容の確認	被災者台帳の記載については、被災状況の記載内容と一致していることについて被災者に確認を求め、正確を期する。
記載内容の修正	被災者の求めに応じて、事後明らかになった被災について、被災者台帳の記載内容の修正を行う。

(4) 仮り災証明書の交付

町は、被害状況の確認ができないときは、とりあえず本人の申し出により、「仮り災証明書」を交付する。

(5) り災証明書の交付

町は、被災者の被害状況の調査確認を終了した後は、申し出により、「り災証明書」を、仮り災証明書を交付したものについては、被災者災台帳に記載されている者に限り、申し出により、り災証明書に切り替え交付する。

(6) り災証明に関する広報

町は、り災証明手続きを円滑に行うため、相談窓口を設置するとともに、広報誌等により周知を図る。

3. 雇用機会の確保(職業斡旋等の支援)

町は、県が行う次の対策等に協力し、被災者の生活再建の支援を図る。

被災者の雇用対策	1. 即効性のある臨時的な雇用創出策と、観光や水産業等の町の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施する。 2. 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施について、必要に応じて島根労働局に要請する。
被災事業主に 関する措置	1. 労働保険料納付等の特別措置を島根労働局に要請する。 2. 雇用維持等地域事業主に対する雇用調整助成金制度の活用を促進する。

4. 生活資金・事業資金の融資等による支援

災害により被害を受けた住民や事業者が再起自立更生できるよう、各種法令に基づき、融資・貸付その他資金等による支援、被災者に対する災害弔慰金及び災害見舞金の支給等を実施する。

(1) 被災農林水産業者対策

町は、県が行う以下の対策に協力し、被災企業・団体への復興支援を行う。

- ① 天災融資法の適用に基づく天災資金の円滑な融資を図る。
- ② 農業経営資金(災害資金等)の円滑な融資を図る。
- ③ 日本政策金融公庫資金(農林水産事業)の融資及び既貸付金の貸与条件緩和等に関係機関に要請する。
- ④ 農業近代化資金、農業改良資金、林業・木材産業改善資金の既貸付金の償還猶予等を行う。
- ⑤ 農業災害補償法等に基づく農業共済組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は、早期に共済金の支払いができるよう要請する。
- ⑥ 漁業損害等保障法に基づく漁業保険組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は、早期に保険金の支払いができるよう措置する。町は、被災農林水産業者に対して、その経営の安定化を図るための措置をとる。

(2) 被災商工業者対策

町は、県が行う以下の対策に協力し、被災した商工業者への復興支援を行う。

- ① 県中小企業制度融資及び高度化資金貸付制度を活用し、緊急融資等を行う。
- ② 日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の災害復旧貸付等の適用について、関係機関に要請する。

- ③ 設備資金借主及び設備貸与借主に対し貸付金(貸与料)の償還免除(対象物が滅失したとき)、あるいは償還期間の延長を行うよう(公財)しまね産業振興財団に指示する。
- ④ 高度化資金借主に対し貸付金の償還期間の延長を行う。
- ⑤ 金融機関及び信用保証協会に対し、貸付手続きの迅速化、貸付条件の緩和等について特別配慮を要請する。

(3) 一般住民対策

① 住宅金融

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、住宅金融支援機構の斡旋等を行う。

② 災害復興住宅資金

被災地の滅失及び一部破損家屋の状況を調査し、災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、借入の促進を図る。

このため町においては、被災者が公庫に対して負うべき債務を保証するように努めるとともに、制度の内容についての周知を図る。

③ 災害特別貸付金

災害により滅失家屋が10戸以上となった場合は、融資の希望者、被害程度等その実態を把握したうえで、災害特別貸付制度による融資を住宅金融支援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の内容を周知せしめる等必要な処置をとり、借入申込みにあたって、その手続き上の指導を行う。

このため町においては、被災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるとともに、制度の内容についての周知を図る。

④ 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法第24条第3項の規定により、知事の承認を受けた関連住宅を移転または建設しようとするものに対する融資の斡旋について、町は、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずる。

⑤ 住宅緊急改良資金の貸付

町は、被害を受けた住宅の復興を図るために住宅の改良、補修に要する資金の融資の斡旋を行う。

⑥ 町は、県が行う以下の資金融資事業に協力し被災者の復興支援を行う。

生活福祉資金	<p>災害により被害を受けた低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して速やかに自立更生を促進するため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び町の社会福祉協議会の協力を得て貸付限度額の範囲内において貸し付けを行う。</p> <p>なお、この資金は、対象世帯であって他の資金制度により借り入れることが困難な場合に利用できるものである。</p>
母子寡婦福祉資金	<p>風水害により被害を受けた母子世帯、寡婦世帯等に対して、必要に応じて資金の貸し付けを行う。</p>

⑦ 町は、県が行う以下の減免等の実施に協力し被災者の復興支援を行う。

国税等の徴収猶予及び減免	<p>国及び町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付若しくは納入に関する期限の延長、税(延滞金等を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。</p>
福祉施設の費用負担の減免	<p>県及び町は、福祉施設の入所等に係る費用負担の徴収に関し、被災者については、法令等に基づき期限の延長及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。</p>

⑧ 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

町が実施主体となり、以下について条例に基づき実施する。

災害弔慰金の支給	<p>「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対して、支給する。</p>
災害障害見舞金の支給	<p>災害により精神または身体に重度の障がいが生じた住民に対して支給する。</p>
災害援護資金の貸付け	<p>災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付ける。</p>

⑨ 被災者生活再建支援法等の適用による支援

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その自立した生活の開始を支援する。

法適用の要件及び支給条件は、次のとおり。

法適用の要件	1. 対象となる自然災害 ① 災害救助法施行例第1条第1項第1号または2号のいずれかに該当する被害が発生した場合 ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した場合 ③ 県内で100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した場合 2. 支給対象世帯 ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない理由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
支給条件	1. 支給金額については、資料編参照。 ① 通常経費 ・生活に通常必要な物品の購入費または修理費 (例) 電気洗濯機、テレビ、電気掃除機、電気冷蔵庫、寝具等 ・住居の移転費 ② 特別経費 ・被災世帯の居住地域または被災世帯に属する者の特別な事情により生活に必要な物品の購入費または修理費 ・住居の移転のための交通費 ・住宅を賃借する場合の礼金 ・自然災害により負傷し、または疾病にかかった者の医療 2. 支給に係るその他の要件については、資料編参照
被災者生活再建支援法の適用事務	1. 町は、住宅の被害認定や、り災証明等被災者の申請に必要となる提出書類の発行や支給申請書のとりまとめと県への申請等を行う。 2. 被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体の整備を図る。
県単被災者生活再建支援制度に基づく支援	1. 自然災害の規模が法に定める規模に達しないため、法による支援を受けられない者に対し、県は「島根県被災者生活再建支援交付金要綱」に基づき、町が法に基づく支給要件等と同等の内容の支援金を支給する場合において、町に対し支援金に相当する額の2分の1を乗じて得た額が、島根県被災者生活支援再建支援金として交付される。 2. 支給手続き等については、資料編参照

(4) 生活確保に対するその他支援措置

町は、被害を受けた生活困窮者等の再起のため、関係機関と協力し、被災者に対して次の対策を講ずるべく努める。

- ① 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付け、郵便貯金等、預金者に対する非常払戻し、郵便はがき等の無償交付等
- ② 被災者の利用する災害関係電報・電話の料金免除等
- ③ 公営住宅の建設

④ 生活必需物資の確保

5. 観光産業への支援

観光産業は、本町の経済や町民生活を支える重要な産業であるが、被災及び風評被害等により、長期にわたり大きな影響を受ける恐れがある。このため、観光地としての隠岐のイメージの早期回復を目指し、観光協会及び旅館組合、島前の町村及び県等と連携して、情報発信を中心とした対策を実施する。

(1) 復旧情報の発信

次に示す観光産業関連の復旧情報について、町のホームページのほか、国内外の旅行代理店、観光関係団体及び報道機関等への情報発信を行う。

- ① 宿泊施設、観光施設の営業状況
- ② 観光資源の公開状況、復旧状況
- ③ 交通機関の運行状況、復旧状況

(2) 観光イベント・キャンペーン等の開催

町の復旧状況を国内外の人々に認識してもらうことを目的として、観光イベントやキャンペーンを実施し、旅行代理店等に対して周知を行う。

6. 被災者へのメンタルケア

町は、関係機関と協力し、災害によって心が深く傷ついた心理状態(心的外傷後ストレス症候群:PTSD)を癒し、または症状を軽減するための対策を講じる。

- ① 各種情報提供のための住民向け講演会の実施。
- ② 専門家による避難場所及び家庭訪問による巡回相談の実施。
- ③ 専門家による相談電話(フリーダイヤル)の設置。

第3節 救援物資、義援金の受入れ及び供給・配分

災害時には、国内、国外から多くの善意の救援物資、義援金が送られてくることが予想されるため、県、町、日本赤十字社島根県支部及び関係団体、関係機関は、相互に協力し受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配布する。

救援物資、義援金の供給、配分、管理の責任者は、町長とする。

1. 受入れ体制の確立

(1) 国内からの救援物資・義援金の受入れ

① 受付窓口の設置等

災害が著しく町長が必要と認めるときは、新聞、テレビ、ラジオ等の協力を得て、物資の受付を行う。その際、日本赤十字社島根県支部隠岐福祉事務所等関係機関から受領したのものについて、原則として寄託者に受領書を発行する。

② 被災地のニーズの把握及び公表

町は、県と連携し物資について受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を報道機関に要請して公表する。

また、現地の需給状況を勘案し同リストを逐次改定するよう努める。なお、物資を送付する際には、あらかじめ定めた色を塗布、貼付け等の方法により食料、医薬品、生活必需品等ごとに、物資の梱包を色分けするよう報道機関等を通じて広報する。

(2) 海外からの救援物資・義援金の受入れ

町及び県は、海外からの物資については、国を通して受入れる。国が受入れを決定した場合は、前記(1)に準じて速やかに対応する。

2. 義援金の管理・配分体制

(1) 受付・管理体制の確立

町は、義援金の受付体制を確立するとともに義援金の受付に関する計画を樹立する。

② 町は、義援金専用の預貯金口座を設け、受付を行い、払出しまでの間預貯金を保管する。義援金の管理者は、副町長とする。

③ 受付先の口座番号等については、県に報告するとともに、報道機関等を通じて広報する。

(2) 配分体制の確立

① 義援金の配分は、被災状況を勘案し、必要に応じて関係団体と協議のうえ、適正な配分を決定する。その際、基本的な配分方法を決定しておくなどして、できる限り迅速な配分につとめる。

また、決定した内容については、避難所や被災地に居住する住民に対して広報する。

なお、義援金は、日本赤十字社島根県支部や共同募金会、地方公共団体が主な窓口となり、その募集活動を実施し、これら窓口となった団体にマスコミ等を加えて被災都

道府県に設置される「義援金配分委員会」に送金される。義援金配分委員会は、配分方針を決定すると、被災市町村役場に対し、被災者への義援金の配分を依頼することとなる。

義援金処理については、法令に明確な根拠はなく、義援金寄託者の意向を十分に取入れた対応方法が求められる。

- ② 町は、被災者からの義援金に対する相談や申請の受付を行うため、役場本庁、各支所等に窓口を設置する。

被災者からの申請内容の確認のため、必要に応じり災調査を行う。また、配分者の情報をデータベース化し、重複支給を避けるなど、公正な配分に努める。

3. 義援品の管理・配分体制

(1) 受付・管理体制の確立

町は、大量の義援品が送られてくることを想定し、義援品の受付に関する計画、適切な一時保管場所や避難所への輸送方法等を迅速に定める。

なお、義援品の受付にあたっては、次の点に留意する。

被災者からの問い合わせや避難所等における聞き取り等により、義援品に対するニーズの把握に努め、必要物資の内容を報道機関等に情報伝達する。

義援品の受入れのための相談窓口、受入れ場所を確保する。また、受入れ場所においては、整理を行ったうえで搬入するようにする。

(2) 配分体制の確立

町及び県、事業者は、相互に連携し、災害ボランティアや関係団体等の協力も得て、速やかに、避難所へ物資を供給する。その際には、物資の種類に偏りが生じないよう、各避難所の需要を把握し、適正な供給に努める。

4. 生活必需品等の物資の供給・配分の方法

生活必需品等の物資の供給と配分は、以下の方法により実施する。なお、食料、飲料水については、本編第2章第19節に示す内容により実施する。

(1) 対象者

- ① 住家が全壊(焼)、流出、半壊(焼)及び床上浸水した者
- ② 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ③ 物資販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活上必要最小限度の家財を直ちに入手することができない者

(2) 物資の購入及び配分計画

町は、世帯構成員別被害状況等を把握し、物資の購入及び配分計画を樹立し、これにより調達し、給与または貸与する。

(3) 物資の調達

権限を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合には、町が物資調達を行うが、町内で調達困難な場合は、次の事項を明示し、県あるいは他市町村に依頼し調達する。

- ① 品目別数量
- ② 必要日時
- ③ 引き取りまたは送付場所
- ④ その他必要な事項

(4) 物資の集積場所

調達した物資または県等からの物資の集積場所は、被災の程度、地域に応じて適宜定める。

(5) 物資の給与または貸与

物資給与または貸与については、自治会長等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。

(6) 品目

物資の給与または貸与は、実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

給与または貸与する 物資の品目	1. 寝具 2. 外衣 3. 肌着 4. 身回り品 5. 炊事道具 6. 食器 7. 日用品 8. 光熱器材
--------------------	---

(7) 基準額

物資は、資料編に定める基準額の範囲内において、世帯単位で現物により給付または貸与する。

(8) 給与または貸与の期間

災害発生の日から10日以内に対象世帯に対する物資の給与または貸与を完了することを原則とする。なお、災害救助法が適用されている場合で、この期間では、救助の適切な実施が困難な場合は、その期間内に知事あてに期間の延長を申請する。

6. 確保及び配分のための必要事項の記録

確保及び配分の状況を把握するため、様式に定める帳簿(資料編参照)を整理し、正確に記入し保管しておく。

第4節 激甚災害の指定

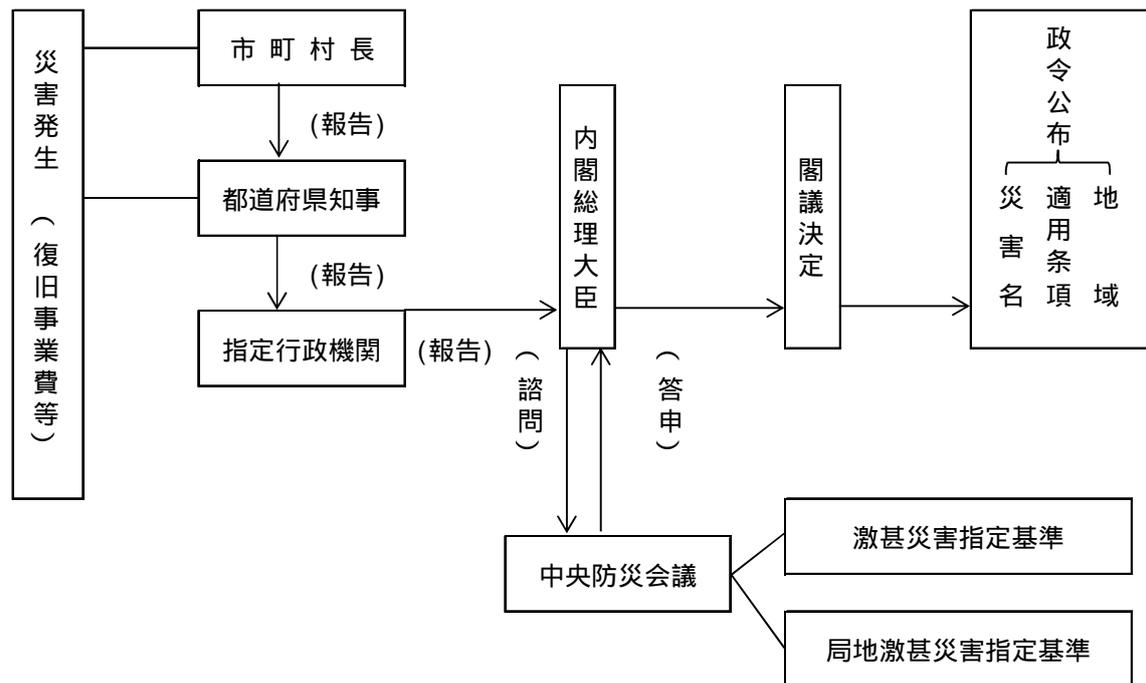
大規模な災害が発生した場合に、迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)の指定を早期に受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と早期復旧に努める。

1. 激甚災害指定手続

町長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分考慮して、知事に査定事業費等を報告する。

知事は、所定の指定行政機関を通じ、内閣総理大臣にこれを報告する。

報告を受けた内閣総理大臣は、中央防災会議の意見を聞き、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申することとなる。この手続きを図示すると次のとおりである。



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月頃に手続きを行う。

2. 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている(H21.3.10最新改正、H20.10.1以後適用)。指定基準については、資料編参照。

3. 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が基準を定めている(H23.1.13最新改正、H22.1.1以後適用)。指定基準については、資料編参照。

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

4. 特別財政援助等の申請手続等

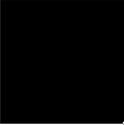
町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。

5. 激甚法に定める事業及び関係部局

激甚法に定める事業及び関係部局は、次のとおり。

適用条項	事業名	担当部局名	
		町	県
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	建設課	農林水産部 土木部
	2 公共土木施設災害関連事業		
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育委員会	教育庁
	4 公営住宅施設災害復旧事業	建設課	土木部
	5 生活保護施設災害復旧事業	福祉課	健康福祉部
	6 児童福祉施設災害復旧事業		
	7 老人福祉施設災害復旧事業		
	8 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業		
	9 障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障がい者福祉サービス(生活介護、自律訓練、就労移行支援または就労継続支援に限る)の事業の用に供する施設の災害復旧事業		
	10 婦人保護施設災害復旧事業		

適用条項	事業名	担当部局名	
		町	県
第3条及び第19条	11 感染症予防事業	保健課	健康福祉部
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業		
第3条及び第9条	13 堆積土砂排除事業	農林水産課	農林水産部 土木部
第3条及び第10条	14 湛水排除事業		
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業または当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	農林水産課	農林水産部
第5条及び第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	農林水産課	農林水産部
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	農林水産課 定住対策課	農林水産部 商工労働部
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置		
第11条 第11条の2	19 共同利用小型漁船の建造費の補助 20 森林災害復旧事業		
第12条	21 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		
第13条	22 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例	農林水産課 定住対策課	農林水産部 商工労働部
第14条	23 事業協同組合等の施設の災害復旧事業	教育委員会	教育庁
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業		
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	総務課	総務部
第20条	26 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	福祉課	健康福祉部
第21条	27 水防資材費の補助の特例	建設課	土木部
第22条	28 り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例		
第24条	29 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入	総務課 農林水産課 建設課 教育委員会	総務部 農林水産部 土木部 教育庁
第25条	30 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	定住対策課	商工労働部



第3編 事故災害等対策計画



第1章 流出油等事故対策計画

第2章 海難事故災害対策計画

第3章 航空災害対策計画

第4章 道路災害対策計画

第5章 危険物等災害対策計画

第6章 大規模な火事災害対策計画

第7章 林野火災対策計画

第8章 雪害対策計画

第9章 ライフライン災害対策計画

第10章 農業災害対策計画

第3編 事故災害等対策計画

第1章 流出油等事故対策計画

第1節 災害予防

油や有害液体物質の流出事故による災害を未然に防ぐとともに、災害発生時において流出油の防除について、必要な措置を講じ、被害の拡大を防ぐための体制を整備する。

1. 油等防除実施体制の推進

(1) 覚知及び初期評価体制の充実強化

町は、初期評価(油防除措置を効果的に実施するための、早い段階での流出油の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報の収集、分析)を迅速かつ的確に実施するため、河川区域の自然的・社会的・経済的諸情報(水質、底質、養殖場、工業用水等の取水口、鳥類の渡来・繁殖地、植生、史跡名勝天然記念物に関する情報)を事前に把握しておき、これらの情報を県に提供することにより迅速な初期評価が行えるよう協力する。

(2) 防災関係機関相互の連絡体制の整備

町は、県、隠岐海上保安署、中国地方整備局、自衛隊及び西郷港排出油等防除協議会等の機関相互の緊密な連携が確保されるよう、役割分担、要請手続き、要請内容等についてあらかじめ協議をし、事故発生時に迅速な対応ができるようにしておく。

(3) 広域相互応援体制の整備

大規模な流出油等事故発生時には、一地域の防災機関では対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、県及び町は、県内外の広域相互応援体制を整える。

(4) 防除資機材の整備

- ① 油等防除(除去)活動には、次の表に例示する多くの資機材が必要となる。そこで、県、町、隠岐海上保安署、中国地方整備局、西郷港排出油等防除協議会及び漁業協同組合は、流出油等事故時にこれらを迅速かつ的確に確保するために、連携して必要な資機材の備蓄を推進する。
- ② 特に、県及び町は、沿岸への漂着油等の除去、回収が主な応急対策となることから、過去の流出油等事故時にニーズの高かった表中に*印を付した品目の防除資機材の整備に努める。
- ③ 災害時に必要な資機材の把握、要請、輸送、管理、配分等の実施方法について関係機関間で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備していく。

資機材の種類	具体例
油等の拡散を防止するための資機材	オイルフェンス、オイルマット等*
油等を機械的に回収するための資機材	油回収船、油回収装置等
油等を物理的に回収するための資機材	油吸着材、油ゲル化剤等
油等の分解を促すための資機材	油処理剤*
応急的・補助的に回収するための資機材	ひしゃく、たも、バケツ等*
回収した油等を一時貯留するための資機材	ドラム缶等*
漂着した油等の清掃のための資機材	高圧温水洗浄機、ふるい等

(5) 地元住民、ボランティア等防除作業実施者の健康安全確保対策

町は、災害発生時に作業現場への周知を円滑に図れるよう、健康安全確保のための体制整備に努める。

2. 被害回復対策等の充実強化

(1) 環境対策の充実強化

- ① 町は、油等により汚染された水鳥の捕獲、搬送、洗浄、治療、リハビリテーション、放鳥までの水鳥救護活動が適切に実施されるよう、捕獲・搬送体制、洗浄・治療の場の確保、汚染水鳥の取り扱い方等について、県、獣医師会その他の関係団体と協議し、水鳥救護対策の充実を図る。
- ② 町は、環境省等が実施する環境対策に関連する研修等への職員の参加について検討し、人材の育成に努める。

(2) 風評対策の充実強化

町は、災害発生時に関係機関が一体となって風評対策を実施することができるよう、県、漁業関係者、商工観光業関係者、報道機関等との連携体制を確立しておく。

3. 補償制度の提供体制の整備

町は、油濁損害に対する補償制度に関する情報を県より収集、整理し提供を行える環境を整備しておく。これに基づき従事者の教育を実施し資質の向上を図るよう指導する。

4. 防災訓練及び防災知識の普及・啓発

(1) 油防除（除去）に係る訓練の実施

関係機関相互の連携が的確になされるよう、町及び関係機関で構成される実施体制に基づき、油防除（除去）に係る総合的な防災訓練（図上訓練を含む。）を定期的実施する。

その際には、気象・海象条件、対応区域、排出油の粘土等の事故想定を实体に即したものとし、より実践的な訓練となるよう留意する。

また、訓練後には十分な評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じその後の体制の

改善を図る。

(2) 防災研修への参加の検討

流出油等事故発生時には、県、町及び消防本部の職員も防除作業に関わることとなるため、必要な知識等を修得しておく必要がある。

このため、一般財団法人海上災害防止センター等が実施する各種研修へ職員を参加させる等、人材の育成に努める。

第2節 災害応急対策

流出油等災害が発生した場合には、その影響範囲が複数の町村の沿岸や河川敷等広域にわたり、また、地元住民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することとなる。そのため、町及び関係機関は、収集、連絡された情報に基づき、災害応急活動体制を確立し、流出油等に対する効果的な応急対策を実施する。

1. 災害応急活動体制の確立

流出油等事故が発生した場合または発生する恐れがある場合には、迅速かつ的確に応急措置が実施できるよう、第2編「第2章 第1節 組織および配備動員計画」に基づき、速やかに流出油等事故対策本部または災害対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

流出油災害が発生した時の主な応急対策活動である「流出油回収」の基本的な流れについては、**資料編**を参照。

2. 災害情報の収集・伝達

流出油等事故への対応を効果的に実施するためには、流出油等の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報を出来るだけ正確かつ詳細に入手し、関係機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。

町は、海岸の巡視に努めるとともに、事故状況、被害状況等の情報収集に努め、県に提供することで迅速な情報収集・伝達に協力する。

流出油等事故情報の収集・伝達系統は、**資料編**を参照。

3. 流出油の防除

(1) 流出油等の回収方法等

① 回収方法

流出油等の種類、性状、経時変化の状況及び気象海象に応じて、次に掲げる回収方法のうち最も効果的な方法により実施する。

(ア) 機械的回収(油回収船、油回収装置等)

(イ) 物理的回収(油吸着材、油ゲル化剤、高粘度油回収ネット等)

(ウ) 応急的、補助的回収(ひしゃく、バケツ、ガット船、バキューム車等)

② 回収船・防除資機材の確保

町は、防除作業に必要な回収船、防除資機材に関する情報を把握のうえ、県及び関係機関に情報提供し、県及び関係機関が行う回収船、防除資機材の確保に協力する。

また、県で調達可能な回収船、防除資機材について、県より情報提供を受ける。

(2) 町における防除活動

町は、各連絡会議で決定された除去方針を踏まえ、消防本部、警察署、漁業協同組合、地元住民、ボランティア、自衛隊の災害派遣部隊等と共同で、概ね次に掲げる活動を展開する。

なお、防除資機材については、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品は、町の備蓄品または町内での調達で対応することとするが、不足するものについては、県へ要請する。

- ① 沿岸、河川区域の監視
- ② 沿岸、河川区域での除去活動の実施
- ③ 回収油等の一時集積場所への貯留
- ④ 除去活動情報の収集及び県への伝達

(3) 海上保安庁長官からの防除要請への対応

海上保安庁長官から町長に対して海域における防除要請があった場合には、町は、必要な支援体制を整え、相互に連携を図りながら油等防除を実施する。

(4) 医療救護活動

町は、県及び島後医師会等の医療関係機関と連携を図りながら、傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、除去作業者の安全・健康の保持を図るため、漁港、港湾等の防除活動の拠点において医師、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等の措置をとる。

(5) ボランティア活動の支援

流出油等事故発生直後から、県及びボランティア関係団体と連絡を密にし、ボランティア活動のニーズ、活動状況、留意事項等のボランティアに関する情報収集に努めるとともに、その活動を支援するため、必要な対策を実施する。

(6) 義援物資の募集、配分等

義援物資については、県が町から報告される活動情報等により被災地のニーズを集約し、必要があると認められるときは、一般に募集する。

(7) 活動状況等の情報の共有化

県、海上保安庁、関係機関等との間で流出油等防除連絡会議を適宜開催し、事故情報、流出油等の漂流状況・回収状況、防除方針、それぞれの機関の活動状況等について情報交換を行い情報の共有化を図る。

4. 回収油の運搬・処理

(1) 回収油等の位置付け

海岸に漂着した油等を回収し、一時保管場所等に集積された廃油等については、船舶所有者等が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われる。したがって、廃油等の収集運搬及び処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理基準に従い、適正に処理する。

(2) 油等処理に関する情報の収集提供

県が行う回収油等の量や処理作業の状況等の把握、回収した油等の貯留・搬送に従事可能な事業者及び回収した油等の処理施設、当該受入れ可能量等に関する情報の収集・整理及び提供に協力する。

(3) 漂着油等の回収方法及び処理方法

海岸に漂着した油等の回収方法については、回収油等の性状によって処理の方法（焼却処理、管理型最終処分場における埋立処理等）が異なるため、専門家による指導あるいは助言を得て、効率面だけではなく、処理方法を考慮したうえで、回収方法を決定する。

漂着油等が付着した砂の重機による回収方法は、効率的ではあるが回収後の処分が困難となることに留意する。

(4) 回収油等の保管方法

ドラム缶等の集積保管場所については、回収後の運搬方法及び産業廃棄物処理施設への搬出方法（車両輸送または船舶輸送）並びに近隣地域住民の生活環境保全上の観点から選定する。

ドラム缶によって保管する場合には、回収油等の飛散流出、地下浸透及び揮発の防止並びに運搬中における流出防止のために、ふたを閉める等により密閉する。

季節によっては、気象条件等により集積保管場所から処分先への搬出が計画どおりに進まず時間を要する場合も考えられるため、十分な保管場所を確保する。

(5) 再生利用の検討

回収された廃油、油混じりの砂等で、再生利用が可能なものについては、再生利用に努める。

5. 環境対策

(1) 環境対策の実施

初期評価の段階から水質・底質、水産資源、水鳥、植生等に関する総合的な環境対策検討委員会を県及び関係機関とともに設置し、事故の影響の実態把握、環境復旧対策、野生生物救護対策、史跡名勝天然記念物対策等の方針を決定し、この対応方針に基づき防災関係機関が連携して環境対策を実施する。

環境対策の実施にあたっては、各専門家による指導・助言等の活用を図る。

(2) 健康調査の実施

油等の漂着直後は、油等の揮発性成分の異臭による健康への影響が考えられるため、住民、ボランティア等の防除活動従事者に対する健康調査を実施するとともに、大気調査を実施する。なお、環境調査にあたっては、県及び国（環境省、水産庁等）が実施する調査との連携を密に図り実施する。

6. 風評対策

(1) 連絡会議の設置

町は、風評による観光客離れ、水産物の消費者離れ等を防止するため、流出油等事故発生直後から県、漁業関係者、商工観光業関係者、報道機関等の協力を得て風評対策連絡会議を設置し、対策の方針を決定する。

(2) 風評対策の実施

流出油等風評対策連絡会議において決定された対策方針に基づき、関係機関が協力して迅速かつ的確に次に掲げるような風評対策活動を実施する。

風評の発生予測（初期段階）

風評の実態把握

風評による観光、消費への影響調査

風評に対応するための客観資料の収集

風評による被害を被った中小企業に対する緊急融資

各種メディアを通じたキャンペーン活動等

7. 補償対策

町、漁業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、県、海事鑑定人、保険会社、国際油濁補償基金等補償関係者からの情報収集に努めるとともに、作業内容及び経費の把握、写真等の証拠書類を整備し、補償請求を行う。必要な場合には、県、海事鑑定人等に対し説明会の開催を求める。

また、補償の早期実現を図るため、できる限り早期に請求を行うよう努める。

(1) 関係機関の連携

県、町、漁業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、補償請求について相互の連携を図るため、会議の開催等を行い、補償対策について情報の交換、補償請求の請求方針等の確認を行う。この場合において、必要と認めるときは、海事鑑定人、国際油濁補償基金代理人または委任弁護士の出席を求める。

8. 災害広報の実施

(1) 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び町、指定行政機関、公共機関、関係事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。こ

のため、総務課(広報広聴係)での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧

被災地の復旧は、被災者、住民等の生活支障の解消を支援し、環境に配慮した施設の復旧を図るとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

1. 被害回復活動の推進体制の確立

町は、油流出等による各種被害からの回復を総合的に推進する必要があると認められるときは、県及び町の関係部課で構成する被害回復推進会議を設置し、災害復旧対策の基本方針等を検討する。

2. 被災事業者、住民等の復旧支援

町は、流出油等により被害を受けた漁業関係者、商工観光業、住民等の回復を支援するため、総合的な相談窓口の設置、各種資金の貸付等の実施、必要に応じた租税の徴収猶予または減免措置を実施する。

3. 被災公共施設等の復旧

町は、国、県と協力し、迅速かつ円滑に被災した漁港施設、港湾施設、海岸施設、河川管理施設等の公共施設の復旧事業を行う。

なお、復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明示するとともに、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずる。

4. 事後の監視等の実施

町及び県は、流出油の防除措置終了後も必要に応じて、防災関係機関と連携のうえで、パトロール、環境影響調査、財産の被害の調査等を実施する。

特に、流出油等事故による生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、必要に応じて適切な措置を講じる。

第2章 海難等事故災害対策計画

第1節 災害予防

船舶の衝突、転覆等による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生といった海難等事故を未然に防ぐため、海難等防止活動、海難等事故発生時の効果的な応急対策に備えるための体制の整備、資機材の整備などを、県及び関係機関に協力して推進する。

1. 海難等防止の推進

(1) 海難等防止思想の普及

船舶海難事故の67パーセントが、見張り不十分、操船不適切等の運航の過誤や機関取扱不良などの人為的要因によるものである(平成24年版海上保安レポート)。このような要因による海難等を防止するため、海難等防止思想の普及、高揚並びに海難等防止に関する知識・技能の習得及び向上を図る必要がある。

町、県、(一財)海上災害防止センター、日本水難救済会、運送業者は、それぞれの立場に応じて海難防止思想を普及する。

(2) 海上交通環境の整備

町は、港湾・漁港内における海上交通の安全性の向上のために県(港湾管理者)が行う防波堤、航路等の整備に対して、必要な協力を行う。

(3) 運航管理規程等の作成

海上運送事業者は、海上運送法(昭和24年法律第187号)第10条の2の規定に基づき、運航管理規程を作成し、運航管理者の選任等船舶の運航の管理の組織並びに実施の基準及び手続に関する事項その他輸送の安全を確保するため、事業者及び従業員が遵守すべき事項を定めておく。

(4) 船内の巡視

海上運送事業者は、船舶の安全な運航を確保するため、「火災予防船内巡視実施要領」に基づき、毎航海出港直後及び航海中の一定時期に、火災予防船内巡視を実施し、火災の予防及び早期発見に努める。

2. 災害情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報通信設備の整備

町は、県、海上保安庁ほか防災関係機関の行う航空機、巡視船などの多様な情報収集手段を活用できる体制、画像情報の収集・連絡システムの整備に協力する。

(2) 災害情報の収集・連絡

町は、総合防災情報システムにより災害情報の県への報告、若しくは収集が的確に実施で

きるよう、日常業務または訓練を通じて使用方法等について習熟を図る。

なお、町の情報収集・連絡等については、第2編「第2章 第2節 災害情報収集・伝達計画」による。

3. 災害応急活動体制の整備

町内において海難の発生により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に効果的な応急対策を実施できるよう、町及び海上運送事業者等は、防災体制を整備し、県及び防災関係機関と相互連携体制を確立する。

(1) 防災組織の整備

町、消防本部、海上運送事業者等は、大規模な海難等事故に備え、迅速かつ的確な応急対策を実施することができるよう、それぞれの機関において職員の非常参集体制の整備を図る。

また、大規模な海難等事故に備えた初動体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室等の設営要領等を事前に整備しておく。

(2) 応援協力体制の整備

町は、海難事故発生時において、迅速な応援協力が行えるよう、防災装備・資機材等の整備を推進するとともに、所用の資機材の調達先の確認等の措置を講じておく。

(3) 応急活動マニュアルの整備

町、消防本部及び海上運送事業者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

4. 防災訓練

町は、大規模な海難等事故の発生時に応急対策活動が円滑に行われるよう、関係機関の相互連携による実践的で実効性のある防災訓練を実施する。

なお、防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集するなどの方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討する。

第2節 災害応急対策

海難等事故災害が発生した場合、事故の発生場所や時間帯等によってさまざまな防災活動需要や活動上の制約が生ずることから、町は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとる。

また、県、県警察本部、町、消防本部、日本赤十字社、医師会、地元住民、ボランティアも含む多くの機関、団体との緊密な連携の確保に努める。

1. 災害情報の収集・伝達

町は、県、他市町村及び防災関係機関とともに、海難等事故災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達することに努める。

関係機関及び海上運送事業者は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い体制を確立し、保有している情報伝達手段を効果的に確保、運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内、組織間において通信、情報連絡を行う。

海難等事故発生時の情報等の収集・伝達系統図については、資料編を参照。

2. 災害応急活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、大規模な海難等事故が発生した場合、迅速かつ的確に応急措置が実施できるよう、本計画の定めるところにより、速やかに動員体制をとり対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

(2) 海上運送事業者の活動体制

海上運送事業者は、海難等事故が発生した場合には、速やかに運航管理規程及び事故処理基準に基づき、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の極減を図るとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制及び非常対策本部設置等必要な体制をとる。

3. 救助、救急、医療救護、捜索及び消火活動

海難等事故災害の発生時の捜索、救助、救急、医療救護及び消火活動にあたっては、県、隠岐海上保安署、消防本部、医師会等関係機関の協力のもとに実施する。

活動にあたっては、災害の発生場所に応じて初動体制を確立するが、被災地が不明であっても、沈没の可能性がある、捜索の要請を受けた場合も含めて、状況に応じた体制や指揮系統を確立する。

(1) 水難救護

遭難船舶の救助にあたっては、海上保安官署において実施するほか、水難救護法に基づ

き、概ね次のとおり実施する。

実施責任者	遭難船舶の救護は、水難救護法第3条に基づき、町長が行う。
発見者の措置	遭難船舶のあることを発見した者は、水難救護法第2条に基づき、町長、警察官または海上保安官に通報し、通報を受けた警察官または海上保安官は、直ちに町長に通知する。
町長の措置	遭難船舶のあることを認知した町長は、直ちに現場に臨み、必要な処分を行うとともに、警察官及び海上保安官に通報する。
応 援	町長は、自ら水難救護を行うとともに、必要に応じて警察署、海上保安官署、社団法人水難救済会救難所、隣接市町村、海上輸送関係機関及び県等に応援協力を要請する。
その他	1. 遭難船舶の救護は、人命保護のためまたは船長に悪意があると認められる場合を除いては、船長の意志に反してこれを行うことはできない（水難救護法第5条）。 2. その他水難救護に必要なことは、水難救護法の定めるところによる。

(2) 医療救護

町は、県及び島後医師会等の医療関係機関と連携を図りながら、海難等事故に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県医療救護実施要領」等による。

(3) 消火活動

① 船舶火災の協力措置

海上保安官署及び消防本部は、船舶火災が発生した場合には、「海上保安庁の機関と消防本部との業務協定の締結に関する覚書(昭和43年3月29日)」に基づき、次に掲げる船舶の消火活動については、当該消防本部が責任をもって実施し、その他の船舶については、海上保安官署が責任をもって実施する。

なお、この消火活動の実施にあたっては、海上保安官署と消防本部は、相互に協力する。

(ア) ふ頭または岸壁に係留された船舶及び上架または入渠中の船舶

(イ) 河川における船舶

連絡調整

海難等事故の場合における消火活動等を効果的に行うため海上保安官署と消防本部は、概ね次の事項につき連絡調整を行う。

(ア) 必要機材の保有状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる

資料及び情報の交換

(イ) 消火活動要領及び連絡周知システムの作成

(ウ) 必要機材の集中使用の計画実施

(エ) 必要機材の整備の促進

③ 他の消防本部に対する応援要請

海難等事故の発生により町の消防力で火災の防御が困難な場合には、町・消防本部は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。

(資料編「島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定書」参照)

4. 災害広報等

(1) 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び町、指定行政機関、公共機関、航空運送事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、総務課(広報広聴係)での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3章 航空災害対策計画

第1節 災害予防

航空災害による被害を最小限にとどめるための体制を整備し、町は、県及び関係機関に協力する。また、関係機関が連携して防災訓練を実施することにより、航空災害発生時の効果的な応急対策に備える。

1. 災害情報の収集・連絡体制の整備

町は、総合防災情報システムを活用した災害情報の県への報告、若しくは収集が的確に実施できるよう、日常業務または訓練を通じて使用方法等について習熟を図る。

なお、町の情報収集・連絡等については、第2編「第2章 第2節 災害情報収集・伝達計画」による。

2. 災害応急活動体制の整備

町内において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に効果的な応急対策を実施できるよう、町は、防災体制を整備し、県及び防災関係機関と相互連携体制を確立する。

- ① 町は、航空災害発生時において、迅速な応援協力が行えるよう、その体制を整備し、所用の資機材の調達等を行う。
- ② 消防本部は、島根県地域防災計画(資料編)「島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援協定」に基づき派遣する応援隊等による消火人命救助活動等の支援体勢の整備に努める。

3. 防災訓練

大規模な航空災害の発生時に応急対策活動が円滑に行われるよう、関係機関の相互連携による実践的で実効性のある総合防災訓練並びに医療救護訓練を実施する。

また、防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集するなどの方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討する。

第2節 災害応急対策

航空災害が発生した場合、事故の発生場所や時間帯等によってさまざまな防災活動需要や活動上の制約が生ずることから、町は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとる。

また、空港管理(事務)所の他、県、消防本部、日本赤十字社、医師会、地元住民、ボランティアも含む多くの機関、団体との緊密な連携の確保に努める。

1. 災害情報の収集・伝達

町は、県、他市町村及び防災関係機関とともに、航空災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達することに努める。

各関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い体制を確立し、保有している情報伝達手段を効果的に確保、運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内、組織間において通信、情報連絡を行う。

(1) 情報管理(通信連絡)体制の確立

① 町における体制の確立及び情報連絡手段の確保

(ア) 航空災害発生時の町の通信連絡系統としては、防災行政無線を基幹的な通信系統とする他、NTT一般加入電話(災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む。)、その他各種通信手段を適宜組み合わせ、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

(イ) NTT一般加入電話(災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む。)を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておく等の運用上の措置を講ずる。

② 関係機関等における体制の確立及び情報連絡手段の確保

(ア) 航空災害に迅速・的確に対処するため、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に確保・運用し、的確に情報を収集・伝達できる体制を確立する。

(イ) 関係機関相互に通話できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

(2) 情報等の収集、伝達

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

町は、災害の発生に際して、速やかに管内または所管業務に関する被害状況を迅速かつ的確に把握し、総合防災情報システム等により関係機関に伝達する。

航空災害発生時の情報等の収集・伝達系統図については、資料編を参照。

2. 災害応急活動体制の確立

航空機の墜落等の大規模な航空災害が発生した場合、町は、迅速かつ的確に応急措置が実施できるよう、本計画の定めるところにより、速やかに動員体制をとり対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

3. 救助、救急、医療救護、搜索及び消火活動

航空災害の発生時の搜索、救助、救急、医療救護及び消火活動にあたっては、県、空港管理事務所、消防本部、医師会等関係機関の協力のもとに実施する。

活動にあたっては、災害の発生場所に応じて初動体制を確立するが、被災地が不明であっても、墜落の可能性があり、搜索の要請を受けた場合も含めて、状況に応じた体制や指揮系統を確立する。

(1) 救急・救助、医療救護活動

① 空港内で航空災害が発生した場合の救難活動は、空港管理事務所が一次的にこれにあたり、消防本部が必要に応じて出動する。また、空港周辺で発生した場合は、消防本部が一次的にこれにあたり、空港管理事務所が必要に応じて出動する。

② 町及び消防本部は、県、島後医師会等の医療関係機関と連携を図りながら、航空災害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県医療救護実施要綱」等による。

③ 医療関係者は、緊急度に基づく治療の優先度判定を行うトリアージ・タッグを活用し、救護活動を実施する。

④ 負傷者の救護のため収容を必要とする場合は、地域災害拠点病院である隠岐病院を中心に収容する。また、入院治療や高度医療を要する負傷者の施設等への後方搬送について、搬送力が不足する場合は、消防団員、関係機関、国、関係県等に医療機関への搬送協力を求めるなど、連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(2) 消火活動

① 町、消防本部の消火活動

航空機火災の消火活動は、火災が特異な様相を呈するため状況判断がしにくいこと、ほとんどの火災が人命危険を伴った油火災であり、迅速な行動と高度な技術を持って対処しなければならないこと、空港消防隊その他の関係機関と緊密な連携活動が要求されること等から極めて困難なものとなる。

したがって、消防活動にあたっては、乗客、乗員及び付近住民の人命救助に主眼を置き、空港消火救難隊との緊密な連携のもとに、住宅等周囲の消防対象物への延焼防止を図る。

② 広域消防応援体制

消防本部は、現有の消防力(装備・車両・水利等)の総力をあげ、関係機関等と効果的に

連携し、消防活動を実施する。

なお、航空機火災の発生により町の消防力で火災の防御が困難な場合には、町・消防本部は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。（資料編「島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定」参照。

③ 消防団の活動

消防団は、消防長または消防署長の所轄のもとに行動し、消防団長は、現場指揮本部において消防団の指揮にあたる。

消防団隊は、消防署隊との連携を密にし、消防活動に従事する。

(3) 搜索

市街地に航空機が墜落した場合は、航空機搭載燃料が周辺に飛散し、これに引火するため、瞬時に大火面が形成され、大規模市街地火災に発展する危険があるとともに、民家及び航空機内には、多数の要救助者がいることも予想される。

町及び消防本部は、県や県警本部、自衛隊等と協力し、覚知と同時に多くの消防隊を結集して、人命救助、避難誘導及び市街地火災の延焼防止を重点的に、消火活動を実施する。

(4) 流出油・漏洩、水質汚濁等への対応

消防本部は、県及び空港管理事務所に協力し、航空災害に伴って生じた機体からの油流出、漏洩や周辺海域等の水質汚濁に対する防除活動を実施する。

4. 交通の確保

航空事故発生時に、救急・救助、消火活動等に支障が生じないよう、次の点に留意し迅速かつ適切に交通規制を実施する。また、海上保安庁は、必要に応じて船舶の交通を制限または禁止する。

(1) 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあつては、警察機関へ、警察機関にあつては道路管理者へそれぞれ通知する。

ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

(2) 迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊または緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、できる限り支障のないように努める。

(3) 規制の広報・周知

実施者は、規制を行った場合、関係機関に通知するとともに県、日本道路交通情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

5. 災害広報等

航空機の墜落等の大規模な航空災害が発生した場合には、県、町、消防本部を中心に、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

(1) 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び町、指定行政機関、公共機関、航空運送事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、総務課(広報広聴係)での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第4章 道路災害対策計画

第1節 災害予防

道路構造物の被災等による災害を未然に防ぐため、道路の安全確保、災害応急・復旧体制の整備、防災知識の普及、啓発等の基本的な対策を推進する。

1. 道路の安全確保

(1) 道路交通情報の充実

- ① 町は、気象台から伝達される各種気象情報等を道路災害対策に有効に活用できるよう、県総合防災情報システムについて関係職員の習熟に努める。
- ② 町は、交通規制状況、迂回路等の道路災害情報を正確かつ迅速に道路利用者に提供する情報案内板等の整備に努める。

(2) 道路施設等の整備

- ① 町は、通常時、夜間時及び異常時の道路パトロールを実施し、道路施設の現状の把握に努める。また、道路施設等の監視・点検にあたっては、道路管理連絡員制度や道路防災ボランティア制度などともあわせ、より一層の体制の整備を進める。
- ② 町は、管理する道路について、各種点検により判明した危険箇所の内、危険度が高く、緊急性の高い箇所から対策を進め、早急に対策事業を完了させ、道路における災害の予防のため必要な施設の整備をより一層進める。

2. 災害応急・復旧体制の整備

(1) 情報の収集・伝達体制の整備

災害発生時に速やかな応急対策を実施するため、町は、関係機関と連携を図り、より一層の情報の収集・伝達体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制を確立する。

- ① 町は、既存の道路連絡体制を活用し、情報通信システムの強化を図るとともに、情報を確実に通信できるよう、有線回線だけでなく無線回線の利用等による通信ルートの複数化や停電対策の検討を行う。
- ② 町は、無線通信設備の点検を実施するとともに、連携して通信訓練等を行う等、災害時の通信手段の整備を推進する。また、トンネル内において利用者がより迅速、正確に通報できるよう、非常通報設備の整備を推進する。

(2) 組織体制の整備

- ① 町は、本計画に基づき、事故災害の規模に応じた職員の非常参集体制等を確立する。また、道路災害に対応した職員の活動マニュアル等の整備を検討する。
- ② 道路管理者相互において、応急・復旧活動にあたり確実に相互応援を行える体制を構築する。

- ③ 町は、災害時の協力体制や役割分担について、警察機関及び自衛隊等との間で事前協議を行う。
- ④ 町は、迅速・的確に応急復旧活動を実施するため、必要な資機材を確保しておくとともに、建設業協会等との協定の締結等により、必要な人員・資機材を確実に活用できる体制を整備しておく。また、必要に応じ、重要な施設の構造図等の資料の整備を進める。

(3) 救助・救急、医療救護及び消火活動体制の整備

① 救助・救急活動

消防本部は、道路災害に対応した救急・救助用資機材等を検証し必要性に応じ順次整備に努める。

② 医療救護活動

医療関係機関は、医療用資器材・医薬品等の整備を図る。

町は、医療救護活動において、消防本部、医療機関、島後医師会等の医療関係機関との連絡・連携体制を強化し、道路災害時の円滑な医療用資器材・医薬品の供給を確保するための体制の整備に努める。

③ 消火活動

町及び消防団は、道路災害における消火活動について、消防本部、道路管理者等と平時より連携体制の強化を図り、災害時の活動に備えておく。

(4) 交通の確保、緊急輸送体制の整備

① 道路災害発生時における交通の確保、緊急輸送体制の整備に関しては、県警察本部を主体として対策を実施する。なお、町は、その円滑な実施のために協力を行う。主な実施内容は、以下のとおり。

(ア) 緊急輸送道路の指定への協力

(イ) 緊急輸送道路確保の体制づくり

(a) 発災直後は、交通規制を担当する警察等の到着は、困難が予想されるため、警察等が到着するまでの間、必要に応じて沿道住民が道路規制等を行う事を検討する。

(b) 沿道及び周辺に位置する重機を有する事業所に対して、発災直後直ちに自主的に緊急輸送道路の確保に従事するような協定づくりを推進する。

(ウ) 緊急通行車両の確保(緊急通行車両の事前届け出等)

② 町は、発災時に交通規制が実施された場合における車両の運転者の義務について、隠岐の島警察署と連携し、広く周知するよう努める。

(5) 危険物等流出防除活動体制の整備

町は、県、消防本部及び道路管理者とともに、各種の危険物等の流出時に適切な防除活動が行えるよう検証し、必要な資機材の整備を進める。

3. 防災知識の普及、啓発

町は、県及び道路管理者とともに、道路利用者に対して道路災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報紙の活用等、さまざまな方法、機会を通じ、道路災害に際しての対応等の防災知識の普及、啓発に努める。

なお、訓練の後には、事後評価を実施し、課題等を整理し、必要に応じた体制の改善を図る。

第2節 災害応急対策

道路構造物の被災等により災害が発生した場合、各種応急対策を実施する。

1. 災害情報の収集、伝達

町は、管内での大規模な道路災害が発生した場合には、管内または所管業務に関する被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

- ① 町は、体制を確立し、総合防災情報システムにより災害情報を県へ報告、若しくは収集を迅速・的確に行う。
- ② 町は、自衛隊、県及び警察等、その時点で、特に、必要のある機関に対し、優先して詳細情報を伝達する。

道路災害時の情報の収集・伝達系統図を資料編に示す。

2. 災害応急活動体制の確立

町は、管内での大規模な道路災害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置が実施できるよう、本計画の定めるところにより、速やかに動員、対策本部を設置する等必要な体制を確立する。なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

また、被害が甚大であり、町や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合には、県及び他の市町村、消防本部に応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

3. 救助、救急、医療救護及び消火活動

(1) 救助・救急活動

町は、道路管理者及び防災関係機関等と連携し、迅速に救出・救助体制を確立し、救助・救急活動を実施する。

また、道路災害による被害が甚大であり、町単独では対処することが困難と予想される場合においては、人命または財産の保護のため、県、県内の他の市町村・消防一部事務組合に広域応援要請を行い、救出救助を行う。

(2) 医療救護活動

町及び消防本部は、県、島後医師会等の医療関係機関と連携を図りながら、道路災害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づき、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県医療救護実施要綱」等による。

(3) 消火活動

- ① 消防本部は、消火活動の必要がある場合、迅速に消防体制を確立し、消火活動を実施する。
- ② 町(道路管理者)は、初期消火活動に協力することを求められた場合、迅速に協力体制を確立し、消防本部との連携について調整し、活動を実施する。

③ 単独の消防力で火災の防御が困難な場合には、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。

また、県内の消防力を結集しても火災の防御が困難であると認められる場合は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求めるよう知事に要請する。

4. 交通の確保、緊急輸送活動

第2編「第2章 第13節 交通対策」及び本編「第2章 第14節 緊急輸送」参照

5. 危険物等流出に対する応急対策

町(道路管理者)は、消防本部のほか県警察等関係機関と密に連絡をとり、初動段階から相互に連携した防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物等による二次災害の防止に努める。

6. 災害広報等

道路災害が発生した場合には、町、道路管理者を中心に、現有の広報活動手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行う等、関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

(1) 情報発信活動

町は、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、県及び関係機関と相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、総務課(広報広聴係)での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧

町は、町が管理する道路施設における災害の発生に備え、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を実施する

1. 復旧事業の実施

大規模災害時において、復旧のための資機材や人員が不足する状況下では、優先順位（第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路の順）を付けながら実施する等、規模に応じた対応を実施し、早急な復旧に努める。

なお、応急復旧の優先度については、ネットワークとしての通行機能が十分に確保できるような手段で設定する。

また、応急復旧を円滑に遂行するために、通行を制限または禁止している区間における道路情報について、道路利用者に対して積極的な広報等を行う。

2. 緊急点検

復旧事業とあわせて、被災箇所以外の道路施設について再発防止のための緊急点検を実施する。

また、応急復旧活動とは別に、点検に必要な体制を確立できるよう努める。

第5章 危険物等災害対策計画

第1節 災害予防

危険物、爆発物等による人命及び建造物の災害を予防するため、危険物等関係施設の安全性の確保を図るための体制を整備、防災知識の普及、啓発に係る基本的な対策を推進する。

1. 危険物取扱業者の把握

町内における危険物取扱業者は、資料編のとおり。

2. 危険物等関連施設の安全確保

(1) 消防法に定める危険物の安全性の確保

過去の災害事例に基づき、消防法及び関係法令が改正され、施設の設置基準は、強化されており、災害に対する構造上の安全対策は講じられているが、老朽化や管理的要因により危険物等災害が発生する場合がありますので、県、町及び消防本部は、実態把握に努めるとともに、関係事業者に対する指導の強化や予防思想の徹底など普及、啓発を図る。

また、危険物等施設の管理者は、自主的な保安体制の強化に努める。

(2) 高圧ガス施設における予防計画

① 保安指導、保安教育

消防本部は、地震により発生するガス爆発等の災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令(高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取り引きの適正化に関する法律)に基づき、保安検査・立入検査等により地震に対する適正な保安管理を次の事項について指導する。

- (ア) 高圧ガス製造、販売、貯蔵、移動、消費、容器の製造及び取り扱い
- (イ) 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス保安統括者・保安係員等が非常時にとるべき措置

② 自主保安体制の確立

事業所は、火災、ガス爆発の災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

- (ア) 定期自主検査を行い、必要事項を保存
- (イ) 防災設備の維持管理、整備及び点検
- (ウ) 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- (エ) 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

(3) 毒劇物取扱施設における予防計画

県及び町は、毒劇物取扱施設の実態把握に努める。県は、立入検査等法令に基づく規制の強化に努めるとともに事業者に対して流出防止対策の強化を指導する。町は、県が行う指導等に協力する。

① 研修会等での防災教育の徹底

- ② 立入検査時の施設の安全化の指導
- ③ 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備
- ④ 緊急連絡、資材確保等の応急マニュアルの整備
- ⑤ 治療方法を記した書類の整備

3. 災害情報の収集・伝達体制の整備

危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、または発生する恐れがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。

このため、県、町、消防本部及び関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するため、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備を推進する。

- ① 県及び町は、危険物等取扱施設及び毒劇物取扱施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務または訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。
- ② 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等に留意するため、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。
- ③ 消防本部は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、災害現場で情報の収集・連絡にあたる担当職員をあらかじめ選任しておく。
- ④ 県総合防災情報システムの使用方法等についての習熟を図る。

4. 災害応急活動体制の整備

各危険物等施設並びにその周辺及びそれ以外の地域において、危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、または発生する恐れがあるときに、効果的な応急対策を実施できるよう、町、県及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

- ① 町及び関係機関は、危険物等災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設営要領等を整備しておく。
- ② 町関係課及び各危険物等施設管理者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

5. 防災資機材の整備

町は、県、県警察本部、消防本部、危険物等施設管理者及び関係機関と連携し、各種危険物等の性質に応じ、必要な防災資機材の整備を図る。

6. 防災知識の普及・啓発

関係課・機関は、これまでも通常の保安・交通安全に関する広報を実施しているが、危険物等災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報誌紙の活用など様々な方法・機会を通じ、防災知識の普及、啓発に努める。

第2節 災害応急対策

災害発生により、危険物施設や高圧ガス取扱施設等が被害を受け、または危険物や高圧ガスの流出、漏洩その他の事故が発生した場合は、町及び関係防災機関は、災害の拡大を防止し被害を軽減するため、適正かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民に被害を及ぼさないように努める。

1. 災害情報の収集・伝達

危険物等災害への対応を効果的に実施するためには、危険物等の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係各課・機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠であり、町、県及び関係機関は、相互に連携し、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

なお、伝達系統としては、その状況下において最も迅速かつ確実な手段により行うが、県総合防災情報システムを有効に使用する。

2. 災害応急活動体制の確立

危険物等災害が発生した場合、県、町、防災関係機関は、一致協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる。そのため、町は、危険物等災害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、本計画の定めるところにより、速やかに動員を行い、対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

また、町は、危険物等災害による被害が甚大であり、県をはじめ町や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命または財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

3. 消防法に定める危険物施設における応急対策

災害発生により危険物施設が被害を受け、または危険物の流出その他爆発火災等の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、町及び関係防災機関は、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民に被害を及ぼさないように努める。

(1) 事業所管理者への措置

- ① 町は、県及び消防本部と連携し、事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を実施させる。
 - (ア) 危険物の流出あるいは爆発等の恐れのある作業及び移送の停止措置
 - (イ) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
 - (ウ) 危険物施設の応急点検
 - (エ) 異常が認められた施設の応急措置

- ② 町は、施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(2) 防災要員の確保

事業所の管理者等は、災害発生後直ちに災害に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

(3) 応急点検及び応急措置

事業所の管理者等は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出または出火の恐れのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。

また、危険物施設が被害を受け、または危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察及び町へ通報する。

4. 高圧ガス保有施設における応急対策

高圧ガス保有施設が被害を受け、ガス漏洩等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発等の二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害を及ぼさないよう努める。

(1) 事業所管理者への措置

町は、県及び消防本部と連携し、施設の管理責任者等と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

(2) 施設の被害状況点検及び応急対策

- ① 町は、災害発生後直ちに人身被害、火災、爆発、高圧ガスの大量漏洩等の災害の有無について迅速に一次点検を行い、災害が発生している場合は、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。
- ② 一次点検の結果、災害が発生していない場合においても、二次点検としてガスの漏洩点検、保安設備点検等を実施する。

5. 毒物劇物保管施設における応急対策

毒物劇物保管施設が被害を受け飛散・流出等の事故が発生した場合、若しくは不特定多数の住民に被害が生じる恐れがある場合、保管事業者は、県、消防本部に届け出るとともに応急措置を講じる。

また、町は、県及び防災関係機関等と連携し、関係事業所等に次の措置を講ずるよう指導する。

- ① 保健所または消防本部等への報告・届出
- ② 毒劇物の流出等の防止措置及び中和等による除害措置

- ③ 被災していない貯蔵施設等の応急点検及び必要な災害防止措置
- ④ 毒劇物による保健衛生上の危害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制の確立
- ⑤ 緊急連絡等情報網の確立による状況に即した活動体制の確保

6. 危険物等の漏洩・拡大防止活動

危険物等が流出・漏洩した場合は、施設管理者が初期対応を実施するが、対応しきれない場合などにおいては、施設管理者は、消防本部のほか県警察本部、道路管理者等関係機関と協力し、防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物等による被害の拡大防止に努める。

また、道路上へ危険物等流出事故が発生した場合は、消防本部が事故対応を実施するが、対応しきれない場合などにおいては、道路管理者は、消防本部、県警察本部等関係機関と密に連絡をとり、初動段階から相互に連携した防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物等による二次災害の防止に努める

7. 救急・救助、医療救護及び消火活動

(1) 救急・救助活動

各危険物等施設管理者は、県、警察本部、町、消防本部等と協力して救出・救助活動体制を迅速に確立する。

(2) 医療救護活動

町は、県、島後医師会等の医療関係機関と連携を図りながら、危険物等災害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県医療救護実施要綱」等による。

(3) 消火活動

① 消防本部の体制の確立

消防本部は、危険物等災害に伴い消火活動の必要が生じた場合、迅速に消防体制を確立し、消火活動を実施する。

② 危険物等施設管理者の体制の確立

各危険物等施設管理者は、町、消防本部等と連携し、初期消火活動の必要が生じた場合、迅速に消火活動体制を確立し、消火活動を実施する。

③ 他の消防本部に対する応援要請

町の消防力では、災害に伴う火災の防御が困難な場合、消防本部は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請を行う。(資料編「島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定」参照。)

8. 災害広報等

(1) 情報発信

危険物等災害が発生した場合には、県、町、消防本部等は、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

なお、県及び町、指定行政機関、公共機関、危険物等施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、総務課(広報広聴係)での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるように努める。

第3節 災害復旧

被災した危険物等施設を修復する場合にあたっては、管理者は、万全な再発防止策を講じる。

また、施設復旧とあわせて、被災箇所以外の施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。

第6章 大規模な火事災害対策計画

第1節 災害予防

大規模な火災による被害を未然に防ぐため、火事災害に強いまちづくりに加え、防火思想の普及徹底と消防体制の充実強化を図る。

1. 大規模な火事災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

大規模な火事災害の拡大を防ぎ、または被害を軽減できる災害に強いまちづくりを推進するため、関係各課、関係機関は、市街地等の基盤整備を進めるなど、防災環境を整備するための事業を継続して実施する。

そのため、避難先・避難路の確保、密集住宅市街地等の不燃化、消防活動困難地域の解消、延焼遮断帯等の整備、消防水利・防火水槽等の整備、公園・オープンスペースの確保などの対策を推進する。

(2) 大規模な火事災害に対する建築物の安全化

大規模な火事災害時には、広範囲にわたる延焼・焼失等の被害が予想される。特に、ライフライン施設が被害を受け機能を失うことになると、その影響は、極めて大きいことから、大規模な火事災害に強い公共施設等の整備を推進する。

2. 情報の収集・伝達体制の整備

町、消防本部等は、現状の無線通信システム、防災行政無線システム、総合防災情報システム等の通信体制について、より一層の整備を進める。

(1) 火災警報等の伝達体制の整備

町は、住民に対し、火災警報等の内容及び発令されたときの措置を周知徹底しておくとともに、広く警報等を伝達できるよう必要な防災行政無線、サイレン等の伝達手段を整備する。

(2) 総合防災情報システム等の活用体制の整備

町及び消防本部は、防災関係職員による総合防災情報システムの活用方法の習熟を促進するほか、火災の発見から応急活動実施過程での気象情報の収集・伝達など、大規模な火事災害に対応したシステムの活用体制の整備を進める。

(3) 画像情報の収集・伝達システムの整備

県、町、消防本部等は、総合防災情報システム、衛星通信ネットワーク等によりヘリテレ映像の共有化が図られているが、その他の防災関係機関等も情報を共有できるよう、ヘリコプター電送システム等の情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進する。

(4) 夜間・休日等における体制の整備

町、関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る。

3. 消防機関の警戒措置体制の確保

(1) 災害応急体制の整備

① 職員の体制

町は、大規模な火事災害の規模に応じた参集配備体制を整備する。また、大規模な火事災害に対応した職員の応急活動マニュアル等の整備について検討する。

② 消防機関の警戒体制

警戒のための組織体制、警戒区域の責任分担、警戒出動要員、出動または伝達の方法等は、消防機関の定めるところによる。

(2) 救急・救助及び医療救護活動体制の整備

① 医療救護活動において、町及び消防本部は、県、医療機関、島後医師会等の医療関係機関などとの連携を強化し、体制の整備に努める。

② 各関係機関は、医療用資器材・医薬品等を整備するとともに、大規模火事災害時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

(3) 消火活動体制の整備

① 消防水利の整備

町は、大規模な火事災害に備え、消火栓のみならず、防火水槽の整備、海水・河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図り、その適正配置に努める。

自主防災組織等との連携

町及び消防本部は、県、消防団、住民・自治会・自主防災組織等の災害時の連携体制について、平常時から体制の強化を図る。

特に、火災の通報や初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう、消防本部等は、火災発生時の消防活動への協力について周知しておく。

③ 消防用機械・資機材の点検整備

町及び消防本部は、消防ポンプ車等の消防用機械・資機材等の整備を進める。

消防団は、常に消防機械を点検し、整備しておく。

④ 被害想定の実施

町は、区域内の大規模な火事災害の被害想定を実施し、消防本部と自主防災組織等の防災訓練や災害時の消火活動に効果的な活用が図れるようにする。

(4) 避難収容活動体制の整備

① 避難体制の整備

町は、避難路を確保し、日頃から住民への周知に努める。

町及び県警察、消防本部は、連携して、地域住民の避難勧告・指示及び避難誘導を行うため、避難計画を策定し、避難体制を整備しておく。また、その内容を事前に住民へ周知するとともに、避難行動要支援者の避難誘導體制の整備、避難訓練の実施など避難対策を実施しておく。

② 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

町長は、法令に基づく指定緊急避難場所、指定避難所を指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所の指定	<ol style="list-style-type: none"> 1. あらかじめ管理者の同意を得ておく。 2. 木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が予想されない安全区域内に立地する施設等とする。 3. 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとする。 4. 公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。
指定避難所の指定	<ol style="list-style-type: none"> 1. あらかじめ管理者の同意を得ておく。 2. 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設とする。 3. 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとする。 4. 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものとする。 5. 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。 6. 学校を避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。 7. 避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(5) 広域応援体制の整備

大規模な火事災害に対する消防活動が困難となる事態に備え、隣接県の市町村等とも協議し、大規模火事災害発生時の広域応援体制を整備する。

4. 防災知識の普及、啓発及び防災訓練等

(1) 防災知識の普及、啓発活動

町及び消防本部等は、県と協力し、全国火災予防運動、防災週間、文化財防火デー等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等の活用により地域の危険性の周知や災害発生時にとるべき行動、避難行動等の防災知識の普及、啓発を図る。

また、教育機関においては、火災予防等防災に関する教育の充実を図る。

(2) 各種防災資料等の配布

町は、防災アセスメントを実施し、地域住民の適切な避難や防災活動の促進のため、防災マップ、避難時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布する。

(3) 防災訓練の実施

町及び消防本部は、県と協力し、全国火災予防運動、防災週間等において、大規模な火事災害を想定し、県、消防本部、関係機関が相互に連携した防災訓練を実施する。

また、町及び消防本部は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を実施するよう指導し、住民の大規模な火災発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(4) 要配慮者への配慮

町及び消防本部は、防災知識の普及、啓発活動や防災訓練等を実施する場合、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

第2節 災害応急対策

大規模な火災が発生した場合、同時多発火災の発生や延焼拡大等により、多くの人命の危険が予想される。このため、町は、県、消防本部、施設管理者と連携し、消火活動等に当たる。

1. 情報の収集・伝達

(1) 火災警報等の伝達

町は、火災、人的被害及び建築物被害等の発生状況を把握し、総合防災情報システム等により県に連絡する。

(2) 通信手段の確保

町は、県等関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる各種通信手段を確保する。

2. 災害応急活動体制の確立

町は、大規模な火事災害が発生した場合において、県、防災関係機関と一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害を最小限にとどめるため、収集された情報をもとに、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

3. 救助、救急及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

町は、県、消防本部とともに、迅速に救出・救助体制を確立し救急・救助活動を実施する。

(2) 医療救護活動

町及び消防本部は、県、島後医師会等の医療関係機関等と連携を図りながら、大規模な火事災害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県医療救護実施要綱」等による。

4. 消火活動

(1) 消防本部の体制

消防本部は、消火活動の必要がある場合、迅速に消防体制を確立し、消防活動を実施する。

(2) 他の消防本部に対する応援要請

- ① 大規模な火事災害により、町等の消防力で火災の防衛が困難な場合には、町及び消防本部は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、協定に基づき、消防機関による応援の要請をする。(資料編の「島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相

互応援に関する協定」参照)

- ② 火災に関する情報を収集した結果、県内の消防力を結集しても火災の防御が困難であると認められる場合は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求めるよう知事に要請する。

5. 交通の確保・緊急輸送活動

大規模な火事災害発生時には、緊急車両や一般車両の流入による交通混雑が発生し、救急・救助、消火活動等への支障が予想される。このため、迅速かつ適切に交通規制を実施することにより、救急・救助、消火活動等のための交通を確保する。

(1) 交通規制の実施

① 道路管理者と警察機関の相互連絡

町(道路管理者)と警察機関は、相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあつては警察機関へ、警察機関にあつては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

② 迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊または緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、できる限り支障のないように努める。

③ 規制の標識等

交通規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合または標識を設置することが困難または不可能なとき等は、適宜の方法によりとりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。

④ 規制の広報・周知

実施者は、規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに県、日本道路交通情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

⑤ 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断を行い、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、警察署長に通知するとともに、県の管理する道路内においては、県または日本道路交情報センターに連絡する。

(2) 緊急輸送手段の確保

次の点に留意し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施する。

- ① 輸送車両の確保順位(応急対策実施機関所有の車両、公共的団体の車両等を優先して確保)

- ② 貨物自動車運送事業者等の営業用車両、災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、県トラック協会等に対し、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援を要請する。
- ③ 災害応急対策実施機関の長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。
 - (ア) 輸送を必要とする人員または物資の品名、数量(重量を含む)
 - (イ) 輸送を必要とする区間
 - (ウ) 輸送の予定日時
 - (エ) その他必要な事項

6. 避難収容活動

町及び消防本部は、隠岐の島警察署と連携し、次のことに留意し、連携して地域住民に対する避難勧告・指示及び避難誘導に努める。

- ① 避難先は、火災現場から風上、風横にある施設等とする。
- ② 避難は、火災現場の風下に位置する住民から(特に、要配慮者)を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- ③ 避難経路は、安全で消防活動を阻害しない経路を選定する。
- ④ 消防団員、市町村職員等により避難者の実態の把握と避難先の警戒に努める。
- ⑤ 要配慮者等を適切に誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

7. 災害広報等

大規模な火事災害が発生した場合には、町及び消防本部は、県と協力し、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

(1) 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び町、指定行政機関、公共機関、施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、総務課(広報広聴係)での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧

町は、県及び関係機関と連携し、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を実施する。

ライフライン、交通輸送関係機関等は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

なお、被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

第7章 林野火災対策計画

第1節 災害予防

火災による広範囲にわたる林野の焼失等による被害の防止またはその軽減を図るための対策を推進する。

1. 林野火災に強い地域づくり

(1) 林野火災に強い森林の造成

森林所有者等は、森林内の尾根、林道周辺、住宅地周辺、溪流沿い等において、耐火性のある樹種を植栽し、防火林道、防火樹帯の整備を検討する。

また、下刈の励行、除伐、間伐を行うことで林内を整備し、地上可燃物を減らすように努める。

(2) 消防水利の整備

森林内の調整池、水源地域整備事業に係るダム等が消防水利に役立つと考えられるが、町は、それらを把握するとともに、防火水槽、ドラム缶等の簡易防火水槽、貯水槽の整備及び河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の活用等により、消防水利の多様化を図り、その適正配置に努める。

(3) 防火線等の設置

森林所有者等は、火災の延焼拡大を防ぐため、必要に応じ防火線の配置を進める。防火線の配置にあたっては、地形や風の条件、過去の火災の記録等から最大限の効果が得られるよう、慎重に決定する。

なお、森林内の歩道、自動車道の存在は、焼け止まりや火勢を衰えさせる効果があり、防火線等の機能も備えているため、消火活動の交通路、拠点としても重要である。町は、状況を把握し、新設路線の選定には、防火面にも配慮する。

また、消防車両が進入できる林道の整備を進め、消防本部は、森林内で消防車両が通行できる道路を把握しておく。

(4) 住宅地開発における指導

林地開発による住宅地造成においては、林野と住宅が近接(概ね10m未満)し、相互の延焼危険性が高くなるように、間に道路等の防火帯を設置するなど計画段階から必要な指導を検討する。

また、必要な場合には、消防車両等のため、幹線道路と2方向でつながり車両の相互交通が可能な幅員の道路の設置指導を検討する。

2. 災害応急・復旧体制の整備

(1) 情報の収集・伝達体制の整備

① 火災警報等の伝達体制の整備

町は、住民に対し、火災警報等の内容及び発表されたときの措置を周知徹底しておくとともに、山間部にも警報等を伝達できるよう、必要な防災行政無線、屋内告知端末、サイレン等の伝達手段を整備する。

② 総合防災情報システムの活用体制の整備

町及び消防本部は、総合防災情報システムを活用した気象情報等の確認、被害情報の伝達など、林野火災の発生状況に応じた応急活動・情報伝達にシステムを活用できるようシステムの習熟に努め、職員がそれらのシステムを十分に活用ができるよう体制を整備する。

③ 画像情報の収集・伝達システムの整備

町及び消防本部等は、総合防災情報システム、衛星通信ネットワーク等によりヘリコプターテレビ映像等を共有できるが、端末未設置のその他の防災関係機関等も情報を共有できるよう、ヘリコプターテレビ電送システム等の情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進する。

④ 夜間・休日等における体制の整備

関係機関相互において、夜間、休日の場合にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る。

⑤ 通信体制の整備

町及び消防本部等は、現状の無線通信システム、防災行政無線システム、総合防災情報システム等の通信体制について、より一層の整備を進めるとともに、特に、山間部における災害時の無線通信手段の確保に努める。

(2) 災害応急活動体制の整備

① 職員の体制

町は、林野火災の規模に応じた職員の非常参集体制の周知、徹底に努める。特に、林野火災が住宅に延焼する恐れのある場合等、迅速な対応ができるよう必要な体制を整備する。

また、各関係機関は、林野火災に対応した職員の応急活動マニュアル等の整備について検討する。

② 関係防災機関の連携体制

町は、消防団、消防本部、県、警察等、関係機関と相互の連携を図るとともに、各機関の保有する情報収集・伝達手段の特性等に応じた情報収集、意思決定方法等、現在の体制を検証し、体制の整備を進める。

(3) 救助、救急及び医療救護活動体制の整備

① 救助・救急活動

町は、林野火災に対応した救急救助用資機材等を検証し、必要性に応じて順次整備を進めるよう努める。

② 医療救護活動

町及び消防本部は、県、医療機関、島後医師会等の医療関係機関との連携を強化し、体制の整備に努める。

また、隠岐病院等の医療関係機関は、医療用資器材・医薬品等を整備するとともに、林野火災時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

(4) 消火活動体制の整備

① 空中消火体制

空中消火体制については、島根県防災ヘリコプター運航管理要綱が定められ、陸上自衛隊出雲駐屯地において資機材の配備等がなされている。消防本部は、県、県警察、自衛隊と連携してヘリコプターによる空中消火体制をとる。

また、活動をより積極的に推進するため、関係機関と協力し、広域航空応援体制、ヘリポート・補給基地等の活動拠点及び空中消火用資機材の整備に努める。

なお、効果的な消火活動の実施のためには、空中消火隊と地上消火隊の緊密な連携が不可欠であるため、訓練等を通じて連携を確保しておく。

② 自主防災組織等との連携

町は、消防団、住民、地区(自治会)、自主防災組織等の災害時の連携体制について、平常時から体制の強化を図る。

特に、火災の通報や家屋への予備注水等の初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう、火災発生時の消防活動への協力について、周知に努める。

③ 資機材の整備

町は、林野火災が発生した場合に、消火活動を迅速かつ的確に実施するため、林野火災用工作機器(チェーンソー・ブッシュカッター等)有効な防災装備・資機材等の整備を推進する。

④ 林野火災防御図の作成

町は、林野火災の発生しやすい地域について、地形、林況、消防車両通行可能道路、建物、消防水利、ヘリポート用地の位置等の情報を記入した林野火災防御図をあらかじめ作成する等、火災発生時に消防本部等が火災状況を正確に把握し、防御戦術の決定や効果的な部隊の運用を図れるように努める。

⑤ 残火処理体制

大規模林野火災においては、消防本部は、広範な焼損区域を人海戦術により残火箇所の発見に努め適切に対処する必要があるが、必要に応じ空中からの赤外線写真を利用する方法等を検討する。

(5) 避難収容活動体制の整備

町の避難収容活動体制の整備については、第2編「第2章 第8節 避難活動」の項による。

(6) 広域応援体制の整備

現在、県では、島根県下市町村及び消防に係る一部事務組合の相互応援に関する協定及び消防広域応援体制が整備されており、林野火災発生時の広域応援体制について検討する。

(7) 二次災害の防止活動

林野火災後の二次災害防止のための応急復旧事業等について、組織やマニュアル等、体制の整備を図る。

また、流域の荒廃、その後の降雨等による土砂災害の危険について、危険度を応急的に判定する技術者の養成、事前登録等の施策について検討する。

3. 防災知識の普及、啓発及び防災訓練等

(1) 事前点検及び警戒巡視の実施

町または消防団は、地域の森林等において、過去に林野火災が発生した地域、入山者が多い森林等、林野火災が発生しやすい区域を把握する。

また、森林保全巡視員を設置し、林野火災多発期、火災警報発表時等において、それらの森林等に対する巡視、パトロールを実施し、火災の未然防止、早期発見に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

町は、林業関係者、林野周辺住民及びハイカー等入山者に対して、火の取り扱いのマナー等、林野火災防止のための防災知識の普及、啓発を図る。

また、教育機関においても、林野火災予防に関する教育の実施を検討する。

(3) 防災訓練の実施

町は、隠岐広域連合消防本部、県、住民及び林業関係団体等関係機関等が相互に連携した防災訓練の実施を検討する。

また、消防本部は、さまざまな状況を想定し、広域応援も視野に入れた、より実践的な林野火災消防訓練等を実施する。

第2節 災害応急対策

林野火災の発生に際して、迅速に消火を実施し、被害の拡大を防ぐために必要な対策を実施する。

1. 災害情報の収集、伝達

町及び消防本部は、火災の発生状況、人的被害、林野の被害の状況等を収集し、総合防災情報システムにより県に連絡する。

被害情報等の収集にあたっては、自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテレビ電送システム等の活用も図る。

なお、休日・夜間等に林野火災が発生した場合においても、必要な体制を確保し、迅速な情報収集・連絡に努める。

2. 災害応急活動体制の確立

大規模な林野火災が管内で発生した場合においては、町は、県、防災関係機関等と一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報をもとに、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

(1) 活動体制の確立

町は、林野火災が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、本計画の定めるところにより、速やかに動員を行い、対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

(2) 県、関係機関及び周辺自治体との応援協力体制の確立

林野火災による被害が甚大であり、町や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命または財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

林野火災による被害が甚大であり、相互応援協定に基づく県及び他市町村の応援によっても対処することが困難と予想される場合(空中消火活動を行う場合等)には、自衛隊の派遣を県に対し要請する。

3. 救助、救急及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

町は、救出・救助活動の必要性が判明した場合、迅速に救出・救助体制を確立し、関係機関の連携について調整し、活動を実施する。

また、所轄する組織で救助・救急活動の実施が困難と予想される場合においては、県に広域応援要請を行う。

(2) 医療救護活動

町及び消防本部は、県、島後医師会等の医療関係機関との連携を図り、林野火災に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県医療救護実施要領」等による。

4. 消火活動

(1) 消防団の出動

第2編「第1章 第4節 防災活動体制の整備」参照

(2) 自主防災組織等との連携

消防本部は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

住民、地区(自治会)、自主防災組織等が、発災後の初期段階において自発的に初期消火活動を行う場合、町及び消防本部等は、そのための連絡調整に努める。

なお、住民、地区(自治会)、自主防災組織等の消火活動の実施にあたっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

(3) 応援要請等

町は、必要に応じ、消防相互応援協定に基づき、他市町村の消防署等による消火活動の応援要請を実施する。

5. 交通の確保、緊急輸送活動

第2編「第2章 第13節 交通確保」及び「第2章 第14節 緊急輸送」参照。

6. 避難収容活動

町、消防本部及び隠岐の島警察署は、次のことに留意し、連携して地域住民に対する避難勧告・指示及び避難誘導に努める。

- ① 避難先は、火災現場から風上、風横にある施設等とする。
- ② 避難は、火災現場の風下に位置する住民から(特に、要配慮者)を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- ③ 避難経路は、安全で消防活動を阻害しない経路を選定する。
- ④ 消防団員、市町村職員等により避難者の実態の把握と避難先の警戒に努める。
- ⑤ 要配慮者等を適切に誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

7. 災害広報等

林野災害が発生した場合には、町及び消防本部は、県と協力し、現有の広報活動手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行う等、関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

(1) 情報発信活動

町は、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、県及び関係機関と相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、総務課(広報広聴係)での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

8. 二次災害の防止活動等

町は、林野火災等により流域が荒廃した地域の下流部において、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備し、県と協力し応急対策等を実施する。

第3節 災害復旧

町及び関係機関は県と協力し、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設等の復旧事業を実施または支援する。

なお、町は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第8章 雪害対策計画

第1節 災害予防

豪雪による交通の途絶、農林業をはじめとする各種産業に及ぼす災害の防止を図るため、雪害に強いまちづくりを実施するほか、災害応急・復旧体制を整備し、住民の自主防災体制が確立できるよう防災知識の普及、啓発に努めるなどの**予防対策を推進する**。

1. 雪害に強いまちづくり

(1) 雪害に強いまちの形成

町は、県と協力し、雪崩危険箇所等の把握や雪崩防止柵を整備する等、都市機能確保のため、より一層の防雪施設の整備に努める。

雪崩危険箇所については、**資料編**参照。

(2) 孤立予想地区への対策の推進

積雪や雪崩などによる孤立が予想される地区においては、風水害、震災に準じた各種対策を推進する。

2. 除雪体制の整備

雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、気温が上がって雪が緩みややすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングにあわせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

(1) 主要幹線の指定確保

異常降雪のための災害予防としては、まず交通輸送の路線を確保することが肝要である。このため、各道路管理者は、異常降雪時に確保すべき主要幹線を指定し、豪雪等にも対応できるよう除雪機械の整備、必要な資機材の備蓄及び除雪要員の確保を行うなど効率的・効果的な除雪に努め、除雪体制のより一層の整備に努める。

また、県及び町の道路管理者が連携した除雪体制を構築し、除雪路線の優先順位や相互支援計画等を作成する。

(2) 地域における除雪支援体制

住宅の除雪については、一義的には個人の責任において行うものだが、大雪時には、その能力を超え、地域全体でも除雪の担い手が不足する状況が発生する。

このため、町は、地域の実情に応じて、自治会、自主防災組織、消防団等地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、町社会福祉協議会やボランティア団体など、幅広く除雪の支援を求めることのできる体制の整備に努める。

また、高齢者世帯、身体障がい者世帯など、豪雪時に、特に、支援が必要な避難行動要支援者対策として、平常時から、住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪の困

難や、危険な場合においては、必要に応じ、消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行う。

(3) ライフライン施設等の機能の確保

町及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、石油・石油ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(4) 雪害に対する建築物の安全性の確保

県、町及び施設管理者は、港等不特定多数の者が使用する施設、住宅、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者等に関わる社会福祉施設、医療施設等について、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

また、庁舎、地域災害拠点病院である隠岐病院等の施設については、停電に備えたバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。

3. 災害応急・復旧体制の整備

(1) 災害発生直前の体制整備

① 警戒・避難体制の整備

町は、県と協力して雪崩危険箇所を監視する体制の整備を進めるとともに、雪崩が発生する危険のある場合などの避難勧告・指示や気象等の特別警報、警報及び注意報等を住民等に伝達する体制について検証し、必要な措置を講じる。

② 住民の避難誘導體制の整備

町は、積雪、融雪等に配慮した避難先・避難路の指定、住民への周知、避難計画の策定、要配慮者の避難誘導體制の整備及び避難訓練の実施など避難誘導活動のための対策を実施する。県は、それらの活動の支援策等を検討する。

また、要配慮者等を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

(2) 災害発生直後の情報収集・連絡体制の整備

① 関係機関相互の体制

雪害による被害が、県、町などの中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも迅速かつ確実に対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

② 画像情報の収集・連絡システムの整備

総合防災情報システム、衛星通信ネットワーク等においてヘリコプターテレビ映像を共有できるように画像情報伝達体制の整備が図られているが、町及び消防本部等は、職員が情報を活用できるよう情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進するとともに、その活用方法の習熟に努める。

③ 通信体制の整備

町及び消防本部等は、平常時において無線通信設備の点検を実施し、連携して通信訓練等を行うなど、災害時の通信手段確保のための対策を進める。

(3) 災害応急活動体制の整備

① 職員の体制

町は、雪害に関する特別警報、警報及び注意報発表時や被害が発生した場合などにおける具体的な職員の非常参集体制等については、風水害の動員配備体制に準じた体制を検討する。

また、雪害に対応した職員の応急活動マニュアル等の整備を検討する。

② 防災関係機関相互の連携体制

締結済みの協定(「島根県及び県内の市町村の災害時の相互応援に関する協定書」資料編参照)の内容を検証し、雪害時の孤立地区対策として、特に、県、町による食料、飲料水、燃料等生活必需品、医薬品、血液製剤及び所用の資機材の調達等に関して、より一層の応援体制の充実に努める。

また、各防災関係機関及び民間企業等に対しても、必要な協定の締結を進め、応急活動及び復旧活動において、幅広く相互応援を図ることができるような体制にしていくことを検討する。

(4) 救急・救助及び医療救護活動体制の整備

① 救急・救助活動

町は、地区住民、県及び消防本部と連携して、必要な救急車等の車両、ヘリコプターや雪害を想定した救急・救助用資機材等を検証し、必要な整備を進める。

② 医療救護活動

(ア) 関係機関の連携体制の整備

町及び消防本部は、医療救護活動において、県、医療機関、島後医師会等の医療関係機関と相互に連携を図り、医療救護体制の整備に努める。

(イ) 医薬品、医療用資器材等の整備

町は、各関係機関と連携して、医療用資器材・医薬品等を整備するとともに、雪害時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

(5) 緊急輸送活動体制の整備

町は、豪雪時において長期的に自動車交通が不能となるなどの理由により孤立する恐れのある地区を把握し、除雪体制の整備など必要な交通路を確保するための対策を整備する。

(6) 避難収容活動体制の整備

① 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定・整備等

町長は、法令に基づく指定緊急避難場所、指定避難所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の

施設等を指定緊急避難場所または指定避難場所として指定し、住民への周知徹底を図る。
 なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

指定緊急避難場所の指定	<ol style="list-style-type: none"> 1. あらかじめ管理者の同意を得ておく。 2. 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等とする。 3. 積雪期の避難を考慮し、適切な避難距離・時間にある屋内施設であって、かつ、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有する施設等とする。
指定避難所の指定	<ol style="list-style-type: none"> 1. あらかじめ管理者の同意を得ておく。 2. 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設。 3. 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。 4. 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの。 5. 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。 6. 学校を避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。 7. 避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

② 指定避難所の整備

町は、指定避難所となる施設には、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。

また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

なお、電気・ガス等の供給停止に備えて燃料の確保及び補助暖房設備を検討しておく。

③ 指定避難所における備蓄等の推進

町は、指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

④ 応急仮設住宅

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取り扱い等について、あらかじめ定めておく。

(7) 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給体制の整備

町は、豪雪等に伴う都市機能の阻害、交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害に対し、交通が途絶している中での輸送体制や物資一時集積場所の積雪対策などを考慮した備蓄・調達体制の整備を検討する。

(8) 施設、設備の応急復旧活動関係

町所管施設における雪害による被害状況の把握、応急復旧のための体制・資機材等について、特に、ライフライン施設については、事前の被害状況の予測・把握及び緊急時の応急復旧体制について検討しておく。

4. 防災知識の普及・啓発及び防災訓練

(1) 防災知識の普及、啓発

① 雪崩の危険に関する普及、啓発

町は、住民に対し土砂災害等予防のための防災知識に加え、雪崩等に関する早期避難等についての普及、啓発に努める。

また、雪崩危険箇所について、標識等の設置による周知についても検討する。

② 自主的な除雪活動等の普及

自治会、町内会等による自主的な除雪の普及対策について検討するとともに、あわせて除排雪に伴う事故(雪降ろし中の転落事故等)や屋根雪の落下等による人身事故の防止等の注意喚起を図る。

(2) 防災訓練の実施

町は、雪害や積雪期の災害を想定した県の総合防災訓練について、県、消防本部、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等関係機関が相互に連携した訓練が実施できるよう協力する。

なお、訓練の実施後は、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 災害応急対策

積雪による交通路の途絶、通信線の切断、雪崩等による家屋、人家の被災、さらに孤立集落等の発生などに際し、速やかに措置することを目的とする。

なお、雪害については、気象情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するため、情報の伝達、適切な避難誘導等災害発生直前の対策が重要になる。

また、雪害は、雪が降っている時(風雪害、着雪害)、降り積もった後(積雪害、雪圧害、雪崩)、融ける時(融雪害)とさまざまな場合に発生するので、それぞれの特性に応じた対策が必要になる。

1. 災害発生直前の対策

(1) 雪害に関する警報等の伝達

町は、県及び気象台からの雪害に関する警報、注意報及び気象情報等について、関係機関等に迅速に伝達する。

また、特別警報については、町は、直ちに住民等への周知の措置をとる。

(2) 雪崩に対する警戒・監視

町は、連携し迅速に雪崩に対する警戒・監視体制を確立するとともに、専門技術者等による危険箇所の点検を実施し、危険箇所を発見した場合は、雪庇落とし、人工雪崩などの応急措置により事前に危険を排除する。また、危険箇所の住民等に対する周知を図り、避難勧告・指示の必要を認めた場合は、必要な措置を講じる。

(3) 除雪作業についての注意喚起

雪下ろしをはじめとする除雪作業には、多くの危険が伴うため、町は、作業中の安全対策等について、さまざまな広報媒体を利用して住民に注意喚起を行う。

(4) 住民に対する避難誘導

町は、事前避難が必要と判断される場合、住民に対する避難勧告・指示等を行い適切な避難誘導を実施する。

2. 災害情報の収集・伝達及び通信の確保

(1) 被害情報の収集・連絡及び被害規模の早期把握

町は、災害の発生直後において、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物被害情報等を収集し、総合防災情報システムにより県に連絡する。

被害情報などの収集にあたっては、自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテレビ電送システム等の活用も図る。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内(海上を含む。)で行方不明となった者について、県

警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち旅行者など住民登録の対象外の者は、外務省)または県に連絡する。

(2) 交通情報の伝達

県が総合防災情報システムを活用して行う雪害による交通情報の提供について、円滑に実施されるよう必要な協力を行う。

3. 災害応急活動体制の確立

(1) 町の活動体制の確立

町は、雪害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、本計画の定めるところにより、速やかに動員を行い、対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、被害の規模により災害対策本部の設置には至らないが応急対策が必要な場合等については、風水害に準じ必要な体制をとる。体制の基準は以下のとおり。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

注意体制	隠岐地域に気象業務法に基づく大雪等に関する警報、注意報及び気象情報が発表され、災害に備える体制をとることが必要と判断される場合。
準備体制	隠岐地域に気象業務法に基づく大雪等に関する警報、注意報及び気象情報が発表され、小規模の災害が発生または災害の発生が予測されるも事態の発生まで時間的余裕がある場合。
警戒体制	隠岐地域に気象業務法に基づく大雪等に関する警報、注意報及び気象情報が発表され、実際に災害が発生またはその恐れがある場合。
災害体制	市街地の積雪量が 50cm程度を超え、かつそれ以上の積雪が予想される等の状態で、相当規模の災害が発生する恐れがあり対策を要するときまたは災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要する場合。

(2) 県、関係機関及び周辺自治体との応援協力体制の確立

被害が甚大であり、町や各防災関係機関単独では、対処することが困難と予想される場合には、県及び他の市町村、消防本部に応援要請を行い、国等とも連携して広域的な応援体制を迅速に確立し、必要な場合、関係指定地方行政機関または関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

(3) 指定地方公共機関等の活動体制の確立

指定地方公共機関等は、雪害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、法令または防災業務計画、防災に関する計画に基づき、速やかに対策本部

を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

4. 除雪の実施と雪崩災害の防止活動

(1) 除雪対策

積雪による交通路を確保するため、迅速、的確に除雪作業の実施を図る。

① 実施責任者

町管理の施設についての除雪は、町長が行う。実施にあたっては、県及び地区住民等とよく協議し、協力を得て行う。

② 本町内の国道・県道については、県、町、その他関係機関で構成する「島根県雪害対策実施要領」の計画により除雪が行われるが、その他の路線についても優先順位を次の基準により定め、除雪に努める。

町が行う 除雪基準	1. 通学路の確保(給食運搬車通路等)	
	2. 通勤、物資輸送路の確保(定期バス運行路線等)	
	3. 医療・福祉機関への路線の確保	
	4. その他緊急に必要とする路線	
除雪路線	町道について	県道除雪の状況をみながら効率的に対応するものとする。
	県道について	本町内の県道についての除雪順位は「島根県雪害対策実施要領」の定める基準によるが、本町内の該当路線、区間等については、資料編のとおりである。
除雪方法	機械力除雪	除雪機械のオペレーターは、委託等により行う。
	委託除雪	必要に応じ民間業者等に委託して行う。
	人力除雪	機械力除雪を行うことが不可能または不適當な区間を必要により人力をもって行う。
除雪機械 及び除雪 要員	除雪機械	
	除雪に要する人員は、地区住民の協力により実施するが、豪雪等により組織的に多人数を必要とする場合は、第2編「第2章 第3節 広域応援体制」により、その協力を得るほか、労務者の雇上げを行う場合については、第2編「第2章 第1節 組織および配備動員計画」により実施する。	

(2) 雪崩災害の防止

雪崩災害の発生、拡大防止を図るため、町は、県と連携し迅速に活動体制を確立するとともに、専門技術者等による危険箇所の点検を実施し、危険箇所を発見した場合は、雪庇落とし、人工雪崩などの応急措置により事前に危険を排除する。

また、町は、危険箇所の住民等に対する周知を図り、避難勧告・指示の必要を認めた場合は、必要な措置を講じる。

5. 災害救助法の適用

平年に比して異常豪雪で、積雪量が多く、または短期間に集中的な降雪があり、除雪が追いつかず、これを放置すれば住宅が倒壊する恐れがあり、多数の者の生命または身体に危害を受ける恐れが生じた場合は、災害救助法を適用し、障害物の除去としての住宅の除雪等の救助を行う。

6. 救急・救助及び医療救護活動

(1) 救急・救助活動

町、県、県警察本部、消防本部等は、相互に連携し、迅速に救出・救助体制を確立し、救急・救助活動を実施する。

なお、町及び消防本部のみで救急・救助活動の実施が困難な場合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、応援の要請を行う。

(2) 医療救護活動

町及び消防本部は、県、島後医師会等の医療関係機関と連携を図りながら、雪害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

7. 交通の確保・緊急輸送活動

雪害に伴い、道路、港湾・漁港、航空機関等の機能を確保するため、各施設の管理者等は、必要な連絡をとりながら連携して、除雪、障害物の除去、応急復旧等の必要な措置を実施する。

8. 避難収容活動

(1) 孤立予想集落等

積雪による交通路の途絶が長期にわたる場合、生活必需品・医療品の不足、あるいは急病人等の搬出、火災等の消化活動の遅れ等、多くの問題が発生する。これらの事態に対処するため、生活必需品・医療品の確保については、常に地区住民に広報し、周知を図る。

また、急病人・火災等の発生に際し、速やかに連絡路を確保し、その活動を容易にするため消防機関とも協議し、その万全を期する。なお、本町内で孤立が予想される集落等は、**資料編**のとおりである。

(2) 避難勧告・指示等、避難誘導

町及び警察署、消防本部は連携して、地域住民の避難勧告・指示及び避難誘導を実施する。その際、雪崩災害等の危険、孤立地区の対策を考慮して避難先及び避難路を選定するとともに、除雪等により避難路の確保を図る。

(3) 施設対策

避難住民を収容する指定避難所の指定及び応急仮設住宅の設置にあたっては、雪崩災

害の危険、積雪期の気候、要配慮者などについて配慮する。

9. 災害広報等

(1) 情報発信活動

雪害が発生した場合には、県、町、消防本部を中心に、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては、報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、総務課（広報広聴係）での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧・復興

町は、県及びライフライン・交通輸送関係機関等と連携し、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を実施する。

1. 復旧にあたっての留意点

ライフライン・交通輸送関係機関等は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

なお、被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

2. 被災者等の生活再建等の支援

雪害発生時に多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的な困難や破綻等が生じることを踏まえ、町は、県及び防災関係機関等と協力し、生活再建等の支援を行う。

(1) 被災者生活再建支援法に基づく支援

第2編「第3章 第2節 生活再建等支援対策の実施」参照。

(2) 県単被災者生活再建支援制度に基づく支援

第2編「第3章 第2節 生活再建等支援対策の実施」参照。

(3) その他の生活再建等の支援方策

第2編「第3章 第2節 生活再建等支援対策の実施」参照。

第9章 ライフライン災害対策計画

※風水害等対策編 風水害対策計画(第2章第2節、第3章第16節)に準ずる

第10章 農業災害対策計画

第1節 災害予防及び対策

農作物等の防災基盤を確立するため、水害・干害等の災害に対する防災指導について定め、被害の防止、軽減に資することを目的とする。

1. 農業防災体制

気象長期予報または警報等に基づき、農作物等に著しい被害を及ぼす恐れがあるときは、県関係機関及び各農業関係機関、団体と協議または協力を得て、農業の防災に関する各種農技術対策の樹立と普及徹底に努めるとともに、必要に応じこれら関係機関を構成員とする農業災害対策本部(対策協議会)を設置する。なお、農業災害対策本部(対策協議会)は、町長を本部長とし、事務局を農林水産課内に置き、次の事項を協議または実施する。

- ① 異常天候による農作物、畜産等の防災対策に関すること。
- ② 各関係機関相互の連絡調整に関すること。
- ③ 防災対策の普及浸透措置を講ずること。
- ④ その他必要と認められること。

2. 農作物の災害予防対策

農作物の防災技術については、その都度県の指示あるいは独自の判断によりその対策を樹立するが、災害多発地帯については、平常時からパンフレットの配布等により指導の徹底を図る。

3. 防疫対策

(1) 実態の早期把握

町内の農作物等の災害及び病虫害や伝染病の発生状況等を早期に把握する。

(2) 防除の指示及び実施

県等との協議により緊急防除班を編成し、防除の実施にあたる。

4. 防除器具の確保

緊急防除の実施にあたり集中的に防除器具の使用ができるように努める。